

# 協定項目以外の調整方針 (Cランク)

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

## 目 次

1. 企画財政部会		
企画分科会	1	
秘書広報分科会	1 2	
財政分科会	1 7	
人権分科会	2 2	
会計分科会	2 3	
2. 総務部会		
総務分科会	2 6	
消防交通分科会	4 2	
人事給与分科会	5 6	
税務分科会	6 9	
管財分科会	8 5	
議会分科会	1 0 2	
選挙管理分科会	1 0 4	
監査分科会	1 1 2	
3. 住民部会		
住民分科会	1 1 8	
保険年金分科会	1 2 8	
環境分科会	1 3 8	
4. 福祉部会		
高齢福祉分科会	1 4 9	
社会福祉分科会	1 7 2	
児童福祉分科会	1 8 3	
保健分科会	1 8 6	
5. 経済部会		
商工観光分科会	2 0 0	
農林分科会	2 1 1	
農業委員会分科会	2 2 7	
6. 建設部会		
都市整備分科会	2 3 3	
都市管理分科会	2 4 1	
都市計画分科会	2 5 2	
建築分科会	2 6 5	
7. 上下水道部会		
水道分科会	2 7 5	
下水道分科会	3 0 0	
8. 教育部会		
学校教育分科会	3 2 0	
スポーツ分科会	3 4 7	
生涯学習分科会	3 5 0	

様式 2

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクC）

企画財政部会 企画分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	総合計画に関するこ と	基本構想 H18～27年度 前期基本計画 H18～22年度	基本構想 H13～22年度 後期基本計画 H18～22年度	基本構想 H13～22年度 後期基本計画 H18～22年度	基本構想 H18～22年度 基本計画 H18～22年度	新市における総合的な計 画であるため、合併後、 新市において新規に策定 する。
	2					
2	実施計画に関するこ と	実施計画を事務事業評価と一 体的に策定し、公表している。	平成 19 年度より行政評価制 度の導入に伴い実施計画は策 定していない。	実施計画を策定し、公表して いる。	実施計画を策定し、公表して いる。	新市における基本構想と の整合を図るため、従来 の実績を尊重しつつ、合 併後に再編する。
	3					
3	地域振興に関するこ と	本市の地域振興施策を総合的 に推進するために、関係機関 及び庁内の連絡調整を行う。	本町の地域振興施策を総合的 に推進するために、関係機関 及び庁内の連絡調整を行う。	本町の地域振興施策を総合的 に推進するために、関係機関 及び庁内の連絡調整を行う。	本町の地域振興施策を総合的 に推進するために、関係機関 及び庁内の連絡調整を行う。	1市3町の内容が同一で あるため、現行のとおり とする。
	5					
4	ふるさと融資に関す ること	栃木市地域総合整備資金貸付 に関して、申請及び連絡調整 を行う。現在、償還を受けて いる事業者がある。	該当なし	藤岡町地域総合整備資金貸付 に関して、申請及び連絡調整 を行う。現在、償還を受けて いる事業者がある。	該当なし	融資事業者があるため、 栃木市・藤岡町の例によ り合併時に統合する。
	7					
5	構造改革特区・地域 再生に関するこ と	申請等の事務手続きを行な う。 構造改革特区は認定がない。 地域再生は認定事業がある。	申請等の事務手続きを行な う。 構造改革特区は認定がない。 地域再生は認定事業がある。	申請等の事務手続きを行な う。 構造改革特区は認定がない。 地域再生は認定事業がある。	申請等の事務手続きを行な う。 構造改革特区は認定がない。 地域再生は認定事業がある。	1市3町の事務が同一で あるため、現行のとおり とする。
	9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	基幹統計調査に関する こと	各種基幹統計調査の実施	各種基幹統計調査の実施	各種基幹統計調査の実施	各種基幹統計調査の実施	1市3町の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	10					
7	統計調査員確保対策 事業に関する こと	統計調査員の確保とその資質の向上を図る。	統計調査員の確保とその資質の向上を図る。 大平町統計推進協議会に補助を行う。	統計調査員の確保とその資質の向上を図る。	統計調査員の確保とその資質の向上を図る。	大平町において協議会を設置しているため、合併後に再編する。
	11					
8	統計書作成に関する こと	基本的な統計資料を総合的に集録する。 資料により統計書を作成している。	基本的な統計資料を総合的に集録する。 資料はホームページに掲載している。	統計書は作成していない。 町勢要覧（5年毎）に統計資料編と掲載している。	統計書は作成していない。 町勢要覧（5年毎）に統計資料編と掲載している。	1市3町の基礎データを1つに統合し、合併後に統計書の作成について再編する。
	12					
9	公共用地先行取得特別会計に関する こと	栃木駅周辺地区の土地の管理や経理を明らかにするために、特別会計の中で処理を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市において特別会計により処理しているため、現行のとおりとする。
	32					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	庁議等会議に関する こと	庁議・部長会議・幹事課長会議及び都市経営推進本部会議を設置している。	庁議・課長会議・係長会議を設置している。	庁議・課長会議を設置している。	庁議・課長会議を設置している。	組織機構に合わせて検討のうえ、合併時に新たに設置する。
	3 3					
11	市町政全般の総合調整に関する こと	全庁又は複数の部等に係る事案について、総合調整を行う。	全庁又は複数の課等に係る事案について、総合調整を行う。	全庁又は複数の課等に係る事案について、総合調整を行う。	全庁又は複数の課等に係る事案について、総合調整を行う。	1市3町の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	3 7					
12	国土利用計画に関する こと	国土利用計画法及び国土調査法に基づく本県及び本市に関する土地利用の各種調査等に対して、庁内の連絡調整を行う。	国土利用計画法及び国土調査法に基づく本県及び本町に関する土地利用の各種調査等に対して、庁内の連絡調整を行う。	国土利用計画法及び国土調査法に基づく本県及び本町に関する土地利用の各種調査等に対して、庁内の連絡調整を行う。	国土利用計画法及び国土調査法に基づく本県及び本町に関する土地利用の各種調査等に対して、庁内の連絡調整を行う。	1市3町の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	5 2					
13	行政評価に関する こと	行政評価を実施 ・予算と連動した事務事業評価を実施している。 ・全体施策評価と特定施策評価を実施している。	行政評価を実施 ・事務事業評価を実施している。 ・施策評価を実施している。	該当なし	該当なし	新市において制度の検討が必要なため、従来の実績を尊重しつつ、合併後に再編する。
	5 8					
14	国会等首都機能移転に関する こと	栃木・福島地域への首都機能移転のための陳情活動、広報活動を行う。	栃木・福島地域への首都機能移転のための陳情活動、広報活動を行う。	栃木・福島地域への首都機能移転のための陳情活動、広報活動を行う。	栃木・福島地域への首都機能移転のための陳情活動、広報活動を行う。	1市3町の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	5 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	地域連携協議会（宇都宮大学）に関する こと	宇都宮大学の知的財産を地域振興に活用するための組織である。	宇都宮大学の知的財産を地域振興に活用するための組織である。	宇都宮大学の知的財産を地域振興に活用するための組織である。	該当なし	関係市町により構成される協議会であるため、新市において継続して加入する。
	6 2					
16	国県等提言・要望活動に関する こと	国や県に対して陳情、要望活動を計画実施する。	国や県への施策要望を各課に照会し提出する。	国や県への施策要望を各課に照会し提出する。	国や県への施策要望を各課に照会し提出する。	1市3町の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	6 4					
17	旧栃木駅舎活用に関する こと	旧栃木駅舎保存施設の管理運営やイベントの開催等、地域振興の目的に適するよう指導助言する。	該当なし	該当なし	該当なし	独自施設の運営委員会があるため、栃木市の例により合併後に統合する。
	6 6					
18	栃木駅南部地域整備推進協議会に関する こと	栃木市及び大平町にわたる栃木駅南部地域の整備を図る。 【構成】 栃木県・栃木市・大平町	栃木市及び大平町にわたる栃木駅南部地域の整備を図る。 【構成】 栃木県・栃木市・大平町	該当なし	該当なし	県と栃木市、大平町で構成された協議会であるため、従来の実績を尊重しつつ、合併後に再編する。
	6 8					
19	都市再生事業（地活債）に関する こと	地域活性化事業計画の庁内調整を行い県へ申請する。	財政係と協力し、地域活性化事業計画の庁内調整を行い県へ申請する。	財政係と協力し、地域活性化事業計画の庁内調整を行い県へ申請する。	地域活性化事業計画の庁内調整を行い県へ申請する。	1市3町の事務が同一であるため、現行のとおりとする。
	6 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	東武日光鬼怒川線沿線活性化連絡協議会に関する事	【構成】3市5町 【内容】沿線情報誌の編集、発行イベント情報の発行	【構成】3市5町 【内容】沿線情報誌の編集、発行イベント情報の発行	【構成】3市5町 【内容】沿線情報誌の編集、発行イベント情報の発行	【構成】3市5町 【内容】沿線情報誌の編集、発行イベント情報の発行	関係市町により構成される協議会であるため、新市において継続して加入する。
	70					
21	首都圏都市開発区域関係都市協議会に関する事	【構成】25市 【内容】都市開発区域に関する関係当局への要望を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	関係市により構成される協議会であるため、新市において継続して加入する。
	73					
22	下野いにしえネットワーク事業推進会議に関する事	【構成】栃木市・下野市 【内容】下野いにしえネットワーク整備基本計画に関し、情報交換、連絡等を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	関係市により構成される推進会議であるため、新市において継続して加入する。
	76					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	栃木県南部地方拠点都市地域整備推進協議会に関する事	【構成】5市6町 【内容】 拠点法に基づく、基本計画の策定及び整備事業の推進を行う。	【構成】5市6町 【内容】 拠点法に基づく、基本計画の策定及び整備事業の推進を行う。	【構成】5市6町 【内容】 拠点法に基づく、基本計画の策定及び整備事業の推進を行う。	【構成】5市6町 【内容】 拠点法に基づく、基本計画の策定及び整備事業の推進を行う。	関係市町により構成される協議会であるため、新市において継続して加入する。
	77					
24	下都賀総合病院に関する事	運営委員会等で、移転新築について検討を行う。	運営委員会等で、移転新築について検討を行う。	運営委員会等で、移転新築について検討を行う。	運営委員会等で、移転新築について検討を行う。	1市3町の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	78					
25	少年自然の家(施設)の活用に関する事	移転後の施設等の利用について、関係機関との調整を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	県施設の廃止後の利用検討であるため、栃木市の例により合併後に統合する。
	79					
26	県南児童相談所の移転に関する事	県南児童相談所の建設について、協議を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	県施設の移転等の検討であるため、栃木市の例により合併後に統合する。
	81					
27	思川開発事業に関する事	南摩ダムを建設して洪水調整を行うとともに、水資源開発を行う。	南摩ダムを建設して洪水調整を行うとともに、水資源開発を行う。	南摩ダムを建設して洪水調整を行うとともに、水資源開発を行う。	南摩ダムを建設して洪水調整を行うとともに、水資源開発を行う。	1市3町の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	82					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	栃木県南部水資源開発促進協議会に関する事	【構成】3市7町 【内容】 要望活動等（国土交通省・水資源機構）	【構成】3市7町 【内容】 要望活動等（国土交通省・水資源機構）	【構成】3市7町 【内容】 要望活動等（国土交通省・水資源機構）	【構成】3市7町 【内容】 要望活動等（国土交通省・水資源機構）	関係市町により構成される協議会であるため、新市において継続して加入する。
	83					
29	両毛線整備促進期成同盟会に関する事	【構成】9市2町 【内容】 要望活動等（JR 東日本 高崎支社）	【構成】9市2町 【内容】 要望活動等（JR 東日本 高崎支社）	該当なし	該当なし	関係市町により構成される期成同盟会であるため、新市において継続して加入する。
	84					
30	栃木ガス株式会社に関する事	市が出資し、市長が取締役に就任している。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市長が取締役となっているため、栃木市の例により合併後に統合する。
	85					
31	県統計協会等に関する事	・栃木県統計協会への協力 ・栃木県都市統計事務研究会への参加	・栃木県統計協会への協力 ・下都賀郡統計事務研究会への参加	・栃木県統計協会への協力 ・下都賀郡統計事務研究会への参加	・栃木県統計協会への協力 ・下都賀郡統計事務研究会への参加	加入する統計事務研究会に差異があるため、栃木市の例により合併後に統合する。
	87					
32	ペアーレトチギに関する事	当該施設の機能を維持・存続する民間事業者に対して補助金等の支援を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	事業の経緯を踏まえ、平成23年度まで現行のとおりとする。
	89					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	地上デジタル放送移行に関する事	関係機関との情報交換、調整、庁内関係各課との情報交換、調整を行う。	関係機関との情報交換、調整、庁内関係各課との情報交換、調整を行う。	関係機関との情報交換、調整、庁内関係各課との情報交換、調整を行う。	関係機関との情報交換、調整、庁内関係各課との情報交換、調整を行う。	基本的に内容・目的が同一であるため、現行のとおりとする。
	90					
34	東北新幹線小山駅停車増便促進期成同盟会に関する事	【構成】8市 【内容】東北新幹線の小山駅停車の増便を促進するため、連絡調整を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	関係市により構成される期成同盟会であるため、新市において継続して加入する。
	91					
35	わがまち自慢推進事業に関する事	各単位事業を担当する関係各課との連絡調整 県担当課との当該交付金の導入に向けた調整	各単位事業を担当する関係各課との連絡調整 県担当課との当該交付金の導入に向けた調整	各単位事業を担当する関係各課との連絡調整 県担当課との当該交付金の導入に向けた調整	各単位事業を担当する関係各課との連絡調整 県担当課との当該交付金の導入に向けた調整	1市3町が取り組んでいる県事業であるため、現行のとおりとする。
	93					
36	青年会議所に関する事	賛助会員として職員が参加しており、交流について必要な情報交換や連絡・調整を行う。	賛助会員として職員が参加しており、交流について必要な情報交換や連絡・調整を行う。	該当なし	賛助会員として職員が参加しており、交流について必要な情報交換や連絡・調整を行う。	1市2町が職員交流を実施しているため、合併後に再編する。
	94					
37	シビックセンター施設計画に関する事	栃木市シビックコア地区整備計画に位置づけられている、シビックセンターの整備を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	シビックコア地区整備計画におけるシビックセンター施設計画のため、栃木市の例により合併後に統合する。
	95					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
38	大規模未利用地に関する こと	大規模未利用地の有効活用の 推進を図る。 ・栃木警察署跡地 ・栃木駅周辺地区	該当なし	該当なし	該当なし	該当地が栃木市のみのた め、現行のとおりとす る。
	9 6					
39	総合的な土地利用に 関すること	総合的、計画的な土地利用の ため、庁内における連絡調整 を行う。 ・土地利用対策委員会の設置	総合的、計画的な土地利用の ため、庁内における連絡調整 を行う。 ・土地利用対策委員会の設置	総合的、計画的な土地利用の ため、庁内における連絡調整 を行う。	総合的、計画的な土地利用の ため、庁内における連絡調整 を行う。 ・土地利用連絡調整委員会の 設置	土地利用対策委員会等の 有無や構成等が異なるこ とから、合併後に再編す る。
	9 7					
40	地下水揚水施設に関 すること	市町村を經由して知事への届 出等の事務を行う。	市町村を經由して知事への届 出等の事務を行う。	市町村を經由して知事への届 出等の事務を行う。	市町村を經由して知事への届 出等の事務を行う。	1市3町の内容が同一で あるため、現行のとおり とする。
	9 8					
41	県南広域的水道整備 協議会に関する こと	【構成】 県、2市7町 【内容】 県南広域的水道整備計画の策 定に向けた協議等	【構成】 県、2市7町 【内容】 県南広域的水道整備計画の策 定に向けた協議等	【構成】 県、2市7町 【内容】 県南広域的水道整備計画の策 定に向けた協議等	【構成】 県、2市7町 【内容】 県南広域的水道整備計画の策 定に向けた協議等	県及び関係市町により構 成される協議会であるた め、新市において継続し て加入する。
	9 9					
42	その他水資源及びエ ネルギー対策の企画 調整に関する こと	水資源及びエネルギー関係の 情報収集、調査研究に関する 事務を行う。	水資源及びエネルギー関係の 情報収集、調査研究に関する 事務を行う。	水資源及びエネルギー関係の 情報収集、調査研究に関する 事務を行う。	水資源及びエネルギー関係の 情報収集、調査研究に関する 事務を行う。	1市3町の内容が同一で あるため、現行のとおり とする。
	1 0 0					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
43	北関東自動車道に関する こと	沿線市町のPRとともに、ドライブマップの作成や、交流フェア等イベント参加の調整を行う。	該当なし	該当なし	沿線市町のPRとともに、ドライブマップの作成や、交流フェア等イベント参加の調整を行う。	沿線の1市1町において行っている事務のため、栃木市・都賀町の例により合併後に統合する。
	103					
44	県庁堀周辺整備に関する こと	第一小と第二小を学校教育と社会教育の融合型の学校として統合・再編する。	該当なし	該当なし	該当なし	第一小・第二小の統合小学校の整備のため、栃木市の例により合併後に統合する。
	104					
45	北関東新潟地域連携 軸推進協議会に関する こと	平成15年度脱退	【構成】 新潟、群馬、栃木、茨城の市町村 【内容】 災害時の相互協力等	平成16年度脱退	平成14年度脱退	関係市町村により構成される協議会であるため、新市において継続して加入する。
	105					
46	まちづくり支援に関する こと	各地区の地域づくりのため、各まちづくり協議会（皆川・吹上・寺尾）等と協働してまちづくりの支援を行っている。	おおひらコンシェルジュ制度やまちの駅ネットワークおおひら等の活動に対して、支援を実施する。	まちづくり委員会の活動を受け、21年度にまちづくり団体の組織化が行われる予定であり、今後支援を行っていく。	頑張る地域・グループ応援事業を実施し、独自に地域の活力を高める活動を表彰・応援する。 大柵十文字西地区土地利用研究会が組織され、支援を行っていく。	まちづくり団体等の意向を踏まえ、従来の実績を尊重しつつ、合併後に再編する。
	106					
47	まちづくり委員会等 に関する こと	該当なし	「大平町の将来を考える町民フォーラム」に関する事務を行う。	「藤岡町まちづくり委員会」に関する事務を行う。	該当なし	従来のまちづくりの実績を尊重しつつ、合併後に新たな制度を検討し再編する。
	107					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
48	フラワーロード事業 に関すること	該当なし	該当なし	フラワーロード事業者を補助し、道路の植樹帯や路肩・畑等に花の苗や種を配布し植付を行う。	該当なし	制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、合併後に市域全体の均衡を保つよう統合する。
	108					
49	役場親しみ事業に関する こと	該当なし	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加事業による気軽な役場の創出</li> <li>・町民と職員のふれ合いによる意見交換の場</li> <li>・親しみやすい事業による行政への関心の喚起</li> </ul>	従来からの実績を尊重しつつ、合併後に市域全体の均衡を保つよう再編する。
	111					
50	ふるさと納税に関する こと	ふるさと納税に関する事務を行う。 7事業の指定コースがある。	ふるさと納税に関する事務を行う。 基金や使途事業はない。	ふるさと納税に関する事務を行う。 基金や使途事業はない。	ふるさと納税に関する事務を行う。 基金より管理し、7事業の指定コースがある。	1市3町の取扱いを同一にするため、従前の実績を尊重しつつ、合併時に再編する。
	114					
51	辺地に関する こと	辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図る。(指定地区：栃木市出流町)	該当なし	該当なし	該当なし	辺地地域の指定を受けているため、栃木市の例により合併時に統合する。
	135					

様式 2

## 栃木地区合併協議会への報告（ランクC）

企画財政部会 秘書広報分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	記者クラブに関すること	<b>【内容】</b> ①記者発表資料など、各課及び報道機関との連絡調整 ②報道記事の記録・ファイリング <b>【栃木記者会（中央記者クラブ）加盟社】</b> ①読売新聞栃木通信部 ②朝日新聞栃木支局 ③下野新聞栃木支局・藤岡支局 ④毎日新聞栃木通信部 <b>【地方記者クラブ加盟社】</b> ①情報とちぎ新聞社 ②グラフ北関東	該当なし	該当なし	該当なし	記者クラブは、栃木市のみの制度であることから、栃木市の例により新市に引き継ぐ。
	1					
2	記者会見に関すること	<b>【栃木記者会主催】</b> ①定例記者会見 栃木記者会主催により毎月1回開催。 市長が、各種施策等の説明を行う。 ②臨時記者会見 記者会を対象に随時。 ※記者会の申し合わせにより産経、東京、NHK 3社が記者会見に同席 ※記者会以外の報道機関へは、会見後に同じ資料で情報提供 <b>【市主催】</b> ①予算記者会見 市主催で、新年度予算（案）の発表を行う。記者会以外の報道機関も対象とする。	<b>【町主催】</b> 必要に応じ記者会見を開催する。報道機関には栃木記者会幹事を通じて連絡するほか、必要に応じその他の報道機関にも連絡する。	<b>【町主催】</b> 必要に応じ記者会見を開催する。報道機関には栃木記者会幹事を通じて連絡するほか、必要に応じその他の報道機関にも連絡する。	<b>【町主催】</b> 必要に応じ記者会見を開催する。報道機関には栃木記者会幹事を通じて連絡するほか、必要に応じその他の報道機関にも連絡する。	記者クラブとの関連があることから、栃木市の例により合併時に統合する。
	2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	広報計画に関すること	<p>【内容】</p> <p>広報事業に関する基本事項を記載した広報計画を作成する。広報計画は、各課に配布するとともにイントラネットで周知する。</p> <p>広報員を各課 1 名選任し、研修等を通し対外的な情報提供の重要性について周知徹底を図る。</p>	<p>【内容】</p> <p>広報事業の実施について庁内各課に適時周知する。</p>	<p>【内容】</p> <p>広報事業の実施について庁内各課に適時周知する。</p>	<p>【内容】</p> <p>広報事業の実施について各課にインフォメーションで周知する。</p> <p>広報主任者を各課 1 名選任し、毎月 1 回広報発行について意見交換や連絡事項の周知徹底を図るための広報主任者会を開催</p>	各市町の例を参考にし、合併時に再編する。
	3					
4	テレビ放送委託に関すること	<p>【概要】</p> <p>ケーブルテレビ(株)及び(株)とちぎテレビに番組制作を委託している。</p> <p>【内容】</p> <p>①自治体広報番組「栃木市からこんにちは」 (15分番組/4月～5月の1週間/1日8回計56回放送)</p> <p>②静止画放送番組「栃木市の時間」ほか (23分番組/毎日/1日9回放送)</p> <p>③新春特別番組「わが街発！」 (10分番組/1月上旬2回回放送)</p>	<p>【概要】</p> <p>ケーブルテレビ(株)及び(株)とちぎテレビに番組制作を委託している。</p> <p>【内容】</p> <p>①自治体広報番組「大平町からこんにちは」 10分番組/4月</p> <p>②静止画放送「大平町の時間」3分番組/毎日</p> <p>③新春特別番組 「新年のご挨拶 大平町」5分番組/1月 「わが街発！」10分番組/1月</p>	<p>【概要】</p> <p>ケーブルテレビ株式会社にコミュニティチャンネル番組制作を委託している。</p> <p>【内容】</p> <p>①自治体広報番組「藤岡町からこんにちは」</p> <p>②静止画放送番組「藤岡町の時間」ほか</p>	<p>【概要】</p> <p>ケーブルテレビ(株)に番組制作を委託している。</p> <p>【内容】</p> <p>①自治体広報番組「都賀町からこんにちは」 (10分番組/4月～5月の1週間/1日13回放送)</p> <p>②静止画放送番組「都賀町の時間」ほか (3分番組/毎日/1日9回放送)</p>	委託内容等について各市町とテレビ放送会社間で協議し、合併時に再編する。
	5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	公共施設見学 に関すること	<b>【内容】</b> ①定例見学 平成20年度から廃止 ・市内施設めぐり ・親子施設めぐり ②その他の見学 随時実施 ・学校からの申込みを受け、小学生等の市庁舎見学の案内を行う。	<b>【内容】</b> 学校からの申込みを受け、小学生等の町役場見学の案内を行う。 随時実施	<b>【内容】</b> 学校からの申込みを受け、小学生等の町役場見学の案内を行う。 随時実施	<b>【内容】</b> 学校からの申込みを受け、小学生等の町役場見学の案内を行う。 随時実施	新市における各地域間相互理解の手段として定例見学の必要性を含め、合併後に再編する。
	9					
6	報道機関対応 に関すること	<b>【報道機関への情報提供】</b> 報道機関をおし広く発信したい情報については、随時各課において情報提供連絡票を作成し、広報広聴担当が取りまとめのうえFAXにより情報提供する。 (17社に送信、イベント系については+9社) <b>【報道機関からの問合せ】</b> 報道機関からの問合せ等に関しては、基本的に広報広聴担当が窓口となり、各課との取材調整を行う。	<b>【内容】</b> 報道機関をおし広く発信したい情報は、随時、各課で情報を提供する。 広報担当は、各課が情報提供した内容を把握する。	<b>【内容】</b> 報道機関をおし広く発信したい情報は、随時、各課で報道機関に情報を提供する。	<b>【内容】</b> 報道機関をおし広く発信したい情報は、随時、各課で報道機関に情報を提供する。	各市町の例を参考に効率的な情報提供方法を検討し、合併時に再編する。
	12					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	ふるさと大使事業等に関する事	<b>【概要】</b> とちぎ蔵の街大使事業 (平成15年7月の任期終了後、休止中) 市の魅力を発信し、イメージアップを図るため、市にゆかりがあり各界で活躍している方を「とちぎ蔵の街大使」として委嘱し、広報活動や助言をしてもらうもの ①定数 50人以内 ②任期 2年 ③報酬 なし <b>【その他】</b> 委嘱等は休止しているが、現在においても本市にゆかりのある方々に対しては、毎月「広報とちぎ」を郵送し栃木の様子をお伝えし、関係を保っている。	<b>【概要】</b> 東京栃木県人会に入会している本町出身者の内、希望者に毎月「広報おおひら」を郵送している。	該当なし	該当なし	これまでの実績を踏まえ、新市の戦略的なPR効果等を期待し、合併後に再編する。
	16					
8	市町村長会に関する事	<b>【概要】</b> (1) 市政に関する県内各市との連絡調整 ・年4回市長会議開催 (2) 国・県への要望 ・年2回要望 (3) 行財政に関する調査研究 (4) 研修、講演会等の開催	<b>【概要】</b> (1) 町政に関する連絡調整 (2) 地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出に関する事項 (3) 行政、財政に関する事項 (4) 研究会・講習会等の開催、他	<b>【概要】</b> (1) 町政に関する連絡調整 (2) 地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出に関する事項 (3) 行政、財政に関する事項 (4) 研究会・講習会等の開催、他	<b>【概要】</b> (1) 町政に関する連絡調整 (2) 地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出に関する事項 (3) 行政、財政に関する事項 (4) 研究会・講習会等の開催、他	栃木県市長会に引き続き新市として加入し、栃木県町村会は退会する。
	18					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	市(町)長・副市(町)長の秘書に関すること	【概要】 (1) 日程調整・管理 (2) 出張時の随行 (3) 来客接待 (4) 市長交際費の管理・執行	【概要】 (1) 日程調整・管理 (2) 来客接待 (3) 町長交際費の管理・執行	【概要】 (1) 日程調整・管理 (2) 来客接待 (3) 町長交際費の管理・執行	【概要】 (1) 日程調整・管理 (2) 来客接待 (3) 町長交際費の管理・執行	合併時に再編する。
	19					
10	一日町長体験事業に関すること	該当なし	該当なし	該当なし	【概要】 開かれた町政を推進するため、毎年1人町民からHPや広報紙で公募する。 ・イベント編 イベントの視察や参加をし、一日町長のコーナーで町民と対話する。 ・平日編 各課・町施設の視察し、模擬会議等へ出席する。 ・子ども編 各課視察（スタンプラリー）、町施設の視察をする。 ・各ケースとも最後に町長と懇談し、後日レポートや感想文（絵）を提出する。	他の広聴事業と併せ、合併後に再編する。
	25					

様式 2

## 栃木地区合併協議会への報告（ランクC）

企画財政部会 財政分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	財政計画に関すること	【総合計画前期基本計画財政見直し】H18年度～27年度の一般会計財政見直し 【中期財政の見直し】5年間の見直し額を推計	【財政健全化計画】平成19年度から23年度までの5年間の財政推計	将来2年間の財政計画を策定し、振興計画実施計画書に掲載	第5次都賀町振興計画を策定し、平成18年度から22年度までの5カ年間で、毎年実施計画を見直し	計画期間、計画内容、作成時期、計画作成目的に差異があるため、合併後に再編する。
	4					
2	財政分析に関すること	【公会計財務諸表】毎年総務省方式によりバランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書を作成し秋に公表。 【財政に関する指標】毎年「財政に関する指標」を作成	【公会計財務諸表】毎年総務省方式によりバランスシートを作成	【公会計財務諸表】毎年総務省方式によりバランスシートを作成	【公会計財務諸表】毎年総務省方式によりバランスシートを作成	公会計財務諸表ほか財政分析に関する書類はその存在に差異があるため、合併後に再編する。
	5					
3	予算の繰越に関すること	繰越申請書の提出（4月30日まで財政課長へ）	繰越申請書の提出（5月20日まで企画財政課長へ）	繰越申請書の提出（5月15日まで財政管理課長へ）	繰越申請書の提出（5月20日まで政策財務課長へ）	大きな差異はないが、繰越申請書の提出時期に差異があり、各市町の財務規則においてその期限が設定されているため、原則栃木市の制度を基準として合併時に再編又は統合する。
	7					
4	予算の流充用に関すること	歳出予算の項間の流用又は配当予算の目、事業若しくは節間の流用を必要とする場合は、予算流用申請決議書を財政課長に提出する。	各項の経費に金額を流用するとき、又は配当予算の目若しくは、事業間、節間の流用を必要とするときは、予算流用伺書を作成し、町長の決裁を受け会計管理者に通知する。	各項の経費の金額を流用するとき、又は配当予算の目若しくは節間の金額の流用を必要とするときは、予算流用伺兼通知書を作成し、町長の決裁を受け、会計管理者に通知する。	項間の流用又は配当予算の目若しくは節間の流用を必要とする場合は、予算流用調書を政策財務課長に提出する。	栃木市及び大平町は事業別執行のため事業間流用があるが、他2町にはない。流充用の決裁権者に差異がある。そのため、合併時に再編又は統合する。
	8					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	債務負担行為に関すること	継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、債務を負担する行為についての内容を定める。 事項名称例 ・農業近代化資金利子補給 ・そのべ児童館管理運営委託 ・栃木県信用保証協会の平成20年度栃木市中小企業緊急景気対策特別資金融資保証に対する損失補償	継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、債務を負担する行為についての内容を定める。 事項名称例 ・農業近代化資金利子補給 ・まちづくり交流センター指定管理業務委託	継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、債務を負担する行為についての内容を定める。 事項名称例 ・財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の借入金に対する債務の損失補償	継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、債務を負担する行為についての内容を定める。 事項名称例 ・農業近代化資金利子補給金	債務負担行為については、地方自治法施行規則に様式が定められているため大きな差異は無いが、事項名称に差異があるため、合併時に再編又は統合する。
	10					
6	起債管理システムに関すること	GCC起債管理システム(日立管理)	TKC起債管理システム	TKC起債管理システム	TKC起債管理システム	財務会計システムと関連する。合併時いずれかのシステムに統合する。
	11					
7	地方債(公債費)に関すること	<b>【銀行等引受資金の借入】</b> ①利率の競争原理を取り入れた借入要領策定。 ②貸付利率を複数金融機関へ照会	<b>【銀行等引受資金の借入】</b> ①指定金融機関、収納代理金融機関へ貸付利率を照会	<b>【銀行等引受資金の借入】</b> ①指定金融機関、収納代理金融機関へ貸付利率を照会	<b>【銀行等引受資金の借入】</b> ①指定金融機関、収納代理金融機関へ貸付利率を照会	起債同意までの事務上の手続きに大きな差異はないが、銀行等引受資金の借入に差異があるため、銀行等引受資金の借入について、合併時に統合する。
	12					
8	一時借入金に関すること	ここ数年は、一時借入金の実績なし。 基金繰替え運用を行っている。	ここ数年は、一時借入金の実績なし。 基金繰替え運用を行っている。	一時借入金の実績なし。 基金繰替え運用(過去に1度)を行っている。	一時借入金の実績なし。 基金繰替え運用(過去に1度)を行っている。	栃木市は当座貸越取引により一時借入することが出来るが、3町は設定していないため、合併時に統合する。
	13					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	地方交付税等に関すること	【普通交付税・地方特例交付金の算定事務】 【特別交付税の算定事務】	【普通交付税・地方特例交付金の算定事務】 【特別交付税の算定事務】	【普通交付税・地方特例交付金の算定事務】 【特別交付税の算定事務】	【普通交付税・地方特例交付金の算定事務】 【特別交付税の算定事務】	差異はなく、現行のとおりとする。
	15					
10	財政事情の公表に関すること(財政状況の公表)	【公表時期】 5月及び11月(市財政状況の公表に関する条例による)	【公表時期】 6月及び12月(町条例による)	【公表時期】 5月1日及び11月1日(町条例による)	【公表時期】 6月及び12月(町条例による)	公表項目、公表時期に差異があるため、合併時に再編又は統合する。
	16					
11	決算統計等に関すること	【地方財政状況調査表(決算統計)】 【公共施設状況調査】 【公害防止決算】	【地方財政状況調査表(決算統計)】 【公共施設状況調査】 【公害防止決算】	【地方財政状況調査表(決算統計)】 【公共施設状況調査】 【公害防止決算】	【地方財政状況調査表(決算統計)】 【公共施設状況調査】 【公害防止決算】	県を通じ国へ提出しているため、大きな差異はなく、現行のとおりとする。
	18					
12	予算の配当に関すること	資金計画を作成する。 年度間予算執行計画を作成する。 各課に予算の一括配当通知をする。	資金計画を作成する。 年度間予算執行計画を作成する。 各課に4半期ごとに予算配当通知をする。	資金計画を作成する。 年度間予算執行計画を作成する。 各課に予算の一括配当通知をする。	資金計画を作成する。 年度間予算執行計画を作成する。 各課に予算の一括配当通知をする。	栃木市、藤岡町、都賀町は一括配当、大平町は四半期ごと配当しているため、合併時に再編又は統合する。
	22					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	決算審査、認定 に関すること	<p>【地方自治法第 233 条第 5 項主要な施策の成果を説明する書類】</p> <p>決算状況報告書、決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の状況〔付 主要事務事業報告書〕を決算書とともに議会へ提出</p>	<p>【地方自治法第 233 条第 5 項主要な施策の成果を説明する書類】</p> <p>年度ごとに、資料「歳入歳出決算説明書」を作成し、財政分析を行う。</p>	<p>【地方自治法第 233 条第 5 項主要な施策の成果を説明する書類】</p> <p>年度ごとに、資料「歳入歳出決算附属資料」を作成し、財政分析を行う。</p>	<p>【地方自治法第 233 条第 5 項主要な施策の成果を説明する書類】</p> <p>年度毎に、下記内容の資料「決算に関する附属資料」を作成し、財政分析を行う。</p>	<p>地方自治法第 233 条第 5 項主要な施策の成果を説明する書類は、どの団体も作成しているが、内容に差異があるため、合併後に再編又は統合する。</p>
	2 3					
14	事務事業評価 に関すること	<p>当初予算編成と一体的に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課評価表作成</li> <li>・H21年度部分内示</li> <li>・H22年度部分内示</li> <li>・H22年度評価額復活要求及びヒアリング</li> <li>・H22年度部分事務事業評価最終内示</li> <li>・事務事業評価結果公表</li> </ul>	<p>次期総合振興計画策定に活用する。</p> <p>①担当者が評価する。</p> <p>②担当課長が、一次評価を行う。</p> <p>③一次評価を経た事務事業で、重要なものや見直し・廃止と評価されたものについて、町長、副町長、教育長、全課長で構成される二次評価会議で評価する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併後、事務事業評価を実施するかどうかも含め再編する。</p>
	2 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	財政健全化法 に関すること	<p>健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員に審査依頼を行う。</p> <p>議会報告用資料として、「健全化判断比率及び資金不足比率の状況」（決算状況報告書と同冊）を作成する。</p> <p>監査委員の意見書を付し、「健全化判断比率及び資金不足比率の状況」を議会に送付し、9月議会にて報告</p>	<p>健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員に審査依頼を行う。</p> <p>議会報告用資料として、4指標を歳入歳出決算説明書に記載する。</p> <p>監査委員の意見書を付し、9月議会（議員改選時は12月議会）にて報告</p>	<p>健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員に審査依頼を行う。</p> <p>議会報告用資料として、4指標を歳入歳出決算付属資料に記載する。</p> <p>監査委員の意見をつけて、健全化判断比率及び資金不足比率について9月議会にて報告</p>	<p>健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員に審査依頼を行う。</p> <p>監査委員の意見書を付し、9月議会にて報告</p>	<p>総務省の基準に基づき作成しているため数値作成及び議会報告までの手続きにおける差異はない。現行のとおりとする。</p>
	25					
16	財務規則改正 に関すること	<p>必要に応じ、財務規則の改正を行う。</p>	<p>必要に応じ、財務規則の改正を行う。</p>	<p>必要に応じ、財務規則の改正を行う。</p>	<p>必要に応じ、財務規則の改正を行う。</p>	<p>資料作成課、会議提案課に差異があるが、大きな差異はない。現行のとおりとする。</p>
	27					

様式 2

## 栃木地区合併協議会への報告（ランクC）

企画財政部会 人権分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	人権擁護委員に関すること	議会の同意を得て市長推薦により法務大臣委嘱 ・任期 3年 ・委員数 9名 栃木人権擁護委員協議会第一部会事務	議会の同意を得て町長推薦により法務大臣委嘱 ・任期 3年 ・委員数 5名 栃木人権擁護委員協議会第三部会事務	議会の同意を得て町長推薦により法務大臣委嘱 ・任期 3年 ・委員数 6名 栃木人権擁護委員協議会第三部会事務	議会の同意を得て町長推薦により法務大臣委嘱 ・任期 3年 ・委員数 3名 栃木人権擁護委員協議会第一部会事務	各市町に差異がないため、現行のとおりとする。
	1					
2	人権推進に係る啓発に関すること	・人権講演会の開催 ・特定職業従事者研修会等の開催  ・「人権週間」での啓発活動 ・「夏まつり」での街頭啓発 ・「広報とちぎ」への掲載 ・人権の花運動	・人権講演会の開催 ・現地視察（フィールドワーク）等の実施  ・「人権週間」での啓発活動 ・「隣保館まつり」での啓発 ・「広報おおひら」への掲載 ・人権の花運動	・人権講演会の開催 ・事業所、小中学校への啓発訪問  ・「人権週間」での啓発活動 ・「ふくしままつり」での啓発 ・「広報ふじおか」への掲載 ・人権の花運動	・「つがまつり」での啓発 ・「広報つが」への掲載 ・人権の花運動	新市において、効果・効率的な啓発を実施するため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	3					
3	同和問題に係る民間運動団体への委託事業に関すること	同和問題解消のため委託（2団体） ・人権同和問題の啓発及び各種相談、指導 ・各種実態調査 ・同和对策事業の推進	同和問題解消のため委託（1団体） ・高齢者等の巡回相談 ・人権関係団体との交流事業 ・人権同和問題の啓発 ・貸付金の償還推進	同和問題解消のため委託（1団体） ・同和問題の啓発 ・貸付金の償還指導 ・各種相談に関する事業 ・研修に関する事業	該当なし	同和問題解消のため、効果的な事業を実施する必要があり、新市における委託団体の設置状況を踏まえ、合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。
	9					



## 様式 2

## 栃木地区合併協議会への報告（ランクC）

企画財政部会 会計分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	現金の出納及び保管に関すること	【保管】歳計現金、運用基金及び歳入歳出外現金を併せて管理 【記録】各会計別、基金別及び歳入歳出外現金別に記録（システム出力）	【保管】歳計現金及び歳入歳出外現金を併せて管理 【記録】各会計別及び歳入歳出外現金別に記録（システム出力）	【保管】歳計現金及び歳入歳出外現金を併せて管理 【記録】各会計別及び歳入歳出外現金別に記録（システム出力）	【保管】歳計現金及び歳入歳出外現金を併せて管理 【記録】各会計別及び歳入歳出外現金別に記録（システム出力）	栃木市の例により合併時に統合する（ただし、「新財務会計システム」による）。
	1					
2	歳入歳出外現金に関すること	【科目数】 17 【出納、記録及び運用】歳計現金の出納の例による。	【科目数】 14 【出納、記録及び運用】歳計現金の出納の例による。	【科目数】 8 【出納、記録及び運用】歳計現金の出納の例による。	【科目数】 11 【出納、記録及び運用】歳計現金の出納の例による。	栃木市の例により合併時に統合する（ただし、科目名称については、「実務提要」を参考に調整）。
	2					
3	公金運用に関すること	【基準】基準により運用 【運用】各金融機関の定期預金、短期国債で運用	【基準】なし 【運用】各金融機関の定期預金で運用	【基準】基準により運用 【運用】各金融機関の定期預金で運用	【基準】なし 【運用】各金融機関の定期預金で運用	栃木市の例により合併時に統合する。
	3					
4	小切手の振出しに関すること	【指定金融機関への送付日】当日 【小切手の枚数】支払い、還付毎に1枚	【指定金融機関への送付日】前日までに 【小切手の枚数】現金払い、口座振込み、納付書払い毎に1枚（各、還付を含む）	【指定金融機関への送付日】3営業日前 【小切手の枚数】現金払い、口座振込み・納付書払い毎に1枚（各、還付を含む）	【指定金融機関への送付日】前々日 【小切手の枚数】会計別に現金払い、口座振込み・納付書払い、還付毎に1枚	栃木市の例により合併時に統合する。
	4					
5	指定金融機関等に関すること	【指定金融機関】足利銀行（栃木支店） 【収納代理金融機関】みずほ銀行など7金融機関	【指定金融機関】足利銀行（大平支店） 【収納代理金融機関】みずほ銀行など6金融機関	【指定金融機関】足利銀行（藤岡支店） 【収納代理金融機関】みずほ銀行など6金融機関	【指定金融機関】足利銀行（都賀支店） 【収納代理金融機関】みずほ銀行など7金融機関	栃木市の例により合併時に統合する（ただし、収納代理金融機関は全て存続）。
	5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	口座振替払い等に関する事	【支払日】原則水曜日 【伝送日】3営業日前	【支払日】3回/月 【伝送日】2営業日前	【支払日】6回/月 【伝送日】3営業日前	【支払日】3回/月 【伝送日】2営業日前	栃木市の例により合併時に統合する。
	6					
7	支出負担行為の確認及び支出命令書等の審査に関する事	【提出期限】支払日の8営業日前 【審査】法令に違反していないこと等を審査し、支出	【提出期限】支払予定表による締切日の午前中 【審査】法令に違反していないこと等を審査し、支出	【提出期限】支払日毎の提出日まで 【審査】法令に違反していないこと等を審査し、支出	【提出期限】支払日の14営業日前 【審査】法令に違反していないこと等を審査し、支出	栃木市の例により合併時に統合する。
	7					
8	有価証券等の出納及び保管に関する事	財務規則の規定により、有価証券の受け入れ、記録及び払出し	財務規則の規定はあるが、該当なし	財務規則の規定はあるが、該当なし	財務規則の規定はあるが、該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8					
9	物品の出納及び保管に関する事	財務規則の規定により、物品の受入、返納及び保管転換	財務規則の規定により、物品の受入、返納及び保管転換	財務規則の規定により、物品の受入、廃棄及び保管転換	財務規則の規定により、物品の受入、返納及び保管転換	栃木市の例により合併時に統合する。
	9					
10	会計管理者印等の公印の保管に関する事	【公印】1個 【窓口収納用職印】出納員及び分任出納員が使用する職印	【公印】2個 【窓口収納用職印】出納員が使用する職印	【公印】1個 【窓口収納用職印】出納員及び分任出納員が使用する職印	【公印】1個 【窓口収納用職印】出納員が使用する職印	栃木市の例により合併時に統合する。
	10					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	決算の調製に関すること	財務会計システムにより調製し、9月議会に報告 【調整】会計課 【印刷】会計課 【提出】総務課	財務会計システムにより調製し、9月議会に報告 【調整】会計課 【印刷】企画財政課 【提出】企画財政課	財務会計システムにより調製し、9月議会に報告 【調整】出納室 【印刷】財政管理課 【提出】財政管理課	財務会計システムにより調製し、9月議会に報告 【調整】出納室 【印刷】政策財務課 【提出】政策財務課	栃木市の例により合併時に統合する。ただし、内容については「新財務会計システム」による。
	1 1					
12	収納管理事務に関すること	OCR業務により、収納額及び収納件数の集計を税別に行う。 【読み込み】会計課	OCR業務により、収納額及び収納件数の集計を税別に行う。 【読み込み】税務課	OCR業務により、収納額及び収納件数の集計を税別に行う。 【読み込み】出納室（特徴は税務課）	OCR業務により、収納額及び収納件数の集計を税別に行う。 【読み込み】税務課	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 2					
13	出納事務の委任に関すること	出納員及び分任出納員を置く。（32課所）	出納員及び分任出納員を置く。（10課所）	出納員及び分任出納員を置く。（12課所）	出納員及び分任出納員を置く。（6課所）	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 3					
14	会計管理者口座への入金に関すること	収入書及び払戻請求書を指定金融機関に提出し、公金口座に入金	収入書及び払戻請求書を指定金融機関に提出し、公金口座に入金	収入書及び払戻請求書を指定金融機関に提出し、公金口座に入金	収入書及び払戻請求書を指定金融機関に提出し、公金口座に入金	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 4					
15	消耗品の払い出しに関すること	【購入・保管】財政課からの預かり予算で購入・保管 【払い出し】消耗品交付システムによる（毎日）。	【購入・保管】管財課に購入依頼し、会計課で保管 【払い出し】原則水曜日に「消耗品請求兼領収書」による。	【購入・保管】出納室の予算内で購入・保管 【払い出し】「消耗品請求伝票」による（随時）。	【購入・保管】総務課の予算で購入・保管 【払い出し】「物品請求伝票」による。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	情報公開制度 に関すること	<p><b>【対象情報】</b> 実施機関が作成し、又は取得した文書及び図画（電磁的記録、マイクロフィルム等から採録したものを含む。）であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの</p> <p><b>【公開請求者】</b> ①市内に住所がある人 ②市内に事業所や事務所を持つ個人、法人その他の団体 ③市内の事業所や事務所に勤務している人 ④市内の学校に在学している人 ⑤市税の納税義務者 ⑥市の事務事業に利害関係があると認められる個人、法人その他の団体</p> <p><b>【公開請求に対する決定】</b> 公開請求を受理した日から起算して 15 日以内に公開の可否を決定し、その結果を書面で通知する。</p> <p><b>【公開しないことができる情報】</b> ①法令秘情報 ②個人情報 ③法人等情報 ④公共の安全、秩序の維持に関する情報 ⑤意思形成過程情報 ⑥行政執行情報 ⑦国等協力・信頼関係情報</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数 13件</p>	<p><b>【対象情報】</b> 実施機関が作成し、又は取得した文書及び図画（電磁的記録、マイクロフィルム等から採録したものを含む。）であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの</p> <p><b>【公開請求者】</b> ①町内に住所がある人 ②町内に事業所や事務所を有する個人、法人その他の団体 ③町内に存する事務所や事務所に勤務する者 ④町市内の学校に在学する者 ⑤町に対して納税義務を有する者 ⑥町の行政に利害関係を有する者</p> <p><b>【公開請求に対する決定】</b> 公開請求を受理した日から起算して 15 日以内に公開の可否を決定し、その結果を書面で通知する。</p> <p><b>【公開しないことができる情報】</b> ①法令秘情報 ②個人情報 ③法人等情報 ④公共の安全、秩序の維持に関する情報 ⑤意思形成過程情報 ⑥行政執行情報 ⑦国等協力・信頼関係情報</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数 0件</p>	<p><b>【対象文書】</b> 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関において管理しているもの</p> <p><b>【公開請求者】</b> ①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所事業所に通勤する者 ④町内の学校に在学する者 ⑤町に納税義務を有するもの ⑥町の行政に利害関係を有する個人及び団体</p> <p><b>【公開請求に対する決定】</b> 公開請求を受理した日から起算して 15 日以内に公開の可否を決定し、その結果を書面で通知する。</p> <p><b>【公開しないことができる情報】</b> ①法令秘情報 ②個人情報 ③法人等情報 ④公共の安全、秩序の維持に関する情報 ⑤意思形成過程情報 ⑥行政執行情報 ⑦国等協力・信頼関係情報 ⑧公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数 1件</p>	<p><b>【対象公文書】</b> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（電磁的記録媒体から出力されたものを含む。）で、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの</p> <p><b>【公開請求者】</b> ①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に在する事務所又は事業所に通勤する者 ④町内に在する学校に通学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p> <p><b>【公開請求に対する決定】</b> 公開請求を受理した日から起算して 15 日以内に公開の可否を決定し、その結果を書面で通知する。</p> <p><b>【公開しないことができる情報】</b> ①法令又は条例で公開することができないとされている情報 ②個人情報 ③法人その他の団体に関する情報 ④公共の安全、秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるに関する情報 ⑤国等協力・信頼関係情報 ⑥意思形成過程情報 ⑦行政執行情報 ⑧公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数（公開申出含む）1件</p>	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	市政情報センターに関すること	<b>【目的】</b> ・市民への情報発信 ・情報公開請求及び個人情報開示請求に関する総合窓口  <b>【内容】</b> ・行政資料の閲覧、写しの提供 ・参考図書及び法令集の整備 ・情報公開請求及び個人情報開示請求に関する案内及び受付 ・情報公開請求及び個人情報開示請求に関する不服申立ての受付	市政情報センターについては、設置していない。 (各課において対応)	市政情報センターについては、設置していない。 (各課において対応)	市政情報センターについては、設置していない。 (各課において対応)	合併時に再編する。
	3					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	個人情報開示請求等の受理に関すること	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求等に係る案内、相談</li> <li>・開示請求等の受付及び受理</li> <li>・開示請求等に関する事務についての連絡調整、開示等の実施</li> <li>・個人情報の開示に係る実費の徴収</li> <li>・不服申立て書の受理</li> </ul> <p><b>【自己情報の開示請求等の事務手順】</b></p> <p>①総合窓口（市政情報センター）：開示請求等の相談、受付</p> <p>②請求者：自己情報の開示請求</p> <p>③所管課：開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示の可否を決定し、その結果を通知する。</p> <p>④所管課：期日、場所等を指定して開示の実施</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数 6件</p>	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求等に係る案内、相談</li> <li>・開示請求等の受付及び受理</li> <li>・開示請求等に関する事務についての連絡調整、開示等の実施</li> <li>・個人情報の開示に係る実費の徴収</li> <li>・不服申立て書の受理</li> </ul> <p><b>【自己情報の開示請求等の事務手順】</b></p> <p>①総合窓口（総務課行政管理係）：開示請求等の相談、受付</p> <p>②請求者：自己情報の開示請求</p> <p>③所管課：開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示の可否を決定し、その結果を通知する。</p> <p>④所管課：期日、場所等を指定して開示の実施</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数 0件</p>	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求等に係る案内、相談</li> <li>・開示請求等の受付及び受理</li> <li>・開示請求等に関する事務についての連絡調整、開示等の実施</li> <li>・個人情報の開示に係る実費の徴収</li> <li>・不服申立て書の受理</li> </ul> <p><b>【自己情報の開示請求等の事務手順】</b></p> <p>①公開窓口（総務企画課行政管理係）：開示請求等の相談、受付</p> <p>②請求者：自己情報の開示請求</p> <p>③所管課：開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示の可否を決定し、その結果を通知する。</p> <p>④所管課：期日、場所等を指定して開示の実施</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数 1件</p>	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求等に係る案内、相談</li> <li>・開示請求等の受付及び受理</li> <li>・開示請求等に関する事務についての連絡調整、開示等の実施</li> <li>・個人情報の開示に係る実費の徴収</li> <li>・不服申立て書の受理</li> </ul> <p><b>【自己情報の開示請求等の事務手順】</b></p> <p>①総合窓口（総務課行政人事係）：開示請求等の相談、受付</p> <p>②請求者：自己情報の開示請求</p> <p>③所管課：開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示の可否を決定し、その結果を通知する。</p> <p>④所管課：期日、場所等を指定して開示の実施</p> <p><b>【平成19年度実績】</b> 請求件数 0件</p>	合併時に再編する。
	4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	公印の作成、登録、告示及び管理に関すること	<p>【公印の種類】</p> <p>① 一般文書公印</p> <p>② 専用公印</p>	<p>【公印の種類】</p> <p>① 一般文書公印</p> <p>② 専用公印</p>	<p>【公印の種類】</p> <p>① 一般文書公印</p> <p>② 専用公印</p>	<p>【公印の種類】</p> <p>① 一般公印</p> <p>② 専用公印</p>	合併時に再編する。
	9	<p>【公印の作成、改刻又は廃止】</p> <p>【公印の保管】</p> <p>公印は、常に公印保管課所長の監督のもとに堅ろうな容器に納め勤務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては錠を施し、所定の場所に保管しなければならない。また、公印を保管するものの承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>【一般文書公印の管理】</p> <p>一般文書公印のうち、栃木県栃木市之印、栃木県栃木市役所印、栃木県栃木市長之印等は総務課において保管し、この公印を押そうとするときは、公印取扱主任に決裁を終えた稟議文書及び公印を押そうとする文書を提示して、その承諾を得なければならない。</p>	<p>【公印の作成、改刻又は廃止】</p> <p>【公印の保管】</p> <p>公印は、常に公印保管課所長の監督のもとに堅ろうな容器に納め勤務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては錠を施し、所定の場所に保管しなければならない。また、公印を保管するものの承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>【一般文書公印の管理】</p> <p>一般文書公印のうち、大平町之印、大平町役場印、大平町長之印等は総務課において保管し、この公印を押そうとするときは、公印取扱主任に決裁を終えた稟議文書及び公印を押そうとする文書を提示して、その承諾を得なければならない。</p>	<p>【公印の作成、改刻又は廃止】</p> <p>【公印の保管】</p> <p>公印は、常に公印保管課所長の監督のもとに堅ろうな容器に納め勤務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては錠を施し、所定の場所に保管しなければならない。また、公印は、公印を保管するものの承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>【一般文書公印の管理】</p> <p>一般文書公印のうち、栃木県下都賀郡藤岡町役場、栃木県藤岡町長之印等は総務企画課において保管し、この公印を押そうとするときは、公印取扱主任に決裁を終えた稟議文書及び公印を押そうとする文書を提示して、その承諾を得なければならない。</p>	<p>【公印の作成、改刻又は廃止】</p> <p>【公印の保管】</p> <p>公印は、常に公印保管課所長の監督のもとに堅ろうな容器に納め勤務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては錠を施し、所定の場所に保管しなければならない。また、公印を保管するものの承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>【公印の管理】</p> <p>公印のうち、都賀町長印、都賀町役場印は総務課において保管し、この公印を押そうとするときは、押印すべき文書を原議又は証拠書類と照合審査し、相違のないことを確認して押印しなければならない。</p>	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	個人情報保護制度に関すること	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○責務規定 実施機関等、市民、事業者</li> <li>○制限規定 収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機の結合の制限</li> <li>○維持管理 適正な管理、安全性の確保</li> <li>○開示、訂正及び削除の請求</li> <li>○不服申立て等</li> <li>○罰則規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員・受託事業者が、正当な理由がなく、個人情報データベースを提供したとき →2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> <li>・職員・受託事業者が、個人情報を不正に提供し、又は盗用したとき →1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>・職員が職務の用以外の用に供する目的で個人情報を収集したとき →1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>・不正の手段により、個人情報の開示を受けた者 →5万円以下の過料</li> </ul> </li> </ul>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○責務規定 実施機関等、町民、事業者</li> <li>○制限規定 収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機の結合の制限</li> <li>○維持管理 適正な管理、安全性の確保</li> <li>○開示、訂正及び削除の請求</li> <li>○不服申立て等</li> <li>○罰則規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員・受託事業者・指定管理者が、個人情報ファイルを提供した場合 →2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> <li>・職員・受託事業者が、その事務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合 →1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>・職員がその職権を濫用して、職務の用以外の用に供する目的で個人情報を収集した場合 →1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>・個人情報保護審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合 →1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>・偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者 →5万円以下の過料</li> </ul> </li> </ul>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○責務規定 実施機関等、町民、事業者</li> <li>○制限規定 収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機の結合の制限</li> <li>○維持管理 適正な管理、安全性の確保</li> <li>○開示、訂正及び削除の請求</li> <li>○不服申立て等</li> <li>○罰則規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関の職員、受託者、個人情報保護審査会委員 →1年以下の懲役又は3万円以下の罰金</li> <li>・地方公務員法第3条第2項に定める一般職の職員については、同法その他の法令の定めるところによる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○責務規定 実施機関等、町民</li> <li>○制限規定 収集の禁止、収集方法の制限、利用及び提供の制限、電子計算機の結合の制限</li> <li>○維持管理 適正な管理、安全性の確保</li> <li>○開示、訂正及び削除の請求</li> <li>○不服申立て等</li> <li>○罰則規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護審査会委員のみ（実施機関の職員については地方公務員法を適用、委託業者については契約書に明記）</li> </ul> </li> </ul>	合併時に再編する。
	17					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	顧問弁護士との連絡調整に関する事	<p><b>【目的】</b> 複雑・多岐化する法的な行政トラブルに対応するため、顧問弁護士を設置している。</p>	<p><b>【目的】</b> 複雑・多岐化する法的な行政トラブルに対応するため、顧問弁護士を設置している。</p>	<p>顧問弁護士は設置していないが、複雑・多岐化する法的な行政トラブル等が発生した時は、栃木県町村会の法律相談にて対応している。</p>	<p>顧問弁護士は設置していないが、複雑・多岐化する法的な行政トラブル等が発生した時は、栃木県町村会の法律相談にて対応している。</p>	合併時に再編する。
	20	<p><b>【内容】</b> (1) 電話又は口頭による法律相談、契約書等法律関係書類の点検等の業務を行う。 ア 顧問弁護士 1人 飯島義治 (飯島法律事務所) 栃木市錦町</p> <p>イ 顧問料 年額 360,000円 (非常勤職員報酬)</p> <p>ウ 相談件数 月2～3件程度</p> <p><b>【事務手順】</b> 各課からの顧問弁護士相談事案について、総務課が窓口となり、日程等の連絡、調整を行う。</p>	<p><b>【内容】</b> (1) 電話又は口頭による法律相談、契約書等法律関係書類の点検等の業務を行う。 ア 顧問弁護士 1人 蓬田勝美 (蓬田法律事務所) 宇都宮市小幡</p> <p>イ 委託料 年額 300,000円</p> <p>ウ 相談件数 月1～2件程度</p> <p><b>【事務手順】</b> 相談日は毎月第1火曜日(定例) 各課からの顧問弁護士相談事案について、総務課が窓口となり、連絡、調整を行う。 ただし、急を要する場合は、直接弁護士と随時相談すること有り。</p>	<p><b>【事務手順】</b> 各課からの法律相談事案について、総務企画課が窓口となり、栃木県町村会に申込みを行う。</p>		

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	行政手続に関するこ と	<p>【目的】 行政手続法の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資する。</p> <p>【概要】 申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとしている。 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めることとしている。 不利益処分をしようとする場合は、聴聞又は弁明の機会を与える。 行政指導にあつては、任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意する。 届出は、記載事項に不備がなく必要な書類が添付され、その他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合、到達したときに手続き上の義務が履行されたものとする。</p>	<p>【目的】 行政手続法の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資する。</p> <p>【概要】 申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとしている。 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めることとしている。 不利益処分をしようとする場合は、聴聞又は弁明の機会を与える。 行政指導にあつては、任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意する。 届出は、記載事項に不備がなく必要な書類が添付され、その他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合、到達したときに手続き上の義務が履行されたものとする。</p>	<p>【目的】 行政手続法の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資する。</p> <p>【概要】 申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとしている。 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めることとしている。 不利益処分をしようとする場合は、聴聞又は弁明の機会を与える。 行政指導にあつては、任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意する。 届出は、記載事項に不備がなく必要な書類が添付され、その他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合、到達したときに手続き上の義務が履行されたものとする。</p>	<p>【目的】 行政手続法の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資する。</p> <p>【概要】 申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとしている。 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めることとしている。 不利益処分をしようとする場合は、聴聞又は弁明の機会を与える。 行政指導にあつては、任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意する。 届出は、記載事項に不備がなく必要な書類が添付され、その他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合、到達したときに手続き上の義務が履行されたものとする。</p>	合併時に再編する。
	21					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	例規集に関すること	<b>【概要】</b> (1) 例規データの更新 ・例規データの更新 年4回 ・例規CD-ROMの作成 年4回、各10枚 ・パンダ-式例規集の作成(4セット) ・20年度予算 3,453千円 (電算処理委託料、例規検索、システム等使用料) ・委託業者 第一法規㈱	<b>【概要】</b> (1) 例規データの更新 ・例規データの更新 年4回 ・例規CD-ROMの作成 年4回、各3枚 ・パンダ-式例規集の作成(2セット) ・20年度予算 2,289千円 (電算処理委託料、例規検索、システム等使用料) ・委託業者 ㈱ぎょうせい	<b>【概要】</b> (1) 例規データの更新 ・例規データの更新 年4回 ・例規CD-ROMの作成 年4回、各1枚 ・20年度予算 2,730千円 ・委託業者 ㈱ぎょうせい	<b>【概要】</b> (1) 例規データの更新 ・例規データの更新 年4回 ・例規CD-ROMの作成 年4回 ・加除式例規集の作成(50セット) ・20年度予算 3,780千円 ・委託業者 ㈱ぎょうせい	合併時に再編する。
	22	(2) インターネットによる例規の公開	(2) インターネットによる例規の公開	(2) インターネットによる例規の公開	(2) インターネットによる例規の公開	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	条例、規則等の審査、制定及び改廃に関すること	<p><b>【審査手順】</b></p> <p>① 主管課は、例規原案を作成し、事務局（総務課）へ提出する。</p> <p>② 審査委員会で原案を審査する。</p> <p>③ 審査後、意見を添えて主管課へ送付する。</p> <p>④ 主管課は、審査委員会の意見を受け、必要な訂正等を行う。</p> <p>◆栃木市例規審査委員会</p> <p><b>【概要】</b> 条例及び規則等の制定改廃、法令の解釈等について審査する。</p> <p><b>【組織】</b> 委員長 総務課長 委員 10人以内、市職員のうちから市長が任命する。 事務局 3人（総務課）</p>	<p><b>【審査手順】</b></p> <p>① 主管課は、例規原案を作成し、事務局（総務課）へ提出する。</p> <p>② 検討部会で原案を検討する。</p> <p>③ 審査会で原案を審査する</p> <p>④ 審査後、意見を添えて主管課へ送付する。</p> <p>⑤ 主管課は、審査会の意見を受け、必要な訂正等を行う</p> <p>◆大平町例規審査会</p> <p><b>【概要】</b> 条例及び規則等の制定改廃、法令の解釈等について審査する。</p> <p><b>【組織】</b> 会長 総務課長 委員 若干名を課長等から町長が任命する。（H20:3名） 事務局 3人（総務課）</p> <p>*審査会に検討部会を置く。 会長 総務課長 部員 若干名（町職員から） 会長が指名する。（H20:8名）</p>	<p><b>【審査手順】</b></p> <p>① 主管課は、例規原案を作成し、町長決裁後、事務局（総務企画課）へ提出する。</p> <p>② 事務局は、原案を事前審査し、訂正等ある場合は、審議委員会提出前に主管課と協議する。</p> <p>③ 審議委員会で原案を審査する。</p> <p>④ 主務課長は委員会に出席して原案の趣旨を説明する</p> <p>⑤ 委員会で必要な訂正等を行い、事務局で町長まで決裁を受ける、総務企画課で告示等をする。（議決機関、行政委員会を除く）</p> <p><b>【組織】</b> 委員長 副町長 職務代理者 委員長の指定する委員 委員 若干名 事務局 2人（総務企画課）</p> <p><b>【審査事項】</b> ① 条例・規則等の制定改廃 ② 法令の解釈・適用 ③ 不服申立て、起訴及和解 ④ その他必要と認める事項</p>	<p><b>【審査事項等】</b></p> <p>① 条例・規則等の制定改廃 ② 法令の解釈・適用 ③ その他必要と認める事項 ④ 形式、誤字、例規整備上必要な事項について、総務課が審査する。</p>	合併時に再編する。
	23					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	公告式に関すること	<b>【概要】</b> (1) 掲示場 1箇所 市役所前の掲示場  (2) 条例の公布 市長署名（決裁のみ）並びに市長名記入及び押印（掲示分） (3) その他 市長名記入及び押印	<b>【概要】</b> (1) 掲示場 4箇所 役場前、西公民館前、東地区農村センター前、南公民館前 (2) 条例の公布 町長署名（決裁のみ）並びに町長名記入及び押印（掲示分） (3) その他 町長名記入及び押印	<b>【概要】</b> (1) 掲示場 5箇所 役場前、部屋公民館前、藤岡公民館前、赤麻公民館前、三鴨公民館前 (2) 条例の公布 町長署名（決裁のみ）町長署名の写し及び押印（掲示分） (3) その他 町長名記入、押印	<b>【概要】</b> (1) 掲示場 2箇所 都賀町役場掲示場及び赤津支所掲示場 (2) 条例の公布 町長署名（決裁のみ）並びに町長名記入及び押印（掲示分） (3) その他 町長名記入及び押印	合併時に再編する。
	24					
11	訴訟、和解及び不服申立ての手續きに関すること	<b>【目的】</b> 争訟に関し、情報の共有化を図り、適正な手續き進行を確保する。  <b>【事務】</b> 訴訟等については、顧問弁護士との連絡調整及び進行管理 不服申立てについては、担当課の事務進行の管理  <b>【現在争っている事件】</b> 訴訟 3件 不服申立て 1件	<b>【目的】</b> 争訟に関し、情報の共有化を図り、適正な手續き進行を確保する。  <b>【事務】</b> 訴訟等については、顧問弁護士との連絡調整及び進行管理 不服申立てについては、担当課の事務進行の管理  <b>【現在争っている事件】</b> なし	<b>【目的】</b> 争訟に関し、情報の共有化を図り、適正な手續き進行を確保する。  <b>【事務】</b> 訴訟等については、担当課の事務進行の管理 不服申立てについては、担当課の事務進行の管理  <b>【現在争っている事件】</b> なし	<b>【目的】</b> 争訟に関し、情報の共有化を図り、適正な手續き進行を確保する。  <b>【事務】</b> 訴訟等については、県町村会の法律相談に相談 不服申立てについては、担当課の事務進行の管理  <b>【現在争っている事件】</b> なし	合併時に再編する。
	29					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	公報の発行に関する こと	<p><b>【目的】</b> 市の行政に関する諸般の事項を公開し、これを一般に周知するために、市公報を発行する。</p> <p><b>【市公報に登載すべき主な事項】</b> ① 条例、規則、規程 ② 告示、庁達 ③ 辞令 ④ その他市長が必要と認めた事項</p> <p><b>【市公報の発行日】</b> 毎月 15 日</p> <p><b>【市公報の配布先】</b> 市の公報は発行の都度市議会議員、各種委員等に配布(無料)するとともに、市役所内のインターネットに掲載している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例を参考に、合併時に再編する。
	7 3					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	地縁団体に関するこ と	<p>【事務手続】</p> <p>① 認可</p> <p>(1) 自治会総会における法人認可申請の意思決定を経た上、認可申請書を市長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 認可申請書を審査した上、市長が認可</p> <p>↓</p> <p>(3) 認可後直ちに告示するとともに、代表者あて指令書を送付し認可日と同日で台帳整備</p> <p>② 印鑑登録</p> <p>(1) 登録申請書を市長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 登録申請書を審査した上、印鑑を登録</p> <p>③ その他</p> <p>市税務課及び県税事務所あて、法人設立届を提出するよう指導 ※告示事項や規約等に変更が生じた場合には、変更申請が必要</p> <p>【認可件数】</p> <p>37団体（平成21年2月1日現在）</p>	<p>【事務手続】</p> <p>① 認可</p> <p>(1) 自治会総会における法人認可申請の意思決定を経た上、認可申請書を町長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 認可申請書を審査した上、町長が認可</p> <p>↓</p> <p>(3) 認可後直ちに告示するとともに、代表者あて指令書を送付し認可日と同日で台帳整備</p> <p>② 印鑑登録（印鑑登録の事務は生活環境課で所掌する。）</p> <p>(1) 登録申請書を町長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 登録申請書を審査した上、印鑑を登録</p> <p>③ その他</p> <p>町税務課及び県税事務所あて、法人設立届を提出するよう指導 ※告示事項や規約等に変更が生じた場合には、変更申請が必要</p> <p>【認可件数】</p> <p>5団体（平成21年2月1日現在）</p>	<p>【事務手続】</p> <p>① 認可</p> <p>(1) 自治会総会における法人認可申請の意思決定を経た上、認可申請書を町長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 認可申請書を審査した上、町長が認可</p> <p>↓</p> <p>(3) 認可後直ちに告示するとともに、代表者あて指令書を送付し認可日と同日で台帳整備</p> <p>② 印鑑登録</p> <p>(1) 登録申請書を町長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 登録申請書を審査した上、印鑑を登録</p> <p>③ その他</p> <p>町税務課及び県税事務所あて、法人設立届を提出するよう指導 ※告示事項や規約等に変更が生じた場合には、変更申請が必要</p> <p>【認可件数】</p> <p>21団体（平成21年2月1日現在）</p>	<p>【事務手続】</p> <p>① 認可</p> <p>(1) 自治会総会における法人認可申請の意思決定を経た上、認可申請書を町長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 認可申請書を審査した上、町長が認可</p> <p>↓</p> <p>(3) 認可後直ちに告示するとともに、代表者あて指令書を送付し認可日と同日で台帳整備</p> <p>② 印鑑登録</p> <p>(1) 登録申請書を町長に提出</p> <p>↓</p> <p>(2) 登録申請書を審査した上、印鑑を登録</p> <p>③ その他</p> <p>町税務課及び県税事務所あて、法人設立届を提出するよう指導 ※告示事項や規約等に変更が生じた場合には、変更申請が必要</p> <p>【認可件数】</p> <p>4団体（平成21年2月1日現在）</p>	<p>事務手続きについては、合併時に再編する。既に登録されている認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
	88					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	文書管理事務に関する こと	<b>【文書の取扱】</b> 到達文書を総務課が受領し、各管理担当課へ配布 各課で文書を受付けている。 <b>【文書の保存年限】</b> 永年、10年、5年、3年、1年 <b>【文書保存方法】</b> 文書分類基準表に基づき分類し、ボックスファイリング方式により保存 <b>【文書整理簿等】</b> 文書管理システムを導入	<b>【文書の取扱】</b> 到達文書を総務課が受領し、受付印を押印後、各管理担当課へ配布 <b>【文書の保存年限】</b> 永年、10年、5年、1年 <b>【文書保存方法】</b> 文書分類表に基づき分類し、保存専用ファイルにより保存 <b>【文書整理簿等】</b> 文書整理簿、文書索引簿目録を作成	<b>【文書の取扱】</b> 到達文書を総務課が受領し、各管理担当課へ配布 各課で文書を受付けている。 <b>【文書の保存年限】</b> 永年、10年、5年、3年、1年 <b>【文書保存方法】</b> 文書分類表に基づき分類し、保存専用ファイルにより保存 <b>【文書整理簿等】</b> 単年度簿冊、常用簿冊があり、各課で毎年簿冊目録を作成	<b>【文書の取扱】</b> 到達文書を総務課が受領し、各管理担当課へ配布 <b>【文書の保存年限】</b> 永年、10年、5年、3年、1年 <b>【文書保存方法】</b> 簿冊ごとに保存 <b>【文書整理簿】</b> 文書綴管理票にて管理	文書の収受、発送方法等については、合併時に再編する。 文書の保管場所については、合併後に再編する。
	10					
15	文書の印刷に関する こと	庁内の印刷において経済的で効率的な運用を図るため、庁内印刷で対応可能な文書類は庁内の印刷室で行っている。	庁内の印刷において経済的で効率的な運用を図るため、庁内印刷で対応可能な文書類は庁内の印刷室で行っている。	庁内の印刷において経済的で効率的な運用を図るため、庁内印刷で対応可能な文書類は庁内の印刷室で行っている。	庁内の印刷において経済的で効率的な運用を図るため、庁内印刷で対応可能な文書類は庁内の印刷室で行っている。	庁内印刷については、現行のとおりとする。
	11					
16	事務の改善及び合理化に関する こと	栃木市職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚と事務改善および能率向上を図ることを目的に職員提案制度等を活用している。	大平町職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚と事務改善及び能率向上を図ることを目的に職員提案制度等を活用している。	藤岡町職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚と事務改善及び能率向上をはかることを目的に職員提案制度等を活用している。	都賀町の事務及び事業をはじめ、行政全般について職員の着想を提案によって活かし、職員の士気高揚を図るとともに、業務能率の向上に寄与することを目的に職員提案制度等を活用している。	合併時に再編する。
	16					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	議会との連絡調整に関すること	議会事務局との議会日程などの協議や、提出予定議案の件名及び概要について、二役及び正副議長等に説明している。	議会事務局との議会日程などの協議や、提出予定議案の件名及び概要について、二役及び正副議長等に説明している。	議会事務局との議会日程などの協議や、提出予定議案の件名及び概要について、二役及び正副議長等に説明している。	議会事務局との議会日程などの協議や、提出予定議案の件名及び概要について、長及び正副議長等に説明している。	合併時に再編する。
	19					
18	市町議会の招集及び議案に関すること	提出議案のとりまとめ、議員全員協議会の資料調製及び配布、議会招集告示及び閉会告示などを行っている。	提出議案のとりまとめ、議員全員協議会の資料調製及び配布、議会招集告示及び閉会告示などを行っている。	提出議案のとりまとめ、議員全員協議会の資料調製及び配布、議会招集告示及び閉会告示などを行っている。	提出議案のとりまとめ、議員全員協議会の資料調製及び配布、議会招集告示及び閉会告示などを行っている。	合併時に再編する。
	25					
19	行政区域及び町字区域に関すること	土地改良事業等の施行に伴い、従来の町や字の区域が実際の土地の形状等と合わなくなる事態が生じたとき、それらを解消するために、地方自治法の規定に基づき、町若しくは字の区域を新たに画し、廃止し、又は町の区域、字の区域若しくは名称の変更を行っている。	土地改良事業等の施行に伴い、従来の町や字の区域が実際の土地の形状等と合わなくなる事態が生じたとき、それらを解消するために、地方自治法の規定に基づき、町若しくは字の区域を新たに画し、廃止し、又は町の区域、字の区域若しくは名称の変更を行っている。	土地改良事業等の施行に伴い、従来の町や字の区域が実際の土地の形状等と合わなくなる事態が生じたとき、それらを解消するために、地方自治法の規定に基づき、町若しくは字の区域を新たに画し、廃止し、又は町の区域、字の区域若しくは名称の変更を行っている。	土地改良事業等の施行に伴い、従来の町や字の区域が実際の土地の形状等と合わなくなる事態が生じたとき、それらを解消するために、地方自治法の規定に基づき、町若しくは字の区域を新たに画し、廃止し、又は町の区域、字の区域若しくは名称の変更を行っている。	合併時に再編する。
	26					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	非核平和事業に関する こと	核兵器廃絶と世界恒久平和 の実現を目指し、平和行政を 推進するため、広島・長崎被 爆写真展の開催、平和運動団 体等への対応を行っている。	核兵器廃絶と世界恒久平和 の実現を目指し、平和行政を 推進するため、平和運動団体 等への対応を行っている。	核兵器廃絶と世界恒久平和 の実現を目指し、平和行政を 推進するため、平和運動団体 等への対応を行っている。	核兵器廃絶と世界恒久平和 の実現を目指し、平和行政を 推進するため、平和運動団体 等への対応を行っている。	栃木市の例により合併時 に再編する。
	27					
21	住居表示の実施に関 すること	住居表示実施済み  ※77町のうち、38町におい て実施	住居表示未実施	住居表示未実施	住居表示未実施	現行のとおり新市に引き 継ぐ。
	66					
22	市町政年報に関する こと	前年度において実施した主 な事務事業を市政年報として まとめている。	町政年報未作成	町政年報未作成	町政年報未作成	合併後に再編する。
	68					
23	特別職の事務引継ぎ に関する こと	地方自治法及び地方自治法 施行令の規定に基づき、特別 職の事務引継ぎを行っている。 。	地方自治法及び地方自治法 施行令の規定に基づき、特別 職の事務引継ぎを行っている。 。	地方自治法及び地方自治法 施行令の規定に基づき、特別 職の事務引継ぎを行っている。 。	地方自治法及び地方自治法 施行令の規定に基づき、特別 職の事務引継ぎを行っている。 。	合併時に再編する。
	69					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
24	市町長の資産等の公開に関すること	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき国会議員の資産等の公開に関する措置に準じ、条例を定め栃木市長の資産等の情報を公開している。	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき国会議員の資産等の公開に関する措置に準じ、条例を定め大平町長の資産等の情報を公開している。	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき国会議員の資産等の公開に関する措置に準じ、条例を定め藤岡町長の資産等の情報を公開している。	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき国会議員の資産等の公開に関する措置に準じ、条例を定め都賀町長の資産等の情報を公開している。	合併時に再編する。
	70					
25	市の後援等に関すること	他の地方公共団体やその他の団体が主催する事業の後援や共催については、基準を定め対応している。	他の地方公共団体やその他の団体が主催する事業の後援や共催については、基準を定め対応している。	他の地方公共団体やその他の団体が主催する事業の後援や共催については、基準を定め対応している。	他の地方公共団体やその他の団体が主催する事業の後援や共催については、随時判断し対応している。	合併時に再編する。
	77					

様式 2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランク C）

総務部会 消防交通分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	消防の公有財産取得・借用に関する事	消防器具置場の取得、賃貸借及び電柱等設置使用料に関する手続きを行う。	消防器具置場の賃貸借に関する手続きを行う。	消防器具置場の賃貸借に関する手続きを行う。	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	1 3					
2	消防の国庫補助申請に関する事	消防団の施設等に関わる国庫補助申請手続きを行う。	消防団の施設等に関わる国庫補助申請手続きを行う。	消防団の施設等に関わる国庫補助申請手続きを行う。	消防団の施設等に関わる国庫補助申請手続きを行う。	現行のとおり新市において継続する。
	1 4					
3	消防団の運営に関する事	○団幹部会 団運営の基本方針等を協議する。	○団幹部会 団運営の基本方針等を協議する。	○正副分団長会議 団運営の基本方針等を協議する。	○団役員会 団運営の基本方針等を協議する。	消防団の組織再編に伴い、運営については、合併時に再編する。
	1 6	○分団幹部会 分団運営の基本方針等を協議する。	○部長以上会議 団運営の基本方針等を協議する。			

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	機能別消防団員に関する こと	消防団員の就業構造変化（サラリーマン化）に対応し、OBを活用した新たな組織を作る必要がある。 （現状では、まだ機能別消防団員はいない）	実施の予定なし	実施の予定なし	実施の予定なし	合併後に取り組む。
	17					
5	消防団協力事業所表示 制度に関する こと	事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を導入し、消防団の充実強化ひいては地域防災体制の充実強化を図る必要がある。 〔該当する事業所はあるが表示制度は運用していない〕	実施していない	実施していない	実施の予定なし	合併後に取り組む。
	18					
6	貸与品（消防団）に関する こと	消防団員に、活動に必要な制服等を貸与する。	消防団員に、活動に必要な制服等を貸与する。	消防団員に、活動に必要な制服等を貸与する。	消防団員に、活動に必要な制服等を貸与する。	貸与している制服等は、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	20					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	施設の配置状況、維持管理(消防団)に関すること	消防団施設の修繕及び維持管理費(電気料等)に関する事務を行う。	消防団施設の修繕及び維持管理費(電気料等)に関する事務を行う。	消防団施設の修繕及び維持管理費(電気料等)に関する事務を行う。	消防団施設の修繕及び維持管理費(電気料等)に関する事務を行う。	合併時に統合する。
	23					
8	消防団員の教養訓練及び研修に関すること	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格に対応できる能力を身に付ける。	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格に対応できる能力を身に付ける。	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格に対応できる能力を身に付ける。	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格に対応できる能力を身に付ける。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	24		新入団員礼式訓練 ポンプ車取扱訓練 幹部水防演習視察研修 幹部野木町・藤岡町2町合同水防演習視察 ポンプ操法講習会	班長以上幹部研修 消防団幹部研修 操法講習会	進入団員研修・訓練 操法講習会	
9	消防団員の火災共済・防火防災訓練災害補償・福祉共済に関すること	消防団員福祉共済制度規約に基づき、福祉共済に加入する。  (参考) 掛金 3,000 円×500 人 =1,500 千円	消防団員福祉共済制度規約に基づき、福祉共済に加入する。  (参考) 掛金 3,000 円×175 人 =525 千円	消防団員福祉共済制度規約に基づき、福祉共済に加入する。  (参考) 掛金 3,000 円×147 人 =441 千円	消防団員福祉共済制度規約に基づき、福祉共済に加入する。  (参考) 掛金 3,000 円×101 人 =303 千円	現行のとおり新市において継続する。
	26					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	日本消防協会に関する こと	消防団員等の福祉共済、各種事業等への参加及び連絡調整を行う。	消防団員等の福祉共済、各種事業等への参加及び連絡調整を行う。	消防団員等の福祉共済、各種事業等への参加及び連絡調整を行う。	消防団員等の福祉共済、各種事業等への参加及び連絡調整を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火防災訓練災害補償等共済</li> <li>・消防団員福祉共済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火防災訓練災害補償等共済</li> <li>・消防団員福祉共済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火防災訓練災害補償等共済</li> <li>・消防団員福祉共済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火防災訓練災害補償等共済</li> <li>・消防団員福祉共済</li> </ul>	
11	県消防協会に関する こと	県消防協会との連絡調整及び各種事業の参加等	県消防協会との連絡調整及び各種事業の参加等	県消防協会との連絡調整及び各種事業の参加等	県消防協会との連絡調整及び各種事業の参加等	現行のとおり新市において継続する。
	30					
12	県消防協会下都賀支部に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県消防協会下都賀支部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整及び各種事業の参加等</li> <li>支部長：下野市消防団長</li> <li>事務局：下野市 生活課内（事務局は、3市6町で年持ち回り）</li> </ul> </li> <li>・支部役員及び事務担当者会議 4回開催</li> <li>・藤岡町・野木町二町合同水防演習</li> <li>・栃木県消防操法大会出場</li> <li>・表彰関係</li> <li>・3市6町の負担金により運営</li> </ul>				合併により事務局の持ち回り及び負担金等に変更が生じるため、合併時に県消防協会と調整する。
	31					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	幼年・少年消防クラブに関する事 こと	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	防火啓発には必要な事業であるため、合併後に取り組む。
	3 3					
14	消防協力会に関する こと	○消防協力会 市民の生命財産を災害から 護るため常に水火災に対して 意識の高揚と消防機能の充実 発展に協力する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引 き継ぐ。
	3 4					
15	消防団互助会に関する こと	会員（団員）相互の親睦を図る とともに共済及び研修を行う。	会員（団員）相互の親睦を図る とともに共済及び研修を行う。	該当なし	該当なし	各市町の取組みに差異 があるため、合併時に 再編する。
	3 5					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	消防友の会に関する こと	○栃木市「消防友の会」 会員相互の親睦を図り、消 防に協力する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市にお いて継続する。
	3 6					
17	消防団員の賞じゅつ 金に関すること	現場で災害に遭い、殉職又は障 がいを負った消防団員に対し、 賞じゅつ金を授与する。	現場で災害に遭い、殉職又は障 がいを負った消防団員に対し、 賞じゅつ金を授与する。	現場で災害に遭い、殉職又は 障がいを負った消防団員に対 し、賞じゅつ金を授与する。	現場で災害に遭い、殉職又は 障がいを負った消防団員に対 し、賞じゅつ金を授与する。	現行のとおり新市にお いて継続する。
	5 7					
18	出動体制(消防団)に 関すること	職務 ①消防団員は、団長の召集に より出動し、職務に従事する。 ②召集を受けない場合であっ ても、水火災その他の災害が 発生した場合は、予め指定す るところに従い、直ちに出勤 し、職務に従事しなければならない。	職務 ①団員は、団長の召集により 出動し、職務に従事する。 ②召集を受けない場合であっ ても、水火災その他の災害が 発生した場合は、あらかじめ 指定するところに従い直ちに 出勤し、職務に従事しなければ ならない。	職務 ①消防団員は、団長の召集に より出動し、職務に従事する。 ②召集の命を受けない場合で あっても、水火災その他の災 害発生を知ったときは、予め 指定するところに従い、直ち に出勤し、職務に従事しなけれ ばならない。	職務 ①消防団員は、団長の召集に より出動し、職務に従事する。 ②召集の命を受けない場合で あっても、水火災その他の災 害発生を知ったときは、予め 指定するところに従い、直ち に出勤し、職務に従事しなけれ ばならない。	消防本部と調整し、合 併時に再編する。
	5 8					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	火災の予防及び広報に関すること	火災が発生しやすい時期に、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐ。	火災が発生しやすい時期に、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐ。	火災が発生しやすい時期に、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐ。	火災が発生しやすい時期に、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐ。	各市町の取組みに差異があるため、合併時に再編する。
	7 6					
20	二町合同水防演習に関すること	該当なし	該当なし	水防体制の整備に資するため、隣接の野木町と合同で演習を行う。  ・開催時期 6月下旬 (二町で交互に開催 H20 年は野木会場)	該当なし	災害に備えるため、現行のとおり新市において継続する。
	1 3 0					
21	利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会に関すること	該当なし	該当なし	利根川・荒川・多摩川における洪水予報の円滑かつ確実な伝達を確保するため、関係官公庁及び諸団体で構成される利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会に所属し、伝達講習会及び伝達演習等に参加する。	該当なし	災害に備えるため、現行のとおり新市において継続する。
	1 9 1					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	防災啓発事業に関する こと	【啓発内容】 ①洪水ハザードマップを全戸配布(H20.3) ②震災写真パネル展の開催 ③市広報紙への防災特集記事の掲載 ④啓発パンフレットの配布	【啓発内容】 ①洪水ハザードマップを全戸配布(H18.8) ②震災写真パネル展の開催 ③町広報紙への防災特集記事の掲載 ④啓発パンフレットの配布 ⑤学校区ごとに防災訓練の実施 ⑥自主防災組織の育成	【啓発内容】 ①洪水ハザードマップを全戸配布(H19) ②広報紙への防災特集記事の掲載 ③啓発パンフレットの配布	【啓発内容】 ①洪水ハザードマップを全戸配布(H21.3) ②啓発パンフレットの配布	市町により取組みに差異があるため、合併後に再編する。
	144					
23	県防災行政ネットワークに関する こと	【衛星系】 衛星通信を使用したネットワーク	【衛星系】 衛星通信を使用したネットワーク	【衛星系】 衛星通信を使用したネットワーク	【衛星系】 衛星通信を使用したネットワーク	各市町に設置されている防災端末の取扱を検討する必要があるため、合併後に再編する。
	153	【地上系】 山頂の無線局を使用したネットワーク	【地上系】 山頂の無線局を使用したネットワーク	【地上系】 山頂の無線局を使用したネットワーク	【地上系】 山頂の無線局を使用したネットワーク	
24	各種気象情報の収集・伝達に関する こと	【収集】 栃木県防災気象情報配信システムにより、各種気象情報を収集。	【収集】 栃木県防災気象情報配信システムにより、各種気象情報を収集。	【収集】 栃木県防災気象情報配信システムにより、各種気象情報を収集。	【収集】 栃木県防災気象情報配信システムにより、各種気象情報を収集。	システムより収集した情報を関係各課に伝達するため、合併時に再編する。
	154	【伝達】 庁内関係各課へ連絡する。	【伝達】 庁内関係各課へ連絡する。	【伝達】 庁内関係各課へ連絡する。	【伝達】 庁内関係各課へ連絡する。	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
25	災害時職員活動マニュアルに関する事	○災害時職員活動マニュアル 災害時の職員の対応、災害 応急活動体制及び各班の災害 応急対策活動の内容をマニ ュアル化（平成9年度作成）	未整備	未整備	未整備	地域防災計画の見直し と併せ、合併後に再編 する。
	155					
26	栃木県地域防災計画に関する事	①栃木県地域防災計画を参考 に、栃木市地域防災計画の 修正等を適宜行う。 ②栃木県地域防災計画の保管	①栃木県地域防災計画を参考 に、大平町地域防災計画の修 正等を適宜行う。（平成20 年度修正業務委託） ②栃木県地域防災計画の保管	①栃木県地域防災計画を参考 に、藤岡町地域防災計画の修 正等を適宜行う。 ②栃木県地域防災計画の保管	①栃木県地域防災計画を参考 に、都賀町地域防災計画の修 正等を適宜行う。 ②栃木県地域防災計画の保管	現行のとおり新市に引 継ぐ。
	156					
27	防災パトロールに関する事	【目的】 洪水、土砂災害等の発生の 恐れのある箇所を調査・パト ロールし、各防災関係機関の 連携強化及び情報の共有化を 図る。 【概要】 ①災害危険箇所及び河川管理 施設 市、消防、警察が参加 年 1回実施 ②土砂災害危険箇所 市 年1回実施 ③重要水防箇所 市、消防、土木事務所が参 加 年1回実施	【目的】 洪水、土砂災害等の発生の 恐れのある箇所を調査・パト ロールし、各防災関係機関の 連携強化及び情報の共有化を 図る。 【概要】 ①災害危険箇所及び河川管理 施設を対象 町、土木事務所、利根川河 川事務所 年1回実施 ②土砂災害危険箇所を対象 町、消防分署 年1回実施	【目的】 洪水、土砂災害等の発生の 恐れのある箇所を調査・パト ロールし、各防災関係機関の 連携強化及び情報の共有化を 図る。 【概要】 ①災害危険箇所及び河川管理 施設を対象 ②町、国土交通省出張所、土 木事務所、消防分署が参加 ③国土交通省出張所毎に年1 回実施	【目的】 洪水、土砂災害等の発生の 恐れのある箇所を調査・パト ロールし、各防災関係機関の 連携強化及び情報の共有化を 図る。 【概要】 ①災害危険箇所及び河川管理 施設を対象 ②町、土木事務所が参加 ③年1回実施	市町によりパトロール 方法等に差異があるた め、合併後に再編する。
	160					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	都市計画法に基づく 消防施設の同意に関 すること	開発業者より提出された消 防水利に関する協議について、 消防本部へ意見照会して、同意 している。	開発業者より提出された消 防水利に関する協議について、 消防本部へ意見照会して、同意 している。	開発業者より提出された消 防水利に関する協議について、 消防本部へ意見照会して、同意 している。	開発業者より提出された消 防水利に関する協議について、 消防本部へ意見照会して、同意 している。	新市では窓口を一本化 する必要があるため、 合併時に統合する。
	70					
29	り災証明に関するこ と	自然災害による被害に対 し、本人の申し出に基づいて り災証明を交付している。	発行したことはない。	発行したことはない。	地震、雷、水害等の災害に よる被害に対し、本人の申し 出に基づいてり災証明を交付 している。	合併時に統合する。
	81					
30	土砂の埋立て等に係 る災害防止に関する こと	土砂等の埋立てによる災害 の発生を防止するため、必要に 応じ立入検査を行う。	土砂等の埋立てによる災害 の発生を防止するため、必要に 応じ立入検査を行う。	土砂等の埋立てによる災害 の発生を防止するため、必要に 応じ立入検査を行う。	土砂等の埋立てによる災害の 発生を防止するため、必要に 応じ立入検査を行う。	現行のとおり継続す る。
	94					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	交通安全協会に関する こと	交通事故防止を推進し、交通安全の確保を図るとともに、関係団体の育成及び各支部への指導・助言を行う。	交通事故防止を推進し、交通安全の確保を図るとともに、関係団体の育成及び各支部への指導・助言を行う。	交通事故防止を推進し、交通安全の確保を図る。 事務局は、藤岡警察署内に設置されている。	交通事故防止を推進し、交通安全の確保を図るとともに、関係団体の育成及び各支部への指導・助言を行う。	交通安全協会に関する事務に差異があるため、合併後に再編する。
	9 6					
32	交通安全運動に関する こと	四季の交通安全運動を中心に広報・啓発活動を実施している。  (関係機関等) 栃木警察署、栃木地区交通安全協会各支部	四季の交通安全運動を中心に広報・啓発活動を実施している。  (関係機関等) 栃木警察署、交通安全対策連絡協議会	四季の交通安全運動を中心に広報・啓発活動を実施している。  (関係機関等) 藤岡警察署、交通安全推進協議会	四季の交通安全運動を中心に広報・啓発活動を実施している。  (関係機関等) 栃木警察署、都賀町交通安全協会	交通安全運動に関する事業に差異があるため、合併後に再編する。
	9 7					
33	交通安全市民大会に関する こと	栃木市交通安全市民大会を開催  年 1回	大平町交通事故防止町民大会を開催  年 1回	該当なし 必要に応じ開催	該当なし 必要に応じ開催	新市においては一本化を検討するため、合併後に再編する。
	9 8					
34	交通安全功労者に関する こと	優良運転者、交通安全功労者等の表彰の推薦  ・安協連絡会表彰への推薦  ・栃木地区表彰への推薦  ・県表彰への推薦等	優良運転者、交通安全功労者等の表彰の推薦  ・栃木地区表彰への推薦  ・県表彰への推薦等	優良運転者、交通安全功労者等の表彰の推薦  ・藤岡地区表彰への推薦  ・県表彰への推薦等	優良運転者、交通安全功労者等の表彰の推薦  ・栃木地区表彰への推薦  ・県表彰への推薦等	表彰の内容に差異があるため、合併後に再編する。
	9 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
35	交通安全要望に関する こと	交通安全設備の設置・交通 規制要望等の受付及び引継ぎ	交通安全設備の設置・交通 規制要望等の受付及び引継ぎ	交通安全設備の設置・交通 規制要望等の受付及び引継ぎ	交通安全設備の設置・交通 規制要望等の受付及び引継ぎ	交通安全設備の設置 要望の手続きに差異 があるため、合併時に 再編する。
	100					
36	交通安全こども自転 車大会に関する こと	交通安全こども自転車栃木 地区大会を開催 ・1市4町（栃木、壬生、大 平、岩舟、都賀）	交通安全こども自転車栃木 地区大会を開催 ・1市4町（栃木、壬生、大 平、岩舟、都賀）	大会は実施しないが持ち回 りで町内の小学校が、藤岡警 察署の代表として県大会に出 場	交通安全こども自転車栃木 地区大会を開催 ・1市4町（栃木、壬生、大 平、岩舟、都賀）	県大会への小学校の 参加選出方法に差異 があるため、合併後に 再編する。
	101					
37	交通安全ゲートボー ル大会に関する こと	大会時に、高齢者への交通 安全意識の啓発 ・主催 栃木市ゲートボール協会 ・共催 栃木市、栃木警察署	該当なし	交通安全ゲートボール大会 は、参加チームの減少により 休止中	該当なし	高齢者への交通安全 教育を推進するため、 現行のとおり新市に 引継ぎ、合併後に再編 する。
	102					
38	交通安全教室に関す ること	各種団体からの要請に基づ き、交通安全教育指導員による交 通安全教育の実施 平成19年度 55回	各種団体からの要請に基づ き、警察署職員による交通安 全教育の実施 平成19年度 11回	各種団体からの要請に基づ き、警察署職員等による交通 安全教育の実施 平成20年度 12回	各種団体からの要請に基づ き、警察署職員による交通安 全教育の実施	交通安全指導員を配 置するため、合併時に 栃木市の制度に統合 する。
	105					
39	駅前駐輪場整備・管 理事業に関する こと	野州平川駅付近の自転車駐 輪場の維持・管理	新大平下駅及び大平下駅付 近の自転車駐輪場の維持・管 理	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に 引き継ぐ。
	107					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
40	防犯事業に関するこ と	犯罪・事故等を未然に防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る。防犯カメラの維持管理、自主防犯団体の支援等	犯罪・事故等を未然に防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る。自主防犯団体の支援等	犯罪・事故等を未然に防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る。町内で啓発用グッズやチラシの配布	犯罪・事故等を未然に防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る。自主防犯団体の支援等	市町により事業に差異があるため、合併後に再編する。
	1 1 3					
41	防犯協会に関するこ と	栃木地区防犯協会の各種事業への参加 栃木地区防犯協会の事務局	栃木地区防犯協会の各種事業への参加	防犯活動を推進し、各種犯罪の防止を図ると共に、犯罪発生の場合の相互援助協力を目的に事業に参加。町と藤岡警察が事務局	栃木地区防犯協会の各種事業への参加	防犯協会に関する事務に差異があるため、合併後に再編する。
	1 1 4					
42	不当要求行為等対策 に関するこ と	不当要求行為等対策委員会に関する庶務 (講習会の実施、情報交換、連絡調整等)	不当要求行為等防止対策委員会に関する庶務 (講習会の実施、情報交換、連絡調整等)	不当要求行為等防止対策委員会に関する庶務 (講習会の実施、情報交換、連絡調整等)	不当要求行為等防止対策委員会に関する庶務 (講習会の実施、情報交換、連絡調整等)	合併時に再編する。
	1 1 7					
43	地域安全推進協議会 に関するこ と	栃木市地域安全推進協議会に関する庶務 (協議会の開催)	大平町地域安全協会に関する庶務	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	1 1 8					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
44	交通安全母の会に関する こと	平成 18 年度、女性ドライバー クラブと統合し、安全協会各 支部に女性部会を下部組織と して新設	大平町交通安全母の会 単独組織として活動してい る。	交通安全母の会なし	都賀町交通安全母の会 平成 18 年度より単独組織と して活動している。	現行のとおり新市に 引き継ぎ、合併後、女 性ドライバークラブ との統合を働きかけ る。
	1 2 3					
45	女性ドライバークラ ブに関すること	平成 18 年度、母の会と統合 し、安全協会各支部に女性部 会を下部組織として新設	安全協会下部組織として存続	県女性ドライバークラブの交 通安全協会女性部への移行に 伴い、藤岡交通安全協会に女 性部会を下部組織として新設	平成 18 年度、安全協会各支部 に女性部会を下部組織として 新設	現行のとおり新市に 引き継ぎ、存続する。
	1 2 4					
46	シルバードライバー クラブに関すること	平成 1 8 年度、高齢者部会と 名称変更し、安全協会各支部 の下部組織として統合	会長のみで団体としては存在 しない。安全運転教室は、シ ルバー人材センターに依頼	シルバー部会と名称を変更し 藤岡交通安全協会の下部組織 として新設統合	平成 1 8 年度、高齢者部会と 名称変更し、安全協会各支部 の下部組織として統合	現行のとおり新市に 引き継ぎ、存続する。
	1 2 5					
47	交通安全グラウンド ゴルフ大会に関する こと	該当なし	該当なし	大会の競技を通して、交通 安全思想の普及啓発 ・主催 藤岡町、藤岡警察署、 交通安全協会	該当なし	高齢者への交通安全 教育を推進するため、 現行のとおり新市に 引継ぎ、合併後に再編 する。
	1 3 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	身分証明書交付 に関する事	栃木市職員服務規程による ・身分証明書兼名札 全職員の課名、氏名、顔写真 入り身分証明書を作成	大平町服務規程による ・身分証明書兼名札 全職員の課名、氏名、顔写真 入り身分証明書を作成	明文化された規程はない ・身分証明書及び名札 全職員の課名、氏名、顔写真 入り身分証明書及び名札を作成	明文化された規程はない ・身分証明書兼名札 全職員の氏名、顔写真入り身 分証明書を作成	栃木市の処理方法 に統合し、身分証 明書兼名札を合併 時に全職員に交付 する。
	4					
2	退職者の再任用 に関する事	定年退職者等の再任用事務 ・栃木市職員の再任用に関する 条例 (平成20年度の実績なし)	定年退職者等の再任用事務 ・大平町職員の再任用に関する 条例 (平成20年度の実績なし)	定年退職者等の再任用事務 ・藤岡町職員の再任用に関する 条例 (平成20年度の実績なし)	定年退職者等の再任用事務 ・都賀町職員の再任用に関する 条例 (平成20年度の実績なし)	制度の内容が各市 町同一であるた め、現行のとおり とする。
	5					
3	職員の服務に関 すること	栃木市職員服務規程による。(カ ジュアルデーの実施)	大平町職員の服務に関する規程 による。(1年間毎日日直を実 施)	藤岡町職員服務規程による。(平 日のかぎ当番の実施)	都賀町服務規程による。(職員の 身元保証、タイムレコーダーの 導入)	合併時に再編す る。
	10					
4	休職処分者に関 すること	分限による休職の手続き及び効 果に関する事務	分限による降任、休職及び免職 の手続き及び効果に関する事務	分限による休職の手続き及び効 果に関する事務	分限による休職の手続き及び効 果に関する事務	心身の故障による 休職の手続きにつ いて、栃木市の例 により合併時に統 合する。
	13					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	人事交流に関する こと	周辺・近隣の市町村間で、職員 交流（派遣・受入）しているもの ・平成20年度実績なし	周辺・近隣の市町村間で、職員 交流（派遣・受入）しているもの ・平成20年度実績なし	周辺・近隣の市町村間で、職員 交流（派遣・受入）しているもの ・平成20年度実績なし	周辺・近隣の市町村間で、職員 交流（派遣・受入）しているもの ・平成20年度実績なし	合併後に再編する。
	16					
6	職員の派遣に関する こと	法及び条例等に基づき職員を派遣 及び受入れる。 (例) 栃木県、広域連合、観光 協会	法及び条例等に基づき職員を派遣 及び受入れる。 (例) 栃木県、広域連合	法及び条例等に基づき職員を派遣 及び受入れる。 (例) 栃木県	法及び条例等に基づき職員を派遣 する。 (例) 栃木県	栃木市の制度で各市町 の状況に対応できるため、栃木 市の例により合併時に統合する。
	17					
7	職員のセクシャル・ハラスメン トに関する こと	栃木市職員のセクシャル・ハラ スメントの防止に関する要綱に 基づく職員のセクシャル・ハラ スメントの防止に関する事務 ・「苦情相談処理窓口」の設置(人 事課)	要綱等は定めていない。 ・セクシャル・ハラスメント防 止を、庁議を通じ各課に周知徹 底	要綱等は定めていない。	要綱等は定めていない。	栃木市の例により合併時に 統合する。
	20					
8	職員表彰に関する こと	栃木市職員表彰規則に基づき表 彰状を贈呈 満20年、30年、40年勤続 表彰等	大平町職員表彰規程に基づき、 20年以上勤務した成績優秀な 職員に表彰状を贈呈	藤岡町表彰条例に基づき表彰状 等を贈呈 満20年、30年勤続表彰等	都賀町職員褒賞内規に基づき感 謝状を贈呈 満30年以上勤続表彰等	制度の内容を見直し、合併時に再編 する。
	21					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	職員研修に関する こと	職員の意識改革、資質・能力開発のため、計画的・体系的に実施する。	行政課題に的確に対応できる職員の育成を目的とした研修の実施	職員の意識改革、資質・能力開発のため、計画的・体系的に実施する。	職員の意識改革、資質・能力開発のため、計画的・体系的に実施する。	合併時に再編する。 各種マニュアルについては、合併後に再編する。
	25					
10	栃木県市町村職員研修協議会に関する こと	協議会との連絡調整 協議会主催の研修等への職員派遣	協議会との連絡調整 協議会主催の研修等への職員派遣	協議会との連絡調整 協議会主催の研修等への職員派遣	協議会との連絡調整 協議会主催の研修等への職員派遣	引き続き新市として加入する。
	26					
11	給与システムに関する こと	TKCの給与システムを使用	TKCの給与システムを使用（併せて人事システムも連動している）	TKCの給与システムを使用	TKCの給与システムを使用	1市3町全体の電算システム再編の動向をみながら、合併時に再編する。
	35					
12	時間外勤務に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前決裁</li> <li>・翌月2日までに報告</li> <li>・集計は原課で実施</li> <li>・水曜ノー残業デー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前決裁</li> <li>・翌月1日の午前中までに報告</li> <li>・集計は総務課で実施</li> <li>・水曜ノー残業デー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前決裁</li> <li>・当月末までに報告</li> <li>・集計は総務企画課で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前決裁</li> <li>・翌月1日までに報告</li> <li>・集計は原課で実施</li> <li>・水曜ノー残業デー</li> </ul>	合併時に再編する。
	40					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	源泉所得税その他の徴収に関する事	正職員・臨時職員等問わず、控除した所得税は歳計外に入金	正職員・臨時職員等問わず、控除した所得税は歳計外に入金	正職員・臨時職員等問わず、控除した所得税は歳計外に入金	正職員・臨時職員等問わず、控除した所得税は歳計外に入金	新市の財務システムに合わせて、合併時に事務処理方法を再編する。
	4 1					
14	給与控除事務に関する事	電算システム（TKC TASK. 給与システム）を利用し、共済掛金、所得税、住民税、互助会費等を給与から控除する。	電算システム（TKC TASK. 給与システム）を利用し、共済掛金、所得税、住民税等を給与から控除する。	電算システム（TKC TASK. NET 給与システム）を利用し、共済掛金、所得税、住民税、互助会費等を給与から控除する。	電算システム（TKC TASK. 給与システム）を利用し、共済掛金、所得税、住民税、互助会費等を給与から控除する。	栃木市の処理方法により合併時に統合する。
	4 2					
15	年末調整に関する事	年末調整に係る書類作成を各職員に依頼、人事課にて回収・確認後、年末調整を実施	年末調整に係る書類作成を各職員に依頼、総務課にて回収・確認後、年末調整を実施	年末調整に係る書類作成を各職員に依頼、総務企画課にて回収・確認後、年末調整を実施	年末調整に係る書類作成を各職員に依頼、総務課にて回収・確認後、年末調整を実施	合併時に再編する。
	4 3					
16	地方公務員災害補償基金に関する事	職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた際、基金に認定請求を行い、基金による補償・福祉事業が行われる。市は負担金を支出する。	職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた際、基金に認定請求を行い、基金による補償・福祉事業が行われる。町は負担金を支出する。	職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた際、基金に認定請求を行い、基金による補償・福祉事業が行われる。町は負担金を支出する。	職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた際、基金に認定請求を行い、基金による補償・福祉事業が行われる。町は負担金を支出する。	制度の内容が各市町同一であるため、現行のとおりとする。
	5 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	社会保険協会に関すること	栃木県社会保険協会負担金支払事務	栃木県社会保険協会負担金支払事務	栃木県社会保険協会負担金支払事務	栃木県社会保険協会負担金支払事務	現行のとおりとする。
	54					
18	職員又は職員の家族の訃報に関すること	職員又は職員の家族の訃報を庁内に周知する。 (庁内電子掲示板に掲載等)	職員又は職員の家族の訃報を庁内に周知する。 (庁内電子掲示板に掲載等)	職員又は職員の家族の訃報を庁内に周知する。 (庁内電子掲示板に掲載等)	職員又は職員の家族の訃報を職員互助会名で庁内に周知する。 (日々雇用を除く臨時職員についても)	合併時に再編する。
	59					
19	インターンシップ及び実務実習の対応に関すること	大学、高校、中学の生徒を職場に受入れる。	町において実習を希望する学生を受入れる。	大学、高校、中学の生徒を職場に受入れる。	制度としては、確立していないが、看護学生や中学生を受け入れた実績はあり。	合併時に再編する。
	60					
20	職員の営利企業従事に関すること	職員の営利企業従事許可事務 ・営利企業等の従事制限に関する規則 ・営利企業等の従事に関する許可手続	職員の営利企業従事許可事務 ・職員の営利企業等の従事制限に関する規則	職員の営利企業従事許可事務 (許可実績なし)	職員の営利企業従事許可事務 ・職員の営利企業等の従事制限に関する規則 ・営利企業等の従事に関する許可手続	合併時に再編する。
	61					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	人件費の予算編成に関する事	当年度実績等を基に、当年度補正予算・次年度当初予算を編成	当年度実績等を基に、当年度補正予算・次年度当初予算を編成	当年度実績等を基に、当年度補正予算・次年度当初予算を編成	当年度実績等を基に、当年度補正予算・次年度当初予算を編成	合併時に再編する。
	6 2					
22	給与実態調査に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>TKCシステムを使用し作成</li> <li>調査の中身は全自治体共通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TKCシステムを使用し作成</li> <li>調査の中身は全自治体共通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TKCシステムを使用し作成</li> <li>調査の中身は全自治体共通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TKCシステムを使用し作成</li> <li>調査の中身は全自治体共通</li> </ul>	1市3町全体の電算システム再編の動向をみながら、合併時に再編する。
	6 3					
23	退職年金に関する事	地方公務員共済組合法施行前に栃木市を退職した年金受給資格者に年金退隠料支給。受給者死亡後は遺族に扶助料支給 現対象者は扶助料2名	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市のみの制度だが、現時点で対象者が存在するため、新市として栃木市の制度を引き継ぐ。
	6 4					
24	叙位・叙勲・褒章に関する事	叙位、叙勲、褒章申請事務	叙位、叙勲、褒章申請事務	叙位、叙勲、褒章申請事務	叙位、叙勲、褒章申請事務	推薦基準が市になるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
25	退職者親睦会に関すること	名称 栃木市職員退職者親睦会 ・栃木市職員退職者親睦会会則 (総会、親睦旅行、研修会、 慶弔給付事業)	大平町退職者親睦会は結成しているが、町としては関与していない。助成金等の支払も行っていない。	該当なし	名称 栃木県市町村職員年金者連盟都賀支部 ・栃木県市町村職員年金者連盟都賀支部規約(総会、研修旅行、 慶弔)	合併時に会の事務取扱いを廃止する。 団体は、会の運営を自立して行い、新市は関与しない。
	70					
26	特定事業主行動計画に関すること	次世代育成支援に関する特定事業主行動計画を策定している。	次世代育成支援に関する特定事業主行動計画を策定している。	次世代育成支援に関する特定事業主行動計画を策定している。	次世代育成支援に関する特定事業主行動計画を策定している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	71					
27	職員名簿に関すること	年度当初に、自前で作成。 議員、委員、関係団体の職員等についても掲載	年度当初に、自前で作成。 議員、委員、関係団体の職員等については掲載なし。	年度当初に、自前で作成。 職員と非常勤職員は別に作成	年度当初に、自前で作成。 議員、委員、関係団体の職員等については掲載なし。	他市の制度を参考に合併時に再編する。
	72					
28	技能労務職員の任用替えに関すること	技能労務職員の任用替試験事務 ・栃木市技能労務職員の任用替に関する要綱	該当なし	任用替を行った経緯はあるが、制度としては確立していない。	過去には、任用替を行った経緯はあるが、制度としては確立していない。	任用替中の職員の身分は新市に引き継ぐ。 制度については、合併後に再編する。合併後、定員管理の状況を踏まえ、実施する。
	74					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	職員履歴カード に関すること	職員の人事情報をカードに記録し、職員履歴を管理する。 ・人事異動情報、給料情報、資格、処分等	TKC人事システムにより職員情報全てを一括管理。定員管理調査や辞令作成にも対応。給与システムとも連動している。	職員の人事情報をカードに記録し、職員履歴を管理する。 ・人事異動情報、給料情報、資格、処分等	職員の人事情報をカードに記録し、職員履歴を管理する。 ・人事異動情報、給料情報、資格、研修、表彰、処分等	システムの導入について検討する。その上で合併時に再編する。旧市町の紙ベースの記録は、新市の人事担当課で管理する。
	76					
30	財形貯蓄に関する こと	・毎年2月に募集 ・毎月の給与から控除 ・育児休業等で無給の職員は休止又は解約 ・16金融機関と協定	・募集の推進は行わず ・毎月の給与から控除 ・育児休業等で無給の職員は現金納付又は解約 ・7金融機関と協定	・募集は行っていない ・毎月の給与から控除 ・育児休業等で無給の職員は休止又は解約、あるいは現金納付 ・5金融機関と協定	・職員が随時加入 ・毎月の給与から控除 ・育児休業等で無給の職員は休止又は解約 ・3金融機関と協定	栃木市の処理方法により合併時に統合し、現在各市町で協定している金融機関全てを新市がそのまま引き継ぐ。
	79					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	職員の退職に関する事	職員の定年は、年齢60年とし、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。	職員の定年は、年齢60年とし、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。	職員の定年は、年齢60年とし、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。	職員の定年は、年齢60年とし、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。	退職勧奨等の取扱いに差異があるため調整の上、合併時に再編する。
	7	退職勧奨は、7月31日までに退職申出書提出	退職勧奨は、6月30日までに退職申出書提出	退職勧奨は、5月31日までに退職申出書提出	退職勧奨は、5月31日までに退職申出書提出	
32	臨時職員の雇用及び勤務条件に関する事	臨時職員の任用事務 ・登録制 ・予算措置は任用の事由により、人事課または各課 ・年次有給休暇、特別休暇有	臨時職員の任用事務 ・登録制 ・予算措置は各課からの予算要求書を基に総務課 ・年次有給休暇有、特別休暇無	臨時職員の任用事務 ・登録制 ・予算措置は任用の事由により、総務企画課または各課 ・年次有給休暇有、特別休暇無	臨時職員の任用事務 ・登録制 ・予算措置は各課 ・年次有給休暇、特別休暇有	合併時に再編する。
	9					
33	職員の分限処分に関する事	地方公務員法第28条第3項の規定により、条例において分限の手續及び効果に関して定め、取扱っている。	地方公務員法第28条第3項の規定により、条例において分限の手續及び効果に関して定め、取扱っている。	地方公務員法第28条第3項の規定により、条例において分限の手續及び効果に関して定め、取扱っている。	地方公務員法第28条第3項の規定により、条例において分限の手續及び効果に関して定め、取扱っている。	条例に差異がないため、栃木市の例により、合併時に統合する。
	11					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
34	職員の懲戒処分に関すること	戒告・減給・停職又は免職の処分をするための手続き及び効果を条例で定めている。処分の基準を定めている。	戒告・減給・停職又は免職の処分をするための手続き及び効果を条例で定めている。処分の基準及び公表基準を定めている。	戒告・減給・停職又は免職の処分をするための手続き及び効果を条例で定めている。処分の基準及び公表基準を定めている。	戒告・減給・停職又は免職の処分をするための手続き及び効果を条例で定めている。処分の基準を定めている。	合併時に再編する。
	1 2					
35	懲戒審査委員会に関すること	市長の諮問に応じ、職員等の懲戒処分の程度について審査し、答申する。	任命権者の諮問に応じ、綱紀委員会において事実の調査、懲戒処分の程度を審議し、答申する。	任命権者の諮問に応じ、職員等の懲戒処分の程度について審査し、報告する。	職員等の懲戒処分の程度について審査する。	合併時に再編する。
	2 2					
36	職員の衛生管理に関すること	職場における安全・健康の確保 ・栃木市職員安全衛生管理規程 ・安全衛生管理責任者：副市長	職場における安全・健康の確保 ・大平町職員安全衛生管理規程 ・安全衛生管理責任者：副町長	職場における安全・健康の確保 ・藤岡町職員安全衛生管理規程 ・安全衛生管理責任者：副町長	職場における安全・健康の確保 ・都賀町職員安全衛生管理規程 ・安全衛生管理責任者：総務課長	合併時に再編する。
	4 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
37	職員の健康管理に関すること	職員の健康管理の確保。 ・ 栃木市職員安全衛生管理規程 ・ 健康診断等の実施	職員の健康管理の確保。 ・ 大平町職員安全衛生管理規程 ・ 健康診断等の実施	職員の健康管理の確保。 ・ 藤岡町職員安全衛生管理規程 ・ 健康診断等の実施 ・ 委託事業によりB型肝炎予防接種対象者なし	職員の健康管理の確保。 ・ 都賀町職員安全衛生管理規程 ・ 健康診断等の実施 ・ 委託事業によりB型肝炎予防接種対象者なし	合併時に再編する。
	45	・ B型肝炎予防接種の実施	・ B型肝炎予防接種の実施			
38	県市町村職員共済組合に関すること	組合員及びその家族の相互救済の事業事務 小中学校に勤務する学校図書事務（2名）は、公立学校共済加入	組合員及びその家族の相互救済の事業事務 公立学校共済加入者なし。	組合員及びその家族の相互救済の事業事務 公立学校共済加入者なし。	組合員及びその家族の相互救済の事業事務 公立学校共済加入者なし。	栃木市の例により合併時に統合する。 公立学校共済組合加入者については、学校共済加入を存続させる。
	46					
39	生命保険等団体保険に関すること	人事課及び職員組合において各種生命保険等の団体契約に係る事務を取り扱う。保険料は給与から控除	総務課及び職員組合において各種生命保険等の団体契約に係る事務を取り扱う。保険料は給与から控除	総務企画課及び職員組合において各種生命保険等の団体契約に係る事務を取り扱う。保険料は給与から控除	総務課において各種生命保険等の団体契約に係る事務を取り扱う。保険料は給与から控除	栃木市の処理方法により合併後に統合する。
	49					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
40	再任用職員、嘱託職員及び臨時職員社会保険料に関すること	非常勤職員・臨時職員の社会保険、雇用保険、労働災害保険の加入	非常勤職員・臨時職員の社会保険、雇用保険、労働災害保険、傷害保険の加入	臨時職員の社会保険、傷害保険の加入	臨時職員等の社会保険、雇用保険、傷害保険の加入	合併時に再編する。
	50					
41	人材育成基本方針に関すること	自己啓発や職場研修、職場の環境、業務管理・運営、人事管理等を総合的、長期的に取り組む。 ・栃木市人材育成基本方針後期計画	自己啓発や職場研修、職場の環境、業務管理・運営、人事管理等を総合的、長期的に取り組む。 ・大平町人材育成基本方針	自己啓発や職場研修、職場の環境、業務管理・運営、人事管理等を総合的、長期的に取り組む。 ・藤岡町人材育成基本方針	自己啓発や職場研修、職場の環境、業務管理・運営、人事管理等を総合的、長期的に取り組む。 ・都賀町人材育成基本方針	合併後に再編する。
	75					
42	公益通報処理に関すること	職員及び外部の労働者からの法に基づく公益通報事務 栃木市公益通報処理要綱及び栃木市職員等公益通報処理要綱の制定あり。	職員及び外部の労働者からの法に基づく公益通報事務 大平町公益通報に関する事務処理要綱の制定あり。	職員及び外部の労働者からの法に基づく公益通報事務 要綱策定準備中	職員及び外部の労働者からの法に基づく公益通報事務 要綱策定準備中	栃木市・大平町の例を参考に調整し、合併時に再編する。
	77					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
43	メンタルヘルス 対策に関するこ と	産業医による相談を実施 研修会の実施、パンフレットの 配付 ・栃木市職員安全衛生管理規程	産業カウンセラーに委託し、カ ンセリング、カンファレンス、研修会を実施 ・大平町職員安全衛生管理規程 ・職員のメンタルヘルスマガ実施要領	産業医による相談を実施 ・藤岡町職員安全衛生管理規程	現在、メンタルヘルスに関して の事業は行っていないが、産業 医に相談することにより、カウ ンセラー等の紹介を行うことは 可能 ・都賀町職員安全衛生管理規程	大平町の例を参考 に調整し、合併時 に再編する。
	80					

様式2

## 栃木地区合併協議会への報告（ランクC）

総務部会 税務分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	税務関係団体に関する こと	【参加団体】 ①栃木県都市税務協議 会 他5団体 【協力団体】 ①固定資産評価システム研究 センター	【参加団体】 ①栃木県町村税務協議 会 他2団体 【協力団体】 ①固定資産評価システム研究 センター	【参加団体】 ①栃木県町村税務協議 会 他4団体 【協力団体】 ①固定資産評価システム研究 センター	【参加団体】 ①栃木県町村税務協議 会 他4団体 【協力団体】 ①固定資産評価システム研究 センター	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2					
2	税条例改正に関する こと	【専決】 ・議案作成～議会承認 (例規審査委員会審査) 【議決】 ・議案作成～条例公布 (例規審査委員会審査・庁議)	【専決】 ・議案作成～議会承認 (例規審査委員会審査) 【議決】 ・議案作成～条例公布 (例規審査委員会審査・ 庁議)	【専決】 ・議案作成～議会承認 (法令審議会審査) 【議決】 ・議案作成～条例公布 (法令審議会審査・決裁)	【専決】 ・議案作成～議会承認 (総務課審査) 【議決】 ・議案作成～条例公布 (総務課審査・決裁)	合併時に再編する。
	5					
3	軽自動車税申告書の 入力に関すること	【申告書入力】 ・軽自動車は県市長会から送付 される申告書により入力 ・原付、農耕用、小型特殊は市 申告書により入力	【申告書入力】 ・軽自動車は県町村会から送付 される申告書により入力 ・原付、農耕用、小型特殊は町 申告書により入力	【申告書入力】 ・軽自動車は県町村会から送付 される申告書により入力 ・原付、農耕用、小型特殊は町 申告書により入力	【申告書入力】 ・軽自動車は県町村会から送付 される申告書により入力 ・原付、農耕用、小型特殊は町 申告書により入力	栃木市の例により合 併時に統合する。
	6					
4	国有資産等所在市町 村交付金に関するこ と	国等が市内に所有する固定資 産のうち、法に掲げられたもの について、交付金の請求及び納 付に関する事務を行う。	該当なし	国等が町内に所有する固定資 産のうち、法に掲げられたもの について、交付金の請求及び納 付に関する事務を行う。	該当なし	現行のとおりとす る。
	1 4					
5	個人市県民税収納管 理事務に関すること (過誤納金還付)	徴収した税が本算定税額を超 えた場合、過納額を還付し、又 は当該納税義務者の未納額に 充当する。	徴収した税が本算定税額を超 えた場合、過納額を還付し、又 は当該納税義務者の未納額に 充当する。	徴収した税が本算定税額を超 えた場合、過納額を還付し、又 は当該納税義務者の未納額に 充当する。	徴収した税が本算定税額を超 えた場合、過納額を還付し、又 は当該納税義務者の未納額に 充当する。	現行のとおりとす る。
	1 5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	県民税徴収報告・委託金事務に関する事 こと	個人県民税調定額及び徴収状況を県に報告し、個人県民税に係る県税徴収委託金を受け入れる。	個人県民税調定額及び徴収状況を県に報告し、個人県民税に係る県税徴収委託金を受け入れる。	個人県民税調定額及び徴収状況を県に報告し、個人県民税に係る県税徴収委託金を受け入れる。	個人県民税調定額及び徴収状況を県に報告し、個人県民税に係る県税徴収委託金を受け入れる。	現行のとおりとする。
	16					
7	申告受付・課税業務OA化推進事業事務に関する事 こと	申告受付支援システム、e-TASK 税務情報マスターの活用により、市民サービスの向上と賦課事務の効率向上を図る。	申告受付支援システム、e-TASK 税務情報マスターの活用により、町民サービスの向上と賦課事務の効率向上を図る。	申告受付支援システム、e-TASK 税務情報マスターの活用により、町民サービスの向上と賦課事務の効率向上を図る。	申告受付支援システム、e-TASK 税務情報マスターの活用により、町民サービスの向上と賦課事務の効率向上を図る。	現行のとおりとする。
	18					
8	個人市町県民税の申告受付事務に関する事 こと	本庁舎、各地区公民館において、市県民税申告書及び確定申告書の受付を行う。	中央公民館において、町県民税申告書及び確定申告書の受付を行う。	中央公民館において、町県民税申告書及び確定申告書の受付を行う。	本庁舎において、町県民税申告書及び確定申告書の受付を行う。	現行のとおりとする。
	19					
9	個人市町県民税の未申告調査に関する事 こと	給与支払報告書等の課税資料の提出の無い者及び未申告者を調査し、申告を促す。	給与支払報告書等の課税資料の提出の無い者及び未申告者を調査し、申告を促す。	給与支払報告書等の課税資料の提出の無い者及び未申告者を調査し、申告を促す。	給与支払報告書等の課税資料の提出の無い者及び未申告者を調査し、申告を促す。	現行のとおりとする。
	20					
10	三税協力事務に関する事 こと	国、県及び市町の税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図る。	国、県及び市町の税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図る。	国、県及び市町の税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図る。	国、県及び市町の税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図る。	現行のとおりとする。
	21					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	個人市町県民税の課税台帳の整備に関すること	個人市県民税賦課事務に伴う課税基本台帳及び家族台帳を整備する。	個人町県民税賦課事務に伴う課税基本台帳及び家族台帳を整備する。	個人町県民税賦課事務に伴う課税基本台帳及び家族台帳を整備する。	個人町県民税賦課事務に伴う課税基本台帳及び家族台帳を整備する。	現行のとおりとする。
	2 2					
12	固定資産税賦課事務に関すること（納税通知書発送、未到着分送付先調査、再送付等）	納税通知書の発送に係る業務と、納税通知書等の未到着分の送付先調査を実施している。	納税通知書の発送に係る業務と、納税通知書等の未到着分の送付先調査を実施している。	納税通知書の発送に係る業務と、納税通知書等の未到着分の送付先調査を実施している。	納税通知書の発送に係る業務と、納税通知書等の未到着分の送付先調査を実施している。	現行のとおりとする。
	2 4					
13	固定資産税賦課事務に関すること（償却資産申告書発送）	償却資産申告書を12月中旬に発送し、1月31日までに申告を受け、評価基準に基づき償却資産の評価をする。	償却資産申告書を12月中旬に発送し、1月31日までに申告を受け、評価基準に基づき償却資産の評価をする。	償却資産申告書を12月中旬に発送し、1月31日までに申告を受け、評価基準に基づき償却資産の評価をする。	償却資産申告書を12月中旬に発送し、1月31日までに申告を受け、評価基準に基づき償却資産の評価をする。	現行のとおりとする。
	2 5					
14	固定資産税賦課事務に関すること（土地・家屋・償却電算処理データ作成・確認業務）	固定資産税課税のため、土地・家屋・償却資産の賦課に関するデータの入力・確認作業を行い、課税データをTKCあて送付する。	固定資産税課税のため、土地・家屋・償却資産の賦課に関するデータの入力・確認作業を行い、課税データをTKCあて送付する。	固定資産税課税のため、土地・家屋・償却資産の賦課に関するデータの入力・確認作業を行い、課税データをTKCあて送付する。	固定資産税課税のため、土地・家屋・償却資産の賦課に関するデータの入力・確認作業を行い、課税データをTKCあて送付する。	現行のとおりとする。
	2 6					
15	固定資産税賦課事務に関すること（納税義務代表者設定業務）	死亡者のうち相続未登記の者について、相続人の中から納税義務代表者を決定する。	死亡者のうち相続未登記の者について、相続人の中から納税義務代表者を決定する。	死亡者のうち相続未登記の者について、相続人の中から納税義務代表者を決定する。	死亡者のうち相続未登記の者について、相続人の中から納税義務代表者を決定する。	現行のとおりとする。
	2 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	固定資産税賦課事務に関すること（固定資産名寄帳作成・保存管理）	固定資産名寄帳の作成及び保存については、2月末にデータ入力し、3月下旬に打出し、保存する。	固定資産名寄帳の作成及び保存については、2月末にデータ入力し、3月下旬に打出し、保存する。	固定資産名寄帳の作成及び保存については、2月末にデータ入力し、3月下旬に打出し、保存する。	固定資産名寄帳の作成及び保存については、2月末にデータ入力し、3月下旬に打出し、保存する。	現行のとおりとする。
	28					
17	固定資産評価事務に関すること（固定資産課税台帳・評価調書等作成）	評価調書及び課税台帳として、土地（補充）課税台帳・家屋（補充）課税台帳・償却資産課税台帳を作成する。	評価調書及び課税台帳として、土地（補充）課税台帳・家屋（補充）課税台帳・償却資産課税台帳を作成する。	評価調書及び課税台帳として、土地（補充）課税台帳・家屋（補充）課税台帳・償却資産課税台帳を作成する。	評価調書及び課税台帳として、土地（補充）課税台帳・家屋（補充）課税台帳・償却資産課税台帳を作成する。	現行のとおりとする。
	29					
18	固定資産税調定に関すること	当初調定、変更調定、最終調定について調定表を作成し、調定を行う。	当初調定、変更調定、最終調定について調定表を作成し、調定を行う。	当初調定、変更調定、最終調定について調定表を作成し、調定を行う。	当初調定、変更調定、最終調定について調定表を作成し、調定を行う。	現行のとおりとする。
	30					
19	固定資産土地評価事務に関すること（時点修正、地価下落修正業務）	地方税法の規定により、時点修正、地価下落修正を実施するため、毎年7月1日時点の標準宅地の下落率の鑑定を実施	地方税法の規定により、時点修正、地価下落修正を実施するため、毎年7月1日時点の標準宅地の下落率の鑑定を実施	地方税法の規定により、時点修正、地価下落修正を実施するため、毎年7月1日時点の標準宅地の下落率の鑑定を実施	地方税法の規定により、時点修正、地価下落修正を実施するため、毎年7月1日時点の標準宅地の下落率の鑑定を実施	合併後に再編する。
	31					
20	固定資産土地評価事務に関すること（公図・地番図修正業務）	法務局からの土地異動通知書に基づき、地籍図（公図）等の修正を業者に委託し実施している。	法務局からの土地異動通知書に基づき、地籍図（公図）等の修正を業者に委託し実施している。	法務局からの土地異動通知書に基づき、地籍図（公図）等の修正を業者に委託し実施している。	法務局からの土地異動通知書に基づき、地籍図（公図）等の修正を業者に委託し実施している。	合併後に再編する。
	32					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	固定資産土地評価事務に関すること（路線価算定業務）	標準宅地の鑑定を不動産鑑定士に依頼し、付設された評価額を基に、他の路線の評点数の比準を行い、路線価を算定する。	標準宅地の鑑定を不動産鑑定士に依頼し、付設された評価額を基に、他の路線の評点数の比準を行い、路線価を算定する。	標準宅地の鑑定を不動産鑑定士に依頼し、付設された評価額を基に、他の路線の評点数の比準を行い、路線価を算定する。	標準宅地の鑑定を不動産鑑定士に依頼し、付設された評価額を基に、他の路線の評点数の比準を行い、路線価を算定する。	合併後に再編する。
	3 3					
22	固定資産税土地評価事務に関すること（宅地以外の土地評価、画地補正、所要の補正）	評価基準が定める宅地以外の評価。農地、山林、ゴルフ場、鉄軌道用地、農業用施設用地等の画地補正、所要の補正を定める。	評価基準が定める宅地以外の評価。農地、山林、ゴルフ場、鉄軌道用地、農業用施設用地等の画地補正、所要の補正を定める。	評価基準が定める宅地以外の評価。農地、山林、ゴルフ場、鉄軌道用地、農業用施設用地等の画地補正、所要の補正を定める。	評価基準が定める宅地以外の評価。農地、山林、ゴルフ場、鉄軌道用地、農業用施設用地等の画地補正、所要の補正を定める。	合併後に再編する。
	3 4					
23	固定資産家屋評価事務に関すること（新増築・滅失家屋調査）	新築・増築家屋について、評価基準により評価し、滅失家屋について、課税解除の処理を行う。	新築・増築家屋について、評価基準により評価し、滅失家屋について、課税解除の処理を行う。	新築・増築家屋について、評価基準により評価し、滅失家屋について、課税解除の処理を行う。	新築・増築家屋について、評価基準により評価し、滅失家屋について、課税解除の処理を行う。	合併後に再編する。
	3 5					
24	固定資産税賦課事務に関すること（在来家屋評価替え業務）	評価基準年度において、在来家屋の評価替えを実施。在来家屋全件の一括処理をTKCに委託	評価基準年度において、在来家屋の評価替えを実施。在来家屋全件の一括処理をTKCに委託	評価基準年度において、在来家屋の評価替えを実施。在来家屋全件の一括処理をTKCに委託	評価基準年度において、在来家屋の評価替えを実施。在来家屋全件の一括処理をTKCに委託	現行のとおりとする。
	3 7					
25	市町税の滞納整理及び徴収事務に関すること（滞納処分、不納欠損を除く）	滞納者リスト作成6月・1月 滞納整理票作成 6月 催告等 一斉催告年6回 特別巡回徴収 1 2月 市外居住者対応 市内と同様	滞納者リスト作成 6月 滞納整理票作成 6月 催告等 一斉催告年2回 特別巡回徴収 1 0月 町外居住者対応 町内と同様 日 臨 宅	滞納者リスト作成 6月 滞納整理票作成 なし 催告等 一斉催告年4回以上 特別強化徴収10月～12月 町外居住者対応 町内と同様	滞納者リスト作成6月・1月 滞納整理票作成 随時 催告等 随時 特別強化徴収11月～12月 町外居住者対応 町内と同様	合併後に再編する。
	3 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	市町税の滞納処分に関する事	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	現行のとおりとする。
	40					
27	市町税の滞納処分の執行停止及び不納欠損に関する事	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとする。
	41					
28	納税相談、納付指導に関する事	【納税相談】 ・分納誓約 【納付指導】 ・早期滞納解消のための指導 （応じない場合は財産調査、滞納処分）	【納税相談】 ・分納誓約 【納付指導】 ・早期滞納解消のための指導 （応じない場合は財産調査、滞納処分）	【納税相談】 ・分納誓約 【納付指導】 ・早期滞納解消のための指導 （応じない場合は財産調査、滞納処分）	【納税相談】 ・分納誓約 【納付指導】 ・早期滞納解消のための指導 （応じない場合は財産調査、滞納処分）	現行のとおりとする。
	42					
29	収納管理事務に関する事（受託徴収）	【納付受託】 ・約束手形及び先付小切手の処理	【納付受託】 ・約束手形及び先付小切手の処理	【納付受託】 ・約束手形及び先付小切手の処理	【納付受託】 ・約束手形及び先付小切手の処理	現行のとおりとする。
	43					
30	市町税等延滞金徴収事務に関する事	延滞金率14.6% （1か月を経過する日まで7.3%。なお、公定歩合との比較適用あり） ※減免申請書の提出あり	延滞金率14.6% （1か月を経過する日まで7.3%。なお、公定歩合との比較適用あり）	延滞金率14.6% （1か月を経過する日まで7.3%。なお、公定歩合との比較適用あり）	延滞金率14.6% （1か月を経過する日まで7.3%。なお、公定歩合との比較適用あり）	栃木市の例により合併時に統合する。
	47					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	国民健康保険税の賦課事務に関する事	本算定 7月 変更賦課 8月以降毎月 賦課額計算と、納付書等の作成・送付	本算定 7月 変更賦課 8月以降毎月 賦課額計算と、納付書等の作成・送付	本算定 7月 変更賦課 8月以降毎月 賦課額計算と、納付書等の作成・送付	本算定 7月 変更賦課 8月以降毎月 賦課額計算と、納付書等の作成・送付	現行のとおりとする。
	48					
32	国民健康保険税の滞納整理及び徴収事務に関する事(滞納処分、不納欠損を除く)	事務事業番号39に次のとおり加える。 ・納税相談 (国保税被保険者証の切替事前の8月に実施)	事務事業番号39に次のとおり加える。 ・納税相談 (国保税被保険者証の切替事前の8月に実施)	事務事業番号39に次のとおり加える。 ・納税相談 (国保税被保険者証の切替事前の8月に実施)	事務事業番号39に次のとおり加える。 ・納税相談 (国保税被保険者証の切替事前の8月に実施)	合併後に再編する。
	50					
33	国民健康保険税の減免事務に関する事	①減免申請書の受理(証拠書類等を含む) ②調査 ③減免の決定(決裁) ④納付義務者宛通知	①減免申請書の受理(証拠書類等を含む) ②調査 ③減免の決定(決裁) ④納付義務者宛通知	①減免申請書の受理(証拠書類等を含む) ②調査 ③減免の決定(決裁) ④納付義務者宛通知	①減免申請書の受理(証拠書類等を含む) ②調査 ③減免の決定(決裁) ④納付義務者宛通知	現行のとおりとする。
	51					
34	国民健康保険資格異動に伴う賦課額変更及び随時課税に関する事	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、地方税法の規定による。	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、地方税法の規定による。	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、地方税法の規定による。	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、地方税法の規定による。	現行のとおりとする。
	52					
35	確定申告用国民健康保険税納付額証明書発行業務に関する事	所得税、市民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付 ・口座振替者には、1月中旬に発送	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付(郵送あり)	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付 ・口座振替者には、1月末日付発送	合併後に再編する。
	53					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
36	国民健康保険転入者の転入元所得照会事務に関する事	16歳以上の転入者について、6月初旬に照会する。6月以降の転入者は、随時照会する。	16歳以上の転入者について、6月初旬に照会する。6月以降の転入者は、随時照会する。	16歳以上の転入者について、6月初旬に照会する。6月以降の転入者は、随時照会する。	16歳以上の転入者について、6月初旬に照会する。6月以降の転入者は、随時照会する。	現行のとおりとする。
	54					
37	国民健康保険未申告者の簡易申告書受付に関する事	所得情報のない者について、簡易申告書等の提出を求め、適正な賦課の資料とする。	所得情報のない者について、簡易申告書等の提出を求め、適正な賦課の資料とする。	所得情報のない者について、簡易申告書等の提出を求め、適正な賦課の資料とする。	所得情報のない者について、簡易申告書等の提出を求め、適正な賦課の資料とする。	現行のとおりとする。
	55					
38	国民健康保険税の滞納処分に関する事	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	現行のとおりとする。
	56					
39	国民健康保険税過誤納金還付に関する事	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。 また、滞納のある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。 また、滞納のある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。 また、滞納のある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。 また、滞納のある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	現行のとおりとする。
	57					
40	介護保険料賦課事務に関する事	当初賦課 7月 変更賦課 8月以降 12月まで 毎月賦課 随時賦課 3月 賦課額計算、通知書作成・送付	当初賦課 7月 変更賦課 8月以降 12月まで 毎月賦課 随時賦課 3月 賦課額計算、通知書作成・送付	当初賦課 7月 変更賦課 8月以降 12月まで 毎月賦課 随時賦課 3月 賦課額計算、通知書作成・送付	当初賦課 7月 変更賦課 8月以降 12月まで 毎月賦課 随時賦課 3月 賦課額計算、通知書作成・送付	現行のとおりとする。
	59					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
41	介護保険料の滞納整理及び徴収事務に関すること (滞納処分、不納欠損を除く)	滞納者リスト作成6月・1月 滞納整理票作成 6月 催告等 一斉催告年6回 特別巡回徴収 12月 市外居住者対応 市内と同様	滞納者リスト作成6月 滞納整理票作成 6月 催告等 一斉催告年2回 特別巡回徴収 10月 町外居住者対応 町内と同様 休日臨宅	滞納者リスト作成6月 滞納整理票作成 なし 催告等 一斉催告年4回以上 特別強化徴収10月～12月 町外居住者対応 町内と同様	滞納者リスト作成6月・1月 滞納整理票作成 随時 催告等 随時 特別強化徴収11月～12月 町外居住者対応 町内と同様	合併後に再編する。
	60					
42	概要調書及び総評価見込の作成に関する こと	概要調書及び総評価見込について TKC のデータを基に作成し、県に提出	概要調書及び総評価見込について TKC のデータを基に作成し、県に提出	概要調書及び総評価見込について TKC のデータを基に作成し、県に提出	概要調書及び総評価見込について TKC のデータを基に作成し、県に提出	現行のとおりとする。
	63					
43	不動産取得税との連携に関する こと	県税事務所との連携によるスムーズな課税のため、不動産取得税の課税資料提供及び大規模家屋の評価依頼を実施	県税事務所との連携によるスムーズな課税のため、不動産取得税の課税資料提供及び大規模家屋の評価依頼を実施	県税事務所との連携によるスムーズな課税のため、不動産取得税の課税資料提供及び大規模家屋の評価依頼を実施	県税事務所との連携によるスムーズな課税のため、不動産取得税の課税資料提供及び大規模家屋の評価依頼を実施	現行のとおりとする。
	64					
44	家屋竣工等見込調査に関する こと	10月上旬から市内を5地区に分け、家屋建ち上がり状況及び減失家屋の調査(総評価見込及び予算編成時の資料)	年度当初から建築確認申請書に基づき、新增分等の調査	11月上旬から町内を4地区に分け、家屋建ち上がり状況及び減失家屋の調査(総評価見込及び予算編成時の資料)	9月上旬から町内を4地区に分け、家屋建ち上がり状況及び減失家屋の調査(総評価見込及び予算編成時の資料)	合併後に再編する。
	65					
45	課税資料整備に関する こと	固定資産名寄帳・課税原簿・土地台帳・家屋台帳・償却資産課税台帳等の課税資料の管理保管	固定資産名寄帳・課税原簿・土地台帳・家屋台帳・償却資産課税台帳等の課税資料の管理保管	固定資産名寄帳・課税原簿・土地台帳・家屋台帳・償却資産課税台帳等の課税資料の管理保管	固定資産名寄帳・課税原簿・土地台帳・家屋台帳・償却資産課税台帳等の課税資料の管理保管	合併後に再編する。
	66					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
46	国民健康保険税の滞納処分の執行停止及び不納欠損に関する こと	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとする。
	68					
47	介護保険料の滞納処分の執行停止及び不納欠損に関する こと	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1） 【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとする。
	69					
48	介護保険料の滞納処分に関する こと	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ 〃 ） 電話加入権差押（ 〃 ） 差押の解除（ 〃 ） 公売（ 〃 ）	現行のとおりとする。
	70					
49	固定資産税収納管理事務に関する こと（過誤納付還付）	システムにより過誤納者を把握し、還付処理を行う。滞納者については還付充当処理を実施する。	システムにより過誤納者を把握し、還付処理を行う。滞納者については還付充当処理を実施する。	システムにより過誤納者を把握し、還付処理を行う。滞納者については還付充当処理を実施する。	システムにより過誤納者を把握し、還付処理を行う。滞納者については還付充当処理を実施する。	現行のとおりとする。
	74					
50	個人市町県民税賦課事務に関する こと（普通徴収事務）	市県民税賦課事務のうち主に普通徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に普通徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に普通徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に普通徴収に係る事務を行う。	現行のとおりとする。
	75					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
51	個人市町県民税賦課事務に関すること (特別徴収事務)	市県民税賦課事務のうち主に特別徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に特別徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に特別徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に特別徴収に係る事務を行う。	現行のとおりとする。
	7 6					
52	個人市町県民税賦課事務に関すること (その他、課税に付随する事務)	個人市県民税の課税に係る課税データの確認、国税連絡箋の作成等、賦課事務に付随する事務を行う。	個人町県民税の課税に係る課税データの確認、国税連絡箋の作成等、賦課事務に付随する事務を行う。	個人町県民税の課税に係る課税データの確認、国税連絡箋の作成等、賦課事務に付随する事務を行う。	個人町県民税の課税に係る課税データの確認、国税連絡箋の作成等、賦課事務に付随する事務を行う。	現行のとおりとする。
	7 7					
53	法人市町民税システムに関すること	法人市民税の課税にあたり、法人市民税システムを利用するため、システムリース契約を締結する。 (株)アイネス法人市民税システム	法人町民税の課税にあたり、法人町民税システムを利用するため、システムリース契約を締結する。 (株)TKC法人町民税システム	法人町民税の課税にあたり、法人町民税システムを利用するため、システムリース契約を締結する。 (株)TKC法人町民税システム	法人町民税の課税にあたり、法人町民税システムを利用するため、システムリース契約を締結する。 (株)TKC法人町民税システム	大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。
	7 9					
54	市町内法人調査に関すること	申告書の提出及び設立届等のない法人の現地調査を行う。	申告書の提出及び設立届等のない法人の現地調査を行う。	申告書の提出及び設立届等のない法人の現地調査を行う。	申告書の提出及び設立届等のない法人の現地調査を行う。	現行のとおりとする。
	8 1					
55	市町税事務の企画調整に関すること	都市経営計画計上事業の検討・税収確保の取り組み等、市税に関する種々の事務事業の企画調整	振興計画計上事業等の検討、進行管理、その他税に関する事務事業の企画調整	振興計画計上事業等の検討、進行管理、その他税に関する事務事業の企画調整	振興計画計上事業等の検討、進行管理、その他税に関する事務事業の企画調整	合併後に再編する。
	8 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
56	市町税収入額調の作成に関すること	・収入状況を的確に把握するために毎月作成 (対象税目) 普通税－市民税他 5 目的税－都市計画税他 2 その他－介護保険料他 1	・収入状況を的確に把握するために毎月作成 (対象税目) 普通税－町民税他 4 目的税－都市計画税他 1 その他－介護保険料他 1	・収入状況を的確に把握するために毎月作成 (対象税目) 普通税－町県民税他 3 目的税－国保税 その他－介護保険料他 1	・収入状況を的確に把握するために毎月作成 (対象税目) 普通税－町民税他 5 目的税－国保税 その他－介護保険料他 1	栃木市の例により合併時に統合する。
	8 3					
57	介護保険料過誤納金還付に関すること	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	現行のとおりとする。
	8 4					
58	租税教室に関すること	栃木税務署管内租税教育推進協議会の事業に協力し、市内小中学校で租税教室を開催	開催なし	栃木税務署管内租税教育推進協議会の事業に協力し、町内小中学校で租税教室を開催	開催なし	合併後に再編する。
	8 5					
59	納税組合に関すること	補助金名 栃木市納税組合補助金 (平成16年度廃止) ※栃木市納税組合への納付奨励通知発送	該当なし (平成19年3月31日解散)	該当なし (平成19年3月31日解散)	該当なし (平成19年3月31日解散)	現行のとおりとする。
	8 7					
60	後期高齢者医療保険料の滞納整理及び徴収事務に関すること(滞納処分、不納欠損を除く)	滞納者リスト作成6月・1月 滞納整理票作成 6月 催告等 一斉催告年6回 特別巡回徴収 12月 市外居住者対応 市内と同様	滞納者リスト作成6月 滞納整理票作成 6月 催告等 一斉催告年2回 特別巡回徴収 10月 町外居住者対応 町内と同様 休日臨宅	滞納者リスト作成6月 滞納整理票作成 なし 催告等 一斉催告年4回以上 特別強化徴収10月～12月 町外居住者対応 町内と同様	滞納者リスト作成6月・1月 滞納整理票作成 随時 催告等 随時 特別強化徴収11月～12月 町外居住者対応 町内と同様	合併後に再編する。
	8 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
61	後期高齢者医療保険料の減免事務に関する事	①減免申請書の受理（証拠書類等を含む） ②調査 ③減免の決定（広域連合） ④納付義務者宛通知	①減免申請書の受理（証拠書類等を含む） ②調査 ③減免の決定（広域連合） ④納付義務者宛通知	①減免申請書の受理（証拠書類等を含む） ②調査 ③減免の決定（広域連合） ④納付義務者宛通知	①減免申請書の受理（証拠書類等を含む） ②調査 ③減免の決定（広域連合） ④納付義務者宛通知	現行のとおりとする。
	90					
62	確定申告用後期高齢者医療保険料納付額証明書発行事務に関する事	所得税、市民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付 ・口座振替者には、1月中旬に発送。	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付（郵送あり）	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付 ・口座振替者には、1月末日付発送。	合併後に再編する。
	91					
63	後期高齢者医療保険料の滞納処分に関する事	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ " ） 電話加入権差押（ " ） 差押の解除（ " ） 公売（ " ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ " ） 電話加入権差押（ " ） 差押の解除（ " ） 公売（ " ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ " ） 電話加入権差押（ " ） 差押の解除（ " ） 公売（ " ）	債権差押（国税徴収法） 不動産差押（ " ） 電話加入権差押（ " ） 差押の解除（ " ） 公売（ " ）	現行のとおりとする。
	92					
64	後期高齢者医療保険料過誤納金還付に関する事	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	収納消込後、過誤納となったものに対し、過誤納額を還付する。また、滞納がある場合充当処理を行い、本人宛充当通知を送付する。	現行のとおりとする。
	93					
65	後期高齢者医療保険料の滞納処分の執行停止及び不納欠損に関する事	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1）  【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1）  【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1）  【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法15-7-1）  【不納欠損処分】 ・2年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとする。
	94					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
66	国民健康保険税の調査に関する事	国保税の適正賦課に資するため、必要に応じて世帯主等にかかる資産や収入状況を調査する。	国保税の適正賦課に資するため、必要に応じて世帯主等にかかる資産や収入状況を調査する。	国保税の適正賦課に資するため、必要に応じて世帯主等にかかる資産や収入状況を調査する。	国保税の適正賦課に資するため、必要に応じて世帯主等にかかる資産や収入状況を調査する。	現行のとおりとする。
	9 6					
67	国民健康保険税の納付方法変更に関する事	国保税が特別徴収されている世帯主からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	国保税が特別徴収されている世帯主からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	国保税が特別徴収されている世帯主からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	国保税が特別徴収されている世帯主からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	現行のとおりとする。
	9 7					
68	介護保険資格異動に伴う賦課額変更及び随時課税に関する事	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、介護保険法の規定による。	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、介護保険法の規定による。	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、介護保険法の規定による。	異動賦課に伴う賦課額変更の遡及年は、介護保険法の規定による。	現行のとおりとする。
	9 8					
69	介護保険料の調査に関する事	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等にかかる収入状況を調査する。	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等に係る収入状況を調査する。	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等にかかる収入状況を調査する。	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等に係る収入状況を調査する。	現行のとおりとする。
	9 9					
70	後期高齢者医療保険料の調査に関する事	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等に係る収入状況を調査する。	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等に係る収入状況を調査する。	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等に係る収入状況を調査する。	保険料の適正賦課に資するため、必要に応じて被保険者等に係る収入状況を調査する。	現行のとおりとする。
	1 0 0					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
71	後期高齢者医療保険料の納付方法変更に関する事	保険料が特別徴収されている被保険者からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	保険料が特別徴収されている被保険者からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	保険料が特別徴収されている被保険者からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	保険料が特別徴収されている被保険者からの申出により、特別徴収を中止し口座振替による納付に変更する。	現行のとおりとする。
	101					
72	税務概要の作成に関する事	毎年1回、賦課、徴収等の税務事業概要を作成する。	なし	なし	毎年1回、賦課、徴収等の税務事業概要を作成する。	合併後に再編する。
	102					
73	ホームページ等の有効活用に関する事	税情報を効果的に発信し、納税意識の高揚を図る。 (ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等)	税情報を効果的に発信し、納税意識の高揚を図る。 (ホームページ、広報紙等)	税情報を効果的に発信し、納税意識の高揚を図る。 (ホームページ、広報紙等)	税情報を効果的に発信し、納税意識の高揚を図る。 (ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等)	合併後に再編する。
	103					
74	G I Sに関する事	航空写真、地番図等をモニター上で表示し、課税資料の整理や検索の効率化を図っている。	未導入	航空写真、地番図等をモニター上で表示し、課税資料の整理や検索の効率化を図っている。	未導入	合併後に再編する。
	104					
75	家屋評価システム業務に関する事	電算化により家屋評価事務の効率化及び正確化、担当職員間の評価方法の統一化を図っている。	未導入	未導入	未導入	栃木市の例により合併後に統合する。
	105					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
76	確定申告用介護保険料納付額証明書発行事務に関する事	所得税、市民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付 ・口座振替者には、1月中旬に発送	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付（郵送あり）	所得税、町民税の申告用に納付額証明を発行する。 ・窓口交付 ・口座振替者には、1月末日付発送	合併後に再編する。
	106					
77	個人市町県民税賦課事務に関する事（年金特別徴収）	市県民税賦課事務のうち主に公的年金からの特別徴収に係る事務を行う。 平成21年度実施	町県民税賦課事務のうち主に公的年金からの特別徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に公的年金からの特別徴収に係る事務を行う。	町県民税賦課事務のうち主に公的年金からの特別徴収に係る事務を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	107					
78	市町税等収納管理事務に関する事（消込み）	会計課扱い	税務課扱い	税務課扱い	税務課扱い	栃木市の例により合併時に統合する。
	109					

No.	事務事業名	現 況			調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町		
1	低入札価格調査制度に関すること	<p>【低入札価格調査制度の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事 予定価格が3千万円以上及び総合評価落札方式対象の工事</li> <li>・業務委託 対象外</li> </ul> <p>【調査基準価格の算出方法】</p> <p>①直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては9.5/10を乗じて得た額）の95%</p> <p>②共通仮設費の90%</p> <p>③現場管理費の60%</p> <p>④一般管理費の30%</p> <p>①～④の合計額 （H21年4月1日時点）</p> <p>【数値的判断基準の算出方法】</p> <p>調査基準価格を下回った場合、提出された積算内訳書の次の5項目のうち判断基準を1項目でも下回ったものがあるときは失格とする。</p> <p>①直接工事費の（建築工事及び設備工事にあつては9.5/10を乗じて得た額）の75%</p> <p>②共通仮設費の70%</p> <p>③現場管理費の60%</p> <p>④一般管理費の30%</p> <p>⑤入札価格が直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては9.5/10を乗じて得た額）の95%に共通仮設費の90%と現場管理費の20%を加えた額 （H21年4月1日時点）</p> <p>【調査基準価格等の算出根拠】 平成21年4月1日より実施する県の基準を準用</p> <p>【根拠法令等】 低入札価格調査制度試行要領</p>	<p>【低入札価格調査制度の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事 予定価格が500万円以上の工事</li> <li>・業務委託 対象外</li> </ul> <p>【調査基準価格の算出方法】</p> <p>①直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては9.5/10を乗じて得た額）の95%</p> <p>②共通仮設費の90%</p> <p>③現場管理費の60%</p> <p>④一般管理費の30%</p> <p>①～④の合計額 （H21年6月1日時点）</p> <p>【数値的判断基準の算出方法】</p> <p>調査基準価格を下回った場合、提出された積算内訳書の次の5項目のうち判断基準を1項目でも下回ったものがあるときは失格とする。</p> <p>①直接工事費の（建築工事及び設備工事にあつては9.5/10を乗じて得た額）の75%</p> <p>②共通仮設費の70%</p> <p>③現場管理費の60%</p> <p>④一般管理費の30%</p> <p>⑤入札価格が直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては9.5/10を乗じて得た額）の95%に共通仮設費の90%と現場管理費の20%を加えた額 （H21年6月1日時点）</p> <p>【調査基準価格等の算出根拠】 平成21年4月1日より実施する県の基準を準用</p> <p>【根拠法令等】 低入札価格調査制度事務処理要領</p>	<p>制度を設けていない</p>	<p>【低入札価格調査制度の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事 一般競争入札及び総合評価落札方式対象の工事</li> <li>・業務委託 予定価格が2千万円以上の土木及び建築関係建設コンサルタント業務</li> </ul> <p>【調査基準価格の算出方法】</p> <p>①直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては9/10を乗じて得た額）の額</p> <p>②共通仮設費の額</p> <p>③現場管理費の20%</p> <p>①～③の合計額</p> <p>【数値的判断基準の算出方法】</p> <p>調査基準価格を下回った場合、提出された積算内訳書の次の5項目のうち判断基準を1項目でも下回ったものがあるときは失格とする。</p> <p>①直接工事費の（建築工事及び設備工事にあつては9/10を乗じて得た額）の75%</p> <p>②共通仮設費の60%</p> <p>③現場管理費の40%</p> <p>④一般管理費の30%</p> <p>⑤入札価格が直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては9/10を乗じて得た額）の95%に共通仮設費の90%と現場管理費の20%を加えた額</p> <p>【調査基準価格等の算出根拠】 改正前の国、県の基準を準用</p> <p>【根拠法令等】 低入札価格調査制度事務処理要領</p>	合併時に再編する。
	4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	最低制限価格制度に関する こと	<p>【最低制限価格制度の対象】 ・3千万円未満の一般競争入札及び指名競争入札による工事(低入札調査基準価格が設定されているものを除く。)</p>	<p>【最低制限価格制度の対象】 指名競争入札を対象とするが、現在運用をしていない。</p>	<p>【最低制限価格制度の対象】 指名競争入札を対象とする。</p>	<p>【最低制限価格制度の対象】 指名競争入札を対象とするが、現在運用をしていない。</p>	合併時に再編する。
	6	<p>【最低制限価格の算出方法】 ①直接工事費(建築工事及び設備工事にあつては9.5/10を乗じて得た額)の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の60% ④一般管理費の30% ①～④の合計額 (H21年4月1日時点)</p> <p>【最低制限価格の算出根拠】 平成21年4月1日より実施する県の基準を準用</p> <p>【根拠法令等】 栃木市財務規則 栃木市最低価格事務処理要領</p>	<p>【根拠法令等】 大平町財務規則</p>	<p>【最低制限価格の算出方法】 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の20% ①～③の合計額 (土木一式)</p> <p>【最低制限価格の算出根拠】 改正前の国、県の基準を準用</p> <p>【根拠法令等】 藤岡町財務規則 藤岡町建設工事等入札執行事務処理要領</p>	<p>【根拠法令等】 都賀町財務規則</p>	
3	建設工事及び建設工事関連業務の公正入札調査委員会に関すること	<p>【設置の目的】 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確に対応を行うため、設置する。</p> <p>【組織】建設工事等請負者選考委員会メンバー9名で構成 委員長 副市長 副委員長 総務部長 委員 部長7名</p> <p>【根拠法令等】 公正入札調査委員会設置要領</p>	<p>【設置の目的】 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確に対応を行うため、設置する。</p> <p>【組織】8名で構成 委員長 副町長 副委員長 管財課長 委員 課長6名</p> <p>【根拠法令等】 公正入札調査委員会設置要綱</p>	<p>【設置の目的】 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確に対応を行うため、設置する。</p> <p>【組織】7名で構成 委員長 副町長 委員 教育長外課長5名</p> <p>【根拠法令等】 公正入札調査委員会設置要領</p>	<p>【設置の目的】 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確に対応を行うため、設置する。</p> <p>【組織】5名で構成 委員長 会計管理者 副委員長 政策財務課長 委員 課長3名</p> <p>【根拠法令等】 公正入札調査委員会設置規程</p>	合併時に再編する。
	7					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	建設工事及び建設工事関連業務の入札及び契約に関する情報の公表に関すること	<p>【毎年度の発注見通し】 公表時期 4月（7、10、1月に見直しを行い、変更後の事項を公表）</p> <p>公表事項 工事名、工事箇所、工事期間、工事種別、工事概要、契約方法、入札時期 公表方法 HP等</p> <p>【入札参加資格者等】 公表時期 随時 公表事項 有資格者名、関連要綱・要領 公表方法 閲覧による 指名停止業者については、業者名、停止期間、理由</p> <p>【入札・契約の過程】 公表時期 入札執行後 公表事項 入札結果調書 公表方法 閲覧、落札者名と落札金額についてはHP掲載</p> <p>【契約に関する情報】 公表時期 契約締結後 公表事項 契約相手方の名称、住所、契約金額、工事の内容等 公表方法 閲覧</p> <p>【根拠法令等】 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 入札制度合理化対策実施要綱 事後審査型条件付き一般競争入札実施要領 建設工事総合評価落札方式試行要領</p>	<p>【毎年度の発注見通し】 公表時期 4月（10月に見直しを行い、変更後の事項を公表）</p> <p>公表事項 工事名、工事箇所、工事期間、工事種別、工事概要、契約方法、入札時期 公表方法 HP等</p> <p>【入札参加資格者等】 公表時期 随時 公表事項 有資格者名、関連要綱・要領 公表方法 閲覧による 指名停止業者については、公表していない。</p> <p>【入札・契約の過程】 公表時期 入札執行後 公表事項 入札結果調書 公表方法 閲覧</p> <p>【契約に関する情報】 公表時期 契約締結後 公表事項 契約相手方の名称、住所、契約金額、工事の内容等 公表方法 閲覧</p> <p>【根拠法令等】 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 条件付き一般競争入札要領 建設工事総合評価落札方式試行要領</p>	<p>【毎年度の発注見通し】 公表時期 4月（7、10、1月に見直しを行い、変更後の事項を公表）</p> <p>公表事項 工事名、工事箇所、工事期間、工事種別、工事概要、契約方法、入札時期 公表方法 HP等</p> <p>【入札参加資格者等】 公表時期 随時 公表事項 有資格者名、関連要綱・要領 公表方法 閲覧による 指名停止業者については、業者名、停止期間、理由</p> <p>【入札・契約の過程】 公表時期 入札執行後 公表事項 入札結果報告書 公表方法 閲覧、落札者名と落札金額についてはHP掲載</p> <p>【契約に関する情報】 公表時期 契約締結後 公表事項 契約相手方の名称、住所、契約金額、工事の内容等 公表方法 閲覧</p> <p>【根拠法令等】 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 入札執行事務実施処理要領 建設工事総合評価落札方式試行要領</p>	<p>【毎年度の発注見通し】 公表時期 4月（7、10、1月に見直しを行い、変更後の事項を公表）</p> <p>公表事項 工事名、工事箇所、工事期間、工事種別、工事概要、契約方法、入札時期 公表方法 HP等</p> <p>【入札参加資格者等】 公表時期 随時 公表事項 有資格者名、関連要綱・要領 公表方法 閲覧による 指名停止業者については、公表していない</p> <p>【入札・契約の過程】 公表時期 入札執行後 公表事項 入札結果報告書 公表方法 閲覧、落札者名と落札金額についてはHP掲載</p> <p>【契約に関する情報】 公表時期 契約締結後 公表事項 契約相手方の名称、住所、契約金額、工事の内容等 公表方法 閲覧</p> <p>【根拠法令等】 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 事後審査型条件付き一般競争入札実施要領 建設工事総合評価落札方式試行要領</p>	合併時に再編する。
	10					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	建設工事及び建設工事関連業務の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿登録に関すること	<p>【入札参加資格申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年に1度（偶数年度）1～2月に実施</li> <li>・奇数年度の2月に追加受付</li> <li>・基本的に随時受付はしない</li> </ul> <p>資格審査・認定 建設工事資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。</p> <p>格付け審査・認定 入札参加資格の審査に付したものの内、格付けをしている5業種について、審査を行い、格付けの認定を行う。</p> <p>申請者への通知 入札参加資格及び格付けの認定について、申請者へ通知</p>	<p>【入札参加資格申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年に1度（偶数年度）2月に実施</li> <li>・奇数年度の追加受付は実施しない</li> <li>・基本的に随時受付はしない</li> </ul> <p>資格審査・認定 建設工事資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。</p> <p>格付け審査・認定 入札参加資格の審査に付したものの内、格付けをしている9業種について、審査を行い、格付けの認定を行う。</p> <p>申請者への通知 入札参加資格及び格付けの認定について、申請者へ通知</p>	<p>【入札参加資格申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年に1度（偶数年度）1月後半に実施</li> <li>・奇数年度の2月に追加受付</li> <li>・基本的に随時受付はしない</li> </ul> <p>資格審査・認定 建設工事資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。</p> <p>格付け審査・認定 入札参加資格の審査に付したものの内、格付けをしている28業種について、審査を行い、格付けの認定を行う。</p> <p>申請者への通知 入札参加資格及び格付けの認定について、申請者へ通知</p>	<p>【入札参加資格申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年に1度（偶数年度）2月に実施</li> <li>・奇数年度の2月に追加受付</li> <li>・基本的に随時受付はしない</li> </ul> <p>資格審査・認定 建設工事資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。</p> <p>格付け審査・認定 入札参加資格の審査に付したものの内、格付けをしている5業種について、審査を行い、格付けの認定を行う。</p> <p>申請者への通知 入札参加資格及び格付けの認定について、申請者へ通知</p>	<p>入札参加資格者名簿については、新市に引き継ぐこととし、入札参加資格申請に関するについては、合併後平成22年度中に新市において行う平成23.24年度の入札参加資格登録に合わせ、再編する。</p>
	11	<p>【入札参加資格者名簿への登録】</p> <p>登録の方法 財務会計システムへの入力</p> <p>名簿の管理 財務会計システムにより管理</p> <p>有効期間 2年間（追加申請者は残りの期間）</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>財務規則          建設工事等執行規則          建設工事請負業者選定要綱          建設工事入札参加資格審査事務処理要領</p>	<p>【入札参加資格者名簿への登録】</p> <p>登録の方法 管財課共通ホルダー内にエクセル入力</p> <p>名簿の管理 担当係りのパソコンにより監理</p> <p>有効期間 2年間</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>財務規則          建設工事等執行規則          建設工事請負業者選定要綱          建設工事入札参加資格審査会規程</p>	<p>【入札参加資格者名簿への登録】</p> <p>登録の方法 エクセルシートへの入力</p> <p>名簿の管理 エクセル管理</p> <p>有効期間 2年間（追加申請者は残りの期間）</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>財務規則          建設工事等執行規則          建設工事請負業者選定要綱          建設工事入札参加資格審査要領          建設工事入札参加資格審査会規程</p>	<p>【入札参加資格者名簿への登録】</p> <p>登録の方法 入札契約システムへの入力</p> <p>名簿の管理 入札契約システムにより管理</p> <p>有効期間 2年間（追加申請者は残りの期間）</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>財務規則          建設工事等執行規則          建設工事請負業者選定要綱          建設工事入札参加資格審査事務処理要領          建設工事入札参加資格審査会規程</p>	

No.	事務事業名	現 況			調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町		都賀町
6	小規模工事等契約希望者登録に関すること	<p>【対象となる契約】 その内容が軽易で、かつ契約金額が50万円を超えない建設工事等</p> <p>【登録できる者】 市内に主たる事業所又は住所を有する者で、入札参加者資格者名簿に登録されていない者</p> <p>【有効期間】 2年間（随時受付は残期間）</p> <p>【根拠法令等】 小規模工事等契約希望者登録要綱</p>	<p>【対象となる契約】 その内容が軽易で、かつ契約金額が50万円を超えない建設工事等</p> <p>【登録できる者】 町内に主たる事業所又は住所を有する者で、入札参加者資格者名簿に登録されていない者</p> <p>【有効期間】 3年間（随時受付は残期間）</p> <p>【根拠法令等】 小規模工事等契約希望者登録要綱</p>	小規模工事等契約希望者登録を実施していない	<p>【対象となる契約】 その内容が軽易で、かつ契約金額が130万円以下の建設工事等</p> <p>【登録できる者】 町内に主たる事業所又は住所を有する者で、入札参加者資格者名簿に登録されていない者</p> <p>【有効期間】 2年間（随時受付は残期間）</p> <p>【根拠法令等】 小規模工事等契約希望者登録要綱</p>	合併時に再編する。
	17					
7	物品購入等の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿登録に関すること	<p>【入札参加資格申請】 ・2年に1度（偶数年度）12月に実施 ・奇数年度の12月に追加受付 ・基本的に随時受付はしない 資格審査・認定 入札参加者資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。 申請者への通知 入札参加資格の認定について申請者へ通知</p> <p>【入札参加資格者名簿への登録】 認定された資格等を名簿に登録する。 有効期間 2年間（追加申請者は残りの期間）</p> <p>【根拠法令等】 物品購入等入札参加者資格審査要綱</p>	<p>【入札参加資格申請】 ・2年に1度（偶数年度）2月に実施 ・奇数年度の追加受付はしていない ・基本的に随時受付はしない 審査・認定 入札参加者資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。 申請者への通知 入札参加資格の認定について申請者へ通知</p> <p>【入札参加資格者名簿への登録】 認定された資格等を名簿に登録する。 有効期間 2年間</p> <p>【根拠法令等】 入札参加資格審査申請書提出要領</p>	物品の入札参加資格者登録を実施していない。	<p>【入札参加資格申請】 ・2年に1度（偶数年度）2月に実施 ・奇数年度の2月に追加受付 ・基本的に随時受付はしない 資格審査・認定 入札参加者資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。 申請者への通知 入札参加資格の認定について申請者へ通知</p> <p>【入札参加資格者名簿への登録】 認定された資格等を名簿に登録する。 有効期間 2年間（追加申請者は残りの期間）</p> <p>【根拠法令等】 入札参加資格審査申請書提出要領</p>	入札参加資格者名簿については、合併時に再編することとし、入札参加資格申請に関することについては、合併後平成22年度中に新市において行う平成23、24年度の入札参加資格登録に合わせ、再編する。
	20					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	行政施設の営繕に関すること	維持管理について ①維持管理マニュアルを作成 ②施設自主点検内容の確認 ③施設管理者への指導	維持管理について ①該当なし ②施工依頼に基づき現地確認 ③施設管理者への助言	維持管理について ①該当なし ②各課対応 ③施設管理者への助言	維持管理について ①該当なし ②点検修繕箇所把握。建設課に修繕相談・施工依頼 ③施設管理者への助言(建設課)	効率的な営繕のために合併時に再編し、管財担当、建築担当施設管理者また、技能員の役割分担を明確にしていく。
	46	施設の営繕について ①業者による修繕 ②課内技能員による修繕実施	施設の営繕について ①業者による修繕 ②技能員による建物修繕なし	施設の営繕について ①業者による修繕 ②技能員による建物修繕なし	施設の営繕について ①業者による修繕 ②技能員による建物修繕なし	
9	行政施設の営繕計画に関すること	床面積500㎡以上の建物に施設別修繕計画を作成。その後、随時データ更新し、長期継続	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に統合し、新市における営繕計画について検討する。
	47					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	市町有建築物の設計及び施工に関すること	設計について ①課内設計 ②耐震補強等も含む大規模工事は業務委託設計	設計について ①課内設計 ②耐震補強等も含む大規模工事は業務委託設計	設計について ①課内設計 ②耐震補強等も含む大規模工事は業務委託設計 (①②とも建設課)	設計について ①課内設計 ②耐震補強等も含む大規模工事は業務委託設計	合併時に再編し、設計単価及び担当課との役割分担を統一していく。
	49	工事監理について 市有建築物の工事監理	工事監理について 町有建築物の工事監理	工事監理について 町有建築物の工事監理（建設課）	工事監理について 町有建築物の工事監理（建設課）	
11	学校施設の営繕に関すること	維持管理について ①自主点検内容の確認 ②施設管理者への指導	維持管理について ①修繕等要望内容の確認 ②次年度予算確保	維持管理について ①自主点検内容の確認	維持管理について ①自主点検内容の確認 ②施設管理者への指導	効率的な営繕のために合併時に再編し、学校施設管理担当、建築担当、学校の役割分担を明確にしていく。
	50	施設の営繕について ①行政施設保全チームへの設計、工事監理依頼及び協議、現地確認（大規模工事時） ②修繕等の設計・工事監理・発注 (小規模工事時) ③技能員による修繕、共同作業	施設の営繕について ①管財課への発注及び協議、現地確認（大規模工事時） ②随意契約内の修繕等の設計・工事監理・発注	施設の営繕について ①営繕等の工事監理 ②工事監理・検査 (小規模工事時)	施設の営繕について ①建設課への依頼及び協議、現地確認（大規模工事時） ②工事監理・検査 (小規模工事時)	
12	学校施設の営繕計画に関すること	床面積 500 ㎡以上の建物に施設別修繕計画を作成。その後、随時データ更新し、長期継続	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に統合し、新市における営繕計画について検討する。
	51					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	学校施設の耐震計画の策定に関すること	<p>応急避難場所としての役割を鑑み、計画的な耐震化を推進。</p> <p>①非木造 200 ㎡以上について計画の作成と耐震改修(校舎、屋内運動場。～H24 年度)</p> <p>②①以外の建物についても計画策定等を検討</p>	<p>平成 30 年度までに、100%の耐震化を図る。</p>	<p>平成 27 年度までに、100%の耐震化を図る。</p>	<p>①最も数値が低い都賀中管理教室棟改築を優先的実施</p> <p>②都賀中学校建設調査委員会に諮問し事業を推進 (H 2 2 年度完成予定)</p>	<p>各市町の計画は存続。合併時に再編し、対象規模、耐震化率について統一していく。</p>
	5 2					
14	当直に関すること	<p>【宿直】 毎日： 午後 5 時 30 分～午前 8 時 30 分 外部委託先社員 2 名による勤務</p> <p>【日直】 休日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分。職員 2 名による勤務</p>	<p>【宿直】 無。</p> <p>【当直】 休日： 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 職員 2 名による勤務 開庁日：午前 8 時～8 時 30 分及び午後 5 時 30 分～6 時 30 分。職員 1 名による勤務</p>	<p>【宿直】 無。</p> <p>【当直】 休日： 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 職員 2 名による勤務 開庁日：午前 8 時～8 時 30 分及び午後 5 時 30 分～6 時。職員 1 名による勤務</p>	<p>【宿直】 無。</p> <p>【当直】 休日： 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 職員 1 名による勤務 開庁日：午前 8 時～8 時 30 分及び午後 5 時 15 分～6 時。職員 1 名による勤務</p>	<p>各市町の制度に差異があるため、合併時までには当直規定を再編する。</p>
	7 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	庁内案内に関する こと	市民の利便性を図るため、案内カウンターに職員1名(外部委託)を配置し、各課等の配置や事務の内容等についての案内業務を行う。	町民の利便性を図るため、案内カウンターに生活環境課職員1名を配置し、来庁者へ各課等の配置や事務の内容等についての案内業務を行う。	案内専任職員の配置はなし。 庁舎内案内板・課名表示板を配置する。	案内専任職員の配置はなし。 庁舎内案内板・課名表示板を配置する。	当面は現行 のとおり存 続する。
	25					
16	主管に属する 自動車の管理 に関する こと	各課で所管する公用車については各課で対応し、集中管理による供用車については施設管理課行政施設管理担当で対応している。	各課で所管する公用車については各課で対応し、集中管理による供用車については管財課管理係で対応している。	各課で所管する専用車(公用車)については各課で対応し、集中管理による共(供)用車については、財政管理課管財係で対応している。	各課で所管する公用車については各課で対応し、集中管理による供用車については総務課管財係で対応している。	合併後速や かに集中管 理を基本に 再編する。
	26					
17	公用車の事故 等による保険 の請求に関する こと	示談交渉は全国市有物件災害共済会が行う。事故に関する議会等への報告は、事故を起こした職員の所属課が行う。	示談交渉は全国自治協会が行う。事故に伴う事故処理については、管財課担当とともに、所属長及び事故を起こした職員が行う。	示談交渉は全国自治協会が行う。事故を起こした職員は、事故報告書により町長に報告する。	示談交渉は全国自治協会が行う。事故を起こした職員は、事故報告書により、所属長、総務課長を経て町長へ報告する。	合併時に事 故報告の流 れを統一す る方向で再 編する。
	27					
18	バスの運行管 理に関する こと	大型1台・中型1台を施設管理課職員が運行している。 毎年10月に各課から次年度の利用申込書を受け、日程調整する。	中型1台を管財課職員が運行している。 毎年2月に次年度の利用計画を入力し、各課で日程調整する。	中型1台を総務企画課職員が運行している。(議長車運転も兼ねる。) 使用予定日の2ヶ月前からバス利用の予約を受け付け、日程調整する。	大型1台・中型1台を総務課職員が運行している。 毎年2月に各課から次年度の利用予定を提出させ、日程調整する。	合併後バス の需要を把 握したうえ で、集中管 理を基本に 再編する。 また、使用許 可基準を統 一する。
	28					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	自動車損害賠償保険（責任、任意）に関する こと	任意共済保険は、全国市有物件災害共済会と保険契約。自賠責も同共済会を通して損保会社へ加入 契約内容：対物 500 万円、対人無制限	任意共済保険は全国自治協会と保険契約。自賠責は車検時に別途損保会社へ加入 契約内容：対物 500 万円、対人無制限	任意共済保険は全国自治協会と保険契約。自賠責は新規購入や車検時に各損害保険会社と契約 契約内容：対物 500 万円、対人無制限	任意共済保険は全国自治協会と保険契約。自賠責は新規購入や車検時に各損害保険会社と契約 契約内容：対物 1,000 万円、対人無制限	任意共済保険は、合併時に市有物件災害共済会と契約する方向で統合する。 自賠責保険は、事務量と地元業者育成の観点から合併時まで、調整する。
	29					
20	車両の安全運行管理に関する こと	安全運転管理者 4名 副安全運転管理者 1名	安全運転管理者 1名 副安全運転管理者 2名	安全運転管理者 1名 副安全運転管理者 2名	安全運転管理者 1名 副安全運転管理者 1名	法令に基づき、合併時に再編する。
	30					
21	公有財産の損害保険契約に関する こと	① 全国市有物件共済会 建物総合損害共済 188 施設 657 件 予算額 4,204 千円 ② 道路賠償責任保険 予算額 337 千円	① 全国自治協会町村有建物災害共済 82 施設 274 件 予算額 4,527 千円 ② 道路：全国町村会総合賠償補償保険で対応	① 全国自治協会町村有建物災害共済 56 施設 123 物件 予算額 3,455 千円 ② 道路：全国町村会総合賠償補償保険で対応	① 全国自治協会町村有建物災害共済 44 施設 98 件 予算額 2,200 千円 ② 道路：全国町村会総合賠償補償保険で対応	合併時に統合し、市有物件災害共済会の建物総合損害共済・道路賠償責任保険に加入する。
	31					
22	庁舎の管理に関する こと	庁舎の修繕・補修箇所がある場合、業者へ連絡して処置する。 ①本庁舎（別館・第2別館を含む） ②福祉庁舎	庁舎の修繕・補修箇所がある場合、業者へ連絡して処置する。 ①本庁舎（本館・新館・別館）	庁舎の修繕・補修箇所がある場合、業者へ連絡して処置する。 ①本庁舎、車庫	庁舎の修繕・補修箇所がある場合、業者へ連絡して処置する。 ①本庁舎・別館・車庫	当面は現行のとおり実施し、合併後庁舎の維持管理について検討する。
	32					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	庁舎の業務委託・賃貸借に関する事	各種維持管理業務委託契約数14件 【物品等賃貸借項目】 ①ベンチ式空気清浄機 ②電話交換機賃貸借 ③福祉庁舎敷地賃借料	各種維持管理業務委託契約数13件 【物品等賃貸借項目】 ①庁舎敷地賃借料	各種維持管理業務委託契約数6件 【物品等賃貸借項目】 ①電話交換機 ②駐車場用地賃貸借	各種維持管理業務委託契約数7件 【物品等賃貸借項目】 ①電話交換機 ②駐車場用地賃貸借	当面は現行のとおり実施し、合併後業務委託等について検討する。
	33					
24	庁舎の使用に関する事	「栃木市庁舎管理規則」により、庁舎使用許可を受けなければならない行為について明示	庁舎管理規則がないため、行政財産使用許可で対応している。	「藤岡町庁舎管理規則」により、庁舎使用許可を受けなければならない行為について明示	「都賀町庁舎並びに構内の立入り使用等に関する規則」により、庁舎使用許可を受けなければならない行為について明示	栃木、藤岡、都賀の規則を調整し、合併時までに新市の庁舎管理規則を再編する。
	34					
25	庁舎の防災に関する事	【庁舎の防災体制】 防火管理者・防火責任者を置く。 消防計画を作成する。	【庁舎の防災体制】 防火管理者・火気責任者を置く。 消防計画を作成する。	【庁舎の防災体制】 防火管理者を置く。 消防計画を作成する。	【庁舎の防災体制】 防火管理者を置く。 消防計画を作成する。	合併時に再編する。消防計画は合併後速やかに作成する。
	35					
26	庁舎の駐車場に関する事	(管理委託・使用料無料) 庁舎西側：68台 (自由開放・使用料無料) 庁舎玄関前：13台 別館、第2別館：4台 合計85台	(自由開放・使用料無料) 庁舎駐車：30台 仮駐車場：170台 (職員駐車場としても利用している。) 合計200台	(自由開放・使用料無料) 庁舎東駐車：3台 庁舎西側：39台 合計42台	(自由開放・使用料無料) 庁舎玄関前：10台 庁舎東駐車：100台 家中駅北駐車：40台 合計150台	当面は現行のとおり新市に引継ぐ。
	36					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
27	電話交換及び電話施設に関する事	各課直通の電話回線 代表番号も使用しているため、 電話交換業務を外部委託。 電話交換機の保守管理業務を 委託している。	各課直通の電話回線 電話交換機の保守管理業務を 委託している。	各課直通の電話回線 電話交換機の保守管理業務を 委託している。	各課直通の電話回線	現行のとおり新市に引き継ぎ、各課直通電話と併せて代表番号も使用する。
	37					
28	行政財産使用許可に関する事	許可の方法:使用許可申請書の 提出があった場合、決裁後、行政 財産使用許可書を交付 使用期間:1年(更新を妨げない。)	許可の方法:使用許可申請書の 提出があった場合、決裁後、行政 財産使用許可書を交付 使用期間:1年(更新を妨げない。)	許可の方法:使用許可申請書の 提出があった場合、決裁後、行政 財産使用許可書を交付 使用期間:1年(更新を妨げない。)	許可の方法:使用許可申請書の 提出があった場合、決裁後、行政 財産使用許可書を交付 使用期間:1年(更新を妨げない。)	合併時に財務規則、行政財産使用料条例を再編する。
	38					
29	物品の取扱いに関する事	単価契約:紙類、文具類、ガソリン、灯油、軽油、重油、LPガス 物品に関する事務は課長等が行い、施設管理課長が総括する。	単価契約:紙類、文具類、ガソリン、灯油、軽油、重油、LPガス 物品に関する事務は各課長等が行う。	単価契約:事務用品、燃料類(ガソリン、灯油、LPガス) 物品に関する事務は各課長等が行う。	単価契約:該当なし 物品に関する事務は各課長等が行う。	合併時に財務規則を再編する。単価契約については、現在そのまま存続し、合併後協議し、調整する。
	39					
30	国旗・市町旗の管理に関する事	庁舎敷地内の掲揚塔に国旗及び市旗を朝掲揚し(宿直委託業者)、夕方降納(施設管理課職員)する。	庁舎敷地内の掲揚ポールに管財課職員が、国旗及び町旗を朝掲揚し、夕方降納する。また、祝日は当直が国旗・町旗の掲揚及び後納をする。	庁舎敷地内に国旗及び町旗は掲揚していない。	必要に応じ庁舎敷地内の掲揚塔に総務課職員が、国旗及び町旗を朝掲揚し、夕方降納する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	40					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	庁舎建設基金の事務に関する事	新庁舎建設に向けて計画的に建設資金の積立てを行っている。 19年度末残高 1,264,820千円	新庁舎建設に向けて計画的に建設資金の積立てを行っている。 19年度末残高 204,574千円	該当なし	該当なし	合併時に、庁舎建設基金条例を再編する。
	41					
32	専用車の運行管理に関する事	所有台数 黒 2台 プリウス 1台 市長車 1台 議長車 1台	所有台数 町長車 1台 議長車 1台	所有台数 町長車 1台 議長車 1台	所有台数 プリウス（主に町長が使用） 1台 議長車 1台	合併後速やかに特別職の配置や議会の状況により再編する。
	42					
33	職員駐車場に関する事	H20年度廃止	庁舎近辺に駐車場用地有り 料金は無料	庁舎南側に駐車場用地（借地）有り 料金は無料 砂利敷きのため定期的に補修を要する	庁舎東と家中駅北に一般住民の方と職員が利用している駐車場がある。 料金は無料 両方とも借地	現行のとおり、新市に引き継ぐ。合併後、職員間の公平・公正を原則に調整する。
	43					
34	天幕の管理に関する事	天幕の管理を行う。 60張所有	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	45					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
35	PFI 等民間活力活用に関する こと	民間のノウハウを活用し、効率的な公共サービスを提供するため、施設の整備・改修に、PFI やリース方式の導入を進める。	PPP やPFI の導入については、各課で検討を行っており、事案等により管財課建築係が検討部会等に参加している。	民間のノウハウを活用し、効率的な公共サービスを提供するため、施設の整備・改修にPFI やリース方式の導入を検討する。	民間のノウハウを活用し、効率的な公共サービスを提供するため、PFI の導入については検討をしている。	合併後に再編し、新市における導入のガイドラインを作成する。
	5 3					
36	各種基金の記録・管理に関する こと	基金に関する事務は、当該基金の設置を目的に従い、その事務を所掌する部長等が行う。	基金に関する事務は、当該基金の設置を目的に従い、特に必要があると認めて町長が指定するものを除くほか企画財政課長が行う。	基金に関する事務は、当該基金の設置目的に従い、特に必要があると認めて町長が指定するものを除くほか、財政管理課長が行う。	基金に関する事務は、当該基金の設置を目的に従い、その事務を所掌する政策財務課長が行う。但し特別会計の基金については担当課長が行う。	各種基金の管理に関する規定を一元化するため、合併時に再編する。
	5 4					
37	公有財産台帳に関する こと	財産管理者は、その所管に属する公有財産につき、公有財産台帳副本を備えて記録する。 台帳価格は3年ごとに評価替え	財産管理者は、その所管に属する公有財産につき、公有財産台帳副本を備えて記録する。 台帳価格は5年ごとに評価替え	財産管理者は、その所管に属する公有財産につき、公有財産台帳副本を備えて記録する。 台帳価格は1年ごとに評価替え	財産管理者は、その所管に属する公有財産につき、公有財産台帳副本を備えて記録する。 台帳価格は2年ごとに評価替え	公有財産台帳価格の評価替え時期に関する規定を一元化するため、合併時に再編する。
	5 6					
38	公有財産台帳管理システムに関する こと	公有財産情報を電算化し、より効率的な財産活用及び管理を図るため、平成15年度に公有財産台帳管理システムを導入した。	公有財産情報を電算化し、より効率的な財産活用及び管理を図るため、平成14年度に公有財産台帳管理システムを導入した。	公有財産台帳管理システムなし	効率的な財産活用及び管理を図るため、平成20、21年度において公有財産台帳管理システム整備事業を行っている。	より効率的な財産活用及び管理を図る必要があるため、合併後にシステムの再編を図る。
	5 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
39	土地開発基金に関すること	該当なし	<p>公用地等をあらかじめ取得し、事業の円滑な執行をはかるため設置</p> <p>各課において、基金により土地を取得する必要があるときは、当該課長等は、土地取得要求書を作成し、管財課長に提出し、管財課長は、これを庁議に付議する。</p>	<p>公用地等をあらかじめ取得し、事業の円滑な執行をはかるため設置</p> <p>各課において、基金により土地を取得する必要があるときは、当該課長等は、土地取得要求書を作成し、財政管理課長に提出し、財政管理課長は、これを土地開発基金運用委員会に付議する。</p>	<p>公用地等をあらかじめ取得し、事業の円滑な執行をはかるため設置</p> <p>各課において、基金により土地を取得する必要があるときは、当該課長は土地取得の執行伺いを町長に起案する。</p>	基金による土地取得事務の流れが異なり、運用面に関する規則等を一元化するため、合併時に再編する。
	60					
40	公有地取得計画に関すること	<p>公有地の適正かつ効率的取得を図るため、各課は、公有地を取得する前に、関係各課に事前協議のうえ、公有財産課長に公有地取得計画書を提出する。</p> <p>公有財産課長は公有地取得計画書を取りまとめ、部長会議に付議する。</p>	<p>該当なし (公有地取得の際は各課において庁議等に付議)</p>	<p>該当なし (公有地取得の際は各課において庁議等に付議)</p>	<p>該当なし (公有地取得の際は各課において庁議等に付議)</p>	公有地取得計画事務の効率化のため、合併時に再編する。
	66					
41	大澤基金に関すること	<p>大澤シズ氏より寄附又は遺贈のあった財産を公共施設の整備事業に要する財源に充てるために設置</p>	該当なし	該当なし	該当なし	新市における公共施設の整備事業に要する財源に有効活用するため、栃木市の例により合併時に統合する。
	69					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
42	土地総合調整基金に関する こと	<p>公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要とする土地を取得するための財源に充てるため設置</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>新市における公用、公共用に供する土地等を取得するための財源に有効活用するため、栃木市の例により合併時に統合する。</p>
	70					
43	公有財産の取得・管理に関する こと	<p>行政財産の管理に関する事務は当該行政財産の事務を所掌する部長等、普通財産の管理に関する事務は施設管理部長が所掌する。 公有財産は各課で取得し、会計管理者と施設管理部長に報告する。</p>	<p>公用、公共用に供している公有財産の管理は当該事務等を所掌する課長等、その他の公有財産は管財課長が管理する。 公有財産の取得事務は、管財課長等が行い、取得後町長と会計管理者に報告する。</p>	<p>公有財産の管理に関する事務は、当該施設を所掌する課長等、その他の公有財産は財政管理課長が行う。 公有財産は各課で取得し、財政管理課長に報告。財政管理課長は町長と会計管理者に報告する。</p>	<p>公用、公共用に供している公有財産の管理は当該事務等を所掌する課長等、その他の公有財産は総務課長が管理する。 公有財産の取得事務は、総務課長等が行い、取得後町長と会計管理者に報告する。</p>	<p>公有財産の取得事務に関する規定を一元化するため、合併時に再編する。</p>
	77					
44	職員私有車の公務使用に関する こと	<p>私有車使用登録票により市長の登録を受ける。 車賃として、走行距離1kmにつき37円の旅費を支給</p>	<p>自家用車公務使用許可申請書により町長の許可を受ける。 車賃として、走行距離1kmにつき25円の旅費を支給</p>	現在のところ当該制度はない。	現在のところ当該制度はないが、来年度からの実施に向けて、検討中	<p>栃木市と大平町の制度を基に、合併時までには再編する。</p>
	78					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
45	遊水池会館の 管理に関する こと	該当なし	該当なし	集会施設として会議室等 の貸出 施設使用申請受付 役場2階 平日8時30分 ～17時30分 開館 平日9時～22時 会館職員1名勤務	該当なし	独自の施設であるため、現行のとおりとする。
	81					

様式 2

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクC）

総務部会 議会分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	会派に関する こと	会派は、2人以上の所属議員をもって構成 ・各会派の連絡調整、協議等のため、各会派代表者会議を設置 ・各会派代表者会議は、各会派の代表者、議長及び副議長をもって組織 ・各会派代表者会議は、議長が招集する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	26					
2	議会のホームページに関する こと	市のホームページの中に議会のページ有り。 ・議会の概要 ・議員の紹介 ・常任委員会の概要 ・定例会の日程等 ・請願・陳情 ・議場コンサート ・政務調査費 ・議長交際費 ・会議録検索 ・議会だより	町のホームページの中に議会のページ有り。 ・議会の概要 ・議員の紹介 ・常任委員会の概要 ・定例会の日程等 ・請願・陳情 ・議長交際費 ・会議録検索 ・議会だより	町のホームページの中に議会のページ有り。 ・議会の概要 ・議員の紹介 ・常任委員会の概要 ・定例会の日程等 ・請願・陳情 ・議会だより	町のホームページの中に議会のページ有り。 ・議会の概要 ・議員の紹介 ・常任委員会の概要 ・定例会の日程等 ・議会だより	合併時までに再編する。
	30					
3	議会図書室に関する こと	・地方自治法の規定により、官報、公報及び刊行物を保管 ・議員活動の参考図書を保管 《保管する刊行物等》 栃木県公報、栃木市公報等約1,000冊	・地方自治法の規定により、官報、公報及び刊行物を保管 ・議員活動の参考図書を保管 《保管する刊行物等》 栃木県公報他各種例規等参考図書	・地方自治法の規定により、官報、公報及び刊行物を保管 ・議員活動の参考図書を保管	・地方自治法の規定により、官報、公報及び刊行物を保管 ・議員活動の参考図書を保管 《保管する刊行物等》 栃木県公報等	合併時までに再編する。
	32					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	行政視察の受け入れに関する事	他市等から行政視察の申込を受け、調査事項の所管課と連絡・調整を行い、視察に対応	他市町村等から行政視察の申込を受け、調査事項の所管課と連絡・調整を行い、視察に対応	他町村等から行政視察の申込を受け、調査事項の所管課と連絡・調整を行い、視察に対応	他町村等から行政視察の申込を受け、調査事項の所管課と連絡・調整を行い、視察に対応	合併後に再編する。
	35					
5	会派の行政視察に関する事	・議会事務局を通して、視察先議会事務局に議長名で依頼 ・視察終了後、速やかに報告書を議長に提出	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	37					
6	予算・決算及び経理に関する事	・前年度予算を基準に事業等を勘案し、予算案を作成。案作成後、議長等と協議、又会派代表者会議において説明する ・議会費の執行管理	・前年度予算を基準に事業等を勘案し、予算案を作成。案作成後、企画財政課財政係に提出 ・議会費の執行管理	・前年度予算を基準に事業等を勘案し、予算案を作成。案作成後、企画財政課に提出 ・議会費の執行管理	・前年度予算を基準に事業等を勘案し、予算案を作成。案作成後、議長等と協議、説明、財政係に提出 ・議会費の執行管理	合併時までに再編する。
	40					
7	文書の收受発送及び整理保管に関する事	・文書管理システムに基づき、文書を保管管理	・文書管理システムに基づき、文書を保管管理	・藤岡町文書取扱規程に基づき、文書を保管管理	・文書を保管管理	合併時までに再編する。
	41					
8	各種調査及び資料の収集に関する事	・議員からの調査依頼については、文書や口頭で受理し、局長の許可を経てから調査を行う。また、調査結果を議員に渡す際には局長決裁を経てから渡すこととしている。	・議員からの調査依頼については、文書や口頭で受理し、局長の許可を経てから調査を行う。また、調査結果を議員に渡す際には局長決裁を経てから渡すこととしている。	・事務局は、必要な調査について、議長の命を受けこれを行う。	・議員からの調査依頼については、文書や口頭で受理し、局長の許可を経てから調査を行う。また、調査結果を議員に渡す際には局長決裁を経てから渡すこととしている。	合併時までに再編する。
	43					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	明るい選挙推進協議会に関すること	<p>【名称】 栃木市明るい選挙推進協議会 (S54・6・3 設立)</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るい選挙に関する調査、研究及び企画</li> <li>・明るい選挙に関する研修会、講演会等</li> <li>・明るい選挙に関する啓発、宣伝</li> </ul> <p>【委員】</p> <p>委員は、自治会連合会、女性団体連絡協議会、女性ドライバークラブ、老人クラブ連合会等からの推薦に基づき、委員長が委嘱する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中校生に対して、選挙啓発ポスター募集</li> <li>・明るい選挙啓発カレンダーの配布</li> <li>・明るい選挙啓発推進指導者等の研修会への参加</li> <li>・各種選挙時において、街頭啓発</li> </ul>	<p>【名称】 大平町明るい選挙推進協議会 (S39.4.1 設立)</p> <p>【概要】</p> <p>明るい選挙推進運動の実施に関し諸方策の企画及び明るい選挙の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るい選挙に関する調査、研究及び企画</li> <li>・明るい選挙に関する研修会、講演会等</li> <li>・明るい選挙に関する啓発、宣伝</li> </ul> <p>【委員】</p> <p>委員は、青年・女性団体・自治会を代表する者、選管委員及び補充員等</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中校生に対して、選挙啓発ポスター募集</li> <li>・明るい選挙啓発推進指導者等の研修会への参加</li> <li>・各種選挙時において、街頭啓発</li> </ul>	<p>【名称】 藤岡町明るい選挙推進協議会 (S53.4.1 設立)</p> <p>【概要】</p> <p>町における各種選挙が公明適正に行われるよう明るい選挙推進運動を広範かつ強力に展開するために、有効適切な諸方策について調査研究及び実施を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るい選挙運動の有効適切な諸方策の企画、調査研究及び協議</li> <li>・協議会が適切と認めた事業の実施</li> </ul> <p>・明るい選挙運動の推進に関する関係団体、機関の連絡調整</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は、選挙管理委員、補充員、一般住民等で、各旧町村の区域ごとに約10名</li> <li>・委員数 42名（うち会長1名、副会長4名、監事2名）</li> </ul> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るい選挙啓発推進指導者等の研修会への参加</li> <li>・各種選挙時において、街頭啓発</li> <li>・小・中学校生に対して、選挙啓発ポスター募集</li> <li>・成人式での啓発冊子の配布</li> </ul>	<p>【名称】 都賀町明るい選挙推進協議会(設立時期不明)</p> <p>【概要】</p> <p>明るい選挙の実現を期するため、町民の協力を得て、常にあらゆる機会を通じて政治意識の高揚を図り、民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るい選挙推進指導員連絡会の開催</li> <li>・明るい選挙啓発に関する活動</li> </ul> <p>【委員】</p> <p>委員は、各種団体からの推薦により会長が依頼する（委嘱状は交付していない）。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校生に対して、選挙啓発ポスター募集</li> <li>・成人式での啓発冊子の配布</li> </ul>	<p>啓発事業は同様であるが、協議会の組織構成に差異があるので、合併後再編する。</p>
	3					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	政治活動用証票交付に関すること	<b>【概要】</b> 後援団体等の政治活動用事務所の立札及び看板類を掲示するには、市選挙管理委員会の交付する証票を貼る必要があり、その交付事務を管理する。 ・交付事務管理 新規交付、更新時に交付 更新時期 平成22年1月	<b>【概要】</b> 後援団体等の政治活動用事務所の立札及び看板類を掲示するには、町選挙管理委員会の交付する証票を貼る必要があり、その交付事務を管理する。 ・交付事務管理 新規交付、更新時に交付 更新時期 平成22年1月	<b>【概要】</b> 後援団体等の政治活動用事務所の立札及び看板類を掲示するには、町選挙管理委員会の交付する証票を貼る必要があり、その交付事務を管理する。 ・交付事務管理 新規交付、更新時に交付 更新時期 平成22年1月	<b>【概要】</b> 後援団体等の政治活動用事務所の立札及び看板類を掲示するには、町選挙管理委員会の交付する証票を貼る必要があり、その交付事務を管理する。 ・交付事務管理 新規交付、更新時に交付 更新時期 平成22年1月	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	4					
3	選挙人名簿に関すること（農業委員会委員）	<b>【概要】</b> ・農業委員会選挙人名簿の調製 毎年1月1日現在で調製 ・3月31日で、選挙人名簿の確定 ・選挙人名簿の縦覧期間 毎年2月23日～3月9日 ・平成20年3月31日現在の登録者数 第1選挙区 1,329人 第2選挙区 2,051人 第3選挙区 1,793人 計 5,173人	<b>【概要】</b> ・農業委員会選挙人名簿の調製 毎年1月1日現在で調製 ・3月31日で、選挙人名簿の確定 ・選挙人名簿の縦覧期間 毎年2月23日～3月9日 ・平成20年3月31日現在の登録者数 男 1,743人 女 1,459人 計 3,202人	<b>【概要】</b> ・農業委員会選挙人名簿の調製 毎年1月1日現在で調整 ・3月31日で、選挙人名簿の確定 ・選挙人名簿の縦覧期間 毎年2月23日～3月9日 ・平成20年3月31日現在の登録者数 第1選挙区 937人 第2選挙区 1,421人 第3選挙区 938人 計 3,296人	<b>【概要】</b> ・農業委員会選挙人名簿の調製 毎年1月1日現在で調製 ・3月31日で、選挙人名簿の確定 ・選挙人名簿の縦覧期間 毎年2月23日～3月9日 ・平成20年3月31日現在の登録者数 第1選挙区 1,008人 第2選挙区 1,118人 計 2,126人	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	6					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	選挙人名簿に関すること	<b>【概要】</b> ・ 定時登録 3月、6月、9月、12月 ・ 選挙時登録 選挙時 ・ 選挙人の名簿の縦覧期間 定時登録の場合、 登録月の3日～7日まで 選挙時登録の場合 選挙管理委員会が定めた期間 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 男 32,359人 女 34,451人 計 66,810人	<b>【概要】</b> ・ 定時登録 3月、6月、9月、12月 ・ 選挙時登録 選挙時 ・ 選挙人の名簿の縦覧期間 定時登録の場合、 登録月の3日～7日まで 選挙時登録の場合 選挙管理委員会が定めた期間 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 男 11,769人 女 11,810人 計 23,579人	<b>【概要】</b> ・ 定時登録 3月、6月、9月、12月 ・ 選挙時登録 選挙時 ・ 選挙人の名簿の縦覧期間 )定時登録の場合 登録月の3日～7日まで 選挙時登録の場合 選挙管理委員会が定めた期間 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 男 7,391人 女 7,615人 計 15,006人	<b>【概要】</b> ・ 定時登録 3月、6月、9月、12月 ・ 選挙時登録 選挙時 ・ 選挙人の名簿の縦覧期間 定時登録の場合、 登録月の3日～7日まで 選挙時登録の場合 選挙管理委員会が定めた期間 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 男 5,496人 女 5,690人 計 11,186人	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	7					
5	在外選挙人名簿に関すること	<b>【概要】</b> ・ 在外選挙人名簿の登録及び抹消 ・ 在外選挙人証の交付 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 男 14人 女 16人 計 30人	<b>【概要】</b> ・ 在外選挙人名簿の登録及び抹消 ・ 在外選挙人証の交付 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 男 11人 女 3人 計 14人	<b>【概要】</b> ・ 在外選挙人名簿の登録及び抹消 ・ 在外選挙人証の交付 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 男 4人 女 7人 計 11人	<b>【概要】</b> ・ 在外選挙人名簿の登録及び抹消 ・ 在外選挙人証の交付 <b>【登録者数】</b> 平成20年12月2日現在 0人	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	8					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	選挙人名簿縦覧に関すること	<b>【概要】</b> ・選挙人名簿定時登録時の選挙人名簿縦（関）覧	<b>【概要】</b> ・選挙人名簿定時登録時の選挙人名簿縦（関）覧	<b>【概要】</b> ・選挙人名簿定時登録時の選挙人名簿縦（関）覧	<b>【概要】</b> ・選挙人名簿定時登録時の選挙人名簿縦（関）覧	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	9	・以下の場合の選挙人名簿の閲覧 ・選挙人名簿登録の確認のため ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うため ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で政治・選挙に関するもの	・以下の場合の選挙人名簿の閲覧 ・選挙人名簿登録の確認のため ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うため ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で政治・選挙に関するもの	・以下の場合の選挙人名簿の閲覧 ・選挙人名簿登録の確認のため ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うため ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で政治・選挙に関するもの	・以下の場合の選挙人名簿の閲覧 ・選挙人名簿登録の確認のため ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うため ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で政治・選挙に関するもの	
7	不在者投票事務に関すること	<b>【事務執行の場所】</b> 不在者投票は、栃木市役所のみでおこなっている。	<b>【事務執行の場所】</b> 不在者投票は、大平町役場でおこなっている。	<b>【事務執行の場所】</b> 不在者投票は、藤岡町役場でおこなっている。	<b>【事務執行の場所】</b> 不在者投票は、都賀町役場でおこなっている。	不在者投票所の場所は、現行のままとし新市に引き継ぐ。不在者投票事務については、各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	13	<b>【事務執行体制】</b> 応援職員と臨時職員で対応 不在者投票期間毎日 8時30分から20時まで	<b>【事務執行体制】</b> ・総務課職員（書記）と応援職員で対応 ・不在者投票期間毎日 8時30分から20時まで	<b>【事務執行体制】</b> ・総務企画課職員（書記）と応援職員で対応 ・不在者投票期間毎日 8時30分から20時まで	<b>【事務執行体制】</b> 町役場：選管書記と応援職員で対応 不在者投票期間毎日 8時30分から20時まで	
8	郵便等投票証明書交付に関すること	<b>【概要】</b> 身体の障害等によって歩行が困難な人のための、郵便による在宅投票制度 この手続きにおいて、郵便による不在者投票ができる者に該当することを証明するため、申請に基づいて郵便投票証明書を交付する。 栃木市の証明書交付済者数は31人 7年間有効（ただし、介護保険の要介護5は、その有効期間）	<b>【概要】</b> 身体の障害等によって歩行が困難な人のための、郵便による在宅投票制度 この手続きにおいて、郵便による不在者投票ができる者に該当することを証明するため、申請に基づいて郵便投票証明書を交付する。 大平町の証明書交付済者数は2人 7年間有効（ただし、介護保険の要介護5は、その有効期間）	<b>【概要】</b> 身体の障害等によって歩行が困難な人は、郵便による在宅投票制度を利用できる この手続きにおいて、郵便による不在者投票ができる者に該当することを証明するため、申請に基づいて郵便投票証明書を交付する。 藤岡町の証明書交付済者数は5人 7年間有効。（ただし、介護保険の要介護5は、その有効期間）	<b>【概要】</b> 身体の障害等によって歩行が困難な人のための、郵便による在宅投票制度 この手続きにおいて、郵便による不在者投票ができる者に該当することを証明するため、申請に基づいて郵便投票証明書を交付する。 都賀町の証明書交付済者数は10人 7年間有効（ただし、介護保険の要介護5は、その有効期間）	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	14					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	ポスター掲示場設置 に関する事	【概要】 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙におけるポスター掲示場については、設置条例により、公職選挙法第144条2の第8項の規定に基づいて設置している。 掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において政令で定めるところにより算出することとなり、平成20年11月16日執行の栃木県知事選挙においては、計251箇所である。	【概要】 大平町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場については、設置条例により、公職選挙法第144条2の第8項の規定に基づいて設置している。 掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において政令で定めるところにより算出することとなり、平成20年11月16日執行の栃木県知事選挙においては、計113箇所である。	【概要】 藤岡町議会議員及び町長の選挙におけるポスター掲示板については、設置条例により、公職選挙法第144条2の第8項の規定に基づいて設置している。 掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において政令で定めるところにより算出することとなり、平成20年11月16日執行の栃木県知事選挙においては、計92箇所である。	【概要】 都賀町議会議員及び都賀町長の選挙におけるポスター掲示場については、設置条例により、公職選挙法第144条2の第8項の規定に基づいて設置している。 掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において政令で定めるところにより算出することとなり、平成20年11月16日執行の栃木県知事選挙においては、計45箇所である。	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	15					
10	土地改良区総代選挙 に関する事	総会に代わるべき総代会を設けるため、総代を選出する。  *土地改良区及び定数 国府土地改良区 40人 栃木市西部土地改良区 36人 栃木市東部土地改良区 36人	総会に代わるべき総代会を設けるため、総代を選出する。  *土地改良区及び定数 大美間土地改良区 44人 大平西部土地改良区 30人	総会に代わるべき総代会を設けるため、総代を選出する。  *土地改良区及び定数 藤岡町土地改良区 60人	総会に代わるべき総代会を設けるため、総代を選出する。  *土地改良区及び定数 都賀町土地改良区 45人 (平成21年1月30日設立)	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	16					
11	住民投票執行に関する事	【概要】 直接請求等に伴う住民投票の選挙の執行	【概要】 直接請求等に伴う住民投票の選挙の執行	【概要】 直接請求等に伴う住民投票の選挙の執行	【概要】 直接請求等に伴う住民投票の選挙の執行	各市町とも事務手続きに差異がないので、現行のとおりとする。
	17					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	常時啓発に関するこ と	<b>【概要】</b> きれいな選挙の呼びかけ、政治倫理化運動の推進、投票総参加の呼びかけ、明るい選挙推進体制の強化を長期目標に次のような事業を行っている。 ・新成人対象に選挙啓発冊子等の配布・明るい選挙啓発ポスターの募集・審査・中学校生徒会選挙時に、記載台・投票箱の貸し出し  ・小学6年生及び中学3年生を対象に選挙啓発パンフレット等の配布	<b>【概要】</b> きれいな選挙の呼びかけ、政治倫理化運動の推進、投票総参加の呼びかけ、明るい選挙推進体制の強化を長期目標に次のような事業を行っている。 ・新成人対象に選挙啓発冊子等の配布・明るい選挙啓発ポスターの募集・審査・中学校生徒会選挙時に、記載台・投票箱の貸し出し  ・小学6年生及び中学3年生を対象に選挙啓発パンフレット等の配布	<b>【概要】</b> きれいな選挙の呼びかけ、政治倫理化運動の推進、投票総参加の呼びかけ、明るい選挙推進体制の強化を長期目標に次のような事業を行っている。 ・新成人対象に選挙啓発冊子等の配布・明るい選挙啓発ポスターの募集・審査 ・中学校生徒会選挙時に、記載台・投票箱の貸し出し ・小学6年生及び中学3年生を対象に選挙啓発パンフレット等の配布	<b>【概要】</b> きれいな選挙の呼びかけ、政治倫理化運動の推進、投票総参加の呼びかけ、明るい選挙推進体制の強化を長期目標に次のような事業を行っている。 ・新成人対象に選挙啓発冊子等の配布・明るい選挙啓発ポスターの募集・審査 ・中学校生徒会選挙時に、記載台・投票箱の貸し出し ・小学6年生及び中学3年生を対象に選挙啓発パンフレット等の配布	各市町とも同様なことを行っており、現行のとおりとする。
	19					
13	検察審査員候補者予定者名簿に関するこ と	<b>【概要】</b> 検察審査会事務局より割り当てられた員数をくじで選定し選定された検察審査員候補者予定者名簿を10月15日までに管轄検察審査会事務局に送付  第1群 当市割当 19人 第2群 " 19人 第3群 " 19人 第4群 " 19人	<b>【概要】</b> 検察審査会事務局より割り当てられた員数をくじで選定し選定された検察審査員候補者予定者名簿を10月15日までに管轄検察審査会事務局に送付  第1群 当町割当 7人 第2群 " 7人 第3群 " 6人 第4群 " 7人	<b>【概要】</b> 検察審査会事務局より割り当てられた員数をくじで選定し選定された検察審査員候補者予定者名簿を10月15日までに管轄検察審査会事務局に送付  第1群 当町割当 4人 第2群 " 4人 第3群 " 5人 第4群 " 5人	<b>【概要】</b> 検察審査会事務局より割り当てられた員数をくじで選定し選定された検察審査員候補者予定者名簿を10月15日までに管轄検察審査会事務局に送付  第1群 当町割当 3人 第2群 " 3人 第3群 " 4人 第4群 " 4人	各市町とも同じ名簿調製プログラムを用い選定していることから、現行のとおりとする。
	20					
14	財産区議会議員選挙に関するこ と	<b>【概要】</b> 任期満了による財産区議員の選挙執行 皆川財産区 定数 11人 寺尾財産区 定数 11人	該当無し	該当無し	該当無し	合併時に新市に引継ぐ。
	21					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	裁判員候補者予定者名簿に関すること	<b>【事務の概要】</b> 平成21年5月から実施される裁判員制度に伴い、裁判員候補者予定者を選定した。 裁判員候補者予定者 223名	<b>【事務の概要】</b> 平成21年5月から実施される裁判員制度に伴い、裁判員候補者予定者を選定した。 裁判員候補者予定者 79名	<b>【事務の概要】</b> 平成21年5月から実施される裁判員制度に伴い、裁判員候補者予定者を選定した。 裁判員候補者予定者 51名	<b>【事務の概要】</b> 平成21年5月から実施される裁判員制度に伴い、裁判員候補者予定者を選定した。 裁判員候補者予定者 38名	各市町とも同じ名簿調製プログラムを用い選定していることから、現行のとおりとする。
	23					
16	国民投票に関すること	<b>【事務の概要】</b> 日本国憲法の改正に関する法律が平成22年5月から施行されることに伴い、平成21年度においてシステム改修が必要なため、平成21年度予算に計上した。	<b>【事務の概要】</b> 日本国憲法の改正に関する法律が平成22年5月から施行されることに伴い、平成21年度においてシステム改修が必要なため、平成21年度予算に計上した。	<b>【事務の概要】</b> 日本国憲法の改正に関する法律が平成22年5月から施行されることに伴い、平成21年度においてシステム改修が必要なため、平成21年度予算に計上した。	<b>【事務の概要】</b> 日本国憲法の改正に関する法律が平成22年5月から施行されることに伴い、平成21年度においてシステム改修が必要なため、平成21年度予算に計上した。	合併時に統合する。
	24					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	上部団体加入に関する こと	<p>1 全国市区選挙管理委員会連合会 【概要】 全国の市及び特別区をもって組織された会であり、公職選挙法の改正要望等を行っている。理事会・総会・選挙事務研修会に参加している。</p> <p>2 全国市区選挙管理委員会連合会関東支部 【概要】 全国市区選挙管理委員会連合会の下部組織であり、理事会・総会・事務局長研修会に参加している。</p> <p>3 栃木県市選挙管理委員会連合会 【概要】 ①県内の市の選挙管理委員会をもって組織 ②選挙管理委員会の円滑なる運営ならびに選挙執行方法の改善研究及び法規改廃の要望達成を図り理想選挙の実現を推進するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的としている。</p> <p>【事業内容】 ①選挙に関する調査、研究及び情報の交換 ②研修会及び講習会等の開催 役員数4、任期2年</p>	<p>1 該当なし</p> <p>2 該当なし</p> <p>3 下都賀郡町村選挙管理委員会連合会 【概要】 ①下都賀地区6町村の選挙管理委員会 ②選挙管理委員会相互の連絡連携を密にし、かつ強調を図りもって公正な選挙の執行を期することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ①選挙事務研究 ②選挙事務従事者に対する講習 ③選挙に関する啓発宣伝 ④その他  役員数4、任期2年</p>	<p>1 該当なし</p> <p>2 該当なし</p> <p>3 下都賀郡町村選挙管理委員会連合会 【概要】 ①下都賀6町の町選挙管理委員会委員長及び書記長をもって組織 ②町選挙管理委員会相互の連絡連携を密にし、かつ強調を図りもって公正な選挙の執行を期することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ①選挙事務研究 ②選挙事務従事者に対する講習 ③選挙に関する啓発宣伝 ④その他  役員数4名 任期2年</p>	<p>1 該当なし</p> <p>2 該当なし</p> <p>3 下都賀郡町村選挙管理委員会連合会 【概要】 ①下都賀郡6町の選挙管理委員会 ②選挙管理委員会相互の連絡連携を密にし、かつ強調を図り、もって公正な選挙の執行を期することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ①選挙事務研究会の開催 ②選挙事務従事者に対する講習会の開催 ③選挙に関する啓発宣伝 ④その他  役員数4名、任期2年</p>	<p>栃木市の加入している全国市区選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会関東支部及び栃木県市選挙管理委員会連合会については、合併前日に脱退する。 大平町、藤岡町、都賀町が加入している下都賀郡町村選挙管理委員会連合会については合併前日をもって脱退する。 全国市区選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会関東支部及び栃木県市選挙管理委員会連合会については新市において新たに加入する。</p>
	27					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	都市監査委員会 に関すること	<p><b>【全国都市監査委員会】</b> 北海道地区から九州地区まで 9つの地区監査委員会が組織さ れている。全国 778 市 18 組合等 が加入(平成 20 年 4 月現在) 総会、研修会の開催、監査基準、 監査資料の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長都市 大阪市</li> <li>・会費 年額 28000 円、出席者 負担金</li> </ul> <p><b>【関東都市監査委員会】</b> 東京、神奈川、埼玉、群馬、 栃木、茨城、千葉、山梨の 1 都 7 県で構成 総会、研修会の開催</p>	該当なし	該当なし	該当なし	都市監査委員会につ いては、市のみの加 入のため同規模自治 体を参考に合併後調 整する。
	7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	公平委員会の運営に関する こと  13	<p>【目的】 職員の利益の保護と公正な任命の行使を保障する</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の権限 勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置の執行、不利益処分不服申立てに対する裁決又は決定、管理職等の範囲を規則等で定める。</li> <li>・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づき、公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査の請求に関し必要な事項を定める</li> <li>・職員団体の登録の申請の受理及び登録した旨の通知、職員からの苦情処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 3名</li> <li>・事務局事務の執行</li> <li>・案件に応じた公平委員会の開催（随時）</li> <li>・栃木市公平委員会の保有する情報の公開に関する規則</li> </ul> </li> <li>・公文書の公開に関しては栃木市情報公開条例施行規則の例による <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木市公平委員会の保有する個人情報の公開に関する規則</li> </ul> </li> <li>・個人情報保護に関しては栃木市個人情報保護条例施行規則の例による</li> </ul>	該当なし 県公平委員会に委託	該当なし 県公平委員会に委託	該当なし 県公平委員会に委託	公平委員会設置条例は合併時に制定し、行政委員会規則等は合併後に調整する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	全国公平委員会連合会に関すること	<b>【概要】</b> 公平委員相互の連絡協調を図り、公平制度の適正、かつ公正な運営に資することを目的とする。 ・公平制度の調査、研究及び資料の収集 ・公平委員相互間の情報の交換 ・連合会との連絡及び調整 ・その他目的達成のための必要な事項	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	14					
4	全国公平委員会連合会関東支部に関すること	<b>【概要】</b> 公平委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事公平制度の円滑なる運営を図り、もって公正な人事行政の確立に寄与することを目的とする。 ・人事公平制度の調査、研究及び資料の収集 ・支部、県連及び会員相互間の連絡並びに協力 ・会報、図書その他の資料の刊行 ・その他本会の目的達成上必要な事項	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	15					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	栃木県公平委員会連合会に関すること	<b>【概要】</b> 公平委員会の事務に関する諸般の研修及び委員相互の連絡調整、親睦を図り、もって公平制度の円滑なる運営と職務の完遂を図る  ・公平制度の調査、研究、資料の収集、斡旋 ・委員会相互の研修と情報の交換 ・公平委員会事務職員の研修 ・その他本会の目的達成上必要な事項	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	16					
6	職員の勤務条件に関する措置要求の審査に関すること	<b>【概要】</b> ・職員の勤務条件に関する措置請求 ・審査、判定の手続き ・審査、判定の結果執るべき措置	該当なし	該当なし	<b>【概要】</b> ・職員の勤務条件に関する措置請求 ・審査、判定の手続き ・審査、判定の結果執るべき措置	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	17					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	職員に対する不利益処分についての不服申立ての審査に関すること	栃木市職員の不利益処分に関する審査に関する規則 <b>【概要】</b> ・職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求又は異議申立ての手続き ・審査の結果執るべき措置	該当なし	<b>【概要】</b> ・職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求又は意義申立ての手続き ・審査の結果執るべき措置	<b>【概要】</b> ・職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求又は異議申立ての手続き ・審査の結果執るべき措置	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	18					
8	職員団体の登録に関すること	栃木市職員団体の登録に関する条例 職員団体の登録に関する規則 <b>【概要】</b> ・職員団体の登録 ・法人格の取得のための手続き ・職員団体の取消し	該当なし	該当なし	<b>【概要】</b> ・職員団体の登録 ・法人格の取得のための手続き ・職員団体の取消し	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	19					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	管理職員等の範囲を定める規則に関すること	栃木市管理職員等の範囲を定める規則  <b>【概要】</b> 管理職員等の範囲を定める	該当なし	該当なし	毎年、県人事委員会に報告し栃木県例規集に登載	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	20					
10	職員からの苦情処理に関すること	職員からの申出による人事管理に関する苦情の相談 （平成16年6月9日公布「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律」により）	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市を参考に、合併後に調整する。
	26					

様式 2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクC）

住民部会 住民分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	自衛官の募集に関する こと	<b>【概要】</b> ①広報紙への募集記事掲載等 ②自衛官募集事務担当者会議への出席 ③自衛官募集事務視察研修の実施 ④栃木市自衛隊父兄会の事務局事務・庶務、視察研修、入隊者激励会の開催 ⑤栃木市自衛隊父兄会への補助金の支出	<b>【概要】</b> ①広報紙への掲載 ②自衛官募集事務担当者会議への出席 ③自衛官募集事務視察研修の実施 ④大平町自衛隊父兄会の事務局事務・庶務、視察研修、入隊者激励会の開催	<b>【概要】</b> ①広報紙への募集記事掲載 ②自衛官募集事務担当者会議への出席 ③自衛官募集事務視察研修の実施 ④藤岡町自衛隊父兄会の事務局事務・庶務、視察研修会の実施	<b>【概要】</b> ①広報紙への募集記事掲載等 ②自衛官募集事務担当者会議への出席 ③自衛官募集事務視察研修の実施 ④都賀町自衛隊父兄会の事務局事務・庶務、視察研修、入隊者激励会の開催 ⑤都賀町自衛隊父兄会への補助金の支出	現行のとおりとする。 自衛隊父兄会については、合併後に統合するよう働きかける。
	9					
2	戸籍届出・受付・記載事務に関する こと (受附帳作成・戸籍記載)	戸籍窓口等に届出のあった戸籍届書を受領し、審査後、入力作業を行い、受附帳作成・戸籍記載をする。  ※支所・出張所で届書を受領した場合、FAXで本庁へ電送し、本庁で審査、受理・不受理の決定を行っている。	戸籍窓口等に届出のあった戸籍届書を受領し、審査後、入力作業を行い、受附帳作成・戸籍記載をする。  ※支所・出張所はなし	戸籍窓口等に届出のあった戸籍届書を受領し、審査後、入力作業を行い、受附帳作成・戸籍記載をする。  ※支所はなし。出張所で届書を受領した場合、出張所で審査、受理・不受理の決定を行っている。	戸籍窓口等に届出のあった戸籍届書を受領し、審査後、入力作業を行い、受附帳作成・戸籍記載をする。  ※出張所はなし。支所は6月に廃止	戸籍届出・受付については、合併時に再編する。 記載事務については、現行のとおりとする。
	16					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	戸籍届出の審査受理に関すること	窓口及び各支所・出張所で受領した届書の記載内容について、関係法令との適合性、記載漏れ等を諸帳簿及び添付書類に従って審査する。審査後、適法又は不適法な記載の届書と判断し、受附を認容(受理)又は拒否する(不受理)行政処分を行う。	窓口で受領した届書の記載内容について、関係法令との適合性、記載漏れ等を諸帳簿及び添付書類に従って審査する。審査後、適法又は不適法な記載の届書と判断し、受附を認容(受理)又は拒否する(不受理)行政処分を行う。	窓口及び出張所で受領した届書の記載内容について、関係法令との適合性、記載漏れ等を諸帳簿及び添付書類に従って審査する。審査後、適法又は不適法な記載の届書と判断し、受附を認容(受理)又は拒否する(不受理)行政処分を行う。	窓口及び支所で受領した届書の記載内容について、関係法令との適合性、記載漏れ等を諸帳簿及び添付書類に従って審査する。審査後、適法又は不適法な記載の届書と判断し、受附を認容(受理)又は拒否する(不受理)行政処分を行う。	合併時に再編する。
	17					
4	戸籍記載審査に関すること	戸籍記載審査事務は、受付・審査を経て受理された戸籍届出の行為について、戸籍原本にて適切に記載されているかを審査する。	戸籍記載審査事務は、受付・審査を経て受理された戸籍届出の行為について、戸籍原本にて適切に記載されているかを審査する。	戸籍記載審査事務は、受付・審査を経て受理された戸籍届出の行為について、戸籍原本にて適切に記載されているかを審査する。	戸籍記載審査事務は、受付・審査を経て受理された戸籍届出の行為について、戸籍原本にて適切に記載されているかを審査する。	現行のとおりとする。
	18					
5	戸籍等の副本作成・送付に関すること	年に1回磁気ディスクにより作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	年に1回磁気ディスクにより作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	年に1回磁気ディスクにより作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	年に1回磁気ディスクにより作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	現行のとおりとする。
	19					
6	戸籍の統計事務に関すること	届出事件数・戸籍謄抄本等交付件数を記した年次事件表を作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	届出事件数・戸籍謄抄本等交付件数を記した年次事件表を作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	届出事件数・戸籍謄抄本等交付件数を記した年次事件表を作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	届出事件数・戸籍謄抄本等交付件数を記した年次事件表を作成し、宇都宮地方法務局栃木支局へ提出する。	現行のとおりとする。
	22					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	戸籍訂正に関するこ と	戸籍及び除籍の訂正、記載、 調査、審査等を行う。	戸籍及び除籍の訂正、記載、 調査、審査等を行う。	戸籍及び除籍の訂正、記載、 調査、審査等を行う。	戸籍及び除籍の訂正、記載、 調査、審査等を行う。	現行のとおりとす る。
	2 3					
8	戸籍再製に関するこ と	戸籍再製に関する手続きを行 う。	戸籍再製に関する手続きを行 う。	戸籍再製に関する手続きを行 う。	戸籍再製に関する手続きを行 う。	現行のとおりとす る。
	2 4					
9	戸籍法に基づく法務 局への許可申請に関 すること	届書の受理照会、戸籍訂正許 可申請等を行う。	届書の受理照会、戸籍訂正許 可申請等を行う。	届書の受理照会、戸籍訂正許 可申請等を行う。	届書の受理照会、戸籍訂正許 可申請等を行う。	現行のとおりとす る。
	2 5					
10	涉外戸籍に関するこ と	涉外戸籍の届出書の審査・受 理を行い戸籍に記載する。	涉外戸籍の届出書の審査・受 理を行い戸籍に記載する。	涉外戸籍の届出書の審査・受 理を行い戸籍に記載する。	涉外戸籍の届出書の審査・受 理を行い戸籍に記載する。	現行のとおりとす る。
	2 7					
11	戸籍届出本人確認に 関すること	本人確認を行うことにより第 三者による虚偽の戸籍届出を 防止する。	本人確認を行うことにより第 三者による虚偽の戸籍届出を 防止する。	本人確認を行うことにより第 三者による虚偽の戸籍届出を 防止する。	本人確認を行うことにより第 三者による虚偽の戸籍届出を 防止する。	現行のとおりとす る。
	2 8					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	相続税法第58条の通知に関する事	相続税法第58条の規定による、第1号法定受託事務である。	相続税法第58条の規定による、第1号法定受託事務である。	相続税法第58条の規定による、第1号法定受託事務である。	相続税法第58条の規定による、第1号法定受託事務である。	現行のとおりとする。
	29	※相続税法第58条 市町村長その他戸籍に関する事務を管掌するものは、死亡又は失踪に関する届出を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。				
13	人口動態調査に関する事	人口の動向を恒常的に調査するもので、統計法に基づく指定統計であり、第1号法定受託事務である。	人口の動向を恒常的に調査するもので、統計法に基づく指定統計であり、第1号法定受託事務である。	人口の動向を恒常的に調査するもので、統計法に基づく指定統計であり、第1号法定受託事務である。	人口の動向を恒常的に調査するもので、統計法に基づく指定統計であり、第1号法定受託事務である。	現行のとおりとする。
	30					
14	破産・成年被後見人事務に関する事	破産の宣告が確定した破産者及び成年被後見人の登記がされている者を把握し、身分調査の照会及び身分証明書の該当事項に記載するための名簿を作成し、保管する。	破産の宣告が確定した破産者及び成年被後見人の登記がされている者を把握し、身分調査の照会及び身分証明書の該当事項に記載するための名簿を作成し、保管する。	破産の宣告が確定した破産者及び成年被後見人の登記がされている者を把握し、身分調査の照会及び身分証明書の該当事項に記載するための名簿を作成し、保管する。	破産の宣告が確定した破産者及び成年被後見人の登記がされている者を把握し、身分調査の照会及び身分証明書の該当事項に記載するための名簿を作成し、保管する。	現行のとおりとする。
	31					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	外国人登録受付事務 に関する事	入国、出生、他市町村からの 転入により、栃木市に居住す る外国人の外国人登録の受 付、および市内での住所移転 や当該外国人の国籍変更な ど、登録内容の変更を受付す る。	入国、出生、他市町村からの 転入により、大平町に居住す る外国人の外国人登録の受 付、および町内での住所移転 や当該外国人の国籍変更な ど、登録内容の変更を受付す る。	入国、出生、他市町村からの 転入により、藤岡町に居住す る外国人の外国人登録の受 付、および町内での住所移転 や当該外国人の国籍変更な ど、登録内容の変更を受付す る。	入国、出生、他市町村からの 転入により、都賀町に居住す る外国人の外国人登録の受 付、および町内での住所移転 や当該外国人の国籍変更な ど、登録内容の変更を受付す る。	合併時に再編する。
	3 3					
16	外国人登録定期報告 に関する事	毎月上半期・下半期の写票、 交付報告書、変更登録報告書、 登録原票閉鎖報告書を入国管 理局へ提出する。	毎月上半期・下半期の写票、 交付報告書、変更登録報告 書、登録原票閉鎖報告書を入 国管理局へ提出する。	毎月上半期・下半期の写票、 交付報告書、変更登録報告 書、登録原票閉鎖報告書を入 国管理局へ提出する。	毎月上半期・下半期の写票、 交付報告書、変更登録報告 書、登録原票閉鎖報告書を入 国管理局へ提出する。	現行のとおりとす る。
	3 5					
17	外国人登録照会に関 すること	他市町村・行政機関・警察な ど、公共機関等へ回答する。	他市町村・行政機関・警察な ど、公共機関等へ回答する。	他市町村・行政機関・警察な ど、公共機関等へ回答する。	他市町村・行政機関・警察な ど、公共機関等へ回答する。	現行のとおりとす る。
	3 6					
18	管内戸籍事務協議会 事務局に関する事	戸籍及び住民基本台帳に関す る事務の統一並びにその改善 発達を図るための協議会の事 務局を担う。				現行のとおりとし、 新市において継続す る。
	3 7					
19	管内戸籍事務協議会 に関する事	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	現行のとおりとす る。
	3 8					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	県内戸籍事務連合協議会に関する事	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	現行のとおりとする。
	39					
21	身上調査及び刑罰の作成に関する事	①警察署、検察庁等からの「身上調査照会書」に対して回答書を作成し、必要に応じて該当者の戸籍謄本と戸籍の附票を添付し返送する。 ②都道府県及び市町村からの「身元調査」に対して、該当者の氏名、本籍、生年月日を戸籍にて確認し、市保有の犯罪人名簿民刑システムにて犯歴の有無を確認し、回答する。	①警察署、検察庁等からの「身上調査照会書」に対して回答書を作成し、必要に応じて該当者の戸籍謄本と戸籍の附票を添付し返送する。 ②都道府県及び市町村からの「身元調査」に対して、該当者の氏名、本籍、生年月日を戸籍にて確認し、町保有の犯罪人名簿民刑システムにて犯歴の有無を確認し、回答する。	①警察署、検察庁等からの「身上調査照会書」に対して回答書を作成し、必要に応じて該当者の戸籍謄本と戸籍の附票を添付し返送する。 ②都道府県及び市町村からの「身元調査」に対して、該当者の氏名、本籍、生年月日を戸籍にて確認し、町保有の犯罪人名簿にて犯歴の有無を確認し、回答する。	①警察署、検察庁等からの「身上調査照会書」に対して回答書を作成し、必要に応じて該当者の戸籍謄本と戸籍の附票を添付し返送する。 ②都道府県及び市町村からの「身元調査」に対して、該当者の氏名、本籍、生年月日を戸籍にて確認し、町保有の犯罪人名簿民刑システムにて犯歴の有無を確認し、回答する。	現行のとおりとする。
	40					
22	犯歴事務に関する事	身分証明事務及び公職選挙法に規定する選挙人名簿調整事務を行う。	身分証明事務及び公職選挙法に規定する選挙人名簿調整事務を行う。	身分証明事務及び公職選挙法に規定する選挙人名簿調整事務を行う。	身分証明事務及び公職選挙法に規定する選挙人名簿調整事務を行う。	現行のとおりとする。
	41					
23	住民基本台帳登録・異動処理事務に関する事	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の整備及び住民異動の処理を行う。	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の整備及び住民異動の処理を行う。	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の整備及び住民異動の処理を行う。	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の整備及び住民異動の処理を行う。	合併時に再編する。
	43					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
24	住民基本台帳年報、月報に関する事	【年報】 年間窓口処理件数に基づき、住民基本台帳年報を県に報告する。 【月報】 毎月の人口・世帯数、住民票記載・消除数を県に報告する。	【年報】 年間窓口処理件数に基づき、住民基本台帳年報を県に報告する。 【月報】 毎月の人口・世帯数、住民票記載・消除数を県に報告する。	【年報】 年間窓口処理件数に基づき、住民基本台帳年報を県に報告する。 【月報】 毎月の人口・世帯数、住民票記載・消除数を県に報告する。	【年報】 年間窓口処理件数に基づき、住民基本台帳年報を県に報告する。 【月報】 毎月の人口・世帯数、住民票記載・消除数を県に報告する。	現行のとおりとする。
	4 4					
25	住民票、戸籍謄・抄本、その他の証明交付事務に関する事	戸籍・住民基本台帳に関する証明の申請者に証明書の交付を行う。	戸籍・住民基本台帳に関する証明の申請者に証明書の交付を行う。	戸籍・住民基本台帳に関する証明の申請者に証明書の交付を行う。	戸籍・住民基本台帳に関する証明の申請者に証明書の交付を行う。	合併時に再編する。
	4 5					
26	印鑑証明書の交付に関する事	栃木市印鑑条例に基づいて印鑑登録をした者に、印鑑登録証明書を交付する。	大平町印鑑条例に基づいて印鑑登録をした者に、印鑑登録証明書を交付する。	藤岡町印鑑条例に基づいて印鑑登録をした者に、印鑑登録証明書を交付する。	都賀町印鑑条例に基づいて印鑑登録をした者に、印鑑登録証明書を交付する。	現行のとおりとする。
	4 7					
27	住民異動届による他市町村への通知に関する事	戸籍の附票と住民票の記載を相互に関連させ、住民に関する記録の正確性・連続性を確保する。	戸籍の附票と住民票の記載を相互に関連させ、住民に関する記録の正確性・連続性を確保する。	戸籍の附票と住民票の記載を相互に関連させ、住民に関する記録の正確性・連続性を確保する。	戸籍の附票と住民票の記載を相互に関連させ、住民に関する記録の正確性・連続性を確保する。	現行のとおりとする。
	4 8					
28	住民票閲覧に関する事	閲覧用全住民リストを整備して、閲覧の請求に応じる。	閲覧用全住民リストを整備して、閲覧の請求に応じる。	閲覧用全住民リストを整備して、閲覧の請求に応じる。	住民基本台帳の閲覧の請求に応じる。	現行のとおりとする。
	4 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	附票の整備に関する こと	戸籍の附票に、転入転居等の 住民異動や戸籍届出に基づく 異動を適正に反映させる。	戸籍の附票に、転入転居等の 住民異動や戸籍届出に基づく 異動を適正に反映させる。	戸籍の附票に、転入転居等の 住民異動や戸籍届出に基づく 異動を適正に反映させる。	戸籍の附票に、転入転居等の 住民異動や戸籍届出に基づく 異動を適正に反映させる。	現行のとおりとす る。
	5 0					
30	住居表示附定事務 に関すること	住居表示地区に建物その他工 作物を新築や改築等をした場 合に、住居表示番号を附定す る。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとす る。
	5 1					
31	住民基本台帳事務 における支援措置 に関すること	DV・ストーカー被害による 住民基本台帳支援措置申出を 受理、または通知を受けた際、 処理を行う。	DV・ストーカー被害による 住民基本台帳支援措置申出を 受理、または通知を受けた 際、処理を行う。	DV・ストーカー被害による 住民基本台帳支援措置申出を 受理、または通知を受けた 際、処理を行う。	DV・ストーカー被害による 住民基本台帳支援措置申出を 受理、または通知を受けた際 処理を行う。	合併時に再編する。 ただし、窓口での申 出受理及びシステム 入力については現行 のとおりとする。
	5 3					
32	郵便請求に係る諸 証明の交付に関す ること	郵送による戸籍謄抄本、住民 票の写し等の請求に基づき証 明書の交付を行う。	郵送による戸籍謄抄本、住民 票の写し等の請求に基づき証 明書の交付を行う。	郵送による戸籍謄抄本、住民 票の写し等の請求に基づき証 明書の交付を行う。	郵送による戸籍謄抄本、住民 票の写し等の請求に基づき証 明書の交付を行う。	現行のとおりとす る。
	5 4					
33	公用請求に係る諸 証明の交付に関す ること	窓口又は郵送による各官公庁 からの戸籍謄抄本、住民票の 写し等の請求に基づき証明書 の交付を行う。	窓口又は郵送による各官公庁 からの戸籍謄抄本、住民票の 写し等の請求に基づき証明書 の交付を行う。	窓口又は郵送による各官公庁 からの戸籍謄抄本、住民票の 写し等の請求に基づき証明書 の交付を行う。	窓口又は郵送による各官公庁 からの戸籍謄抄本、住民票の 写し等の請求に基づき証明書 の交付を行う。	現行のとおりとす る。
	5 5					
34	住民基本台帳実態 調査に関すること	住民票の記載が事実と反する 疑いのあるとき等、市長が必 要と認める場合に実施する。	住民票の記載が事実と反する 疑いのあるとき等、町長が必 要と認める場合に実施する。	住民票の記載が事実と反する 疑いのあるとき等、町長が必 要と認める場合に実施する。	住民票の記載が事実と反する 疑いのあるとき等、町長が必 要と認める場合に実施する。	現行のとおりとす る。
	5 6					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
35	臨時運行許可の発 行事務に関するこ と	登録前の自動車、車検の切れて いる自動車に対し、最小限 の運行について特例として許 可する。	登録前の自動車、車検の切れて いる自動車に対し、最小限 の運行について特例として許 可する。	登録前の自動車、車検の切れて いる自動車に対し、最小限 の運行について特例として許 可する。	登録前の自動車、車検の切れて いる自動車に対し、最小限 の運行について特例として許 可する。	現行のとおりとす る。
	57					
36	住民票・印鑑ダウン リカバリーシステ ムに関すること	住基サーバダウン時に、住民 情報の照会及び証明書の発行 を行う「照会発行サーバ」を 導入している。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	58					
37	住基ネットワー クシステムの管理運 用に関すること	住民基本台帳ネットワー クシステムの管理運営に関する規 程に基づき、円滑かつ安全な 管理運用を実施する。	住民基本台帳ネットワー クシステムの管理運営に関する規 程に基づき、円滑かつ安全な 管理運用を実施する。	住民基本台帳ネットワー クシステムの管理運営に関する規 程に基づき、円滑かつ安全な 管理運用を実施する。	住民基本台帳ネットワー クシステムの管理運営に関する規 程に基づき、円滑かつ安全な 管理運用を実施する。	現行のとおりとす る。
	60					
38	除票の保管に関 すること	除票や改製原住 民票になった ものを保存し、 交付請求があ った場合には、 交付している。	除票や改製原住 民票になった ものを保存し、 交付請求があ った場合には、 保存期間5年 以内のものに 限り交付して いる。	除票や改製原住 民票になった ものを保存し、 交付請求があ った場合には、 保存期間5年 以内のものに 限り交付して いる。	除票や改製原住 民票になった ものを保存し、 交付請求があ った場合には、 保存期間5年 以内のものに 限り交付して いる。	合併時に再編する。
	61					
39	埋・火葬の許可に 関すること	死亡や死産届け のあった遺体 の埋葬又は火葬 を許可する。 また、部分遺体 については医師 の診断書のある もののみ。 大学病院等から の献体について は、火葬許可証 にもとづく。	死亡や死産届け のあった遺体 の埋葬又は火葬 を許可する。 また、部分遺体 については医師 の診断書のある もののみ。 大学病院等から の献体について は、火葬許可証 にもとづく。	死亡や死産届け のあった遺体 の埋葬又は火葬 を許可する。 また、部分遺体 については医師 の診断書のある もののみ。 大学病院等から の献体について は、火葬許可証 にもとづく。	死亡や死産届け のあった遺体 の埋葬又は火葬 を許可する。 また、部分遺体 については医師 の診断書のある もののみ。 大学病院等から の献体について は、火葬許可証 にもとづく。	現行のとおりとす る。
	62					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
40	火葬場使用許可に関すること	栃木市斎場及び霊きゆう車（バス）の利用を希望する者に、使用許可書を交付し、条例に定める使用料を徴収する。	該当なし	佐野斎場及び霊きゆう車（バス）の利用を希望する者に、使用許可書を交付する。	該当なし	合併時に再編する。
	63					
41	戸籍届等の時間外受付に関すること	業務時間外の戸籍届出を、宿直または日直により受付する。	業務時間外の戸籍届出を、日直により受付する。	業務時間外の戸籍届出を、日直により受付する。	業務時間外の戸籍届出を、日直により受付する。	現行のとおりとする。
	64					
42	公的個人認証サービスに係る電子証明書発行に関すること	公的個人認証サービスによる電子証明書発行申請の受け付けを行う。 【手数料】 500円	公的個人認証サービスによる電子証明書発行申請の受け付けを行う。 【手数料】 500円	公的個人認証サービスによる電子証明書発行申請の受け付けを行う。 【手数料】 500円	公的個人認証サービスによる電子証明書発行申請の受け付けを行う。 【手数料】 500円	合併時に再編する。
	67					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	国民年金事務に関すること	国民年金全般（相談・市民への広報活動）による協力連携事務、市広報・年金窓口にて制度周知	国民年金全般（相談・町民への広報活動）による協力連携事務、町広報・年金窓口にて制度周知	国民年金全般（相談・町民への広報活動）による協力連携事務、町広報・年金窓口にて制度周知	国民年金全般（相談・町民への広報活動）による協力連携事務、町広報・年金窓口にて制度周知	現行のとおりとする。
	1					
2	年金給付関係事務に関すること	国民年金法施行令第1条の2に基づき市が処理する事務の各種届出書の受理・審査を行い栃木社会保険事務所へ送付する。	国民年金法施行令第1条の2に基づき町が処理する事務の各種届出書の受理・審査を行い栃木社会保険事務所へ送付する。	国民年金法施行令第1条の2に基づき町が処理する事務の各種届出書の受理・審査を行い栃木社会保険事務所へ送付する。	国民年金法施行令第1条の2に基づき町が処理する事務の各種届出書の受理・審査を行い栃木社会保険事務所へ送付する。	現行のとおりとする。
	2					
3	国民年金適用関係事務に関すること	国民年金被保険者資格の喪失及び届出事項事務 国民年金被保険者資格の異動処理事務	国民年金被保険者資格の喪失及び届出事項事務 国民年金被保険者資格の異動処理事務	国民年金被保険者資格の喪失及び届出事項事務 国民年金被保険者資格の異動処理事務	国民年金被保険者資格の喪失及び届出事項事務 国民年金被保険者資格の異動処理事務	現行のとおりとする。
	3					
4	福祉年金関係事務に関すること	年金証書を回収し、栃木社会保険事務局へ送付及び連名簿、死亡、転出入の届出受付、送付	年金証書を回収し、栃木社会保険事務局へ送付及び連名簿、死亡、転出入の届出受付、送付	年金証書を回収し、栃木社会保険事務局へ送付及び連名簿、死亡、転出入の届出受付、送付	年金証書を回収し、栃木社会保険事務局へ送付及び連名簿、死亡、転出入の届出受付、送付	現行のとおりとする。
	4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	事務費交付金業務に関すること	基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金事務事業 国民年金法第 86 条の規定に基づき社会保険庁(栃木社会保険事務局)へ提出	基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金事務事業 国民年金法第 86 条の規定に基づき社会保険庁(栃木社会保険事務局)へ提出	基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金事務事業 国民年金法第 86 条の規定に基づき社会保険庁(栃木社会保険事務局)へ提出	基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金事務事業 国民年金法第 86 条の規定に基づき社会保険庁(栃木社会保険事務局)へ提出	現行のとおりとする。
	5					
6	国民年金資格異動届の受理に関すること	国民年金第 1 号被保険者の取得・喪失・転入・転出・転居等その他異動届があった場合には、年金手帳及びその他添付書類等により内容を確認し受理する。	国民年金第 1 号被保険者の取得・喪失・転入・転出・転居等その他異動届があった場合には、年金手帳及びその他添付書類等により内容を確認し受理する。	国民年金第 1 号被保険者の取得・喪失・転入・転出・転居等その他異動届があった場合には、年金手帳及びその他添付書類等により内容を確認し受理する。	国民年金第 1 号被保険者の取得・喪失・転入・転出・転居等その他異動届があった場合には、年金手帳及びその他添付書類等により内容を確認し受理する。	現行のとおりとする。
	6					
7	国民年金の減免申請等の受理に関すること	国民年金の保険料の免除・保険料免除(全額・一部納付)申請により前年の所得状況に応じて全額免除又は一部納付となる。	国民年金の保険料の免除・保険料免除(全額・一部納付)申請により前年の所得状況に応じて全額免除又は一部納付となる。	国民年金の保険料の免除・保険料免除(全額・一部納付)申請により前年の所得状況に応じて全額免除又は一部納付となる。	国民年金の保険料の免除・保険料免除(全額・一部納付)申請により前年の所得状況に応じて全額免除又は一部納付となる。	現行のとおりとする。
	7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	国民年金各種裁定請求書の受理に関する こと	国民年金各種裁定請求書の受理 老齢基礎年金・障害年金・遺族 基礎年金等の請求書の受理、栃 木社会保険事務所への報告	国民年金各種裁定請求書の受理 老齢基礎年金・障害年金・遺族 基礎年金等の請求書の受理、栃 木社会保険事務所への報告	国民年金各種裁定請求書の受理 老齢基礎年金・障害年金・遺族 基礎年金等の請求書の受理、栃 木社会保険事務所への報告	国民年金各種裁定請求書の受理 老齢基礎年金・障害年金・遺族 基礎年金等の請求書の受理、栃 木社会保険事務所への報告	現行のとおりとす る。
	8					
9	国民年金各種年金の 死亡に関する届けに 関すること	国民年金法に基づく、各種年金 の死亡に関する届けにより、年 金の適用受給を図る。	国民年金法に基づく、各種年金 の死亡に関する届けにより、年 金の適用受給を図る。	国民年金法に基づく、各種年金 の死亡に関する届けにより、年 金の適用受給を図る。	国民年金法に基づく、各種年金 の死亡に関する届けにより、年 金の適用受給を図る。	現行のとおりとす る。
	9					
10	死亡一時金等請求書 の受理に関すること	国民年金法に基づき、死亡者へ 一時金の支給事務を行う。	国民年金法に基づき、死亡者へ 一時金の支給事務を行う。	国民年金法に基づき、死亡者へ 一時金の支給事務を行う。	国民年金法に基づき、死亡者へ 一時金の支給事務を行う。	現行のとおりとす る。
	10					
11	国民年金老齢福祉年 金に関すること	国民年金法（旧法）に基づき福 祉年金関係届出事務を行う。	国民年金法（旧法）に基づき福 祉年金関係届出事務を行う。	国民年金法（旧法）に基づき福 祉年金関係届出事務を行う。	国民年金法（旧法）に基づき福 祉年金関係届出事務を行う。	現行のとおりとす る。
	11					
12	国民年金障害基礎年 金に関すること	国民年金法に基づき、障害者に 障害基礎年金を支給 国民年金法の障害等級 1 級又 は 2 級（納付要件あり）に支給	国民年金法に基づき、障害者に 障害基礎年金を支給 国民年金法の障害等級 1 級又 は 2 級（納付要件あり）に支給	国民年金法に基づき、障害者に 障害基礎年金を支給 国民年金法の障害等級 1 級又 は 2 級（納付要件あり）に支給	国民年金法に基づき、障害者に 障害基礎年金を支給 国民年金法の障害等級 1 級又 は 2 級（納付要件あり）に支給	現行のとおりとす る。
	12					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	国民年金法定免除に関すること	生活保護法等の公的扶助を受けている人の保険料納付義務免除	生活保護法等の公的扶助を受けている人の保険料納付義務免除	生活保護法等の公的扶助を受けている人の保険料納付義務免除	生活保護法等の公的扶助を受けている人の保険料納付義務免除	現行のとおりとする。
	1 3					
14	国民年金相談に関すること	国民年金法に基づく受給権の発生に関する事務等	国民年金法に基づく受給権の発生に関する事務等	国民年金法に基づく受給権の発生に関する事務等	国民年金法に基づく受給権の発生に関する事務等	現行のとおりとする。
	1 4					
15	保険財政調整基金の取扱いに関すること	栃木市国民健康保険条例 ・国民健康保険の保険財政を健全に維持するため、保険財政調整基金を設置する。	大平町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例 ・国民健康保険の保険財政を健全に維持するため、大平町国民健康保険財政調整基金を設置する。	藤岡町国民健康保険条例 ・国民健康保険の保険財政を健全に維持するため、財政調整基金を設置する。	都賀町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例 ・国民健康保険の保険財政を健全に維持するため、都賀町国民健康保険財政調整基金を設置する。	合併時に再編する。
	1 6					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	国民健康保険制度の普及啓発活動に関すること	広報紙に医療費の状況、制度改正の内容等を掲載 被保険者証更新時、各種パンフレット等を配布 市のホームページを通じて PR する。	広報紙に医療費の状況、制度改正の内容等を掲載 被保険者証更新時、各種パンフレット等を配布 町のホームページを通じて PR する。	広報紙に医療費の状況、制度改正の内容等を掲載 被保険者証更新時、各種パンフレット等を配布 町のホームページを通じて PR する。	広報紙に医療費の状況、制度改正の内容等を掲載 被保険者証更新時、各種パンフレット等を配布 町のホームページを通じて PR する。	現行のとおりとする。
	17					
17	国民健康保険調整交付金等申請事務に関すること	市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもの	市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもの	市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもの	市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもの	現行のとおりとする。
	18					
18	訪問指導事業に関すること	重複、頻回受診の被保険者に対して、訪問指導を行い、医療費の抑制を図る。	重複、頻回受診の被保険者に対して、訪問指導を行い、医療費の抑制を図る。	重複、頻回受診の被保険者に対して、訪問指導を行い、医療費の抑制を図る。	重複、頻回受診の被保険者に対して、訪問指導を行い、医療費の抑制を図る。	現行のとおりとする。
	19					
19	国保高額療養費支給事務に関すること	被保険者の支払った一部負担金に対して、限度額を超えた分を申請により支給し負担の軽減を図る。貸付制度は条例で制定しておらず、実施していない。	被保険者の支払った一部負担金に対して、限度額を超えた分を申請により支給し負担の軽減を図る。貸付制度は高額療養費貸付けあっせん規則を制定している。	被保険者の支払った一部負担金に対して、限度額を超えた分を申請により支給し負担の軽減を図る。貸付制度は高額療養費貸付けあっせん規則を制定している。	被保険者の支払った一部負担金に対して、限度額を超えた分を申請により支給し負担の軽減を図る。貸付制度は条例で制定しておらず、実施していない。	現行とおりとする。ただし、高額療養費貸付けあっせん制度は、合併時に廃止する。
	20					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定証交付事務に関すること	国民健康保険被保険者において、入院時の自己負担額の軽減を図る。 また、所得の低い方の医療費の軽減を図る。	国民健康保険被保険者において、入院時の自己負担額の軽減を図る。 また、所得の低い方の医療費の軽減を図る。	国民健康保険被保険者において、入院時の自己負担額の軽減を図る。 また、所得の低い方の医療費の軽減を図る。	国民健康保険被保険者において、入院時の自己負担額の軽減を図る。 また、所得の低い方の医療費の軽減を図る。	現行のとおりとする。
	2 1					
21	国保特定疾病療養受給者証交付事務に関すること	厚生労働大臣が定める治療を長期間継続して行う被保険者に対し、負担の軽減を図る。	厚生労働大臣が定める治療を長期間継続して行う被保険者に対し、負担の軽減を図る。	厚生労働大臣が定める治療を長期間継続して行う被保険者に対し、負担の軽減を図る。	厚生労働大臣が定める治療を長期間継続して行う被保険者に対し、負担の軽減を図る。	現行のとおりとする。
	2 2					
22	国保療養費支給事務に関すること	柔道整復師による施術、補装具（コルセット）あんま、マッサージ、はり灸などの支給。及び海外療養費の支給	柔道整復師による施術、補装具（コルセット）あんま、マッサージ、はり灸などの支給。及び海外療養費の支給	柔道整復師による施術、補装具（コルセット）あんま、マッサージ、はり灸などの支給。及び海外療養費の支給	柔道整復師による施術、補装具（コルセット）あんま、マッサージ、はり灸などの支給。及び海外療養費の支給	現行のとおりとする。
	2 3					
23	国保レセプト点検に関すること	医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検をすることにより、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る レセプト点検員による。 （臨時職員）	医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検をすることにより、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る 業者委託による点検	医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検をすることにより、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る レセプト点検員による。 （臨時職員）	医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検をすることにより、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る 業者委託による点検	栃木市、藤岡町の例により合併時に統合する。
	2 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
24	国保共同事業に関する事 こと	高額な医療費の発生による保険者の財政運営の安定、負担金の平準化を図るための制度	高額な医療費の発生による保険者の財政運営の安定、負担金の平準化を図るための制度	高額な医療費の発生による保険者の財政運営の安定、負担金の平準化を図るための制度	高額な医療費の発生による保険者の財政運営の安定、負担金の平準化を図るための制度	現行のとおりとする。
	27					
25	国保第三者行為請求行為求償事務に関する事 こと	被保険者が交通事故等で第三者からうけた傷病の治療費に係る治療費に対して保険給付を行った場合、第三者から損害賠償を請求する。	被保険者が交通事故等で第三者からうけた傷病の治療費に係る治療費に対して保険給付を行った場合、第三者から損害賠償を請求する。	被保険者が交通事故等で第三者からうけた傷病の治療費に係る治療費に対して保険給付を行った場合、第三者から損害賠償を請求する。	被保険者が交通事故等で第三者からうけた傷病の治療費に係る治療費に対して保険給付を行った場合、第三者から損害賠償を請求する。	現行のとおりとする。
	28					
26	療養給付費負担金に関する事 こと	国民健康保険療養給付費等の負担金として国が34%負担している。	国民健康保険療養給付費等の負担金として国が34%負担している。	国民健康保険療養給付費等の負担金として国が34%負担している。	国民健康保険療養給付費等の負担金として国が34%負担している。	現行のとおりとする。
	29					
27	国保医療通知に関する事 こと	被保険者に正しい保険診療の状況を認識してもらい、医療費の適正化を図るため、受診状況について、全世帯を対象に通知する。	被保険者に正しい保険診療の状況を認識してもらい、医療費の適正化を図るため、受診状況について、全世帯を対象に通知する。	被保険者に正しい保険診療の状況を認識してもらい、医療費の適正化を図るため、受診状況について、全世帯を対象に通知する。	被保険者に正しい保険診療の状況を認識してもらい、医療費の適正化を図るため、受診状況について、全世帯を対象に通知する。	現行のとおりとする。
	30					



No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	国保高齢受給者証交付事務に関する事	国民健康保険加入者で、70歳以上の対象被保険者に高齢受給者証を交付する。	国民健康保険加入者で、70歳以上の対象被保険者に高齢受給者証を交付する。	国民健康保険加入者で、70歳以上の対象被保険者に高齢受給者証を交付する。	国民健康保険加入者で、70歳以上の対象被保険者に高齢受給者証を交付する。	現行のとおりとする。
	32					
29	居所不明被保険者調査事務に関する事	被保険者証等の郵便物の戻りを基に、居所不明者を確認調査し、不明と判明した場合住民基本台帳担当課に調査および削除を依頼する。	被保険者証等の郵便物の戻りを基に、居所不明者を確認調査し、不明と判明した場合住民基本台帳担当課に調査および削除を依頼する。	被保険者証等の郵便物の戻りを基に、居所不明者を確認調査し、不明と判明した場合住民基本台帳担当課に調査および削除を依頼する。	被保険者証等の郵便物の戻りを基に、居所不明者を確認調査し、不明と判明した場合住民基本台帳担当課に調査および削除を依頼する。	現行のとおりとする。
	33					
30	国民健康保険証更新に関する事	被保険者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。	被保険者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。	被保険者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。	被保険者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。	現行のとおりとする。
	34					
31	月報・年報の作成に関する事	国保事業を適正かつ効率的に運営するための基礎資料として、毎月の事業内容を定期的に報告するもの	国保事業を適正かつ効率的に運営するための基礎資料として、毎月の事業内容を定期的に報告するもの	国保事業を適正かつ効率的に運営するための基礎資料として、毎月の事業内容を定期的に報告するもの	国保事業を適正かつ効率的に運営するための基礎資料として、毎月の事業内容を定期的に報告するもの	現行のとおりとする。
	42					
32	国民健康保険システムに関する事	住民異動や離職等に伴う国民健康保険に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	住民異動や離職等に伴う国民健康保険に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	住民異動や離職等に伴う国民健康保険に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	住民異動や離職等に伴う国民健康保険に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	合併時にシステムを統合する。
	43					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	国民年金システムに関すること	住民異動や離職等に伴う国民年金に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	住民異動や離職等に伴う国民年金に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	住民異動や離職等に伴う国民年金に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	住民異動や離職等に伴う国民年金に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	合併時にシステムを統合する。
	4 4					
34	老人保健制度に関すること	老人保健法に基づく事務等で平成 19 年度までの制度の残務処理	老人保健法に基づく事務等で平成 19 年度までの制度の残務処理	老人保健法に基づく事務等で平成 19 年度までの制度の残務処理	老人保健法に基づく事務等で平成 19 年度までの制度の残務処理	現行のとおりとする。
	4 5					
35	後期高齢者医療に関すること	後期高齢者医療窓口事務を行い、広域連合との連携を図る。	後期高齢者医療窓口事務を行い、広域連合との連携を図る。	後期高齢者医療窓口事務を行い、広域連合との連携を図る。	後期高齢者医療窓口事務を行い、広域連合との連携を図る。	現行のとおりとする。
	4 7					
36	外国人障がい者・高齢者特別給付金に関すること	無年金外国人に対して給付金を支給する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 8					
37	退職者医療に関すること	国民健康保険の被保険者のうち、年金の給付をうけることができる方に、退職者被保険者証を交付する。	国民健康保険の被保険者のうち、年金の給付をうけることができる方に、退職者被保険者証を交付する。	国民健康保険の被保険者のうち、年金の給付をうけることができる方に、退職者被保険者証を交付する。	国民健康保険の被保険者のうち、年金の給付をうけることができる方に、退職者被保険者証を交付する。	現行のとおりとする。
	5 0					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
38	後期高齢者支援金に関すること	平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度の医療費に充てられる後期高齢者支援金、病床転換支援金及び事務費拠出金	平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度の医療費に充てられる後期高齢者支援金、病床転換支援金及び事務費拠出金	平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度の医療費に充てられる後期高齢者支援金、病床転換支援金及び事務費拠出金	平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度の医療費に充てられる後期高齢者支援金、病床転換支援金及び事務費拠出金	現行のとおりとする。
	5 1					
39	前期高齢者の財政調整に関すること	前期高齢者の医療の負担の平準化を図るため、前期高齢者の加入率に応じて、財政調整を行うもの。前期高齢者の加入率が全国平均を上回る保険者に対しては、前期高齢者交付金が交付される。	前期高齢者の医療の負担の平準化を図るため、前期高齢者の加入率に応じて、財政調整を行うもの。前期高齢者の加入率が全国平均を上回る保険者に対しては、前期高齢者交付金が交付される。	前期高齢者の医療の負担の平準化を図るため、前期高齢者の加入率に応じて、財政調整を行うもの。前期高齢者の加入率が全国平均を上回る保険者に対しては、前期高齢者交付金が交付される。	前期高齢者の医療の負担の平準化を図るため、前期高齢者の加入率に応じて、財政調整を行うもの。前期高齢者の加入率が全国平均を上回る保険者に対しては、前期高齢者交付金が交付される。	現行のとおりとする。
	5 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	改葬許可に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木市に改葬を希望する者に許可するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大平町に改葬を希望する者に許可するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤岡町に改葬を希望する者に許可するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都賀町に改葬を希望する者に許可するもの</li> </ul>	現行のとおりとする。
	1					
2	騒音・振動規制法に係る届出に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法に基づき提出された届出の受理を行い、必要な場合、受理書を発行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法に基づき提出された届出の受理を行い、必要な場合、受理書を発行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法に基づき提出された届出の受理を行い、必要な場合、受理書を発行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法に基づき提出された届出の受理を行い、必要な場合、受理書を発行する。</li> </ul>	現行のとおりとする。
	2					
3	産業廃棄物の適正処理の指導に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃処理施設の設置等に関し、廃棄物の適正な処理を確保し、環境汚染の未然防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃処理施設の設置等に関し、廃棄物の適正な処理を確保し、環境汚染の未然防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃処理施設の設置等に関し、廃棄物の適正な処理を確保し、環境汚染の未然防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃処理施設の設置等に関し、廃棄物の適正な処理を確保し、環境汚染の未然防止を図る。</li> </ul>	現行のとおりとする。
	3					
4	一般廃棄物の処理計画に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみと排水処理について収集及び処分の方法等を告示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみと排水処理について収集及び処分の方法等を告示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみと排水処理について収集及び処分の方法等を告示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみと排水処理について収集及び処分の方法等を告示する。</li> </ul>	現行のとおりとする。
	7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	庁内の推進体制に関すること	・環境基本計画推進会議（庁内組織）	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、新市において策定される環境基本計画に基づき再編する。
	10					
6	大平町環境連絡会議に関すること	該当なし	・大平町環境連絡会議（庁内組織）	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	95					
7	ごみ処理統計に関すること	・ごみ及び資源物の統計を採り、ごみ及び資源物の発生状況や資源化・減量化状況を把握する。	・ごみ及び資源物の統計を採り、ごみ及び資源物の発生状況や資源化・減量化状況を把握する。	・ごみ及び資源物の統計を採り、ごみ及び資源物の発生状況や資源化・減量化状況を把握する。	・ごみ及び資源物の統計を採り、ごみ及び資源物の発生状況や資源化・減量化状況を把握する。	現行のとおりとする。
	12					
8	ごみ減量、資源化に関すること	・コンポスト容器・機械式生ごみ処理機補助 ・バイオ式生ごみ処理機 ・マイバッグキャンペーン	・コンポスト容器・機械式生ごみ処理機・EM ストッカー補助 ・バイオ式生ごみ処理機 ・マイバッグキャンペーン	・機械式生ごみ処理機補助	・コンポスト容器・機械式生ごみ処理機補助	合併時に再編する。
	14					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	環境報告書に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本計画に基づく諸施策の進捗、実施状況について年度ごとにまとめ公表する。</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、新市において策定された環境基本計画に基づき報告書を作成する。
	15					
10	ごみ問題検討懇 談会に関するこ と	該当なし	大平町ごみを考える会 (レジ袋削減を目的としたマイ バッグキャンペーンへの協力を いただく)	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	16					
11	環境教育・啓発 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺教室等出前講座</li> <li>とちぎ市民環境まつり</li> <li>課ホームページ開設</li> <li>環境情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺教室等出前講座</li> <li>マイバッグキャンペーン</li> <li>課ホームページ開設</li> <li>環境情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報提供</li> <li>町ホームページへの情報掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報提供</li> <li>町ホームページへの情報掲載</li> </ul>	合併時は現行のとおりとし、合併後1年以内に再編する。
	17					
12	こどもエコクラ ブに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う子供たちを対象に、自主的活動や体験を通じて、環境に対する知識と関心を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う子供たちを対象に、自主的活動や体験を通じて、環境に対する知識と関心を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う子供たちを対象に、自主的活動や体験を通じて、環境に対する知識と関心を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う子供たちを対象に、自主的活動や体験を通じて、環境に対する知識と関心を育む。</li> </ul>	現行のとおりとする。
	19					
13	ごみ資源化（容 器包装リサイク ル法関連）に関す ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法に基づき、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の資源化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法に基づき、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の資源化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法に基づき、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の資源化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法に基づき、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の資源化を推進する。</li> </ul>	現行のとおりとする。
	20					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	環境率先実行計画（温暖化防止実行計画）に関すること	・温暖化対策法に基づき、市の事務等に関し、温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定	・温暖化対策法に基づき、町の実務等に関し、温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定	・温暖化対策法に基づき、町の実務等に関し、温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定予定	・温暖化対策法に基づき、町の実務等に関し、温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定予定	合併時は現行のとおりとし、合併後に策定される環境基本計画に基づき再編する。
	2 2					
15	大気汚染に関すること	・県と工場等の調査指導 ・特定施設設置等届出の受付 ・アスベスト相談窓口設置 ・鍋山地区環境整備懇談会	・県と工場等の調査指導 ・特定施設設置等届出の受付 ・アスベスト相談窓口設置	・県と工場等の調査指導 ・特定施設設置等届出の受付 ・アスベスト相談窓口設置	・県と工場等の調査指導 ・特定施設設置等届出の受付 ・アスベスト相談窓口設置	現行のとおりとする。
	2 6					
16	公害防止協定（事業所の新增設に係る事前協議を含む）に関すること	・公害防止協定協定及び細目協定を企業と締結し、事前協議時の指導や立ち入り調査を行う。	・公害防止協定協定及び細目協定を企業と締結し、事前協議時の指導や立ち入り調査を行う。	・公害防止協定協定及び細目協定を企業と締結し、事前協議時の指導や立ち入り調査を行う。	・公害防止協定協定及び細目協定を企業と締結し、事前協議時の指導や立ち入り調査を行う。	現行のとおりとする。
	2 8					
17	事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関すること	・事業系一廃収運業者のとちぎクリーンプラザへの搬入を検査し、搬出元へも分別等を指導する。	・事業系一廃収運業者のとちぎクリーンプラザへの搬入を検査し、搬出元へも分別等を指導する。	・事業系一廃収運業者のとちぎクリーンプラザへの搬入を検査し、搬出元へも分別等を指導する。	・事業系一廃収運業者のとちぎクリーンプラザへの搬入を検査し、搬出元へも分別等を指導する。	現行のとおりとする。
	2 9					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18	騒音・振動に関する事	・騒音・振動などが、住民の健康や生活環境に与える害を防ぐことを目的とし、各種事務を行う。	・騒音・振動などが、住民の健康や生活環境に与える害を防ぐことを目的とし、各種事務を行う。	・騒音・振動などが、住民の健康や生活環境に与える害を防ぐことを目的とし、各種事務を行う。	・騒音・振動などが、住民の健康や生活環境に与える害を防ぐことを目的とし、各種事務を行う。	現行のとおりとする。
	30					
19	公害苦情処理に関する事	・水質汚濁や大気汚染等にかかる苦情の受付及びその原因調査、原因者に対する指導を行う。	・水質汚濁や大気汚染等にかかる苦情の受付及びその原因調査、原因者に対する指導を行う。	・水質汚濁や大気汚染等にかかる苦情の受付及びその原因調査、原因者に対する指導を行う。	・水質汚濁や大気汚染等にかかる苦情の受付及びその原因調査、原因者に対する指導を行う。	現行のとおりとする。
	32					
20	悪臭に関する事	・工場等の監視、測定、指導を行う。 ・苦情の受付、相談、現地調査を行う。	・工場等の監視、測定、指導を行う。 ・苦情の受付、相談、現地調査を行う。	・工場等の監視、測定、指導を行う。 ・苦情の受付、相談、現地調査を行う。	・工場等の監視、測定、指導を行う。 ・苦情の受付、相談、現地調査を行う。	現行のとおりとする。
	34					
21	し尿の収集（体制）に関する事	・許可業者（3社）が地域ごとに分担して、し尿汲み取りをする。	・許可業者（1社）が町内全域のし尿汲み取りをする。	・許可業者（2社）が地域ごとに分担して、し尿汲み取りをする。	・許可業者（1社）が町内全域のし尿汲み取りをする。	現行のとおりとする。
	35					
22	水質汚濁に関する事	・環境保全協定締結工場からの排水調査や身近な河川の水質調査を行い、水質保全を図る。	・環境保全協定締結工場からの排水調査や身近な河川の水質調査を行い、水質保全を図る。	・一般廃棄物埋立処分場周辺の井戸、河川、土壌、放流水等を業務委託により水質、土質調査を行う。	・環境保全協定締結工場からの排水調査や身近な河川の水質調査を行い、水質保全を図る。	現行のとおりとする。
	36					



No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	一般廃棄物処理業（し尿を除く）の許可に関する こと	・市内の事業者から排出される事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分業の許可を与える。	・町内の事業者から排出される事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分業の許可を与える。	・町内の事業者から排出される事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分業の許可を与える。	・町内の事業者から排出される事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分業の許可を与える。	現行のとおりとする。
	37					
24	浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥・汚水）の許可に関する こと	・市内の一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃の業の許可を与える。	・町内の一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃の業の許可を与える。	・町内の一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃の業の許可を与える。	・町内の一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃の業の許可を与える。	現行のとおりとする。
	41					
25	地球温暖化対策に関する こと	・地球温暖化対策の取組を推進し、環境に負荷の少ない将来に持続可能な社会をつくる。	・地球温暖化対策の取組を推進し、環境に負荷の少ない将来に持続可能な社会をつくる。	・地球温暖化対策の取組を推進し、環境に負荷の少ない将来に持続可能な社会をつくる。	・地球温暖化対策の取組を推進し、環境に負荷の少ない将来に持続可能な社会をつくる。	合併時に再編する。
	42					
26	公用車（業務課関係）の整備に関する こと	・業務用車両を管理し、その安全性の確保を図り、故障に対しては迅速に対応する。	・業務用車両を管理し、その安全性の確保を図り、故障に対しては迅速に対応する。	・業務用車両を管理し、その安全性の確保を図り、故障に対しては迅速に対応する。	・業務用車両を管理し、その安全性の確保を図り、故障に対しては迅速に対応する。	現行のとおりとする。
	43					
27	消毒機器の貸出に関する こと	・自治会に対し、衛生害虫駆除のための動力噴霧機を無料で貸し出す。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	51					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	墓地埋葬等の許可事務に関する こと	・墓地埋葬法に基づき、改葬等の許可を行う。	・墓地埋葬法に基づき、改葬等の許可を行う。	・墓地埋葬法に基づき、改葬等の許可を行う。	・墓地埋葬法に基づき、改葬等の許可を行う。	現行のとおりにする。
	5 3					
29	市有・町有墓地に関する こと	・公衆衛生その他の見地から、焼骨の埋蔵を支障なく行うため、市有墓地を管理する。	・公衆衛生その他の見地から、焼骨の埋蔵を支障なく行うため、町有墓地を管理する。	・公衆衛生その他の見地から、焼骨の埋蔵を支障なく行うため、町有墓地を管理する。	該当なし	合併時に再編する。
	5 6					
30	火葬業務に関する こと	・火葬許可申請に基づき、火葬業務を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 4					
31	雑草の苦情に関する こと	・草刈苦情への対応 ・草刈機の貸出	・草刈苦情への対応 ・草刈機の貸出	・草刈苦情への対応	・草刈苦情への対応	合併時に再編する。
	6 5					
32	犬猫等死骸収集業務に関する こと	・市内で死んでいる犬猫等及びペットの死骸を平日は職員、休・祝日等は業者委託により道路等で死んでいる犬猫等のみを収集	・町内で死んでいる犬猫等及びペットの死骸を、月～土曜日は業者委託休・祝日は、職員が対応	・町内で死んでいる犬猫等の死骸を、平日は業者委託、休・祝日等は職員が道路等で死んでいる犬猫等のみを収集	・町内で死んでいる犬猫等及びペットの死骸を、職員が収集	合併時に再編する。
	6 6					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	油汚染対策に関する こと	・油による汚濁水の下流への流出を防ぐ。	・油による汚濁水の下流への流出を防ぐ。	・油による汚濁水の下流への流出を防ぐ。	・油による汚濁水の下流への流出を防ぐ。	現行のとおりとする。
	69					
34	環境マネジメントに関する こと	・環境省が進める環境活動評価プログラム（EA21）を基本として、本市の事務・事業に即した環境マネジメントシステムの構築を行う。	・環境省が進める環境活動評価プログラム（EA21）を基本として、本町の事務・事業に即した環境マネジメントシステムの構築を行う。	・環境省が進める環境活動評価プログラム（EA21）を基本として、本町の事務・事業に即した環境マネジメントシステムの構築を行う。	・環境省が進める環境活動評価プログラム（EA21）を基本として、本町の事務・事業に即した環境マネジメントシステムの構築を行う。	現行のとおりとする。
	70					
35	ビオトープに関する こと	・人と動植物とが共存できる生息空間であるビオトープづくりを学校などと協力して、推進する。	該当なし	該当なし	・人と動植物とが共存できる生息空間であるビオトープづくりを学校などと協力して、推進する。	合併時は現行のとおりとし、新市において策定された環境基本計画に基づき再編する。
	71					
36	都市計画法第32条等の規定に基づく協議に関する こと	・都市計画法第32条等の規定により新たに設置されるごみ集積所についての協議を行う。	・都市計画法第32条等の規定により新たに設置されるごみ集積所についての協議を行う。	・都市計画法第32条等の規定により新たに設置されるごみ集積所についての協議を行う。	・都市計画法第32条等の規定により新たに設置されるごみ集積所についての協議を行う。	合併時に再編する。
	74					
37	公衆便所の管理に関する こと	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、市民の利便性のため設置し、公衆衛生向上のためその管理を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	76					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
38	空き缶回収機（くうかん鳥）の管理に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等への空き缶の散乱防止及び空き缶の資源化を図るため、空き缶圧縮回収機を市内4か所に設置している。</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。
	77					
39	地下水及び土壌汚染防止に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を監視し、市民への健康被害を未然に防ぐとともに、土壌汚染や無秩序な埋立て等に伴う災害の発生を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を監視し、町民への健康被害を未然に防ぐとともに、土壌汚染や無秩序な埋立て等に伴う災害の発生を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を監視し、町民への健康被害を未然に防ぐとともに、土壌汚染や無秩序な埋立て等に伴う災害の発生を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を監視し、町民への健康被害を未然に防ぐとともに、土壌汚染や無秩序な埋立て等に伴う災害の発生を防止する。</li> </ul>	合併時に再編する。
	78					
40	ごみ集積所に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積所の新設、廃止、移設等の管理事務を行う。申請者：自治会保健委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積所の新設、廃止、移設等の管理事務を行う。申請者：大平町地域環境美化推進員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積所の新設、廃止、移設等の管理事務を行う。申請者：自治会長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積所の新設、廃止、移設等の管理事務を行う。申請者：自治会長又は保健委員</li> </ul>	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	79					
41	犬のトイレに関する こと	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬のフンによる環境悪化を防ぐため町内の6箇所に設置。回収は環境美化監視員が週1回行う。</li> </ul>	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後1年以内に再編する。
	82					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
42	霊柩車の運行に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場に付属して霊柩車を配置し管理を行う。</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	87					
43	大平町ごみ減量協力店制度に関する事	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量化、再生利用に積極的に取り組む町内の小売店をごみ減量協力店として認定し、その推進を図る。</li> </ul>	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後1年以内に再編する。
	93、95					
44	美化活動（キャンペーン）に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画やごみのない美しいまちづくり条例に基づき、美化活動を行う。</li> <li>・美化重点期間の設定</li> <li>・「とちぎの環境美化県民運動」にあわせて、美化活動を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とちぎの環境美化県民運動」にあわせて、美化活動を行う。</li> <li>・強化月間を設定し、町全体で美化活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡良瀬遊水地及び渡良瀬川流域の環境保全を目的とした美化活動を関係市町等と共同で実施。</li> <li>・「とちぎの環境美化県民運動」にあわせて、美化活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とちぎの環境美化県民運動」にあわせて、美化活動を行う。</li> </ul>	合併時に再編する。
	96					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
45	水質浄化装置に関すること	河川の水質を浄化するため、浄化装置を設置し、維持管理をする。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	97					
46	環境美化啓発看板に関すること	不法投棄防止や犬のふん防止の看板を作成し、周知・啓発をする。	不法投棄防止の看板を作成し、周知・啓発をする。	不法投棄防止の看板を作成し、周知・啓発をする。	不法投棄防止の看板を作成し、周知・啓発をする。	看板のデザインや種類を検討し、合併時に再編する。
	98					
47	ごみステッカーに関すること	ごみ分別違反等ステッカーや視覚障がい者用ステッカーにより、ごみ出しルールの啓発や、福祉サービス	ごみ分別違反等ステッカーによりごみ出しルールの啓発	ごみ分別違反等ステッカーによりごみ出しルールの啓発	ごみ分別違反等ステッカーによりごみ出しルールの啓発	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	99					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	老人短期入所運営事業に関すること	<p>高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、養護老人ホーム等へ短期間宿泊し、生活習慣等の指導と支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 一時的に自宅で生活が困難で、日常生活に支障がある一人暮らし高齢者等(介護保険の認定結果により、対象外あり)</p> <p><b>【利用者負担】</b> 1泊 1,730円</p> <p><b>【サービス回数】</b> 原則月7日以内 <b>【委託料】</b>1日 4,230円 <b>【委託先】</b> 栃木老人ホーム</p>	<p>高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、養護老人ホーム等へ短期間宿泊し援助者の代わりに一時的に援助する。</p> <p><b>【対象者】</b> ①65歳以上で著しい障害があるため、常時介護を必要とする者 ②65歳以上で障害があるため、日常生活に支障がある者。 介護保険のサービスが受けられる場合を除く。</p> <p><b>【利用者負担】</b> 費用の1割 被保護世帯は、免除</p> <p><b>【サービス回数】</b> 原則月7日以内 <b>【委託料】</b> 平成19年度実績 230,400円</p>	<p>高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、要介護認定の結果、非該当となった者に施設の短期入所による生活管理指導を中心に実施する。</p> <p><b>【対象要件】</b> ①要介護認定の結果、非該当となった者 ②引きこもりの防止・社会生活への適応力の強化指導</p> <p><b>【利用者負担】</b> 費用の1割</p> <p><b>【サービス回数】</b> 原則月7日以内 平成19年度実績なし</p>	<p>高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、要介護認定の結果、非該当となった者に施設の短期入所による生活管理指導を中心に実施する。</p> <p><b>【対象要件】</b> ①要介護認定の結果、非該当となった者 ②引きこもりの防止・社会生活への適応力の強化指導</p> <p><b>【利用者負担】</b> 費用の1割</p> <p><b>【サービス回数】</b> 原則月7日以内 平成19年度実績なし</p>	合併時に再編する。
	4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	緊急通報装置給付・貸与事業に関すること	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で設置を希望する者に対し、携帯用無線発信機（ペンダント型）及び緊急通報用装置を貸与する。</p>	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人および重度身体障害者に対し、利用者宅にセンサー受信機を設置、センサーの反応に対応して連絡対応をする。</p>	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で設置を希望する者に対し、携帯用無線発信機（ペンダント型）及び緊急通報用装置を貸与する。</p>	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で設置を希望する者に対し、緊急通報用装置を貸与する。</p>	合併後に再編する。
	8	<p>【委託先】 ㈱アスク進共</p> <p>【利用料】 無料</p>	<p>【委託先】 安全センター(株) ㈱アスク進共</p> <p>【利用料】 無料</p>	<p>【委託先】 安全センター(株)</p> <p>【利用料】 無料</p>	<p>【委託先】 信和環境(株)</p> <p>【利用料】 無料</p>	
3	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業に関すること	<p>在宅のひとり暮らしの老人等が、寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより清潔で快適な生活が過ごせるよう支援する。</p> <p>【概要】</p> <p>① 寝具洗濯サービス ② 寝具類乾燥消毒サービス</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみの世帯</li> <li>身体障害者手帳1・2級の者等であってひとり暮らしの者</li> </ul> <p>【利用者負担】</p> <p>① 500円 ② 350円</p> <p>【サービス回数】</p> <p>① 年度に1回 ② 年度に3回</p>	<p>在宅のねたきり状態にある者等に対し、清潔で快適な生活を維持するため、寝具の洗濯乾燥消毒を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>寝具一式の洗濯・乾燥・消毒</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のみの世帯に属する65歳以上の者</li> <li>心身の障害及び傷病等により寝たきりの状態にある者等</li> </ul> <p>【利用者負担】</p> <p>630円</p> <p>【サービス回数】</p> <p>年度2回まで</p>	<p>在宅寝たきり高齢者の衛生管理を目的に実施。</p> <p>【概要】</p> <p>寝具丸洗い乾燥サービス</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寝具の衛生管理が困難な65歳以上の高齢者のみの世帯</li> <li>心身の障害及び疾病等により寝たきりの状態にある者</li> </ul> <p>【利用者負担】</p> <p>無料</p> <p>【サービス回数】</p> <p>年3回以内</p>	<p>在宅寝たきり高齢者の寝具を乾燥・消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるように支援する。</p> <p>【概要】</p> <p>寝具乾燥消毒サービス</p> <p>【対象者】</p> <p>おおむね65歳以上の寝たきり老人等</p> <p>【利用者負担】</p> <p>700円</p> <p>【サービス回数】</p> <p>年1回</p>	合併時に再編する。
	12					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	成年後見制度利用 支援事業（市町長 申立）に関するこ と	<p>成年後見等の申立を行い、また、費用を助成することにより、身寄りのない認知症高齢者の権利を擁護する。</p> <p><b>【対象者】</b> 市長申立：身寄りのない認知症高齢者 費用助成：市長申立により成年後見人等が選任された場合において、助成を受けなければ制度の利用が困難である者</p>	<p>成年後見等の申立を行い、また、費用を助成することにより、身寄りのない高齢者の権利を擁護する。</p> <p><b>【対象者】</b> 町長申立：身寄りのない高齢者 費用助成：町長申立により成年後見人等が選任された場合において、助成を受けなければ制度の利用が困難である者</p>	<p>成年後見等の申立を行い、また、費用を助成することにより、身寄りのない高齢者の権利を擁護する。</p> <p><b>【対象者】</b> 町長申立：身寄りのない高齢者 費用助成：町長申立により成年後見人等が選任された場合において、助成を受けなければ制度の利用が困難である者</p>	<p>成年後見等の申立を行い、また、費用を助成することにより、身寄りのない高齢者の権利を擁護する。</p> <p><b>【対象者】</b> 町長申立：身寄りのない高齢者 費用助成：町長申立により成年後見人等が選任された場合において、助成を受けなければ制度の利用が困難である者</p>	<p>現行のとおりとする。</p>
	13					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	高齢者日常生活用具給付等事業に関する事	<p>○在宅のひとり暮らしの要介護、要援護高齢者に、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。</p> <p>【対象品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付用具 電磁調理器、歩行支援用具、火災報知機、自動消火器、補聴器、白内障眼鏡</li> <li>・貸与用具 老人用電話</li> </ul> <p>【対象者】 おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮及び支援が必要なひとり暮らし高齢者等</p> <p>【費用】 所得税課税世帯                 応能負担 その他の世帯 無料</p>	<p>○在宅の重度障害児者(高齢者含む)が、町の指定した用具をレンタル利用した場合にレンタル料の一部を補助する。</p> <p>【対象品目】 電動小型吸引機・特殊寝台・じょく瘡予防用具</p> <p>【対象者】 用具を使用することにより日常生活の便宜が図られると認めた者。</p> <p>【補助額】 レンタル料の10分の9。品目により限度あり。</p> <p>○小型暖房器具購入費の一部を助成する。</p> <p>【対象品目】 電気のみを使った暖房器具</p> <p>【対象者】 65歳以上の高齢者等</p> <p>【助成額】 購入費の2分の1 上限7,500円</p>	<p>○要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に、日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図る。</p> <p>【対象品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付用具 電磁調理器、火災報知器、自動消火器</li> <li>・貸与用具 老人用電話</li> </ul> <p>【対象者】 おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮及び支援が必要なひとり暮らし高齢者等</p> <p>【費用】 所得税課税世帯                 応能負担 その他の世帯 無料</p>	<p>○おおむね65歳以上で長期にわたって臥床又はひとり暮らしの方に、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。</p> <p>【対象品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付用具 特殊寝台、マットレス、火災警報器、自動消火器等</li> <li>・貸与用具 老人用電話等</li> </ul> <p>【対象者】 おおむね65歳以上で、支援が必要なひとり暮らし高齢者等</p> <p>【費用】 所得税課税世帯                 応能負担 その他の世帯 無料</p>	合併時に再編する。
	1 6	<p>○老人福祉車購入費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】 満65歳以上で、歩行に際し杖等を必要とする者</p> <p>【助成額】 購入費の2分の1 上限4,000円</p>	<p>○老人福祉車購入費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】 65歳以上の高齢者</p> <p>【助成額】 購入費の2分の1 上限7,500円</p>	<p>○老人福祉車購入費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】 満70歳以上で、歩行に際し杖等を必要とする者</p> <p>【助成額】 購入費の2分の1 上限6,000円</p>	<p>○老人福祉車購入費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】 65歳以上で、歩行に際し杖等を必要とする者</p> <p>【助成額】 購入費の2分の1 上限3,000円</p>	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	全国健康福祉祭出場助成に関する事 こと	全国健康福祉祭(ねんりんピック)に出場した者について、壮行金を助成する。 20年度実績 5,000円×12名	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。
	20					
7	シルバーハウジング生活援助員派遣事業に関する事 こと	川原田市営住宅にある高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・相談等のサービスを提供する。 <b>【費用負担】</b> 所得税額に応じて負担あり。 <b>【委託先】</b> 社会福祉法人 幸生会	制度なし	制度なし	制度なし	現行のとおりとする。
	21					
8	老人福祉電話設置事業に関する事 こと	高齢者日常生活用具給付等事業に含まれる。  基本料金+通話料 600円を補助	ひとり暮らし高齢者に対し、電話基本料金を補助する。	要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、老人用電話を貸与する。  19年度実績 なし	ひとり暮らし高齢者に対し、電話基本料金を補助する。	合併時に再編する。
	22					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	高齢者実態調査に関すること	<p>高齢者の生活実態を調査し、在宅福祉事業の充実を図るための基礎資料とする。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>(1) 65歳以上の高齢者ひとり暮らしの者</p> <p>(2) 1人が65歳以上、その他の家族が70歳以上の高齢者世帯</p> <p>(3) 寝たきり又は認知症</p> <p><b>【実施主体】</b></p> <p>栃木市・民生委員児童委員協議会</p> <p>※ 3年に1度全体調査</p>	<p>地域の高齢者の心身の状況および家族等の生活実態を調査把握する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>(1) 65歳以上の高齢者ひとり暮らしの者</p> <p>(2) 1人が65歳以上、その他の家族が高齢者の世帯</p> <p>(3) 寝たきり又は認知症</p> <p><b>【実施主体】</b></p> <p>大平町・民生委員児童委員協議会</p>	<p>地域の高齢者の心身の状況および家族等の生活実態を調査把握する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>(1) 65歳以上の高齢者ひとり暮らしの者</p> <p>(2) 1人が65歳以上、その他の家族が高齢者の世帯</p> <p>(3) 寝たきり又は認知症</p> <p><b>【実施主体】</b></p> <p>藤岡町・民生委員児童委員協議会</p>	<p>地域の高齢者の心身の状況および家族等の生活実態を調査把握する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>65歳以上の高齢者のいる世帯</p> <p><b>【実施主体】</b></p> <p>都賀町・民生委員児童委員協議会</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>
	24					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	指定管理者関係事務に関すること (高齢福祉部門)	○栃木市老人福祉センター長寿園 指定管理者 栃木市社会福祉協議会 指定管理期間 H21. 4. 1～H25. 3. 31 指定管理料 198, 317, 863 円	○大平町高齢者デイサービスセンター (まゆみ) 指定管理者 大平町社会福祉協議会 指定管理期間 H21. 4. 1～H24. 3. 31 指定管理料 290, 000 円	○藤岡町高齢者生きがいセンター 指定管理者 藤岡町シルバー人材センター 指定管理期間 H21. 4. 1～H25. 3. 31 指定管理料 240, 000 円	○都賀町老人在宅介護支援センター 指定管理者 都賀の里 指定管理期間 H21. 4. 1～H26. 3. 31 指定管理料 無料	現行のとおりとする。
	26	○栃木市老人福祉センター泉寿園 指定管理者 栃木市社会福祉協議会 指定管理期間 H21. 4. 1～H25. 3. 31 指定管理料 129, 223, 733 円			○都賀町デイサービスセンター 指定管理者 都賀の里 指定管理期間 H21. 4. 1～H26. 3. 31 指定管理料 無料	
		○栃木市老人福祉センター福寿園 指定管理者 栃木市社会福祉協議会 指定管理期間 H21. 4. 1～H25. 3. 31 指定管理料 148, 815, 153 円				
		○栃木市老人福祉センター大寿園 指定管理者 栃木市社会福祉協議会 指定管理期間 H21. 4. 1～H22. 3. 31 指定管理料 10, 303, 473 円				

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	県シルバー大学校に関すること	① 広報紙にてシルバー大学校学生の募集。 ② 入学希望者の取りまとめ、願書提出等の支援を行う。	① 広報紙にてシルバー大学校学生の募集。 ② 入学希望者の取りまとめ、願書提出等の支援を行う。	① 広報紙にてシルバー大学校学生の募集。 ② 入学希望者の取りまとめ、願書提出等の支援を行う。	① 広報紙にてシルバー大学校学生の募集。 ② 入学希望者の取りまとめ、願書提出等の支援を行う。	現行のとおりとする。
	30					
12	シルバースポーツ・新スポーツ普及に関すること	高齢者個々の体力にあったスポーツの普及を図る。 【内容】 新スポーツの用具を貸し出す。	制度なし  社会福祉協議会で備品貸出	制度なし	制度なし	合併時に再編する。 (社会福祉協議会に移管できるよう働きかける。)
	31					
13	シルバー作品展に関すること	高齢者の各種作品を展示する作品展を開催することにより、生きがいを持って自ら活動できる機会を提供し、社会活動参加の意識を高める。 ・栃木市シルバー作品展開催	高齢者の各種作品を展示する作品展を開催することにより、生きがいを持って自ら活動できる機会を提供し、社会活動参加の意識を高める。 ・町文化祭に出展 ・町健康福祉祭りに作品展	高齢者の各種作品を展示する作品展を開催することにより、生きがいを持って自ら活動できる機会を提供し、社会活動参加の意識を高める。 ・藤岡町文化祭に出展	シルバー大学の同窓生が文化祭に作品を展示している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	34					
14	老人性白内障費用助成に関すること	老人性白内障の手術後の視力矯正のため必要となる特殊眼鏡又はコンタクトレンズの費用の全部又は一部を助成する。 19年度実績なし	18年4月1日制度廃止	制度なし	制度なし	合併時に廃止する。
	35					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	徘徊老人等関係業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊等で警察に保護された高齢者の身内への連絡調整</li> <li>・警察に保護されるまでの経緯調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊等で警察に保護された高齢者の身内への連絡調整</li> <li>・警察に保護されるまでの経緯調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊等で警察に保護された高齢者の身内への連絡調整</li> <li>・警察に保護されるまでの経緯調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊等で警察に保護された高齢者の身内への連絡調整</li> <li>・警察に保護されるまでの経緯調査</li> </ul>	合併時に再編する。
	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ施設の短期入所での適用</li> <li>・徘徊老人 SOS 等、関係機関の連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ施設の短期入所での適用</li> <li>・徘徊老人 SOS 等、関係機関の連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ施設の短期入所での適用</li> <li>・徘徊老人 SOS 等、関係機関の連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ施設の短期入所での適用</li> <li>・徘徊老人 SOS 等、関係機関の連絡調整</li> </ul>	
16	高齢者総合相談委託事業に関する事	市民相談室総合相談で対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉相談員がいないため、課職員及び包括支援センター職員が対応</li> <li>・社会福祉協議会へ委託</li> <li>高齢者生活の全般の相談を聞き取り、解決への糸口を見つける事業</li> <li>制度はなし</li> </ul>	制度なし	制度なし	合併時に再編する。
	39					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	いきいきデイサービス事業に関する こと	17年度廃止	<p>デイサービスセンターにおいて、食事、入浴などの日常生活上の支援等を行う。</p> <p>【対象者】 日常生活に支障がある高齢者(介護保険の認定結果が出ているものは対象外)</p> <p>【利用者負担】 費用の1割負担 被保護世帯は免除</p> <p>【サービス回数】 原則として1回/週 通所介護事業所に委託</p>	<p>高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、介護保険制度とは別に保健・福祉サービスを実施する。</p> <p>平成19年度実績なし</p>	制度なし	合併時に再編する。
	40					
18	いきがいサロンに 関すること	社会福祉協議会が独自に実施	社会福祉協議会が独自に実施	社会福祉協議会が独自に実施	<p>○いきいきサロン事業 高齢者等の身体機能の向上、教養講座、趣味活動の場を提供し、生活の助長、社会的孤独感の解消または心身機能の維持向上等を図る。</p> <p>【委託先】 都賀町社会福祉協議会</p> <p>【利用料】 1回600円</p>	合併時に再編する。
	46					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	介護サービス事業者等の指導・実地指導に関すること	<p>保険給付の適正化、サービスの向上、不正給付に対する対応、地域密着型サービス事業所の運営状況の確認</p> <p>【対象】 市内介護保険サービス事業所</p>	<p>保険給付の適正化、サービスの向上、不正給付に対する対応、地域密着型サービス事業所の運営状況の確認</p> <p>【対象】 町内介護保険サービス事業所</p>	<p>保険給付の適正化、サービスの向上、不正給付に対する対応、地域密着型サービス事業所の運営状況の確認</p> <p>【対象】 町内介護保険サービス事業所</p>	<p>保険給付の適正化、サービスの向上、不正給付に対する対応、地域密着型サービス事業所の運営状況の確認</p> <p>【対象】 町内介護保険サービス事業所</p>	<p>現行のとおりとする。</p>
	74					
20	地域密着型サービス事業所の指定（更新）に関すること	<p>地域密着型（予防含む）サービス事業所の指定。</p> <p>①地域密着型サービス事業所の新規指定 ②地域密着型サービス事業所の更新</p>	<p>地域密着型（予防含む）サービス事業所の指定。</p> <p>①地域密着型サービス事業所の新規指定 ②地域密着型サービス事業所の更新</p>	<p>地域密着型（予防含む）サービス事業所の指定。</p> <p>①地域密着型サービス事業所の新規指定 ②地域密着型サービス事業所の更新</p>	<p>地域密着型（予防含む）サービス事業所の指定。</p> <p>①地域密着型サービス事業所の新規指定 ②地域密着型サービス事業所の更新</p>	<p>合併時に再編する。</p>
	75					
21	社会福祉法人による軽減に関すること	<p>生活困難な利用者に対し、社会福祉法人の提供するサービスの自己負担額の軽減を行う。</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護福祉施設サービス（地域密着含む）</li> </ul>	<p>生活困難な利用者に対し、社会福祉法人の提供するサービスの自己負担額の軽減を行う。</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護福祉施設サービス（地域密着含む）</li> </ul>	<p>生活困難な利用者に対し、社会福祉法人の提供するサービスの自己負担額の軽減を行う。</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護福祉施設サービス（地域密着含む）</li> </ul>	<p>生活困難な利用者に対し、社会福祉法人の提供するサービスの自己負担額の軽減を行う。</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護福祉施設サービス（地域密着含む）</li> </ul>	<p>合併時に再編する。</p>
	84					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	介護保険制度広報に関すること	介護保険制度の内容を広く市民に周知し、制度の円滑な運営を図る。	介護保険制度の内容を広く町民に周知し、制度の円滑な運営を図る。	介護保険制度の仕組みや内容を町民に周知し、総合的な情報提供を行う。	介護保険制度の内容を広く町民に周知し、制度の円滑な運営を図る。	合併時は現行のとおりとし、平成23年度に再編する。
	95	【内容】 広報紙への記事掲載、介護保険サービスのご案内の作成、出前講座等への職員の派遣等	【内容】 広報紙への記事掲載、介護保険サービスのご案内の作成、出前講座等への職員の派遣等	【内容】 広報紙への記事掲載、介護保険サービス及び事業所等のパンフレット作成等	【内容】 広報紙への記事掲載、介護保険サービスのご案内の作成等	
23	介護支援専門員連絡協議会に関すること	要介護者等の立場に立った公正・中立かつ適正な介護サービス計画を策定するため、会員相互の情報交換及び研修等を行うことによりケアマネジャーの質の向上を図る。	要介護者等の立場に立った公正・中立かつ適正な介護サービス計画を策定するため、会員相互の情報交換及び研修等を行うことによりケアマネジャーの質の向上を図る。	町主催の研修会を実施	ケアマネジャーが、最も適切なサービスを提供するため、保健、福祉、医療等のネットワークの構築を図り、質の高いケアプランや予防プランの作成、サービス提供を目指す。また、会員相互の情報交換や連携・交流を深める。	合併時に再編するよう働きかける。
	148					
24	介護保険要介護認定申請に関すること	介護保険サービスの利用を希望されている人に対し、現在の状況を確認しながら介護認定申請を受け付け、介護認定の仕組みや介護サービスの利用方法の説明を行う。	介護保険サービスの利用を希望されている人に対し、現在の状況を確認しながら介護認定申請を受け付け、介護認定の仕組みや介護サービスの利用方法の説明を行う。	介護保険サービスの利用を希望されている人に対し、現在の状況を確認しながら介護認定申請を受け付け、介護認定の仕組みや介護サービスの利用方法の説明を行う。	介護保険サービスの利用を希望されている人に対し、現在の状況を確認しながら介護認定申請を受け付け、介護認定の仕組みや介護サービスの利用方法の説明を行う。	現行のとおりとする。
	104					
25	介護保険要介護認定通知に関すること	介護認定の進捗状況や結果について通知する。 【内容】 更新申請、延期、認定のお知らせをする。	介護認定の進捗状況や結果について通知する。 【内容】 更新申請、延期、認定のお知らせをする。	介護認定の進捗状況や結果について通知する。 【内容】 更新申請、延期、認定のお知らせをする。	介護認定の進捗状況や結果について通知する。 【内容】 更新申請、延期、認定のお知らせをする。	現行のとおりとする。
	105					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	認定情報の開示に関すること	本人、介護支援専門員等からの情報開示請求に認定調査票・主治医意見書等を開示する。	居宅介護支援事業者及び介護保健施設からの情報開示請求に認定調査票、1次判定結果、受給者台帳及び主治医意見書を開示する。	本人、介護支援専門員等からの情報開示請求に認定調査票・主治医意見書等を開示する。	本人、介護支援専門員等からの情報開示請求に認定調査票・主治医意見書等を開示する。	合併時に再編する。
	106	ケアマネ協会の複写機で複写、無料	写しの交付 無料。 ただし、郵送による交付に係る実費は、申請人の負担	町の複写機で複写、無料	要支援者の情報提供は無料 要介護者の情報提供は有料（1枚20円）	
27	主治医意見書に関すること	要介護認定申請に伴い、主治医に対し被保険者の身体又は精神上的の障害の要因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求める。	要介護認定申請に伴い、主治医に対し被保険者の身体又は精神上的の障害の要因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求める。	要介護認定申請に伴い、主治医に対し被保険者の身体又は精神上的の障害の要因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求める。	要介護認定申請に伴い、主治医に対し被保険者の身体又は精神上的の障害の要因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求める。	現行のとおりとする。
	109					
28	介護保険訪問調査に関すること	【訪問調査員】 県の認定調査員研修を修了した、非常勤職員（8名）、看護師（1名） 【調査方法】 ①対象者全てにおいて、非常勤職員が行う。市外近隣地は看護師が行う。 ②市外遠方・県外については一部、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に委託	【訪問調査員】 県の認定調査員研修を修了した、非常勤職員（2名）、臨時職員（1名） 【調査方法】 ①対象者全てにおいて、介護保険担当の常勤職員・臨時職員が行う。 ②町外遠方・県外については一部、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に委託	【訪問調査員】 県の認定調査員研修を修了した非常勤職員（3名） 【調査方法】 ①対象者全てにおいて、非常勤職員が行う。町外遠方については、保健師が行う。 ②件数が多くて対応しきれない場合のみ、藤岡町社会福祉協議会に委託	【訪問調査員】 県の認定調査員研修を修了した職員（2名） 【調査方法】 ①対象者全てにおいて、職員が行う。町外近隣地も対応する。 ②町外遠方・県外については一部、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に委託する。	合併時に再編する。
	111					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	介護認定審査会 に関する事	要介護認定申請のあった被保険者の状態を、調査結果、特記事項、主治医意見書を基に審査する。 【構成】 ・保健分野 10人 ・医療分野 21人 ・福祉分野 9人 計 40人 【合議体】 20合議体(各合議体5名の委員で編成)がそれぞれで行う。	要介護認定申請のあった被保険者の状態を、調査結果、特記事項、主治医意見書を基に審査する。 【構成】 ・保健分野 6人 ・医療分野 4人 ・福祉分野 2人 計 12人 【合議体】 2合議体(各合議体5名の委員で編成)がそれぞれで行う。	要介護認定申請のあった被保険者の状態を、調査結果、特記事項、主治医意見書を基に審査する。 【構成】 ・保健分野 5人 ・医療分野 5人 ・福祉分野 3人 計 13人 【合議体】 2合議体(各合議体5名の委員で編成)がそれぞれで行う。	要介護認定申請のあった被保険者の状態を、調査結果、特記事項、主治医意見書を基に審査する。 【構成】 ・保健分野 2人 ・医療分野 3人 ・福祉分野 5人 計 10人 【合議体】 2合議体(各合議体5名の委員で編成)がそれぞれで行う。	合併時に再編する。
	114					
30	介護保険資格取得 に関する事	第1号被保険者及び第2号被保険者の資格の得喪を行う。 毎月1・15日頃、翌月65歳になる対象者に対して資格登録を行い被保険者証を発行する。	第1号被保険者及び第2号被保険者の資格の得喪を行う。 毎月25日頃、翌月65歳になる対象者に対して資格登録を行い被保険者証を発行する。	第1号被保険者及び第2号被保険者の資格の得喪を行う。 毎月末頃、翌月65歳になる対象者に対して資格登録を行い被保険者証を発行する。	第1号被保険者及び第2号被保険者の資格の得喪を行う。 毎月はじめに、翌月65歳になる対象者に対して資格登録を行い被保険者証を発行する。	合併時に再編する。
	79					
31	(他市町村)住所 地特例に関する事	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合に、市を引続き保険者とする。	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合に、町を引続き保険者とする。	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合に、町を引続き保険者とする。	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合に、町を引続き保険者とする。	合併時に再編する。
	80					
32	適用除外に関する 事	介護保険被保険者が、障害者施設等への入所により介護保険該当とならない場合の資格管理を行う。	介護保険被保険者が、障害者施設等への入所により介護保険該当とならない場合の資格管理を行う。	介護保険被保険者が、障害者施設等への入所により介護保険該当とならない場合の資格管理を行う。	介護保険被保険者が、障害者施設等への入所により介護保険該当とならない場合の資格管理を行う。	現行のとおりとする。
	81					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	負担限度額認定証に関する事	非課税世帯等の者が施設に入所する際に、食費・居住費（滞在費）に限度額を設け、低所得者の負担を軽減する。 【対象】 介護保険施設入所者及び短期入所サービス利用者	非課税世帯等の者が施設に入所する際に、食費・居住費（滞在費）に限度額を設け、低所得者の負担を軽減する。 【対象】 介護保険施設入所者及び短期入所サービス利用者	非課税世帯等の者が施設に入所する際に、食費・居住費（滞在費）に限度額を設け、低所得者の負担を軽減する。 【対象】 介護保険施設入所者及び短期入所サービス利用者	非課税世帯等の者が施設に入所する際に、食費・居住費（滞在費）に限度額を設け、低所得者の負担を軽減する。 【対象】 介護保険施設入所者及び短期入所サービス利用者	現行のとおりとする。
	8 2					
34	旧措置入所者に関する事	介護保険法施行前に特養に入所している者（旧措置入所者）に対し、本人負担保険適用分、食費、居住費の負担を軽減する。	介護保険法施行前に特養に入所している者（旧措置入所者）に対し、本人負担保険適用分、食費、居住費の負担を軽減する。	介護保険法施行前に特養に入所している者（旧措置入所者）に対し、本人負担保険適用分、食費、居住費の負担を軽減する。	介護保険法施行前に特養に入所している者（旧措置入所者）に対し、本人負担保険適用分、食費、居住費の負担を軽減する。	合併時に再編する。
	8 3					
35	介護保険給付費（居宅・施設）等支払事務に関する事	栃木市が保険者となり、介護保険事業者に対する審査支払事務を、栃木県国民保険団体連合会に委託して、支払業務を行う。	大平町が保険者となり、介護保険事業者に対する審査支払事務を、栃木県国民保険団体連合会に委託して、支払業務を行う。	藤岡町が保険者となり、介護保険事業者に対する審査支払事務を、栃木県国民保険団体連合会に委託して、支払業務を行う。	都賀町が保険者となり、介護保険事業者に対する審査支払事務を、栃木県国民保険団体連合会に委託して、支払業務を行う。	合併時に再編する。
	8 6					
36	介護給付費交付金・補助金等に関する事	介護給付費の財源である国庫負担金、国庫財政調整交付金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金について法定負担分の交付申請を行う。また、翌年度に過不足の精算を行う。	介護給付費の財源である国庫負担金、国庫財政調整交付金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金について法定負担分の交付申請を行う。また、翌年度に過不足の精算を行う。	介護給付費の財源である国庫負担金、国庫財政調整交付金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金について法定負担分の交付申請を行う。また、翌年度に過不足の精算を行う。	介護給付費の財源である国庫負担金、国庫財政調整交付金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金について法定負担分の交付申請を行う。また、翌年度に過不足の精算を行う。	合併時に再編する。
	8 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
37	自己作成居宅サービス計画に関する こと	利用者自身及び家族が居宅介護計画を作成する場合の給付管理を行う。	利用者自身及び家族が居宅介護計画を作成する場合の給付管理を行う。	利用者自身及び家族が居宅介護計画を作成する場合の給付管理を行う。	利用者自身及び家族が居宅介護計画を作成する場合の給付管理を行う。	現行のとおりとする。
	88					
38	高額介護サービス事業に関する こと	利用者負担が一定額を超えた場合、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費を支給する。	利用者負担が一定額を超えた場合、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費を支給する。	利用者負担が一定額を超えた場合、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費を支給する。	利用者負担が一定額を超えた場合、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費を支給する。	現行のとおりとする。
	89					
39	福祉用具購入支給に関する こと	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請を受け、審査支払を行う。 償還払い、受領委任払い。	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請を受け、審査支払を行う。	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請を受け、審査支払を行う。	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請を受け、審査支払を行う。 償還払い、受領委任払い。	合併時に再編する。
	90					
40	住宅改修費支給に関する こと	居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請を受け、審査支払を行う。	居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請を受け、審査支払を行う。	居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請を受け、審査支払を行う。	居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請を受け、審査支払を行う。	合併時に再編する。
	91					
41	介護サービス適正化事業に関する こと	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするために、国が定める適正化のメニューにより、サービス内容及び介護費用の適正化に取り組む。 ・介護給付費通知は年3回	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするために、国が定める適正化のメニューにより、サービス内容及び介護費用の適正化に取り組む。 ・介護給付費通知は年2回	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするために、国が定める適正化のメニューにより、サービス内容及び介護費用の適正化に取り組む。 ・介護給付費通知は年2回	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするために、国が定める適正化のメニューにより、サービス内容及び介護費用の適正化に取り組む。 ・介護給付費通知は年6回	合併時に再編する。
	92					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
42	介護保険事業報告に関する事	介護保険制度の改正等、厚生労働省が行う検討資料とするため、介護保険事業状況報告を提出する。	介護保険制度の改正等、厚生労働省が行う検討資料とするため、介護保険事業状況報告を提出する。	介護保険制度の改正等、厚生労働省が行う検討資料とするため、介護保険事業状況報告を提出する。	介護保険制度の改正等、厚生労働省が行う検討資料とするため、介護保険事業状況報告を提出する。	現行のとおりとする。
	9 3					
43	介護保険料滞納者に対する給付制限に関する事	介護保険料滞納者に対し、保険給付の制限を行うことで、保険料の納付を促すとともに納付している者との公平を保つ。 ①滞納期間が1年以上 ②滞納期間が1年6か月以上 ③滞納期間が2年以上	介護保険料滞納者に対し、保険給付の制限を行うことで、保険料の納付を促すとともに納付している者との公平を保つ。 ①滞納期間が1年以上 ②滞納期間が1年6か月以上 ③滞納期間が2年以上	介護保険料滞納者に対し、保険給付の制限を行うことで、保険料の納付を促すとともに納付している者との公平を保つ。 ①滞納期間が1年以上 ②滞納期間が1年6か月以上 ③滞納期間が2年以上	介護保険料滞納者に対し、保険給付の制限を行うことで、保険料の納付を促すとともに納付している者との公平を保つ。 ①滞納期間が1年以上 ②滞納期間が1年6か月以上 ③滞納期間が2年以上	現行のとおりとする。
	9 4					
44	基準該当サービスに関する事	国が基準該当サービスとして認める、タクシー事業者が行う訪問介護（乗降車介助）の事業所指定を行う。	制度なし	制度なし	制度なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 7					
45	第三者行為に関する事	交通事故等が本人以外の行為によって発生し、保険者が保険給付をした場合に、後日加害者等へ求償する。 国保連合会へ委任	交通事故等が本人以外の行為によって発生し、保険者が保険給付をした場合に、後日加害者等へ求償する。 国保連合会へ委任	交通事故等が本人以外の行為によって発生し、保険者が保険給付をした場合に、後日加害者等へ求償する。 国保連合会へ委任	交通事故等が本人以外の行為によって発生し、保険者が保険給付をした場合に、後日加害者等へ求償する。 国保連合会へ委任	現行のとおりとする。
	9 9					
46	介護保険料滞納対策に関する事	介護保険料滞納者の自宅を訪問し、実態を把握するとともに納付を促す。	介護保険料滞納者の自宅を、徴収担当課（税務課）と共同して訪問し、実態を把握するとともに納付を促す。	介護保険料滞納者の自宅を訪問し、実態を把握するとともに納付を促す。	介護保険料滞納者の自宅を、徴収担当課（税務課）と共同して訪問し、実態を把握するとともに納付を促す。	合併時に再編する。
	1 0 2	【実施時期】 年末の一斉徴収に併せて実施	【実施時期】 年末の一斉徴収に併せて実施	【実施時期】 一斉徴収等に併せて実施	【実施時期】 年末の一斉徴収に併せて実施	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
47	特定高齢者把握事業に関する事	特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため、特定健康診査、健診結果、訪問による実態把握をもとに特定高齢者の選定をする。	特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため、特定健康診査、健診結果、訪問による実態把握をもとに特定高齢者の選定をする。	特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため、特定健康診査、健診結果、訪問による実態把握をもとに特定高齢者の選定をする。	特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため、特定健康診査、健診結果、訪問による実態把握をもとに特定高齢者の選定をする。	合併時は現行のおりとし、平成23年度に再編する。
	149					
48   1	特定高齢者介護予防事業に関する事	○運動器機能低下を予防し、特定高齢者が要介護状態等になることを予防する。 【概要】 通所型集団継続教室を地域包括支援センターが開催 ・実施回数 1コース5回 各包括2コース程度	○運動器機能低下を予防し、特定高齢者が要介護状態等になることを予防する。 【概要】 通所型集団継続教室を地域包括支援センターが開催 ・実施回数 1コース24回 3コース実施 ・包括支援センターに委託	○運動器機能低下を予防し、特定高齢者が要介護状態等になることを予防する。 【概要】 ・実施回数 1クール12回 3クール ・エヌエスリンクに委託	○生活機能が低下している要支援・要介護となるおそれのある特定高齢者に、運動器の機能向上の介護予防プログラムを提供する。 【概要】 通所による集団教室を地域包括支援センターが開催 ・実施回数 1コース12回 3クール	合併時は現行のおりとし、平成23年度に再編する。
	151	○低栄養を予防し、特定高齢者が要介護状態等になることを予防する。 【概要】 通所型事業は未実施。訪問により指導を行っている。	○低栄養を予防し、特定高齢者が要介護状態等になることを予防する。 【概要】 ・年間3教室実施 1教室6講座 ・包括支援センターに委託	○低栄養を予防し、特定高齢者が要介護状態等になることを予防する。 【概要】 ・実施回数 3回1クール 3クール実施	○低栄養を予防し、特定高齢者が要介護状態等になることを予防する。 【概要】 集団による運動指導と同時間開催。 ・地域包括支援センターが開催	



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
48   2		<p>○口腔機能の低下を早期に発見し、要介護状態の発生を予防する。</p> <p><b>【概要】</b> 通所型集団継続教室として開催 ・実施回数 3回1コース 各包括2回程度 ・地域包括支援センターが開催</p> <p>○閉じこもり予防教室 生活意欲の向上を図ると共に社会参加を促すための教室を開催</p> <p><b>【運営】</b> ・直営(地域包括支援センター) ・平成19年度 開催回数 91回</p>	<p>○口腔機能の低下を早期に発見し、要介護状態の発生を予防する。</p> <p><b>【概要】</b> 通所型集団継続教室として開催 ・実施回数 3回1コース ・包括支援センターに委託</p> <p>○傾聴ボランティア活動の導入 傾聴活動講座受講者がボランティアグループを立ち上げ、個人宅や施設等を訪問し傾聴活動を実施 地域包括支援センター担当の高齢者相談等により情報収集し対応</p>	<p>○口腔機能の低下を早期に発見し、要介護状態の発生を予防する。</p> <p><b>【概要】</b> 通所型集団継続教室として開催 ・実施回数 3回1クール 3クール実施</p> <p>○介護予防計画において、必要時プランに載せ、通所型介護予防教室時対応している。</p>	<p>○口腔機能の低下を早期に発見し、要介護状態の発生を予防する。</p> <p><b>【概要】</b> 集団による運動指導 と同時開催 ・実施回数 3回1コース 3クール ・地域包括支援センターが開催</p> <p>○閉じこもり、認知症及びうつ予防・支援について専門の通所形態のプログラムは作らず運動、栄養、口腔機能のプログラムを活用し活動・支援を行う。</p>	
49	訪問型介護予防事業に関する事  155	<p>健康問題について訪問指導を行なうことにより、生活機能の低下防止と健康の保持増進を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 初回訪問は地域包括支援センター職員が、継続必要な者は訪問看護指導員等が行う。 ・訪問回数 1回/1～2月</p>	<p>健康問題について訪問指導を行なうことにより、生活機能の低下防止と健康の保持増進を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 初回訪問は地域包括支援センター職員が、継続必要な者は訪問看護指導員等が行う。 ・訪問回数 1回/1～2月</p>	<p>健康問題について訪問指導を行なうことにより、生活機能の低下防止と健康の保持増進を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 初回訪問は保健師が行い、必要に応じて栄養士・歯科衛生士と連携 ・訪問回数 1回/1～2月</p>	実施なし	合併時は現行のとおりとし、平成23年度に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
50	特定高齢者フォローアップ教室に関する事	<p>特定高齢者(運動・口腔)となり、介護予防プログラムに参加し終了した者を対象に、介護予防プログラム継続のための通所型集団の介護予防教室を開催する。</p> <p>・実施回数 1回/月程度</p>	<p>特定高齢者(運動・口腔)となり、介護予防プログラムに参加し終了した者を対象に、介護予防プログラム継続のための通所型集団の介護予防教室を開催する。</p> <p>・実施回数 1回/月程度</p> <p>・包括支援センター委託</p>	<p>一般高齢者対象介護予防事業(運動)の転倒予防教室にて対応</p>	<p>H21から実施予定</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、平成23年度に再編する。</p>
	156					
51	国府地区高齢者ネットワーク推進会議に関する事	<p>国府地区に居住する高齢者の福祉の向上を図るため、年数回会議を開催し、地区内の関係機関が協力し、課題について検討する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、平成23年度に再編する。</p>
	161					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
52	一般高齢者介護 予防事業に関する こと	<p>○運動器の機能向上教室 一般高齢者を対象とした運動教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（地域包括支援センター）</li> <li>・平成19年度 開催回数 26回</li> </ul> <p>○栄養改善教室 一般高齢者を対象とした栄養改善教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（地域包括支援センター）</li> <li>・平成19年度 開催回数 9回</li> </ul> <p>○口腔機能向上教室 一般高齢者を対象とした口腔機能向上教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（地域包括支援センター）</li> <li>・平成19年度 開催回数 17回</li> </ul>	<p>○運動器の機能向上教室 一般高齢者を対象とした運動教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託（地域包括支援センター）</li> <li>・平成19年度 開催回数 94回</li> </ul> <p>○栄養改善教室 一般高齢者を対象とした栄養改善教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託（地域包括支援センター）</li> <li>・平成19年度 開催回数 4回</li> </ul> <p>○口腔機能向上教室 一般高齢者を対象とした口腔機能向上教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託（地域包括支援センター）</li> <li>・平成19年度 開催回数 3回</li> </ul>	<p>○転倒予防教室 一般高齢者を対象とした運動教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（介護高齢係）</li> <li>・平成20年度 開催予定 12回</li> </ul> <p>○栄養改善教室 通所型介護予防教室の場で、一般高齢者を対象とした栄養改善教室扱いとして開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（介護高齢係）</li> <li>・平成20年度 開催予定 9回</li> </ul> <p>○口腔機能向上教室 通所型介護予防教室の場で、一般高齢者を対象とした口腔機能向上教室扱いとして開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（介護高齢係）</li> <li>・平成20年度 開催予定 9回 (3回1クール)</li> </ul> <p>○老人クラブ健康教室 一般高齢者を対象とした口腔機能向上教室を開催する。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（介護高齢係）</li> <li>・平成20年度 開催回数 9回</li> </ul>	<p>○介護予防「はつらつ教室」 2回コースで、運動、栄養、口腔等の内容で実施。 講話や実習により運動指導、栄養指導、口腔指導を行なう。</p> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営（地域包括支援センター）</li> <li>・2回コース</li> <li>・平成19年度 開催回数 15回</li> </ul>	<p>合併時は現行 のとおりとし、 平成23年度 に再編する。</p>
	162					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
53	高齢者の実態把握に関すること	在宅高齢者の心身の健康状態や生活状況の実態を把握する。 【対象者】 在宅福祉サービスの新規利用及び継続利用の方 【方法】 訪問調査	在宅高齢者の心身の健康状態や生活状況の実態を把握する。 【対象者】 在宅福祉サービスの新規利用及び継続利用の方 【方法】 訪問調査	在宅高齢者の心身の健康状態や生活状況の実態を把握する。 【対象者】 65歳以上のみの単独および夫婦等世帯 【方法】 訪問調査 町内居宅支援事業所2か所への委託	地域の高齢者の心身や生活の状況を把握し、業務に活用する。  今年度は実施なし。 平成21年度に実施予定	合併時は現行のおりとし、平成23年度に再編する。
	165					
54	ネットワーク（介護予防ボランティア養成講座を含む）に関すること	地域における様々な活動の担い手を育成するとともに、関係者のネットワークの構築を図る。 ・平成19年度 地域福祉講座 認知症サポーター養成講座	地域における様々な活動の担い手を育成するとともに、関係者のネットワークの構築を図る。 ・平成19年度 ボランティア養成講座 ・平成20年度 元気アップサポーター養成講座	地域における様々な活動の担い手を育成するとともに、関係者のネットワークの構築を図る。	地域における様々な活動の担い手を育成するとともに、関係者のネットワークの構築を図る。	合併時に再編する。
	166	【運営】 直営（地域包括支援センター）	【運営】 委託（地域包括支援センター）			
55	権利擁護事業に関すること	地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。	地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。	地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。	地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。	合併時に再編する。
	167					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
56	居宅介護予防計画作成委託事業に関する事	<p>介護予防サービスの円滑な運営を図るため事業所に計画作成を委託する。</p> <p>【対象者】 介護予防支援事業委託契約事業所（1年更新）</p>	<p>介護予防サービスの円滑な運営を図るため事業所に計画作成を委託する。</p> <p>【対象者】 介護予防支援事業委託契約事業所（1年更新）</p>	<p>介護予防サービスの円滑な運営を図るため事業所に計画作成を委託する。</p> <p>【対象者】 介護予防支援事業委託契約事業所（1年更新）</p>	<p>介護予防サービスの円滑な運営を図るため事業所に計画作成を委託する。</p> <p>【対象者】 介護予防支援事業委託契約事業所（1年更新）</p>	<p>現行のとおりとする。</p>
	169					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	特別障害者手当等に関すること	①特別障害者手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者 ②障害児福祉手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児 ③福祉手当（経過措置） 【対象者】20歳以上の従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることのできない障害者で、引き続き支給要件に該当する者 【事務手順】 ①市は認定請求受付後、認定する。 ②市は所得状況の調査を行い、県へ報告 ③市は認定に基づき対象者に手当を支給	①特別障害者手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者 ②障害児福祉手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児 ③福祉手当（経過措置） 【対象者】20歳以上の従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることのできない障害者で、引き続き支給要件に該当する者 【事務手順】 ①町は認定請求受付後、県に進達する。	①特別障害者手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者 ②障害児福祉手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児 ③福祉手当（経過措置） 【対象者】20歳以上の従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることのできない障害者で、引き続き支給要件に該当する者 【事務手順】 ①町は認定請求受付後、県に進達する。	①特別障害者手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者 ②障害児福祉手当 【対象者】日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児 ③福祉手当（経過措置） 【対象者】20歳以上の従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることのできない障害者で、引き続き支給要件に該当する者 【事務手順】 ①町は認定請求受付後、県に進達する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	20					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	心身障害者扶養 共済制度に関する こと	①加入資格 心身障がい児(者)の保護者 で、加入要件に該当するもの ②年金の給付 加入者が死亡又は重度障がい となったとき、残された心 身障がい者に対して年金が支 払われる。 ③弔慰金の給付 加入者よりも先に心身障がい 者が死亡したとき、弔慰金 が支払われる。	①加入資格 心身障がい児(者)の保護者 で、加入要件に該当するもの ②年金の給付 加入者が死亡又は重度障がい となったとき、残された心 身障がい者に対して年金が支 払われる。 ③弔慰金の給付 加入者よりも先に心身障がい 者が死亡したとき、弔慰金 が支払われる。	①加入資格 心身障がい児(者)の保護者 で、加入要件に該当するもの ②年金の給付 加入者が死亡又は重度障がい となったとき、残された心 身障がい者に対して年金が支 払われる。 ③弔慰金の給付 加入者よりも先に心身障がい 者が死亡したとき、弔慰金 が支払われる。	①加入資格 心身障がい児(者)の保護者 で、加入要件に該当するもの ②年金の給付 加入者が死亡又は重度障がい となったとき、残された心 身障がい者に対して年金が支 払われる。 ③弔慰金の給付 加入者よりも先に心身障がい 者が死亡したとき、弔慰金 が支払われる。	現行のとおりとす る。
	2 2					
3	身体障害者手帳 交付事業に関する こと	①身体障害者福祉法に定める身 体障がい認定基準を満たす者 からの申請に基づき、県に進 達し、手帳の交付を受ける。 ②身障法指定医の指定申請等が あった場合には随時県へ進達 する。	①身体障害者福祉法に定める身 体障がい認定基準を満たす者 からの申請に基づき、県に進 達し、手帳の交付を受ける。 ②身障法指定医の指定申請等が あった場合には随時県へ進達 する。	①身体障害者福祉法に定める身 体障がい認定基準を満たす者 からの申請に基づき、県に進 達し、手帳の交付を受ける。 ②身障法指定医の指定申請等が あった場合には随時県へ進達 する。	①身体障害者福祉法に定める身 体障がい認定基準を満たす者 からの申請に基づき、県に進 達し、手帳の交付を受ける。 ②身障法指定医の指定申請等が あった場合には随時県へ進達 する。	現行のとおりとす る。
	2 3					
4	身体・知的関連証 明書発行事務に 関すること	①自動車取得税、自動車税の減 免に必要な同一生計証明、常 介護証明 ②NHK放送受信料の減免に必 要な証明書 ③有料高速道路通行料の割引に 必要な証明	①自動車取得税、自動車税の減 免に必要な同一生計証明、常 介護証明 ②NHK放送受信料の減免に必 要な証明書 ③有料高速道路通行料の割引に 必要な証明	①自動車取得税、自動車税の減 免に必要な同一生計証明、常 介護証明 ②NHK放送受信料の減免に必 要な証明書 ③有料高速道路通行料の割引に 必要な証明	①自動車取得税、自動車税の減 免に必要な同一生計証明、常 介護証明 ②NHK放送受信料の減免に必 要な証明書 ③有料高速道路通行料の割引に 必要な証明	現行のとおりとす る。
	2 4					
5	療育手帳事務に 関すること	概ね IQ70 未満の障害を有す る者(重度:A 中軽度:B) から の申請に基づき県に進達し、手 帳の交付を受ける。	概ね IQ70 未満の障害を有す る者(重度:A 中軽度:B) から の申請に基づき県に進達し、手 帳の交付を受ける。	概ね IQ70 未満の障害を有す る者(重度:A 中軽度:B) から の申請に基づき県に進達し、手 帳の交付を受ける。	概ね IQ70 未満の障害を有す る者(重度:A 中軽度:B) から の申請に基づき県に進達し、手 帳の交付を受ける。	現行のとおりとす る。
	3 7					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	自立支援医療費 (精神通院)に関する こと	精神疾患による通院医療費の90%を医療保険と公費で負担 精神疾患で通院治療を受けている者からの申請に基づき精神保健福祉センターへ進達し、受給者証と上限管理表の交付を受ける。	精神疾患による通院医療費の90%を医療保険と公費で負担 精神疾患で通院治療を受けている者からの申請に基づき精神保健福祉センターへ進達し、受給者証と上限管理表の交付を受ける。	精神疾患による通院医療費の90%を医療保険と公費で負担 精神疾患で通院治療を受けている者からの申請に基づき精神保健福祉センターへ進達し、受給者証と上限管理表の交付を受ける。	精神疾患による通院医療費の90%を医療保険と公費で負担 精神疾患で通院治療を受けている者からの申請に基づき精神保健福祉センターへ進達し、受給者証と上限管理表の交付を受ける。	現行のとおりとする。
	45					
7	精神障害者保健 福祉手帳に関する こと	精神保健福祉センターにおいて精神障害者と判定された者からの申請に基づき県へ進達し、精神保健福祉センターで審査、等級決定し、市が手帳交付する。	精神保健福祉センターにおいて精神障害者と判定された者からの申請に基づき県へ進達し、精神保健福祉センターで審査、等級決定し、町が手帳交付する。	精神保健福祉センターにおいて精神障害者と判定された者からの申請に基づき県へ進達し、精神保健福祉センターで審査、等級決定し、町が手帳交付する。	精神保健福祉センターにおいて精神障害者と判定された者からの申請に基づき県へ進達し、精神保健福祉センターで審査、等級決定し、町が手帳交付する。	現行のとおりとする。
	46					
8	療養介護医療費 及び基準該当療 養介護医療費に 関すること	医療行為が必要な最重度の障害者に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。	医療行為が必要な最重度の障害者に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。	医療行為が必要な最重度の障害者に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。	医療行為が必要な最重度の障害者に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。	現行のとおりとする。
	74					
9	精神障害者の医 療保護入院市、町 長同意に関する こと	保護義務者がいないか、又は不明、いてもその義務を行う事ができない場合、医療保護入院に必要な保護義務者の同意を市長が行う。	保護義務者がいないか、又は不明、いてもその義務を行う事ができない場合、医療保護入院に必要な保護義務者の同意を町長が行う。	保護義務者がいないか、又は不明、いてもその義務を行う事ができない場合、医療保護入院に必要な保護義務者の同意を町長が行う。	保護義務者がいないか、又は不明、いてもその義務を行う事ができない場合、医療保護入院に必要な保護義務者の同意を町長が行う。	現行のとおりとする。
	82					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	障害者自立支援システムの運用に関すること	<b>【管理内容】</b> ①障害程度区分認定情報 ②障害福祉サービス支給決定情報 ③利用実績及び請求関係情報 <b>【処理内容】</b> ①支給決定処理 ②国保連携処理	<b>【管理内容】</b> ①障害程度区分認定情報 ②障害福祉サービス支給決定情報 ③利用実績及び請求関係情報 <b>【処理内容】</b> ①支給決定処理 ②国保連携処理	<b>【管理内容】</b> ①障害程度区分認定情報 ②障害福祉サービス支給決定情報 ③利用実績及び請求関係情報 <b>【処理内容】</b> ①支給決定処理 ②国保連携処理	<b>【管理内容】</b> ①障害程度区分認定情報 ②障害福祉サービス支給決定情報 ③利用実績及び請求関係情報 <b>【処理内容】</b> ①支給決定処理 ②国保連携処理	合併時に統合する。
	85					
11	車椅子の貸し出し事業に関すること	車椅子を必要とする市民に、車椅子の貸し出しを行う。 ・貸出し期間 1か月 ・利用料 無料 ・福祉事務所、社会福祉協議会で実施	社会福祉協議会で実施	車椅子を必要とする町民に、車椅子の貸し出しを行う。 ・貸出し期間 2か月 ・利用料 無料 ・窓口 社会福祉協議会で実施	社会福祉協議会で実施	合併時に再編する。 (社会福祉協議会に一元化する。)
	96					
12	身障者用ごみステッカーの配布に関すること	ごみの分別が困難な視力障害者のみの世帯に、分別を必要としない「ごみステッカー」を配布する。 ・3か月分60枚を交付	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	97					
13	特定疾患等トータルサポート事業に関すること	相談員が特定疾患者の自宅を訪問し、患者本人や家族から不安や悩みなどの相談を受け、関係機関と連携を図りながら各種情報提供などの相談支援を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	106					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	福祉有償運送事業に関する事	市内において福祉有償運送の実施を希望する法人がある場合、県南福祉有償運送運営協議会に自家用有償旅客運送の登録申請のための運営協議会の開催を依頼する。	町内において福祉有償運送の実施を希望する法人がある場合、県南福祉有償運送運営協議会に自家用有償旅客運送の登録申請のための運営協議会の開催を依頼する。	町内において福祉有償運送の実施を希望する法人がある場合、県南福祉有償運送運営協議会に自家用有償旅客運送の登録申請のための運営協議会の開催を依頼する。	町内において福祉有償運送の実施を希望する法人がある場合、県南福祉有償運送運営協議会に自家用有償旅客運送の登録申請のための運営協議会の開催を依頼する。	現行のとおりとする。
	113					
15	未就学児ことばの教室の実施に関する事	栃木市、都賀町、西方町に居住する原則として就学前で、ことばの発達に遅れ等がある幼児の、 ①ことばの指導 ②ことばの相談を行う。	町内に居住するおおむね5歳から就学前までで、ことばの発達に遅れ等がある幼児（知的障害、発達障害は除く）の、 ①ことばの指導訓練 ②ことばの相談を行う。	該当なし	町内に居住する就学前までで、ことばの発達に遅れ等がある幼児（知的障害、発達障害は除く）の、 ①ことばの指導訓練 ②ことばの相談を行う	合併時に再編する。
	114					
16	障害者福祉計画に関する事	現計画は平成21年度から23年度の障害福祉計画と、平成21年度から27年度の障害者計画とからなっており、必要に応じて平成24年度に見直しを行う。 【策定年度】 障害者計画 平成20年度 障害福祉計画 平成20年度	現計画は平成21年度から23年度の障害福祉計画と、平成19年度から23年度の障害者計画とからなっている。 【策定年度】 障害者計画 平成19年度 障害福祉計画 平成20年度	現計画は平成21年度から23年度の障害福祉計画と、平成21年度から26年度の障害者計画とからなっており、必要に応じて平成24年度に見直しを行う。 【策定年度】 障害者計画 平成20年度 障害福祉計画 平成20年度	現計画は平成21年度から23年度の障害福祉計画と、平成21年度から26年度の障害者計画とからなっており、必要に応じて平成24年度に見直しを行う。 【策定年度】 障害者計画 平成20年度 障害福祉計画 平成20年度	合併時は現行のとおりとし、平成23年度に再編する。
	123					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	障害者相談員推薦に関する事	障害者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに関係機関の業務への協力や地域活動の中心になって活動する。 市が推薦し、県が業務委託する。 【身体障害者相談員】 10名 【知的障害者相談員】 8名	障害者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに関係機関の業務への協力や地域活動の中心になって活動する。 町が推薦し、県が業務委託する。 【身体障害者相談員】 3名 【知的障害者相談員】 3名	障害者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに関係機関の業務への協力や地域活動の中心になって活動する。 町が相談員を推薦し、県が業務委託する。 【身体障害者相談員】 2名 【知的障害者相談員】 2名	障害者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに関係機関の業務への協力や地域活動の中心になって活動する。 町が推薦し、県が業務委託する。 【身体障害者相談員】 2名 【知的障害者相談員】 2名	現行のとおりとする。
	124					
18	巡回相談に関する事	心理職や言語聴覚士等の専門職員が、保育園・幼稚園、小中学校を巡回し、対応について配慮が必要な子について、本人の行動観察を行い、園や学校の職員に対し対応方法や環境設定のアドバイスを行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	136					
19	障害者スポーツ（交流、普及）に関する事	県スポーツ協会と共催し、年一回、障害者スポーツ教室を開催する。	町、町教育委員会、町社会福祉協議会の3者共催。年一回、講師を招き交流会を開催する。	町社会福祉協議会、県スポーツ協会との共催。年一回、障害者スポーツ教室を開催する。	町身体障害者福祉会、心身障害児（者）父母の会が年1回、開催している。	合併後に再編する。
	138					
20	障害者スポーツ大会参加に関する事	全国障害者スポーツ大会及び栃木県障害者スポーツ大会への出場選手の推薦をし、栃木県障害者スポーツ大会の際には、選手団とともに大会へ参加する。	全国障害者スポーツ大会及び栃木県障害者スポーツ大会への出場選手の推薦をし、栃木県障害者スポーツ大会の際には、選手団とともに大会へ参加する。	全国障害者スポーツ大会及び栃木県障害者スポーツ大会への出場選手の推薦をし、栃木県障害者スポーツ大会の際には、選手団とともに大会へ参加する。	全国障害者スポーツ大会及び栃木県障害者スポーツ大会への出場選手の推薦をし、栃木県障害者スポーツ大会の際には、選手団とともに大会へ参加する。	現行のとおりとする。
	140					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	生活保護の事務執行に関する事	生活に困窮するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	生活保護の申請受付をして下都賀福祉事務所へ進達	生活保護の申請受付をして下都賀福祉事務所へ進達	生活保護の申請受付をして下都賀福祉事務所へ進達	栃木市の例により合併時に統合する。  ・ 現業員の標準数 市部… 80世帯に対し1名 郡部… 65世帯に対し1名 ・ 査察指導員 現業員7名に対し1名
	51	<b>【実施体制】</b> 福祉事務所長 福祉サービス課長 査察指導員(1名) 現業員(5名) 嘱託医(一般1名、精神1名) 面接相談員(1名) 就労支援指導員(1名) 経理事務員(1名)	<b>【下都賀福祉事務所の現業員】</b> 西、東地区で1名 南地区で0.5名	<b>【下都賀福祉事務所の現業員】</b> 1名(別の町も担当している)	<b>【下都賀福祉事務所の現業員】</b> 合戦場、家中地区で0.3名 赤津地区で0.2名	
22	生活保護業務電算システムの管理運用に関する事	電算システムを導入し、生活保護の保護費の認定、医療、介護、経理事務の効率化を図る。	下都賀福祉事務所において管理運用を行っている。	下都賀福祉事務所において管理運用を行っている。	下都賀福祉事務所において管理運用を行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	86	<b>【導入機種】</b> 北日本コンピュータサービス(株)生活保護電算システム	<b>【導入機種】</b> 北日本コンピュータサービス(株)生活保護電算システム	<b>【導入機種】</b> 北日本コンピュータサービス(株)生活保護電算システム	<b>【導入機種】</b> 北日本コンピュータサービス(株)生活保護電算システム	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	戦傷病者等補装具 交付に関する事	戦傷病者手帳を持つ戦争により 受傷・罹病した方の、その障 がいに対しての舗装具の支給・ 修理の請求受付、交付(修理)事 務を行う。 費用は、全額国庫負担	戦傷病者手帳を持つ戦争により 受傷・罹病した方の、その障 がいに対しての舗装具の支給・ 修理の請求受付、交付(修理)事 務を行う。 費用は、全額国庫負担	戦傷病者手帳を持つ戦争により 受傷・罹病した方の、その障 がいに対しての舗装具の支給・ 修理の請求受付、交付(修理)事 務を行う。 費用は、全額国庫負担	戦傷病者手帳を持つ戦争により 受傷・罹病した方の、その障 がいに対しての舗装具の支給・ 修理の請求受付、交付(修理)事 務を行う。 費用は、全額国庫負担	現行のとおりとす る。
	1 2 5					
24	災害救助法に関する 事	災害に際して、国が地方公共 団体、日本赤十字社その他の団 体及び国民の協力の下に、応急 的に必要な援助を行い、被災者 の保護と社会の秩序の保全を図 る。	災害に際して、国が地方公共 団体、日本赤十字社その他の団 体及び国民の協力の下に、応急 的に必要な援助を行い、被災者 の保護と社会の秩序の保全を図 る。	災害に際して、国が地方公共 団体、日本赤十字社その他の団 体及び国民の協力の下に、応急 的に必要な援助を行い、被災者 の保護と社会の秩序の保全を図 る。	災害に際して、国が地方公共 団体、日本赤十字社その他の団 体及び国民の協力の下に、応急 的に必要な援助を行い、被災者 の保護と社会の秩序の保全を図 る。	現行のとおりとす る。
	1 2 6					
25	日本赤十字社関係 事務に関する事	①日本赤十字社関係 福祉事務所に栃木市地区を 設置している。 栃木市地区会計として、社 員募集や献血推進のための費 用として執行している。 ②日赤社資 日本赤十字社の財源とし て、年に1回、6月に社資募 集を行っている。 寄付金として、一世帯38 0円ずつ協力依頼をしている。	町社会福祉協議会	①日本赤十字社関係 藤岡町地区会計として、社 員募集や献血推進、災害時非 常食のための費用として執行 している。 ②日赤社資 日本赤十字社の財源とし て、年に1回、5月に社資募 集を行っている。 寄付金として、一世帯40 0円ずつ協力依頼をしている。	町社会福祉協議会	合併時は現行のと おりとし、合併後 2年以内に再編す る。
	1 2 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	災害見舞金支給に関すること	<b>【災害弔慰金等】</b> ①災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族に支給 ②災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に支給 ③災害援護資金の貸付 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付 ④その他 上記以外の火災等小災害により、被災した者及び死亡した場合はその遺族に支給 <b>【災害見舞金】</b> 災害及び火災により、住居又は家財の全部若しくは一部を焼失或は滅失した場合に交付	<b>【災害弔慰金等】</b> ①災害弔慰金 自然災害により死亡した遺族に支給 ②災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に支給 ③災害援護資金の貸付 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付  <b>【火災見舞金】</b> 火災にあつて被害を受けた世帯に対し、火災見舞金を交付	<b>【災害弔慰金等】</b> ①災害弔慰金 自然災害により死亡した遺族に支給 ②災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に支給 ③災害援護資金の貸付 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付	<b>【災害弔慰金等】</b> ①災害弔慰金 自然災害により死亡した遺族に支給 ②災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に支給 ③災害援護資金の貸付 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付	合併時に再編する。
	131	栃木市遺族連合会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①栃木市戦没者追悼式 ②全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ③錦着山護国神社慰霊祭 ④総会、理事会など	大平町遺族会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ②3地区慰霊祭 ③総会、理事会開催運営など ※19・20年度と下都賀郡遺族連合会事務局を担当	藤岡町遺族会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①栃木県戦没者合同慰霊祭参加 ②全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ③日帰り研修(年1回) ④総会、役員会など	都賀町遺族会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①栃木県戦没者合同慰霊祭参加 ②全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ③日帰り研修(年1回) ④総会、役員会など	
27	遺族会事務局に関すること	栃木市遺族連合会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①栃木市戦没者追悼式 ②全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ③錦着山護国神社慰霊祭 ④総会、理事会など	大平町遺族会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ②3地区慰霊祭 ③総会、理事会開催運営など ※19・20年度と下都賀郡遺族連合会事務局を担当	藤岡町遺族会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①栃木県戦没者合同慰霊祭参加 ②全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ③日帰り研修(年1回) ④総会、役員会など	都賀町遺族会事務局を運営 <b>【主な行事等】</b> ①栃木県戦没者合同慰霊祭参加 ②全国・栃木県戦没者追悼式に参加 ③日帰り研修(年1回) ④総会、役員会など	合併時は現行のとおりとし、合併後、新市において関係団体と調整する。
	132					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	戦傷病者援護に関する事	国の事業の受付・進達等 ① 戦没者等の妻に対する特別給付金 ② 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 ③ 戦没者父母等に対する特別給付金 ④ 平和条約国籍離脱者である戦没者遺族に対する弔慰金 ⑤ 戦没者等遺族特別弔慰金	国の事業の受付・進達等 ① 戦没者等の妻に対する特別給付金 ② 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 ③ 戦没者父母等に対する特別給付金 ④ 平和条約国籍離脱者である戦没者遺族に対する弔慰金 ⑤ 戦没者等遺族特別弔慰金	国の事業の受付・進達等 ① 戦没者等の妻に対する特別給付金 ② 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 ③ 戦没者父母等に対する特別給付金 ④ 平和条約国籍離脱者である戦没者遺族に対する弔慰金 ⑤ 戦没者等遺族特別弔慰金	国の事業の受付・進達等 ① 戦没者等の妻に対する特別給付金 ② 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 ③ 戦没者父母等に対する特別給付金 ④ 平和条約国籍離脱者である戦没者遺族に対する弔慰金 ⑤ 戦没者等遺族特別弔慰金	現行のとおりとする。
	133					
29	ひとり親家庭及び寡婦自立促進計画に関する事	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と向上のための措置に関する基本的な方針に即し、計画を策定し、自立促進の推進を図る。 【計画期間】 平成20年度～24年度	未策定	未策定	未策定	合併時は現行のとおりとし、合併後、平成24年度策定時に再編する。
	146					
30	ホームレス対策に関する事	市内のホームレスの把握及び相談援助活動を実施	「ホームレスの実態に関する全国調査」時に、町内巡回による目視調査実施	県からの文書照会があったときに町内をパトロールしてホームレスの方がいるかどうかを調査	ホームレスの把握及び相談援助活動を実施	現行のとおりとする。
	52					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	行旅病人、行旅死亡人に関する事	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人及び行旅死亡人に対して必要な扶助を行う。	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人及び行旅死亡人に対して必要な扶助を行う。	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人及び行旅死亡人に対して必要な扶助を行う。	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人及び行旅死亡人に対して必要な扶助を行う。	現行のとおりとする。
	9 1					
32	行旅困窮者措置費法外援助に関する事（行旅人）	所持金のない旅行者等に対し電車の切符を現物支給する。 JR両毛線 …小山駅・足利駅 東武日光線 …新鹿沼駅・幸手駅 東武宇都宮線 …東武宇都宮駅	町社会福祉協議会で実施 行旅貧困者へ食糧の支給を行う。（現金支給は行わない）  ※旅行者に対する交通費支給はH11.4月廃止	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 2					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	母子寡婦福祉貸付金に関する事	母子寡婦福祉資金貸付金の申請に際し面接調査・調書作成を行い県に進達する。	母子寡婦福祉資金貸付金の申請を受け付け、県に進達する。	母子寡婦福祉資金貸付金の申請を受け付け、県に進達する。	母子寡婦福祉資金貸付金の申請を受け付け、県に進達する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	15					
2	婦人保護事業・婦人相談業務に関する事	婦人相談員1名を配置し、夫の暴力や離婚問題等で悩んでいる女性への相談・指導・援助を行う。	夫の暴力や離婚問題等で悩んでいる女性への相談の窓口となり、県と連携協力して行う。	夫の暴力や離婚問題等で悩んでいる女性への相談の窓口となり、県と連携協力して行う。	夫の暴力や離婚問題等で悩んでいる女性への相談の窓口となり、県と連携協力して行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	16					
3	母子生活支援施設への保護及びこれに関する事	援護が必要な母子を、母子生活支援施設に委託入所させ、保護と支援を行う。	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	栃木市の例により合併時に統合する。
	19					
4	家庭児童相談室に関する事	家庭福祉に関する相談業務を行う。 ・家庭相談員2名 ・社会福祉主事	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	栃木市の例により合併時に統合する。
	21					
5	母子自立支援に関する事	母子自立支援員1名を配置し、母子・寡婦に自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う。	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	栃木市の例により合併時に統合する。
	24					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	児童手当管理システムに関する事	受給者の情報等の照会を即時に行い窓口処理を省力化し、事務作業の軽減を図る。	受給者の情報等の照会を即時に行い窓口処理を省力化し、事務作業の軽減を図る。	受給者の情報等の照会を即時に行い窓口処理を省力化し、事務作業の軽減を図る。	受給者の情報等の照会を即時に行い窓口処理を省力化し、事務作業の軽減を図る。	現行のとおりとする。
	27					
7	児童扶養手当管理システムに関する事	受給者の情報等の照会を即時に行い窓口処理を省力化し、事務作業の軽減を図る。	システムなし	システムなし	システムなし	栃木市の例により合併時に統合する。
	28					
8	育児支援家庭訪問事業に関する事	育児支援員2名を配置し虐待防止対策として児童の養育に支援が必要な家庭に訪問等の支援を行う。	虐待防止対策として児童の養育に支援が必要な家庭に、保健師による訪問等の支援を行う。	補助事業の該当なし	補助事業の該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	31					
9	児童福祉の現業に関する事	援護、育成等の措置を要するもの等に面接し、保護等の措置の必要の有無を判断し、指導を行う。	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	県（県南健康福祉センター）と連携をとりながら支援	栃木市の例により合併時に統合する。
	32					
10	民間保育所運営委託に関する事	保育の実施を委託している民間保育所の児童に係る運営費を支払う。	保育の実施を委託している民間保育所の児童に係る運営費を支払う。	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	45					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	保育所入・退所事務 に関する事	保育所の入所申請は、年度当初と随時入所があり、保護者の家庭の状況により、随時受け付ける。	保育所の入所申請は、年度当初と随時入所があり、保護者の家庭の状況により、随時受け付ける。	保育所の入所申請は、年度当初と随時入所があり、保護者の家庭の状況により、随時受け付ける。	保育所の入所申請は、年度当初と随時入所があり、保護者の家庭の状況により、随時受け付ける。	現行のとおりとする。
	4 8					
12	乳幼児健康支援一時預り事業に関する事	病気回復期等にあり集団保育が困難な場合に、保育サービスを提供し、就労と子育て両立を支援する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 9					
13	災害共済に関する事	保育所の管理下で児童の災害が発生したときに災害共済給付を行う。	保育所の管理下で児童の災害が発生したときに災害共済給付を行う。	保育所の管理下で児童の災害が発生したときに災害共済給付を行う。	保育所の管理下で児童の災害が発生したときに災害共済給付を行う。	現行のとおりとする。
	5 3					
14	里親に関する事	里親認定等の申請を受け付け、面接、実地調査の後、福祉事務所長としての意見書を作成し県へ進達	里親認定等の申請を受け付け、県へ進達	里親認定等の申請を受け付け、県へ進達	里親認定等の申請を受け付け、県へ進達	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 3					
15	保育所広域入所に関する事	保育の実施を委託している市外保育所の児童に係る運営費を支払う。	保育の実施を委託している町外保育所の児童に係る運営費を支払う。	保育の実施を委託している町外保育所の児童に係る運営費を支払う。	保育の実施を委託している町外保育所の児童に係る運営費を支払う。	現行のとおりとする。
	7 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	犬猫の適正飼育に関する事	犬、猫の適正飼育に関する啓発等を行う。 ・チラシの配布 ・広報紙への掲載 ・看板の配布（希望者） ・苦情、相談等の受付及び現場対応	犬、猫の適正飼育に関する啓発等を行う。 ・チラシの配布 ・広報紙への掲載 ・看板の配布（希望者） ・苦情、相談等の受付及び現場対応	犬、猫の適正飼育に関する啓発等を行う。 ・チラシの配布 ・広報紙への掲載 ・看板の配布（希望者） ・苦情、相談等の受付及び現場対応	犬、猫の適正飼育に関する啓発等を行う。 ・チラシの配布 ・広報紙への掲載 ・看板の配布（希望者） ・苦情、相談等の受付及び現場対応	合併時に再編する。
	26					
2	献血事業に関する事	【実施回数等】 年間延べ22回 (職員対象3回、各地区献血会等分19回) 【場所】 市本庁舎及び各献血会場敷地	【実施回数等】 年3回 (主に町職員を対象に実施) 【場所】 プラッツおおひら	【実施回数等】 年3回 【場所】 藤岡町総合文化センター	【実施回数等】 年3回 (主に町職員を対象に実施) 【場所】 町本庁舎敷地	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	111					
3	地域健康センター連絡協議会に関する事	加入していない。	施設の適正な運営と地域保健事業の向上を図るとともに、全国保健センター連合会栃木県支部として全国的な連携のもとに保健センター等の機能を高めるため、相互の連絡協調を密にし、事業の円滑なる推進に寄与する。	加入していない。 (保健センターがないため)	施設の適正な運営と地域保健事業の向上を図るとともに、全国保健センター連合会栃木県支部として全国的な連携のもとに保健センター等の機能を高めるため、相互の連絡協調を密にし、事業の円滑なる推進に寄与する。	合併時に新市において加入する。
	225					
4	自動体外式除細動器(AED)に関する事	設置済台数 56台 【設置】 健康増進課(買取) 【管理】 健康増進課、 H23年度から各施設 【管理台帳】 健康増進課で一括	設置済台数 12台 【設置】 各施設(買取) 【管理】 各施設	設置済台数 10台 【設置】 各施設(リース) 【管理】 各施設	設置済台数 8台 【設置】 総務課(リース) 【管理】 総務課	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	155					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	小児救急医療に関すること	<p>日曜日の夜間、初期小児救急医療を受けられるよう、診療を行う。(1市4町(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町、岩舟町)で実施。栃木市が契約)</p> <p>【診療時間】 午後7時～午後9時</p> <p>【委託契約】 とちの木病院</p> <p>【執務医師】 栃木市内小児科医の輪番</p>	<p>日曜日の夜間、初期小児救急医療を受けられるよう、診療を行う。(1市4町で実施。栃木市が契約)</p>	<p>日曜日の夜間、初期小児救急医療を受けられるよう、診療を行う。(1市4町で実施。栃木市が契約)</p>	<p>日曜日の夜間、初期小児救急医療を受けられるよう、診療を行う。(1市4町で実施。栃木市が契約)</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
	14					
6	健康まつりに関すること	<p>○市民健康まつり 市民の健康づくりを推進するため種々の事業を行い、市民の健康の向上に寄与するため開催する。 ・健康ポスター公募及び展示</p>	<p>○健康福祉まつり 積極的な健康づくりを推進するため開催する。 ・健康ポスター公募及び展示</p>	<p>○ふくしまつり ふくしまつりに健康増進課として参加している。 ・健康ポスター公募及び展示なし</p>	<p>○まるまるまるごとつがまつり まるまるまるごとつがまつりに保健福祉課も参加している。 ・健康ポスター公募及び展示なし</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>
	4					
7	保健センター運営に関すること	<p>○栃木市保健福祉センター 【開設年月日】 平成4年3月30日 【管理運営】市直営 【事業概要】 健康づくりの推進及び福祉の増進を図る。</p>	<p>○大平町健康福祉センター(ゆうゆうプラザ) 【開設年月日】 平成14年11月6日 【管理運営】指定管理者 【事業概要】 健康づくりの推進及び福祉の増進を図る。(複合施設)</p>	<p>平成23年3月開設予定</p>	<p>○都賀町保健センター 【開設年月日】 昭和59年4月1日 【管理運営】町直営 【事業概要】 総合的な保健衛生の向上及び健康づくりの推進を図る。</p>	<p>現行のとおりとする。</p>
	234					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	健康管理調査に関すること	対象者の把握と未受診理由の調査 【対象者】 40歳になる者 国保：特定健診、がん 社保等：がん 30歳…若年者健診、 女がん 【方法】 郵送にて送付・回収	実施なし	対象者の把握と未受診理由の調査 【対象者】 40歳以上の者 国保：特定健診、がん 社保等：がん 20～39歳…ヤング健診、女が ん、骨(女性) 【方法】 郵送にて返送	対象者の把握と未受診理由の調査 【対象者】 40歳以上の者 国保：特定健診、がん 社保等：特定健診、がん 【方法】 地区保健委員により手渡し・回収	合併時に再編する。
	128					
9	感染症予防に関すること	感染症についての正しい知識と予防の啓発 ・広報やホームページ等で啓発する。	感染症についての正しい知識と予防の啓発 ・広報やホームページ等で啓発する。	感染症についての正しい知識と予防の啓発 ・広報やホームページ等で啓発する。	感染症についての正しい知識と予防の啓発 ・広報やホームページ等で啓発する。	現行のとおりとする。
	123					
10	予防接種事故処理補助金に関すること	定期の予防接種に起因する健康被害者に補償費の支払い等を行う。 *該当者1名	*該当者なし	*該当者なし	*該当者なし	現行のとおりとする。
	196					
11	予防接種事故賠償に関すること	予防接種に起因する健康被害が発生した場合、補償について対応をする ①定期の予防接種の場合 厚生労働大臣が認定、市長が法の規定に基づき医療費等の給付を行う。 ②定期外(行政措置)の予防接種の場合 ・市予防接種事故災害補償規則に基づき対応 ・栃木市予防接種委員会で対応 ・「全国市長会」予防接種事故賠償補償保険で補償費用のてん補	予防接種に起因する健康被害が発生した場合、補償について対応をする ①定期の予防接種の場合 厚生労働大臣が認定、市長が法の規定に基づき医療費等の給付を行う。 ②定期外(行政措置)の予防接種の場合 ・町予防接種事故災害補償規則に基づき対応 ・大平町予防接種健康被害調査委員会で対応 ・「全国町村長会」予防接種事故賠償補償保険で補償費用のてん補	予防接種に起因する健康被害が発生した場合、補償について対応をする ①定期の予防接種の場合 厚生労働大臣が認定、市長が法の規定に基づき医療費等の給付を行う。 ②定期外(行政措置)の予防接種の場合 ・町予防接種事故災害補償規則に基づき対応 ・藤岡町予防接種健康被害調査委員会で対応 ・「全国町村長会」予防接種事故賠償補償保険で補償費用のてん補	予防接種に起因する健康被害が発生した場合、補償について対応をする ①定期の予防接種の場合 厚生労働大臣が認定、市長が法の規定に基づき医療費等の給付を行う。 ②定期外(行政措置)の予防接種の場合 ・町予防接種事故災害補償規則に基づき対応 ・都賀町予防接種委員会で対応 ・「全国町村長会」予防接種事故賠償補償保険で補償費用のてん補	合併時に統合する。
	197					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	予防接種嘱託医の委嘱に関する こと	<p>予防接種を行う医師に市長が委嘱・告示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師に協力確認後、承諾書と委任状をもらう。</li> <li>・ 医師会の推薦により、委嘱状の交付。</li> </ul>	<p>予防接種を行う医師に町長が委嘱・告示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師に協力確認後、承諾書と委任状をもらう。</li> <li>・ 医師会の推薦により、委嘱状の交付</li> </ul>	<p>予防接種を行う医師に町長が委嘱・告示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師に協力確認後、承諾書と委任状をもらう。</li> <li>・ 医師会の推薦により、委嘱状の交付</li> </ul>	<p>予防接種を行う医師に町長が委嘱・告示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師に協力確認後、承諾書と委任状をもらう。</li> <li>・ 医師会の推薦により、委嘱状の交付</li> </ul>	<p>現行のとおりとする。</p>
	199					
13	医師・看護師等の賠償保険に関する こと	<p>市事業において公務で医療活動する医師及び業務従事者等に付する傷害保険</p> <p>①公務で医療活動中の医師に付する傷害保険</p> <p>②課事業従事者(看護師、助産師、歯科衛生士等)に付する傷害保険</p> <p>③医師賠償責任保険 (一般医、歯科医)</p> <p>④予防接種ワクチン動産総合保険</p>	<p>町事業において公務で医療活動する医師及び業務従事者等に付する傷害保険</p> <p>①公務で医療活動中の医師、看護師、補助者に付する傷害保険</p> <p>②該当あり ①に含まれる</p> <p>③医師賠償責任保険 (一般医、歯科医)</p> <p>④該当なし</p>	<p>町事業において公務で医療活動する医師及び業務従事者等に付する傷害保険</p> <p>①健診等に来る医師の交通傷害保険</p> <p>②-1 課事業従事者(看護師、保健師、栄養等)に付する傷害保険</p> <p>②-2 課事業従事者(衛生士、保育士等)に付する傷害保険</p> <p>③該当なし</p> <p>④該当なし</p>	<p>町事業において公務で医療活動する医師及び業務従事者等に付する傷害保険</p> <p>①公務で医療活動中の医師に付する傷害保険</p> <p>②課事業従事者(看護師)に付する傷害保険</p> <p>③該当なし</p> <p>④該当なし</p>	<p>合併時に再編する。</p>
	231					
14	乳幼児健康診査に関する こと	<p>①乳児健康診査</p> <p>②1歳6か月健康診査</p> <p>③3歳児健康診査</p> <p>④2歳児歯科検診</p>	<p>①乳児健康診査</p> <p>②1歳6か月健康診査</p> <p>③3歳児健康診査</p> <p>④2歳児歯科検診</p>	<p>①乳児健康診査</p> <p>②1歳6か月健康診査</p> <p>③3歳児健康診査</p> <p>④2歳児歯科検診</p>	<p>①乳児健康診査</p> <p>②1歳6か月健康診査</p> <p>③3歳児健康診査</p> <p>④2歳児歯科検診</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に再編する。ただし、健診月齢については、合併時に統一する。</p>
	44					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	フッ素塗布事業に関する事	歯の衛生週間の一環として、歯質の強化とう歯予防への意識の高揚を図り、口腔衛生思想を高める。 【対象児】1市5町（栃木市、大平町、藤岡町、都賀町、岩舟町、壬生町）の小学1年生と未就学の年長児	歯の衛生週間の一環として、歯質の強化とう歯予防への意識の高揚を図り、口腔衛生思想を高める。 【対象児】1市5町（栃木市、大平町、藤岡町、都賀町、岩舟町、壬生町）の小学1年生と未就学の年長児	歯の衛生週間の一環として、歯質の強化とう歯予防への意識の高揚を図り、口腔衛生思想を高める。 【対象児】1市5町（栃木市、大平町、藤岡町、都賀町、岩舟町、壬生町）の小学1年生と未就学の年長児	歯の衛生週間の一環として、歯質の強化とう歯予防への意識の高揚を図り、口腔衛生思想を高める。 【対象児】1市5町（栃木市、大平町、藤岡町、都賀町、岩舟町、壬生町）の小学1年生と未就学の年長児	合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。
	107					
16	母子健康手帳交付に関する事	市内在住の妊婦に対し母子健康手帳を交付する。 ・交付数（H19）644冊 ・交付窓口 健康増進課	町内在住の妊婦に対し母子健康手帳を交付する。 ・交付数（H19）279冊 ・交付窓口 生活環境課	町内在住の妊婦に対し母子健康手帳を交付する。 ・交付数（H19）123冊 ・交付窓口 住民課	町内在住の妊婦に対し母子健康手帳を交付する。 ・交付数（H19）90冊 ・交付窓口 住民課	合併時に再編する。
	31					
17	妊婦一般健康診査に関する事	【助成回数】 8回 平成21年度から14回 【委託先】 栃木県医師会 栃木県病院協会 県外委託契約可能な病院	【助成回数】 5回 平成21年度から14回 【委託先】 栃木県医師会 栃木県病院協会 県外委託契約可能な病院	【助成回数】 5回 平成21年度から14回 【委託先】 栃木県医師会 栃木県病院協会 県外：（社）猿島郡医師会・古河市医師会・（社）館林邑楽郡医師会 【その他】 扶助費対応	【助成回数】 5回 平成21年度から14回 【委託先】 栃木県医師会 栃木県病院協会 【その他】 扶助費対応	現行のとおりとする。
	42					
18	よい歯のコンクールに関する事	「親と子のよい歯のコンクール」「三歳児よい歯のコンクール」の市町村審査である第一次診査を実施。成績優秀者を県の第二次診査に選出する。 【審査委員】 歯科医師	「親と子のよい歯のコンクール」「三歳児よい歯のコンクール」の市町村審査である第一次診査を実施。成績優秀者を県の第二次診査に選出する。 【審査委員】 歯科医師	「親と子のよい歯のコンクール」「三歳児よい歯のコンクール」の市町村審査である第一次診査を実施。成績優秀者を県の第二次診査に選出する。 【審査委員】 歯科医師	「親と子のよい歯のコンクール」「三歳児よい歯のコンクール」の市町村審査である第一次診査を実施。成績優秀者を県の第二次診査に選出する。 【審査委員】 歯科医師	現行のとおりとする。
	67					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	先天性股関節脱臼健診に関する こと	【対象児】 1歳未満児 【方法】 市内整形外科へ委託	【対象児】 満3か月児 【方法】 町内整形外科へ委託	【対象児】 1歳未満時 【方法】 町内整形外科へ委託	【対象児】 4か月児 【方法】 4か月児健診に実施 整形外科医の診察 要精検者は医療機関	合併時に再編 する。
	166	【委託料】 レントゲン有 6,599円 レントゲン無 4,446円	【委託料】 レントゲン有 6,600円 レントゲン無 4,450円	【委託料】 レントゲン有 6,600円 レントゲン無 6,600円	【委託料】 レントゲン有のみ 5,330円	
20	ブックスタート に関すること	絵本の読み聞かせを通して、子 どもの言葉と心を育む 【対象者】 9か月児健診受診者とその保 護者 【絵本単価】 1冊 390円（月刊誌） 3種類の中から選ぶ	絵本の読み聞かせを通して、子 どもの言葉と心を育む 【対象者】 9か月健診の受診児とその保 護者 【絵本単価】 1冊 600円	絵本の読み聞かせを通して、子 どもの言葉と心を育む 【対象者】 4か月児健診受診者とその保 護者 【絵本単価】 1冊 780円 3種類の中から選ぶ	絵本の読み聞かせを通して、子 どもの言葉と心を育む 【対象者】 1歳児相談・3歳児健診受診者 とその保護者 【絵本単価】 1冊 1,000円 1歳時に1冊 3歳時に1冊	合併時に再編 する。
	167					
21	母子栄養強化事 業栄養食品支給 事業に関するこ と	妊産婦及び乳幼児に対して、栄 養の強化に必要な食品を無償で 支給する。 【対象者】 被保護世帯、市民税非課税世 帯に属する妊産婦及び乳児	妊産婦及び乳幼児に対して、栄 養の強化に必要な食品を無償で 支給する。 【対象者】 被保護世帯、町民税非課税世 帯及び所得税非課税世帯に属 する妊産婦及び乳児とする。	申請者なし	申請者なし	合併時に再編 する。
	56					
22	赤ちゃん用沐浴 槽借入れ申し込 みに関すること	赤ちゃん用沐浴槽の申込みが あった家庭に、1か月間無料で貸 し出す。	制度なし	制度なし	制度なし	栃木市の例に より合併時に 統合する。
	114					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	母子用品貸出しに関する事	性(生)教育において、体験学習を取り入れる際、市所有の衛生機材を貸し出す。 【貸出品】 赤ちゃん人形 妊婦体験ジャケット	性(生)教育において、体験学習を取り入れる際、町所有の衛生機材を貸し出す。 【貸出品】 赤ちゃん人形 妊婦体験ジャケット	性(生)教育において、体験学習を取り入れる際、町所有の衛生機材を貸し出す。 【貸出品】 赤ちゃん人形 妊婦体験ジャケット VTR	性(生)教育において、体験学習を取り入れる際、町所有の衛生機材を貸し出す。 【貸出品】 赤ちゃん人形 妊婦体験ジャケット	現行のとおりする。
	193					
24	5歳児発達相談に関する事	【対象児】 5歳になる子(年中児) 【実施場所】 市内保育園・幼稚園 保健福祉センター 【スタッフ】 保健師・保育士・心理職・言語聴覚士	【対象児】 5歳になる子(年中児) 【実施場所】 町内幼稚園・隣町幼稚園 【スタッフ】 心理職・保育士(支払い有)・保健師・ことばの教室指導員	【対象児】 5歳になる子(年中児) 【実施場所】 町内幼稚園・保育園 藤岡町総合文化センター 【スタッフ】 心理職(支払い有)・保健師	【対象児】 5歳になる子(年中児) 【実施場所】 町内幼稚園・保育園 【スタッフ】 心理職・言語指導員(支払い有)・保健師	合併時に再編する。
	112					
25	乳幼児指導に関する事	○こんにちは赤ちゃん事業 生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、要支援家庭を把握し育児支援を行う。 また、必要に応じて関係機関と連携を図る。 【実施者】 保健師・保育士・母子保健推進員 ○新生児訪問事業 ・在宅助産師 (報償 5,600円/1件) ・保健師	○こんにちは赤ちゃん事業 生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、要支援家庭を把握し育児支援を行う。 また、必要に応じて関係機関と連携を図る。 【実施者】 保健師・助産師・母子保健推進員 ○新生児訪問事業 ・在宅助産師 (報償 7,000円/1件)	○こんにちは赤ちゃん事業 生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、要支援家庭を把握し育児支援を行う。 また、必要に応じて関係機関と連携を図る。 【実施者】 保健師・母子保健推進員 ○新生児訪問事業 ・在宅助産師なし ・保健師	○こんにちは赤ちゃん事業 生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、要支援家庭を把握し育児支援を行う。 また、必要に応じて関係機関と連携を図る。 【実施者】 保健師・母子保健推進員 ○新生児訪問事業 ・在宅助産師 (報償 4,500円/1件) ・保健師	合併時に再編する。
	124					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	妊婦歯科健康診査に関する事	妊婦の口腔衛生の向上のため、市内在住の妊婦が委託医療機関において歯科健診を受診する。	制度なし	制度なし	制度なし	合併時に再編する。
	178					
27	小児生活習慣病予防事業に関する事	実施なし	実施なし	小児肥満や小児生活習慣病の実態を把握し小児肥満予防対策・生活習慣病予防対策のとりくみに資する。 ①小児生活習慣病予防健診（小4、中1） ②医師による健康教育（中1とその保護者） ③保健師・栄養士による健康教育（小4の保護者） ④学校保健委員会の参加・情報提供 ⑤身長体重追跡	実施なし	合併時は現行のとおりとし、平成24年度を目途に調整する。
	215					
28	思春期保健に関する事	命の大切さを知り自尊感情を高める。 【方法】 学校の要望により、養護教諭と担任と協力し、小中学校への授業協力をする。 保護者への情報提供をする。	命の大切さを知り自尊感情を高める。 【方法】 町内の中学2・3年生とその保護者を対象に、町民ホールにて講演会を開催する。	命の大切さを知り自尊感情を高める。 【方法】 小児生活習慣病予防事業等で合わせて実施している。	命の大切さを知り自尊感情を高める 【方法】 町内小学生5～6年生の希望者による夏休みふれあい体験学習	合併時は現行のとおりとし、平成24年度を目途に調整する。
	153					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	乳幼児発達相談に関すること	<p>児の発達の促進と保護者への育児支援を行う。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査及び相談・家庭訪問等において、精神発達・運動発達の遅れや行動に何らかの問題が疑われる児</li> <li>・児の発達について保護者の不安があり、保健指導上必要と思われる児</li> </ul> <p>【場所】 栃木市保健福祉センター</p> <p>【日程】 月1回</p> <p>【スタッフ】 小児科医師・心理職・言語聴覚士・保健師等</p>	<p>児の発達の促進と保護者への育児支援を行う。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査及び相談・家庭訪問等において、精神発達・運動発達の遅れや行動に何らかの問題が疑われる児</li> <li>・児の発達について保護者の不安があり、保健指導上必要と思われる児</li> </ul> <p>【場所】 県南健康センター</p>	<p>児の発達の促進と保護者への育児支援を行う。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査及び相談・家庭訪問等において、精神発達・運動発達の遅れや行動に何らかの問題が疑われる児</li> <li>・児の発達について保護者の不安があり、保健指導上必要と思われる児</li> </ul> <p>【場所】 県南健康センター</p>	<p>児の発達の促進と保護者への育児支援を行う。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査及び相談・家庭訪問等において、精神発達・運動発達の遅れや行動に何らかの問題が疑われる児</li> <li>・児の発達について保護者の不安があり、保健指導上必要と思われる児</li> </ul> <p>【場所】 県南健康センター</p>	合併時に再編する。
	177					
30	両親（母親）等教室に関すること	<p>○両親（母親）教室</p> <p>【対象】 市内在住の初妊婦とその夫。3回目のみ祖父母</p> <p>【開催回数】 1コース4回で年5コース 3回目は土曜日開催</p>	<p>○マタニティクラブ・ばばママ教室</p> <p>【対象】 妊婦とその夫</p> <p>【開催回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティクラブ 1コース3回で年4コース</li> <li>・ばばママ教室 年4回 日曜日開催</li> </ul> <p>○祖父母教室</p> <p>【対象】 新しく孫が生まれる、生まれた祖父母</p> <p>【開催回数】 年3回</p>	<p>○おめでた家族教室</p> <p>【対象】 町内在住の妊娠6～9か月の妊婦とその夫又は家族</p> <p>【開催回数】 年4回 土曜日又は日曜日開催</p>	<p>○両親教室</p> <p>【対象】 町内在住の妊婦とその夫</p> <p>【開催回数】 年4回</p>	合併時に再編する。
	34					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	離乳食教室に関すること	<b>【方法】</b> 集団教育 栄養士による講話・試食	<b>【方法】</b> 個別指導 栄養士による相談・試食	<b>【方法】</b> 集団指導 乳児検診の中で実施 栄養士による説明・試食	<b>【方法】</b> 集団教育 講話・試食	合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに再編する。
	35	<b>【回数】</b> 年4回 <b>【対象】</b> 9～11か月児とその養育者 <b>【スタッフ】</b> 栄養士・保健師・母子保健推進員	<b>【回数】</b> 年24回（月2回） <b>【対象】</b> 4か月児、9か月児健診での希望者。試食は全員 <b>【スタッフ】</b> 栄養士・母子保健推進員	<b>【回数】</b> 年12回（月1回） <b>【対象】</b> 4か月・8か月・12か月児とその養育者 <b>【スタッフ】</b> 栄養士・保健師	<b>【回数】</b> 年4回 <b>【対象】</b> 2～5か月児（第1子）とその養育者 <b>【スタッフ】</b> 栄養士・保健師	
32	子育て相談に関すること	<b>【対象】</b> 就学前の乳幼児とその保護者 <b>【日程】</b> 月1回 子育て広場と同時開催 <b>【内容】</b> 保健師による個別相談	<b>【対象】</b> 乳幼児とその保護者 <b>【日程】</b> 月1回 <b>【内容】</b> 身長・体重測定 保健師・看護師による個別相談	実施なし	<b>【対象】</b> 0～3歳児とその保護者 <b>【日程】</b> 月1回 <b>【内容】</b> 保健師・栄養士による個別相談	合併時に再編する。
	36					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	乳幼児健診事後に関すること	<p>○健診事後教室</p> <p>【対象】 1歳6か月児・3歳児健診において要観察及び継続指導が必要と認められた幼児とその保護者</p> <p>【回数】 ・3歳未満グループ月1回 ・3歳以上グループ月2回 ・フォロー教室 月1回</p> <p>【内容】 個別相談 心理職・言語聴覚士による相談・指導</p> <p>○幼稚園・保育園巡回 主に心理職による幼稚園、保育園への巡回指導</p>	<p>○ちやいちやいクラブ</p> <p>【対象】 1歳6か月児・3歳児健診において要観察及び継続指導が必要と認められた幼児とその保護者</p> <p>【回数】 月1回 教室開催</p> <p>○保育所訪問指導 各施設年2回巡回し、児の観察及び保育士へのアドバイス</p>	<p>必要時訪問や個別相談、2歳児教室でフォロー</p>	<p>○言葉の教室</p> <p>【対象】 ことばの発達遅滞児及びその保護者</p> <p>【回数】 月2回</p> <p>【内容】 言語指導員・保健師のよる指導</p>	合併時に再編する。
	38					
34	子育て親子教室に関すること	<p>○さくらんぼ教室</p> <p>【対象】 3～5か月児とその保護者</p> <p>【内容】 ふれあい遊び、講話、絵本の紹介、情報交換、遊び場等の情報提供</p> <p>【日程】年間5コース (1コース2回)</p>	該当なし	<p>○子育てサロン</p> <p>【対象】 3・4か月児とその保護者</p> <p>【内容】 情報交換、遊び場等の情報提供、身体計測、会場開放</p> <p>【日程】月1回2コース</p> <p>○2歳児教室</p> <p>【内容】 親子遊び、歯科健診、栄養指導</p> <p>【日程】月1回2コース</p>	該当なし	合併時に再編する。
	147					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
35	健康増進法に基づく健康教育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボ予防講座（運動編）</li> <li>・健康ウォーキング</li> <li>・栄養教室</li> <li>・骨粗しょう症教室</li> <li>・職域健康教育</li> <li>・禁煙教育</li> <li>・禁煙サポーターズ</li> <li>・出前講座</li> <li>・自主グループ支援</li> <li>・健康情報提供</li> <li>・老人保健事業評価に関すること</li> <li>・健康増進事業等補助金に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボ予防講座（運動編）</li> <li>・リフレッシュ運動講座</li> <li>・健康ウォーキング</li> <li>・禁煙教育</li> <li>・出前講座</li> <li>・健康情報提供</li> <li>・老人保健事業評価に関すること</li> <li>・健康増進事業等補助金に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防教室（運動編）</li> <li>・生活習慣病予防教室（栄養編）</li> <li>・歯周疾患予防教室</li> <li>・健康情報提供</li> <li>・老人保健事業評価に関すること</li> <li>・健康増進事業等補助金に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボ予防講座（栄養・運動編） （健診結果説明会同時）</li> <li>・健康づくりセミナー（歯周疾患、栄養、運動）</li> <li>・生活習慣病予防継続教室（ヘルスサポーター）</li> <li>・健康情報提供</li> <li>・老人保健事業評価に関すること</li> <li>・健康増進事業等補助金に関すること</li> </ul>	合併後に再編する。
	76					
36	成人の健診事後指導に関すること	○健診結果説明会 未実施	○健診結果相談会 【対象者】 個別指導を必要とする者  【内容】個別指導	○検診結果説明会 【対象者】 個別指導を必要とする者  【内容】個別指導	○健診結果相談会 【対象者】 特定健診受診者全員、がん検診要精検者 【内容】 結果説明(集団)、集団健康教育(栄養・運動)、個別相談	合併後速やかに再編する。
	228	【健診結果】 全員郵送	【健診結果】 ・説明会時手渡し ・一部郵送	【健診結果】 ・説明会時手渡し ・一部郵送	【健診結果】 ・説明会時手渡し ・75歳以上は郵送	
37	健康相談業務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談</li> <li>・栄養相談</li> <li>・病態別栄養相談</li> <li>・訪問指導</li> <li>・医薬品管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談</li> <li>・栄養相談（無）</li> <li>・病態別栄養相談</li> <li>・訪問指導</li> <li>・医薬品管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談</li> <li>・栄養相談</li> <li>・病態別栄養相談</li> <li>・訪問指導</li> <li>・医薬品管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談</li> <li>・栄養相談</li> <li>・病態別栄養相談</li> <li>・訪問指導</li> <li>・医薬品管理</li> </ul>	合併時に再編する。
	84					
38	健康手帳に関すること	【様式】 既成手帳形式 【交付方法】 健診時希望者	【様式】 既成手帳形式 【交付方法】 75歳到達者、希望者	【様式】 町独自ファイル 【交付方法】 結果説明会等で配布(活用方法説明)	【様式】 町独自ファイル 【交付方法】 結果説明会等で配布(活用方法説明)	合併後速やかに再編する。
	3					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
39	精神保健に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健に関する相談支援</li> <li>自殺予防講演会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健に関する相談支援</li> <li>自殺予防講演会</li> <li>ココロの健康講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健に関する相談支援</li> <li>自殺予防アンケート</li> <li>心身の健康教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健に関する相談支援</li> <li>健康づくりセミナー</li> </ul>	合併時に再編する。
	164	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止関係の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止関係の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止関係の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止関係の普及啓発</li> </ul>	
40	地域保健事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健事業計画(有)</li> <li>保健事業概要(有)</li> <li>地域保健健康増進事業報告(実施)</li> <li>業務予定表作成(有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健事業計画(無)</li> <li>保健事業概要(有)</li> <li>地域保健健康増進事業報告(実施)</li> <li>業務予定表作成(有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健事業計画(無)</li> <li>保健事業概要(有)</li> <li>地域保健健康増進事業報告(実施)</li> <li>業務予定表作成(有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健事業計画(無)</li> <li>保健事業概要(有)</li> <li>地域保健健康増進事業報告(実施)</li> <li>業務予定表作成(有)</li> </ul>	合併後速やかに再編する。
	52					
41	保健関係者連絡会に関すること	設置なし	設置なし	<b>【目的】</b> 小児保健施策の向上 <b>【内容】</b> 連携、情報交換、視察 <b>【組織】</b> 小中学校養護教諭 給食センター栄養士 町保健師・栄養士	設置なし	合併後速やかに再編する。
	216					
42	健康づくりトレーニングに関すること	該当なし	<b>【目的】</b> 疾病予防・健康増進 <b>【対象者】</b> 町内に居住・勤務する16歳以上のもの <b>【事業内容】</b> 機器を利用した個別指導 <b>【実施場所】</b> 健康福祉センター	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	226					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
43	食生活改善推進員養成講習会に関すること	<p>地域における健康づくりの担い手として食生活改善推進員を養成し会の活性化を図る。</p> <p>【対象者】 活動を希望する 65 歳以下の方</p> <p>【内容】 1 コース 5 回 20 時間 講話、調理実習、運動実技</p>	<p>地域における健康づくりの担い手として食生活改善推進員を養成し会の活性化を図る。</p> <p>【対象者】 一般町民</p> <p>【内容】 1 コース 5 回 20 時間 講話、調理実習、運動実技</p>	<p>地域における健康づくりの担い手として食生活改善推進員を養成し会の活性化を図る。</p> <p>【対象者】 活動を希望する 20～60 歳の方</p> <p>【内容】 1 コース 5 回 20 時間 講話、調理実習</p>	該当なし	合併後に統合する。
	20					
44	食生活改善推進連絡協議会に関すること	<p>【会員】95名 5支部</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康まつりで食チェック</li> <li>三歳児健診時の食育</li> <li>おすそわけ料理講習会</li> </ul>	<p>【会員】22名 支部なし</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康まつりで食育ポイントラリー</li> <li>ウォーキングで健康クイズ</li> <li>集会所で減塩味噌汁試食</li> <li>広報紙に一口メモ</li> <li>日本食生活協会事業</li> <li>とちぎ健康21バックアップ</li> <li>各種研修会</li> </ul>	<p>【会員】43名 4支部</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふくしまつりでバランスガイド普及、味噌汁試食</li> </ul> <p>・日本食生活協会事業</p> <p>・とちぎ健康21バックアップ</p> <p>・各種研修会</p>	<p>該当なし</p> <p>*類似団体 (ヘルスサポーター)</p>	合併後に再編するよう働きかける。
	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本食生活協会事業</li> <li>とちぎ健康21バックアップ</li> <li>各種研修会</li> </ul> <p>【年間会費】 500円/人</p>	<p>【年間会費】 1000円/人</p>	<p>【年間会費】 700円/人</p>		

様式 2

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクC）

経済部会 商工観光分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	商店街振興組合法に関する事	決算関係書類の受理、役員変更や定款変更等に関する業務 (対象組合) 中央商店街振興組合	該当なし	該当なし	該当なし	商店街振興組合があるのが栃木市のみであり、現行のとおりとする。
	3					
2	大規模小売店舗立地法に関する事	大規模小売店舗立地法に基づく届出の縦覧、市町村意見提出等に関する業務	大規模小売店舗立地法に基づく届出の縦覧、市町村意見提出等に関する業務	大規模小売店舗立地法に基づく届出の縦覧、市町村意見提出等に関する業務	大規模小売店舗立地法に基づく届出の縦覧、市町村意見提出等に関する業務	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	6					
3	観光客入り込み調査に関する事	・栃木県観光施策の基礎資料とするため、毎年、県観光交流課からの依頼を受けて実施	・栃木県観光施策の基礎資料とするため、毎年、県観光交流課からの依頼を受けて実施	・栃木県観光施策の基礎資料とするため、毎年、県観光交流課からの依頼を受けて実施	・栃木県観光施策の基礎資料とするため、毎年、県観光交流課からの依頼を受けて実施	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	8					
4	観光ボランティアガイドに関する事	・観光ボランティアガイド（栃木市観光ボランティア協会）の活動支援 ・観光案内の委託業務 ・観光ボランティアガイド養成委託	・大平町観光案内ボランティアの会	該当なし	該当なし	活動のエリアが異なるため現行のとおりとする。
	9					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	地区雇用協会に関する こと	公共職業安定所の行う就業促進、労働力の需給調整及び職業指導等について関係機関と連絡調整を図りながら協力を行う。	公共職業安定所の行う就業促進、労働力の需給調整及び職業指導等について関係機関と連絡調整を図りながら協力を行う。	公共職業安定所の行う就業促進、労働力の需給調整及び職業指導等について関係機関と連絡調整を図りながら協力を行う。	公共職業安定所の行う就業促進、労働力の需給調整及び職業指導等について関係機関と連絡調整を図りながら協力を行う。	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	22					
6	労働関係機関との連絡 協調に関すること	労働行政について、県労政課、小山労政事務所、栃木労働局、栃木労基署、栃木公共職安など関係機関との連絡調整を図る。	労働行政について、県労政課、小山労政事務所、栃木労働局、栃木労基署、栃木公共職安など関係機関との連絡調整を図る。	労働行政について、県労政課、小山労政事務所、栃木労働局、栃木労基署、栃木公共職安など関係機関との連絡調整を図る。	労働行政について、県労政課、小山労政事務所、栃木労働局、栃木労基署、栃木公共職安など関係機関との連絡調整を図る。	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	23					
7	伝統工芸品に関する こと	工芸品について、栃木県伝統工芸品に指定されるよう支援を行う。 ・指定状況 4件	工芸品について、栃木県伝統工芸品に指定されるよう支援を行う。 ・指定状況 1件	工芸品について、栃木県伝統工芸品に指定されるよう支援を行う。 ・指定状況 1件	工芸品について、栃木県伝統工芸品に指定されるよう支援を行う。 ・指定状況 1件	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	27					
8	商店街通行量調査に 関すること	中心商店街の商業環境を継続的に把握するため、商工会議所と市が共同で実施 ・2年に1回で、21年度実施	該当なし	該当なし	該当なし	独自の事業であり、現行のとおりとする。
	30					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	観光施設整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備</li> <li>・(仮称)倭町小江戸ひろば整備事業 (平成 21、22 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理</li> <li>・観光案内板 (16 箇所)</li> <li>・大中寺の森 トイレ、樹木等</li> <li>・清水寺の森 トイレ、樹木等</li> <li>・林道下皆川線沿い園地 四阿、樹木等</li> <li>・林道下皆川線駐車場 樹木管理等</li> <li>・自然遊歩道等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理</li> <li>・観光案内板 (10 箇所)</li> <li>・堤外桜つつみ</li> <li>・三毘神社公園トイレ</li> <li>・ハイキング用の道標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備</li> <li>・つがの里再生事業ふるさとセンター改修工事 (平成 20～22 年度)</li> </ul>	独自の施設であり、現行のとおりとする。
	3 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理</li> <li>・観光案内板 (75 箇所)</li> <li>・水琴窟 1 箇所</li> </ul>				
10	労働相談に関すること	労働相談について、総合窓口となり、その内容に応じて栃木労働基準監督署、栃木公共職業安定所等の専門機関へ引継ぎを行う。	労働相談について、総合窓口となり、その内容に応じて栃木労働基準監督署、栃木公共職業安定所等の専門機関へ引継ぎを行う。	労働相談について、総合窓口となり、その内容に応じて栃木労働基準監督署、栃木公共職業安定所等の専門機関へ引継ぎを行う。	労働相談について、総合窓口となり、その内容に応じて栃木労働基準監督署、栃木公共職業安定所等の専門機関へ引継ぎを行う。	4 市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	3 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	工場適地に関する こと	工場立地法に基づき工場適地 が指定され、国が企業誘致を促 進する。 ・惣社東地区が指定されてい る。	該当なし	工場立地法に基づき工場適地 が指定され、国が企業誘致を促 進する。 ・20年度に中根企業用地を申請	工場立地法に基づき工場適地 が指定され、国が企業誘致を促 進する。 ・20年度に大柿地区を申請	指定された地域に ついては、現行の とおりとする。
	4 2					
12	工場立地法に関する こと	工場立地法に規定する特定工 場の新設または変更があった 場合、設置者より届出を受理、 審査する。	工場立地法に規定する特定工 場の新設または変更があった 場合、設置者より届出を受理、 審査する。	工場立地法に規定する特定工 場の新設または変更があった 場合、設置者より届出を受理、 審査する。	工場立地法に規定する特定工 場の新設または変更があった 場合、設置者より届出を受理、 審査する。	4市町で同様の事 務のため、現行の とおりとする。
	4 3					
13	ベンチャー企業支援 に関すること	県等が実施する技術開発や販 路開拓に関する支援制度につ いて情報提供を行い、新規事業 の展開及び新製品の開発等を 支援する。	県等が実施する技術開発や販 路開拓に関する支援制度につ いて情報提供を行い、新規事業 の展開及び新製品の開発等を 支援する。	県等が実施する技術開発や販 路開拓に関する支援制度につ いて情報提供を行い、新規事業 の展開及び新製品の開発等を 支援する。	県等が実施する技術開発や販 路開拓に関する支援制度につ いて情報提供を行い、新規事業 の展開及び新製品の開発等を 支援する。	4市町で同様の事 務のため、現行の とおりとする。
	4 5					
14	採石、砂利採取に関 すること	・採石法及び砂利採取法に基づ く県への許可申請に対する 市町意見書の提出 ・定期的な監視を行うため、陸 砂利採石監視員を設置	・採石法及び砂利採取法に基づ く県への許可申請に対する 市町意見書の提出 ・定期的な監視を行うため、陸 砂利採石監視員を設置	・採石法及び砂利採取法に基づ く県への許可申請に対する 市町意見書の提出	・採石法及び砂利採取法に基づ く県への許可申請に対する 市町意見書の提出 ・定期的な監視を行うため、陸 砂利採石監視員を設置	同様の事務のた め、現行のとおり とする。
	5 1					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	蔵の街駐車場連絡協議会に関する事	市内中心部の駐車場の統一的な利用・運営を図るために、駐車場管理者で協議を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	独自の協議会であり、現行のとおりとする。
	57					
16	県主催キャンペーンに関する事	・県主催の観光キャンペーンに参加し、観光PR等を行う。	・県主催の観光キャンペーンに参加し、観光PR等を行う。	・県主催の観光キャンペーンに参加し、観光PR等を行う。	・県主催の観光キャンペーンに参加し、観光PR等を行う。	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	59					
17	観光写真コンテストに関する事	・とちぎの四季観光写真コンテスト ・栃木市と観光協会の共催	該当なし	・渡良瀬遊水地フォトコンテスト ・渡良瀬遊水地の風景やイベント等が対象 ・渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団及び関東建設弘済会が経費を負担	該当なし	とちぎの四季観光写真コンテストは、合併時に栃木市の例により統合し、渡良瀬遊水地フォトコンテストは現行のとおりとする。
	60					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18	県立自然公園に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、県観光協会、関係市町及び関係観光協会相互の連絡調整を図り自然公園内各地の観光事業の健全なる発展を期することを目的とする県立自然公園連絡協議会に加盟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、県観光協会、関係市町及び関係観光協会相互の連絡調整を図り自然公園内各地の観光事業の健全なる発展を期することを目的とする県立自然公園連絡協議会に加盟</li> </ul>	該当なし	該当なし	1市1町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	61					
19	下都賀地区広域観光開発推進協議会に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>下都賀地区3市6町で構成する協議会</li> <li>広域的な観光資源をPRし、広域観光ネットワークの強化・充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下都賀地区3市6町で構成する協議会</li> <li>広域的な観光資源をPRし、広域観光ネットワークの強化・充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下都賀地区3市6町で構成する協議会</li> <li>広域的な観光資源をPRし、広域観光ネットワークの強化・充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下都賀地区3市6町で構成する協議会</li> <li>広域的な観光資源をPRし、広域観光ネットワークの強化・充実を図る。</li> </ul>	1市3町は協議会から合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に協議会に加入する。
	62					
20	小江戸とちぎ会に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>小江戸を名乗る埼玉県川越市、千葉県香取市、栃木市において、毎年持ち回りで小江戸サミットを開催する。</li> <li>小江戸サミットは小江戸とちぎ会と市の共催</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	独自の事業であり、現行のとおりとする。
	63					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	首都圏自然歩道管理業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏自然歩道の利用者のための安全確保及び施設の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏自然歩道の利用者のための安全確保及び施設の維持管理</li> </ul>	該当なし	該当なし	1市1町で同様の事業であり、現行のとおりとする。
	67					
22	鯉飼育管理業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巴波川及び県庁堀での鯉の放流及び飼育管理</li> <li>・県庁堀清掃</li> <li>・揚水ポンプ維持管理</li> <li>・錦鯉鑑賞池の維持管理</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	独自の事業であり、現行のとおりとする。
	68					
23	工場立地審査会に関する事	敷地面積1,000㎡以上の製造業の工場が立地する場合、工場設置申出書を提出させ、関係各課で組織する審査会において協議を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	独自の機関であり、新市において必要性を検討し、合併後に再編する。
	70					
24	電気用品安全法に関する事	電気用品小売店を対象に立入検査を実施し、商品が電気用品安全法で定める表示義務を遵守したものであるか調査する。	電気用品小売店を対象に立入検査を実施し、商品が電気用品安全法で定める表示義務を遵守したものであるか調査する。	電気用品小売店を対象に立入検査を実施し、商品が電気用品安全法で定める表示義務を遵守したものであるか調査する。	電気用品小売店を対象に立入検査を実施し、商品が電気用品安全法で定める表示義務を遵守したものであるか調査する。	4市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	71					



No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
25	温泉法に関する事	温泉掘削及び揚湯ポンプ設置に関して、事業者が県への許可申請の際に必要な市町の意見書の発行	温泉掘削及び揚湯ポンプ設置に関して、事業者が県への許可申請の際に必要な市町の意見書の発行	温泉掘削及び揚湯ポンプ設置に関して、事業者が県への許可申請の際に必要な市町の意見書の発行	温泉掘削及び揚湯ポンプ設置に関して、事業者が県への許可申請の際に必要な市町の意見書の発行	4市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	72					
26	セーフティネット保証認定業務に関する事	取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して「特定中小企業者」の認定を行う。	取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して「特定中小企業者」の認定を行う。	取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して「特定中小企業者」の認定を行う。	取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して「特定中小企業者」の認定を行う。	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。
	74					
27	フィルムコミッション事業に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロケーション撮影を支援し、市のPRや観光振興を図る。</li> <li>とちぎフィルム応援団（栃木市フィルムコミッション）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロケーション撮影を支援し、町のPRや観光振興を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロケーション撮影を支援し、町のPRや観光振興を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロケーション撮影を支援し、町のPRや観光振興を図る。</li> </ul>	4市町で同様の事務であり、現行のとおりとする。ただし、フィルムコミッションの組織については合併後、再編を働きかける。
	77					
28	巴波川利用促進団体連絡協議会に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>巴波川を活用したイベント等を実施し、地域の活性化を図る。</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	独自の協議会であり、現行のとおりとする。
	78					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	大光寺工業団地連絡協議会に関する事	大光寺工業団地内の企業と市で協議会を設置し、共同で清掃活動等を実施する。	該当なし	該当なし	該当なし	独自の事業であり、現行のとおりとする。
	79					
30	企業立地促進法に関する事	国の基本方針に基づき、都道府県と市町村が作成し、国の同意を得た基本計画に基づく事業について、国等の支援措置が得られる。 ・平成20年6月に基本計画について国の同意を取得。 ・集積指定産業 自動車・航空宇宙関連産業	国の基本方針に基づき、都道府県と市町村が作成し、国の同意を得た基本計画に基づく事業について、国等の支援措置が得られる。 ・平成20年6月に基本計画について国の同意を取得。 ・集積指定産業 自動車・航空宇宙関連産業	国の基本方針に基づき、都道府県と市町村が作成し、国の同意を得た基本計画に基づく事業について、国等の支援措置が得られる。 ・平成20年6月に基本計画について国の同意を取得。 ・集積指定産業 自動車・航空宇宙関連産業	国の基本方針に基づき、都道府県と市町村が作成し、国の同意を得た基本計画に基づく事業について、国等の支援措置が得られる。 ・平成20年6月に基本計画について国の同意を取得。 ・集積指定産業 自動車・航空宇宙関連産業	4市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	90					
31	県自動車・航空宇宙関連産業集積活性化協議会に関する事	企業立地促進法の規定に基づく基本計画の作成、同意基本計画の実施に関し必要な事項等について協議を行う。 ・栃木県、日光市を除く県内29市町、関連7団体	企業立地促進法の規定に基づく基本計画の作成、同意基本計画の実施に関し必要な事項等について協議を行う。 ・栃木県、日光市を除く県内29市町、関連7団体	企業立地促進法の規定に基づく基本計画の作成、同意基本計画の実施に関し必要な事項等について協議を行う。 ・栃木県、日光市を除く県内29市町、関連7団体	企業立地促進法の規定に基づく基本計画の作成、同意基本計画の実施に関し必要な事項等について協議を行う。 ・栃木県、日光市を除く県内29市町、関連7団体	4市町は協議会から合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に関し協議会に加入する。
	91					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
32	観光ぶどう園協議会 に関すること	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大平町観光ぶどう園協議会（事務局事務）</li> <li>・ぶどうまつり、観光ぶどうキャンペーン、ぶどう収穫体験事業、ぶどうジャムづくり体験事業等の実施</li> </ul>	該当なし	該当なし	独自の協議会であり、現行のとおりとする。
	9 2					
33	煙火消費許可に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙火の消費許可（花火大会に限る）</li> <li>・煙火の消費場所への立入検査</li> <li>・煙火の消費に係る事故報告受理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙火の消費許可（花火大会に限る）</li> <li>・煙火の消費場所への立入検査</li> <li>・煙火の消費に係る事故報告受理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙火の消費許可（花火大会に限る）</li> <li>・煙火の消費場所への立入検査</li> <li>・煙火の消費に係る事故報告受理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙火の消費許可（花火大会に限る）</li> <li>・煙火の消費場所への立入検査</li> <li>・煙火の消費に係る事故報告受理等</li> </ul>	4市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
	9 9					
34	みかも山公園連絡協 議会に関すること	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みかも山公園に接する1市2町（佐野市、岩舟町、藤岡町）が、連携・協働</li> <li>・観光促進に関する事業</li> <li>・地域交流に関する事業</li> <li>・みかも山公園事業との連携</li> </ul>	該当なし	藤岡町は、協議会から合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に協議会に加入する。
	1 0 1					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
35	観光いも掘り農園に関する事	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品のさつまいも（ベニアズマ）を生産農家で栽培し、秋の収穫時にいも掘り農園として開所</li> <li>・組合員数4名（農園数）</li> </ul>	該当なし	独自の事業であり、現行のとおりとする。
	103					
36	Eボートレース渡良瀬大会に関する事	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡良瀬遊水地の利用促進、周辺市町の交流及び地域振興を目的とする。</li> <li>・渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団と関東建設弘済会が費用を負担</li> </ul>	該当なし	独自の事業であり、現行のとおりとする。
	104					

様式 2

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクC）

経済部会 農林分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	農業経営改善計画認定審査に関すること	農業経営改善計画が基本構想に即しているか、市審査会（12人）において審査する。年3回また、その計画達成を支援する。	農業経営改善計画が基本構想に即しているか、町審査会（11人）において審査する。随時また、その計画達成を支援する。	農業経営改善計画が基本構想に即しているか、関係機関、団体において審査する。審査会なしまた、その計画達成を支援する。	農業経営改善計画が基本構想に即しているか、町審査会（18人）において審査する。随時また、その計画達成を支援する。	新市において円滑な事務執行を行うため、合併時に再編する。
	9					
2	農業協同組合等との連絡、調整に関すること	農業協同組合等と各種会議や催事等の日程等について連絡、調整する。	農業協同組合等と各種会議や催事等の日程等について連絡、調整する。	農業協同組合等と各種会議や催事等の日程等について連絡、調整する。	農業協同組合等と各種会議や催事等の日程等について連絡、調整する。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	20					
3	都市農村活動に関すること	農村の地域資源を活用し、都市住民との交流による、地域活性化を図る。 グリーンツーリズム地区協議会の各種取り組みへ支援等	農村の地域資源を活用し、都市住民との交流による、地域活性化を図る。 「黒大豆オーナー制」やNPO法人太平山南山麓友の会への支援	農村の地域資源を活用し、都市住民との交流による、地域活性化を図る。	農村の地域資源を活用し、都市住民との交流による、地域活性化を図る。	市町により取組みに差異があり、合併後に再編する。
	26					
4	市民農園に関すること	地域農業資源を活かす場を作るとともに、来訪者に収穫の喜び等を提供する。 地区グリーンツーリズム協議会により H22 開設予定	地域農業資源を活かす場を作るとともに、来訪者に収穫の喜び等を提供する。 滞在型の整備も併せて、事務レベルで協議検討段階	地域農業資源を活かす場を作るとともに、来訪者に収穫の喜び等を提供する。 わたらせふれあい市民農園開設	該当なし	市町により取組みに差異があり、合併後に再編する。
	27					
5	農業振興ビジョン基本計画に関すること	厳しい農業経営や農村の持つ他面的機能の重要性が叫ばれている中、本市農政の進む方向性を示す基本計画を策定する。 平成22年策定予定	厳しい農業経営や農村の持つ他面的機能の重要性が叫ばれている中、本町農政の進む方向性を示す基本計画を策定する。 今後策定予定	厳しい農業経営や農村の持つ他面的機能の重要性が叫ばれている中、本町農政の進む方向性を示す基本計画を策定する。 今後策定予定	厳しい農業経営や農村の持つ他面的機能の重要性が叫ばれている中、本町農政の進む方向性を示す基本計画を策定する。 今後策定予定	市町により取組みに差異があり、合併後に再編する。
	55					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	利用権設定に関すること	農地の流動化を進めることにより、農地の有効利用や荒廃防止に寄与する。 主な事務：市農業委員会総会後の告示	農地の流動化を進めることにより、農地の有効利用や荒廃防止に寄与する。 主な事務：町農業委員会総会後の告示	農地の流動化を進めることにより、農地の有効利用や荒廃防止に寄与する。 主な事務：町農業委員会総会後の告示	農地の流動化を進めることにより、農地の有効利用や荒廃防止に寄与する。 主な事務：町農業委員会総会後の告示	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	56					
7	農業振興基本計画に関すること	下都賀西部地区(栃木市、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町の5市町)の農業振興基本計画を策定し、栃木市の進行管理をする。	下都賀西部地区(栃木市、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町の5市町)の農業振興基本計画を策定し、大平町の進行管理をする。	下都賀西部地区(栃木市、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町の5市町)の農業振興基本計画を策定し、藤岡町の進行管理をする。	下都賀西部地区(栃木市、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町の5市町)の農業振興基本計画を策定し、都賀町の進行管理をする。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	147					
8	県営土地改良事業の事務調整に関すること	県営土地改良事業について、下都賀農業振興事務所、地元との調整を行うとともに、負担金の納入や各種調査などの事務を行う。	県営土地改良事業について、下都賀農業振興事務所、地元との調整を行うとともに、負担金の納入や各種調査などの事務を行う。	県営土地改良事業について、下都賀農業振興事務所、地元との調整を行うとともに、負担金の納入や各種調査などの事務を行う。	県営土地改良事業について、下都賀農業振興事務所、地元との調整を行うとともに、負担金の納入や各種調査などの事務を行う。	1市3町とも同様な事務のため、現行のとおりとする。
	100					
9	ほ場整備に関すること	分散、非整形、用排水施設未整備の農地についてほ場整備を実施して農業生産性の向上を図る。 現在実施地区 寺尾北部 H21 完了予定 吹上東部 H22 完了予定	分散、非整形、用排水施設未整備の農地についてほ場整備を実施して農業生産性の向上を図る。 現在実施地区はない。	分散、非整形、用排水施設未整備の農地についてほ場整備を実施して農業生産性の向上を図る。 現在実施地区はない。	分散、非整形、用排水施設未整備の農地についてほ場整備を実施して農業生産性の向上を図る。 現在実施地区 ・赤津南部 H21 完了予定	1市3町とも同様な事業のため、現行のとおりとする。
	103					
10	農地防災事業に関すること	現在該当事業なし	現在該当事業なし	藤岡町の一部が、国営農地防災事業渡良瀬中央地区の受益地となっており現在事業実施中。事業完了後負担金の支払いが発生	現在該当事業なし	藤岡町の例により、新市に引継ぐ。
	106					

No.	事務事業名	現 況			調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町		都賀町
11	土地改良区の統合整備に関すること	市内東部地区の4改良区で統合整備研究会を組織し、話し合いを進めている。	隣接土地改良区との合併を検討中	平成20年度町内8改良区が統合し、藤岡土地改良区が発足した。	平成20年度町内9改良区及び2共同施行が統合し、都賀町土地改良区が発足	1市3町とも同様な事務のため、現行のとおりとする。
	111					
12	田園環境マスタープランに関すること	農業農村整備事業の実施に当たり環境への配慮が求められているため、マスタープランを作成する。 策定済	農業農村整備事業の実施に当たり環境への配慮が求められているため、マスタープランを作成する。 未策定	農業農村整備事業の実施に当たり環境への配慮が求められているため、マスタープランを作成する。 策定済	農業農村整備事業の実施に当たり環境への配慮が求められているため、マスタープランを作成する。 未策定	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	112					
13	農村環境計画に関すること	環境保全に対する基本的考え方と農業農村整備事業における基本的対応策等を定める。 策定済	環境保全に対する基本的考え方と農業農村整備事業における基本的対応策等を定める。 策定済	環境保全に対する基本的考え方と農業農村整備事業における基本的対応策等を定める。 策定済	環境保全に対する基本的考え方と農業農村整備事業における基本的対応策等を定める。 策定済	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	113					
14	農業農村整備事業管理計画に関すること	農業農村整備事業の事業概要及び実施スケジュールについて下都賀農業振興事務所と協議し、事業の円滑な推進を図る。	農業農村整備事業の事業概要及び実施スケジュールについて下都賀農業振興事務所と協議し、事業の円滑な推進を図る。	農業農村整備事業の事業概要及び実施スケジュールについて下都賀農業振興事務所と協議し、事業の円滑な推進を図る。	農業農村整備事業の事業概要及び実施スケジュールについて下都賀農業振興事務所と協議し、事業の円滑な推進を図る。	1市3町とも同様な事業のため、現行のとおりとする。
	116					
15	土地改良区事務局に関すること	該当なし	前谷土地改良維持管理組合の事務を行っている。 平成21年度中に事務を維持管理組合に移管できるよう協議中	該当なし	現在、都賀町土地改良区に職員を1名派遣している。	合併後に再編する。
	118					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	農地・水・環境 保全向上対策 に関すること	農家、非農家を含めた活動組織による、農地や農業用水などの農業用資源を保全向上させる活動を支援する。 実施地区	農家、非農家を含めた活動組織による、農地や農業用水などの農業用資源を保全向上させる活動を支援する。 実施地区	農家、非農家を含めた活動組織による、農地や農業用水などの農業用資源を保全向上させる活動を支援する。 実施地区	農家、非農家を含めた活動組織による、農地や農業用水などの農業用資源を保全向上させる活動を支援する。 実施地区	1市3町とも同様な事業のため、 現行のとおりとする。
	183	・仲仕上みどりの里 ・大塚たんぼの会 ・高谷町グリーンクラブ ・細堀木の西みどりの会 ・川原田めぐみの里	・西山田自然環境保全会 ・富田七環境保全会 ・お楽の里下高島 ・真弓南環境保全会 ・西水代環境保全会	・水と緑の里みどりかわ	・富張地区環境保全会 ・大柿の郷をまもる会	
17	地籍調査に関する こと	土地に関する施策の円滑化を図るため、土地の所有者、地番、地籍を調査するとともに土地の境界と面積を測量する。	土地に関する施策の円滑化を図るため、土地の所有者、地番、地籍を調査するとともに土地の境界と面積を測量する。	土地に関する施策の円滑化を図るため、土地の所有者、地番、地籍を調査するとともに土地の境界と面積を測量する。	土地に関する施策の円滑化を図るため、土地の所有者、地番、地籍を調査するとともに土地の境界と面積を測量する。	合併時は現行の とおりとし、合併 後に再編する。
	196	未実施	一部を除いて事業完了	事業実施中	未実施	



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18   1	排水施設の維持管理について	○県営かんがい排水路 県より譲与を受けた排水路の維持管理を改良区と協力して実施する。	○県営かんがい排水路 県より譲与を受けた排水路の維持管理を改良区と協力して実施する。	○県営かんがい排水路 該当施設なし。	○県営かんがい排水路 県より譲与を受けた排水路の維持管理を改良区と協力して実施する。	現行のとおり引き継ぎ、合併後に再編する。
		○排水樋門 台風や大雨時に排水樋門の開閉を行い、洪水の抑制を図る。また、通常の維持管理を行う。	○排水樋門 台風や大雨時に排水樋門の開閉を行い、洪水の抑制を図る。また、通常の維持管理を行う。	○排水樋門 台風や大雨時に排水樋門の開閉を行い、洪水の抑制を図る。また、通常の維持管理を行う。	○排水樋門 該当施設なし。	合併時に再編する。
	99 176 234	○西本排水機場 団体営により永野川（大平町地内）に設置された排水機場。栃木市、大平町、大美間土地改良区と3者協定を結び、管理は大美間土地改良区、維持管理費は栃木市、大平町で折半	○西本排水機場 団体営により永野川（大平町地内）に設置された排水機場。栃木市、大平町、大美間土地改良区と3者協定を結び、管理は大美間土地改良区、維持管理費は栃木市、大平町で折半			各施設の例により合併時に統合する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18   2			<p>○西前原排水機場 県営湛水防除事業で設置された排水機場。 流域は藤岡町、岩舟町、大平町に及ぶ。町の直営管理。維持管理費については、県補助金、流域3町の負担金</p>	<p>○西前原排水機場 県営湛水防除事業で設置された排水機場。 流域は藤岡町、岩舟町、大平町に及ぶ。町の直営管理。維持管理費については、県補助金、流域3町の負担金。特別会計制度をとっている。</p> <p>○旧西前原排水機場 ○石川排水機場 ○東谷津排水機場 ○新井排水機場 上記4機場については、土地改良区管理の施設であり、維持管理の補助金を支出している。</p> <p>○荒川排水機場 ○与良川排水機場 ○与良川第2排水機場 ○邑楽東部排水機場 上記3施設については、維持管理経費を町受益地分の負担金支出</p>		

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	かんがい排水事業に関する こと	かんがい排水路の整備により、農 用地の湛水被害防止を図る。 現在実施地区 梓川（H20完了） 美田東部頭首工（河川応急H21 ～）	かんがい排水路の整備により、農 用地の湛水被害防止を図る。 現在計画中の地区 西前原（排水機場） 事業実施 H21～27 総事業費 294 千万円 負担割合 国 50% 県 25% 地元 25%*  *藤岡町 55.52% 大平町 29.35% 岩舟町 14.99% 小山市 0.14%	かんがい排水路の整備により、農 用地の湛水被害防止を図る。 現在計画中の地区 西前原（排水機場） 事業実施 H21～27 総事業費 294 千万円 負担割合 国 50% 県 25% 地元 25%*  *藤岡町 55.52% 大平町 29.35% 岩舟町 14.99% 小山市 0.14%	かんがい排水路の整備により、農 用地の湛水被害防止を図る。 現在実施地区 なし	実施中の事業に ついては現行の とおり新市に引 継ぐ。計画中の事 業については、合 併後に再編する。
	105					
20	農道・ため池台 帳に関するこ と	農道及びため池を維持管理し、農 業生産の安全と利便性を図る。	農道及びため池を維持管理し、農 業生産の安全と利便性を図る。	農道及びため池を維持管理し、農 業生産の安全と利便性を図る。	農道及びため池を維持管理し、農 業生産の安全と利便性を図る。	現行のとおり新 市に引き継ぎ、合 併後に再編する。
	107					
21	国営事業に関 すること	思川、巴波川に囲まれた地域 (3,040ha)の湛水被害防止のため 国営整備構想(案)が策定された。 事業実施に向けて、関係市、町、 土地改良区との調整を行っている。 【関係市・町】小山市 栃木市 大平町 藤岡町 野木町 【関係土地改良区】 小野藤 清水川 美田南部 美田中部 美田北部 美田東部 栃木市東部 栃木市高谷 【概算事業費】 193億円	思川、巴波川に囲まれた地域 (3,040ha)の湛水被害防止のため 国営整備構想(案)が策定された。 事業実施に向けて、関係市、町、 土地改良区との調整を行っている。 【関係市・町】小山市 栃木市 大平町 藤岡町 野木町 【関係土地改良区】 小野藤 清水川 美田南部 美田中部 美田北部 美田東部 栃木市東部 栃木市高谷 【概算事業費】 193億円	思川、巴波川に囲まれた地域 (3,040ha)の湛水被害防止のため 国営整備構想(案)が策定された。 事業実施に向けて、関係市、町、 土地改良区との調整を行っている。 【関係市・町】小山市 栃木市 大平町 藤岡町 野木町 【関係土地改良区】 小野藤 清水川 美田南部 美田中部 美田北部 美田東部 栃木市東部 栃木市高谷 【概算事業費】 193億円	国営整備構想の受益地には含ま れていない。	合併時に再編す る。
	171					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	利根川水系農業水利協議会に関すること	該当なし	利根川水系における水利情報の収集行い、農業用水の確保、渇水対策などの農業水利に関する諸問題を調査検討する。	利根川水系における水利情報の収集行い、農業用水の確保、渇水対策などの農業水利に関する諸問題を調査検討する。	利根川水系における水利情報の収集行い、農業用水の確保、渇水対策などの農業水利に関する諸問題を調査検討する。	3町の例により合併時に統合する。
	236					
23	鳥獣の保護計画に関すること	県の定める特定鳥獣保護管理地域計画作成要領に基づき、市の実情に合った計画を策定する。種別、年度別計画により対策を講じ、翌年度の計画に反映させる。	県の定める特定鳥獣保護管理地域計画作成要領に基づき、町の実情に合った計画を策定する。種別、年度別計画により対策を講じ、翌年度の計画に反映させる。	県の定める特定鳥獣保護管理地域計画作成要領に基づき、町の実情に合った計画を策定する。種別、年度別計画により対策を講じ、翌年度の計画に反映させる。	県の定める特定鳥獣保護管理地域計画作成要領に基づき、町の実情に合った計画を策定する。種別、年度別計画により対策を講じ、翌年度の計画に反映させる。	新市地域計画の調整が必要であり、合併後に再編する。
	2					
24	米消費拡大に関すること	米の消費拡大のPRや料理教室の実施及び、米粉等の活用支援により、食料自給率の向上を図る。	米の消費拡大のPRや料理教室の実施及び、米粉等の活用支援により、食料自給率の向上を図る。	米の消費拡大のPRや料理教室の実施及び、米粉等の活用支援により、食料自給率の向上を図る。	米の消費拡大のPRや料理教室の実施及び、米粉等の活用支援により、食料自給率の向上を図る。	1市3町とも同様な事務内容のため、現行のとおりとする。
	13					
25	地産地消の推進に関すること	生産者や関係機関との調整を図り、学校給食等とおして、地産地消の推進を図る。	生産者や関係機関との調整を図り、学校給食等とおして、地産地消の推進を図る。	生産者や関係機関との調整を図り、学校給食等とおして、地産地消の推進を図る。	生産者や関係機関との調整を図り、学校給食等とおして、地産地消の推進を図る。	1市3町とも同様な事務内容のため、現行のとおりとする。
	23					
26	農業後継者に関すること	栃木県農業大学校学生募集や海外派遣農業研修生の募集、推薦等を行う。	栃木県農業大学校学生募集や海外派遣農業研修生の募集、推薦等を行う。	栃木県農業大学校学生募集や海外派遣農業研修生の募集、推薦等を行う。	栃木県農業大学校学生募集や海外派遣農業研修生の募集、推薦等を行う。	1市3町とも同様な事務内容のため、現行のとおりとする。
	25					
27	環境保全型農業に関すること	エコファーマーの認定やリンクティの取得を推奨し、環境保全型農業に取り組む生産者を増やす。	エコファーマーの認定やリンクティの取得を推奨し、環境保全型農業に取り組む生産者を増やす。	エコファーマーの認定やリンクティの取得を推奨し、環境保全型農業に取り組む生産者を増やす。	エコファーマーの認定やリンクティの取得を推奨し、環境保全型農業に取り組む生産者を増やす。	1市3町とも同様な事務内容のため、現行のとおりとする。
	28					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	農業災害の調査報告に関する事	被害状況の把握に努め、関係機関と連絡調整を図り、適切な措置を講じる。	被害状況の把握に努め、関係機関と連絡調整を図り、適切な措置を講じる。	被害状況の把握に努め、関係機関と連絡調整を図り、適切な措置を講じる。	被害状況の把握に努め、関係機関と連絡調整を図り、適切な措置を講じる。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	30					
29	農作物の病害虫防除に関する事	病害虫による被害を最小限に抑えるため、最新情報の周知や、発生した場合のまん延防止対策の措置を講じる。	病害虫による被害を最小限に抑えるため、最新情報の周知や、発生した場合のまん延防止対策の措置を講じる。	病害虫による被害を最小限に抑えるため、最新情報の周知や、発生した場合のまん延防止対策の措置を講じる。	病害虫による被害を最小限に抑えるため、最新情報の周知や、発生した場合のまん延防止対策の措置を講じる。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	31					
30	畜産振興に関する事	畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進を図る。	畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進を図る。	畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進を図る。	畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進を図る。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	32					
31	治山事業に関する事	県営治山事業の採択、実施へ向け、地元及び県との調整を行う。	県営治山事業の採択、実施へ向け、地元及び県との調整を行う。	県営治山事業の採択、実施へ向け、地元及び県との調整を行う。	県営治山事業の採択、実施へ向け、地元及び県との調整を行う。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	34					
32	市町村森林整備計画に関する事	森林法に基づき、市の実情に合った森林整備を5年毎に10年間の計画を策定し、関連施策を講じる。	森林法に基づき、町の実情に合った森林整備を5年毎に10年間の計画を策定し、関連施策を講じる。	森林法に基づき、町の実情に合った森林整備を5年毎に10年間の計画を策定し、関連施策を講じる。	森林法に基づき、町の実情に合った森林整備を5年毎に10年間の計画を策定し、関連施策を講じる。	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に再編する。
	36					
33	林地開発許可に関する事	1haを越える森林の開発についての許可事務を行う。権限移譲によりH19年度からの事務	1haを越える森林の開発についての許可事務を行う。権限移譲によりH21年度からの事務	1haを越える森林の開発についての許可事務を行う。権限移譲によりH20年度からの事務	1haを越える森林の開発についての許可事務を行う。	1市3町ともに同様な事務内容であるが、平成19年度から権限移譲を受けている栃木市の例により、合併時に統合する。
	37					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
34	保安林の指定、解除の調整及び保安林の制限に関する事	保安林の指定、解除は県の事務であり、利害関係者や県との連絡・調整を行う。 H20年度から保安林内の伐採の許可事務を行う。	保安林の指定、解除は県の事務であり、利害関係者や県との連絡・調整を行う。 H20年度から保安林内の伐採の許可事務を行う。	保安林の指定、解除は県の事務であり、利害関係者や県との連絡・調整を行う。 H20年度から保安林内の伐採の許可事務を行う。	保安林の指定、解除は県の事務であり、利害関係者や県との連絡・調整を行う。 H20年度から保安林内の伐採の許可事務を行う。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	39					
35	伐採届出書受理に関する事	地域森林計画上の森林について、現地確認、適合通知書の交付等を行う。 1ha以下の小規模林地開発を含む。	地域森林計画上の森林について、現地確認、適合通知書の交付等を行う。 1ha以下の小規模林地開発を含む。	地域森林計画上の森林について、現地確認、適合通知書の交付等を行う。 1ha以下の小規模林地開発を含む。	地域森林計画上の森林について、現地確認、適合通知書の交付等を行う。 1ha以下の小規模林地開発を含む。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	40					
36	特用林産物に関する事	きのこ、樹実類、山菜、たけのこ、木炭等の特用林産物について、需要拡大を図る。	きのこ、樹実類、山菜、たけのこ、木炭等の特用林産物について、需要拡大を図る。	きのこ、樹実類、山菜、たけのこ、木炭等の特用林産物について、需要拡大を図る。	きのこ、樹実類、山菜、たけのこ、木炭等の特用林産物について、需要拡大を図る。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	41					
37	火入れ許可に関する事	森林法に基づく、農林業経営のための行為の許可事務を行う。	森林法に基づく、農林業経営のための行為の許可事務を行う。	森林法に基づく、農林業経営のための行為の許可事務を行う。	森林法に基づく、農林業経営のための行為の許可事務を行う。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	43					
38	林野火災に関する事	消防署と連絡を取り、状況を把握し、県南環境森林事務所へ連絡する。 林班図や公図により所有者の確認を行う。 県と連携し臨機の措置を講じる。	消防署と連絡を取り、状況を把握し、県南環境森林事務所へ連絡する。 林班図や公図により所有者の確認を行う。 県と連携し臨機の措置を講じる。	消防署と連絡を取り、状況を把握し、県南環境森林事務所へ連絡する。 林班図や公図により所有者の確認を行う。 県と連携し臨機の措置を講じる。	消防署と連絡を取り、状況を把握し、県南環境森林事務所へ連絡する。 林班図や公図により所有者の確認を行う。 県と連携し臨機の措置を講じる。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	44					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
39	有害鳥獣捕獲に関すること	イノシシ、サル、シカ、カラス、ドバト等有害鳥獣捕獲を実施する者に対する許可証の交付等の事務	イノシシ、サル、シカ、カラス、ドバト等有害鳥獣捕獲を実施する者に対する許可証の交付等の事務	イノシシ、サル、シカ、カラス、ドバト等有害鳥獣捕獲を実施する者に対する許可証の交付等の事務	イノシシ、サル、シカ、カラス、ドバト等有害鳥獣捕獲を実施する者に対する許可証の交付等の事務	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	46					
40	飼養登録に関すること	メジロ、ホオジロ等の飼養登録の許可に係る事務	メジロ、ホオジロ等の飼養登録の許可に係る事務	メジロ、ホオジロ等の飼養登録の許可に係る事務	メジロ、ホオジロ等の飼養登録の許可に係る事務	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	47					
41	林道の維持管理に関すること	市内林道各路線における林業作業車両等の安全を確保するため、適正な維持管理を実施する。	町内林道各路線における林業作業車両等の安全を確保するため、適正な維持管理を実施する。	町内林道各路線における林業作業車両等の安全を確保するため、適正な維持管理を実施する。	町内林道各路線における林業作業車両等の安全を確保するため、適正な維持管理を実施する。	1市3町ともに同様な取組みであるため、現行のとおりとする。
	48					
42	林道網計画に関すること	地域森林計画上の林道、作業道の整備について計画すること。	地域森林計画上の林道、作業道の整備について計画すること。	地域森林計画上の林道、作業道の整備について計画すること。	地域森林計画上の林道、作業道の整備について計画すること。	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
	49					
43	林道台帳の整備に関すること	林道の維持管理のため、台帳を整備し、林道の保全を図る。	林道の維持管理のため、台帳を整備し、林道の保全を図る。	林道の維持管理のため、台帳を整備し、林道の保全を図る。	林道の維持管理のため、台帳を整備し、林道の保全を図る。	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
	51					
44	林業関係団体に関すること	林業関係団体との連絡、調整を行う。	林業関係団体との連絡、調整を行う。	林業関係団体との連絡、調整を行う。	林業関係団体との連絡、調整を行う。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	52					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
45	松くい虫防除に関すること	高度公益森林及びその他松林を県補助金により伐倒駆除を行う。	高度公益森林及びその他松林を県補助金により伐倒駆除を行う。生活環境保全林は、県単で地上散布、また、町単で伐倒駆除、地上散布を行う。	町内山林の松の保全を行う。	町内山林の松の保全を行う。	市町により取組みに差異があるため、合併後に再編する。
	5 3					
46	内水面漁業に関すること	関係機関との連絡・調整を行う。	関係機関との連絡・調整を行う。	関係機関との連絡・調整を行う。	関係機関との連絡・調整を行う。	1市3町ともに同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	5 4					
47	畜産環境保全に関すること	家畜排せつ物法に基づく巡回指導を行い、環境汚染の防止と、家畜経営の健全な発展を図る。	家畜排せつ物法に基づく巡回指導を行い、環境汚染の防止と、家畜経営の健全な発展を図る。	家畜排せつ物法に基づく巡回指導を行い、環境汚染の防止と、家畜経営の健全な発展を図る。	家畜排せつ物法に基づく巡回指導を行い、環境汚染の防止と、家畜経営の健全な発展を図る。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	7 9					
48	森林施業計画に関すること	森林所有者等が作成する間伐等の施業計画の認定事務	森林所有者等が作成する間伐等の施業計画の認定事務	森林所有者等が作成する間伐等の施業計画の認定事務	森林所有者等が作成する間伐等の施業計画の認定事務	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	8 5					
49	有害鳥獣による農作物等への被害防止対策に関すること	農林産物への被害や生活環境、自然環境を悪化させる場合、多様な手法により被害の軽減を図る。	農林産物への被害や生活環境、自然環境を悪化させる場合、多様な手法により被害の軽減を図る。	農林産物への被害や生活環境、自然環境を悪化させる場合、多様な手法により被害の軽減を図る。	農林産物への被害や生活環境、自然環境を悪化させる場合、多様な手法により被害の軽減を図る。	1市3町ともに同様な取組みであるため、現行のとおりとする。
	1 3 8					



No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
50	農業体験学習に関すること	生産者と連携を図りながら、農作業の体験の機会を提供し、農業の理解促進を図る。	生産者と連携を図りながら、農作業の体験の機会を提供し、農業の理解促進を図る。	生産者と連携を図りながら、農作業の体験の機会を提供し、農業の理解促進を図る。	生産者と連携を図りながら、農作業の体験の機会を提供し、農業の理解促進を図る。	1市3町ともに同様な取組みであるため、現行のとおりとする。
	155					
51	農村男女共同参画に関すること	女性起業や家族経営協定締結、審議会への女性委員登用などの支援を行う。	女性起業や家族経営協定締結、審議会への女性委員登用などの支援を行う。	女性起業や家族経営協定締結、審議会への女性委員登用などの支援を行う。	女性起業や家族経営協定締結、審議会への女性委員登用などの支援を行う。	1市3町ともに同様な取組みであるため、現行のとおりとする。
	158					
52	アメリカシロヒトリ駆除に関すること	市民へ自主駆除支援のため噴霧器等無料貸出しを行う。公共施設に対し一括した業者委託により駆除を実施する。	各公共施設管理者が駆除を実施する。	町民へ自主駆除支援のため薬剤無料配布、噴霧器等無料貸出しを行う。	各公共施設管理者が駆除を実施する。	市町により取組みに差異があるため、合併後に再編する。
	159					
53	緑の募金に関すること	県緑化推進委員会との共催により、苗木配布会と併せて募金活動をする。	県緑化推進委員会との共催により、苗木配布会と併せて募金活動をする。	県緑化推進委員会との共催により、苗木配布会と併せて募金活動をする。	県緑化推進委員会との共催により、苗木配布会と併せて募金活動をする。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	177					
54	農業マーケティングに関すること	農産物の販路拡大と生産振興を図るため、PR活動を実施する。	農産物の販路拡大と生産振興を図るため、PR活動を実施する。	農産物の販路拡大と生産振興を図るため、PR活動を実施する。	農産物の販路拡大と生産振興を図るため、PR活動を実施する。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	179					
55	青果物（野菜）生産振興に関すること	青果物（野菜）の品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	青果物（野菜）の品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	青果物（野菜）の品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	青果物（野菜）の品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	180					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
56	果樹花き振興に関すること	果樹・花きの品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	果樹・花きの品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	果樹・花きの品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	果樹・花きの品質の向上と生産の拡大を図るため、施設整備等に対し国県補助金の導入支援をする。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	181					
57	食の安全安心に関すること	安全で安心な農産物の生産を支援するため、県と連携し、各生産工程を記録・改善する管理手法（GAP）の推進等を実施する。	安全で安心な農産物の生産を支援するため、県と連携し、各生産工程を記録・改善する管理手法（GAP）の推進等を実施する。	安全で安心な農産物の生産を支援するため、県と連携し、各生産工程を記録・改善する管理手法（GAP）の推進等を実施する。	安全で安心な農産物の生産を支援するため、県と連携し、各生産工程を記録・改善する管理手法（GAP）の推進等を実施する。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	182					
58	とちぎの元気な森づくり事業に関すること	市町村交付金事業を活用し、元気な森づくり、森を育む人づくりの取組みを推進する。	市町村交付金事業を活用し、元気な森づくり、森を育む人づくりの取組みを推進する。	市町村交付金事業を活用し、元気な森づくり、森を育む人づくりの取組みを推進する。	市町村交付金事業を活用し、元気な森づくり、森を育む人づくりの取組みを推進する。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	184					
59	都賀インター周辺地区観光農園設置小委員会に関すること	該当なし	該当なし	該当なし	都賀インター周辺地区の活性化のため、観光農園の設置について調査研究を行う。	独自の取組みのため、現行のとおりとする。
	215					
60	農産物直売活動に関すること	農産物直売所をPR等により、活動支援する。 （JAしもつけよっとこれ、アグリノの里、星野）	農産物直売所をPR等により、活動支援する。 （JAしもつけたんぼ、カインズモール愛菜果、ゆうゆうプラザ、プラッツおおひら、下皆川、川連、西山田）	農産物直売所をPR等により、活動支援する。 （道の駅みかも万葉の里、JAしもつけ藤岡地区、みかも）	農産物直売所をPR等により、活動支援する。 （JAしもつけ生出宿里の駅、ふるさとセンター）	1市3町とも同様な取組みのため、現行のとおりとする。
	24					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
61	農業・農村振興施設の管理に関すること	農村地域の交流拡大や女性起業グループ、農産物加工組織の活動支援をするための施設の適正な管理運営を行う。	農村地域の交流拡大や女性起業グループ、農産物加工組織の活動支援をするための施設の適正な管理運営を行う。	農村地域の交流拡大や女性起業グループ、農産物加工組織の活動支援をするための施設の適正な管理運営を行う。	農村地域の交流拡大や女性起業グループ、農産物加工組織の活動支援をするための施設の適正な管理運営を行う。	1市3町とも同様な取り組みのため、現行のとおりとする。
	167	栃木市農村振興総合センター	西地区農産加工所 東地区農村センター 農村婦人の家	農産加工センター	J Aしもつけ都賀農産加工施設	
62	野生鳥獣対策協議会に関すること	栃木県猟友会栃木支部、栃木県猟友会下都賀連合第3支部、栃木県猟友会下都賀連合栃木中央支部を含む「栃木市野生鳥獣被害対策連絡協議会」を組織し、被害対策の検討を行う。	栃木県猟友会下都賀連合大岩支部と連携し、被害対策の検討を行う。	栃木県猟友会藤岡支部と連携し、被害対策の検討を行う。	栃木県猟友会下都賀連合第3支部と連携し、被害対策の検討を行う。	各地元猟友会との連携は、現行のとおりとし、合併後再編する。
	206					
63	学校農園事業に関すること	小・中学校において、作物を育てる楽しさや収穫の喜び、生きるものの力を実感し、農業に対する理解促進を図る。	小学校において、作物を育てる楽しさや収穫の喜び、生きるものの力を実感し、農業に対する理解促進を図る。	小学校において、作物を育てる楽しさや収穫の喜び、生きるものの力を実感し、農業に対する理解促進を図る。	小学校において、作物を育てる楽しさや収穫の喜び、生きるものの力を実感し、農業に対する理解促進を図る。	1市3町とも同様な取り組みのため、現行のとおりとする。
	76					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
64	食育推進に関する事	健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、様々な主体が連携・協力し、食の情報発信や実践活動を推進する。	健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、様々な主体が連携・協力し、食の情報発信や実践活動を推進する。	健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、様々な主体が連携・協力し、食の情報発信や実践活動を推進する。	健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、様々な主体が連携・協力し、食の情報発信や実践活動を推進する。	1市3町とも同様な取組みのため、現行のとおりとする。
	178					
65	食の回廊に関する事	農産物をはじめとする食や交流施設など地域資源との連携により魅力ある街道づくりを全国に発信し、地域の活性化を図る。 ○とちぎ渡良瀬いちご・フルーツ街道推進協議会	農産物をはじめとする食や交流施設など地域資源との連携により魅力ある街道づくりを全国に発信し、地域の活性化を図る。 ○とちぎ渡良瀬いちご・フルーツ街道推進協議会	農産物をはじめとする食や交流施設など地域資源との連携により魅力ある街道づくりを全国に発信し、地域の活性化を図る。 ○とちぎ渡良瀬いちご・フルーツ街道推進協議会	農産物をはじめとする食や交流施設など地域資源との連携により魅力ある街道づくりを全国に発信し、地域の活性化を図る。	1市3町とも同様な取組みであるため、現行のとおりとする。
	237					
66	農業融資資金に関する事	該当なし	該当なし	該当なし	○都賀町農業経営安定資金融資 町内農業者の農業生産に必要な資金及び生活資金の融資を行う。 預託機関 下野農業協同組合 限度額 融資残高で 400 万円以内 利率 2.3%	都賀町独自の取組みであるため、合併時に再編する。
	238					

様式 2

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクC）

経済部会 農業委員会分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	耕作証明に関するこ と	免税軽油申請に係る耕作証明 書の発行 耕作証明書の発行 平成 19 年度発行件数 免税軽油 309 件 その他 95 件	免税軽油申請に係る耕作証明 書の発行 耕作証明書の発行 平成 19 年度発行件数 免税軽油 395 件 その他 5 件	免税軽油申請に係る耕作証明 書の発行 耕作証明書の発行 平成 19 年度発行件数 免税軽油 216 件 その他 20 件	免税軽油申請に係る耕作証明 書の発行 耕作証明書の発行 平成 19 年度発行件数 免税軽油 207 件 その他 37 件	1 市 3 町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	1					
2	農業委員会の運営に 関すること	農業委員会の運営に関するこ とを定める。 ・事務局の設置 ・事務処理等	農業委員会の運営に関するこ とを定める。 ・事務局の設置 ・事務処理等	農業委員会の運営に関するこ とを定める。 ・事務局の設置 ・事務処理等	農業委員会の運営に関するこ とを定める。 ・事務局の設置 ・事務処理等	1 市 3 町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	7					
3	農業委員会交付金に 関すること	委員報酬、職員設置費等農業委 員会活動に対する県の交付金 を受けるための申請及び実績 報告書の作成	委員報酬、職員設置費等農業委 員会活動に対する県の交付金 を受けるための申請及び実績 報告書の作成	委員報酬、職員設置費等農業委 員会活動に対する県の交付金 を受けるための申請及び実績 報告書の作成	委員報酬、職員設置費等農業委 員会活動に対する県の交付金 を受けるための申請及び実績 報告書の作成	1 市 3 町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	1 0					
4	許可事務に関するこ と（農地の権利の設 定移転）	農地法 3 条に基づく農地の権利 の設定移転に関する許可申請 に対して事務処理を行う。市町 村区域外の農地の権利の設定 移転については知事許可 ※平成 21 年度権限移譲	農地法 3 条に基づく農地の権利 の設定移転に関する許可申請 に対して事務処理を行う。市町 村区域外の農地の権利の設定 移転については知事許可	農地法 3 条に基づく農地の権利 の設定移転に関する許可申請 に対して事務処理を行う。市町 村区域外の農地の権利の設定 移転については知事許可	農地法 3 条に基づく農地の権利 の設定移転に関する許可申請 に対して事務処理を行う。市町 村区域外の農地の権利の設定 移転については知事許可	1 市 3 町とも同 様な事務内容で あるが、平成 2 1 年 4 月から栃木 市に権限移譲さ れたため、栃木市 の例により合併 時に統合する。
	1 1					
5	農業生産法人に関す ること	農業経営の法人化を促進する ため、農地法の要件を満たす法 人に対し農地等の権利取得を 認める。 ・適用要件の把握、報告の徴収 等に関する事務	農業経営の法人化を促進する ため、農地法の要件を満たす法 人に対し農地等の権利取得を 認める。 ・適用要件の把握、報告の徴収 等に関する事務	農業経営の法人化を促進する ため、農地法の要件を満たす法 人に対し農地等の権利取得を 認める。 ・適用要件の把握、報告の徴収 等に関する事務	農業経営の法人化を促進する ため、農地法の要件を満たす法 人に対し農地等の権利取得を 認める。 ・適用要件の把握、報告の徴収 等に関する事務	1 市 3 町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	1 6					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	農地法届出申請事務に関すること	許可の適用除外案件の内市街化区域内の転用について届出書の受理事務を行う。 書類審査後、受理書を交付する。	許可の適用除外案件の内市街化区域内の転用について届出書の受理事務を行う。 書類審査後、受理書を交付する。	許可の適用除外案件の内市街化区域内の転用について届出書の受理事務を行う。 書類審査後、受理書を交付する。	許可の適用除外案件の内市街化区域内の転用について届出書の受理事務を行う。 書類審査後、受理書を交付する。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	17					
7	相続税、贈与税猶予に関すること	相続税、贈与税の納税猶予について、その適格者証明書の発行を行う。	相続税、贈与税の納税猶予について、その適格者証明書の発行を行う。	相続税、贈与税の納税猶予について、その適格者証明書の発行を行う。	相続税、贈与税の納税猶予について、その適格者証明書の発行を行う。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	19					
8	総会に関すること	農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務を処理するほか、重要案件について審議、決定をする。 毎月20日頃開催	農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務を処理するほか、重要案件について審議、決定をする。 毎月20日頃開催	農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務を処理するほか、重要案件について審議、決定をする。 毎月20日頃開催	農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務を処理するほか、重要案件について審議、決定をする。 毎月20日頃開催	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	22					
9	情報活動事業に関すること	農業者への情報提供を行う。 ・市広報へ掲載 ・市ホームページへ掲載 ・農業委員会だより発行	農業者への情報提供を行う。 ・町広報へ掲載 ・町ホームページへ掲載	農業者への情報提供を行う。 ・町広報へ掲載 ・町ホームページへ掲載 ・ふじおかまち農業委員会報発行	農業者への情報提供を行う。 ・町広報へ掲載 ・町ホームページへ掲載	合併時に再編する。
	23					
10	全国農業新聞に関すること	・総会で普及拡大の依頼 ・購読料の請求・支払事務を行う。 ・新規購読者、中止の手続きを行う。	・総会で普及拡大の依頼 ・購読料の請求・支払事務を行う。 ・新規購読者、中止の手続きを行う。	・総会で普及拡大の依頼 ・購読料の請求・支払事務を行う。 ・新規購読者、中止の手続きを行う。	・総会で普及拡大の依頼 ・購読料の請求・支払事務を行う。 ・新規購読者、中止の手続きを行う。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	24					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	標準農作業料金設定に関すること	標準農作業の料金を、水稲作業、麦作作業、労務費等について設定する。 農業委員会対応	標準農作業の料金を、水稲作業、麦作作業、労務費等について設定する。 産業振興課対応	標準農作業の料金を、水稲作業、麦作作業、労務費等について設定する。 J A対応	標準農作業の料金を、水稲作業、麦作作業、労務費等について設定する。 農業公社対応	1市3町で設定の額、作業内容、関係部署に差異があるため、合併後に再編する。
	25					
12	農業者年金業務に関すること	農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務。 ・農業者年金加入の推進 ・加入者・受給者の資格審査、変更の手続き ・特定処分対象農地の適正な管理	農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務。 ・農業者年金加入の推進 ・加入者・受給者の資格審査、変更の手続き ・特定処分対象農地の適正な管理	農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務。 ・農業者年金加入の推進 ・加入者・受給者の資格審査、変更の手続き ・特定処分対象農地の適正な管理	農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務。 ・農業者年金加入の推進 ・加入者・受給者の資格審査、変更の手続き ・特定処分対象農地の適正な管理	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	26					
13	農家台帳の整備に関すること	農家台帳により、農家世帯、農地の管理をする。	農家台帳により、農家世帯、農地の管理をする。	農家台帳により、農家世帯、農地の管理をする。	農家台帳により、農家世帯、農地の管理をする。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	34					
14	自作農創設事業に関すること	県が管理している国有農地について、農地对価の徴収及び農地の管理に必要な事務を行う。 ・20筆 6,340㎡	県が管理している国有農地について、農地对価の徴収及び農地の管理に必要な事務を行う。 ・12筆 3,945㎡	県が管理している国有農地について、農地对価の徴収及び農地の管理に必要な事務を行う。 ・6筆 1,433㎡	県が管理している国有農地について、農地对価の徴収及び農地の管理に必要な事務を行う。 ・国有農地なし	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	35					
15	農地調整事務処理事業に関すること	農地紛争の和解の仲介、農事調停、農業生産法人の立入調査、小作料軽減勧告等を行う。 ・19年度 なし	農地紛争の和解の仲介、農事調停、農業生産法人の立入調査、小作料軽減勧告等を行う。 ・19年度 なし	農地紛争の和解の仲介、農事調停、農業生産法人の立入調査、小作料軽減勧告等を行う。 ・19年度 なし	農地紛争の和解の仲介、農事調停、農業生産法人の立入調査、小作料軽減勧告等を行う。 ・19年度 なし	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	36					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	事業計画に関する こと	農業委員会の年間事業計画を立てる。 ・総会、研修会の開催日 ・耕作放棄地の調査指導 ・農地パトロールの実施 ・農業者年金、全国農業新聞の普及活動など	農業委員会の年間事業計画を立てる。 ・総会、研修会の開催日 ・耕作放棄地の調査指導 ・農地パトロールの実施 ・農業者年金、全国農業新聞の普及活動など	農業委員会の年間事業計画を立てる。 ・総会、研修会の開催日 ・耕作放棄地の調査指導 ・農地パトロールの実施 ・農業者年金、全国農業新聞の普及活動など	農業委員会の年間事業計画を立てる。 ・総会、研修会の開催日 ・耕作放棄地の調査指導 ・農地パトロールの実施 ・農業者年金、全国農業新聞の普及活動など	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	39					
17	農業従事者証明に関する こと	建築基準法に基づく確認申請に添付するための、農業従事者証明書を発行する。 ・19年度 32件	建築基準法に基づく確認申請に添付するための、農業従事者証明書を発行する。 ・19年度 14件	建築基準法に基づく確認申請に添付するための、農業従事者証明書を発行する。 ・19年度 20件	建築基準法に基づく確認申請に添付するための、農業従事者証明書を発行する。 ・19年度 10件	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	41					
18	農業後継者結婚相談 事業に関する こと	農業後継者の結婚相談、結婚の成立を援助する。 ・結婚した農業後継者へ記念品 ・仲人謝金	農業後継者の結婚相談、結婚の成立を援助する。 ・結婚した農業後継者へ記念品 ・仲人へ感謝状、記念品	農業後継者の結婚相談、結婚の成立を援助する。 ・結婚した農業後継者へ記念品 ・仲人謝金	農業後継者の結婚相談、結婚の成立を援助する。 ・仲人謝金	1市3町で、記念品・謝金等に差異があるため、合併時に再編する。
	46					
19	農業青色申告会に関する こと	青色申告制度の研修会・講習会、簿記記帳指導会等を開催する。 栃木市農業青色申告会 会員数 158名 会費 8,000円	青色申告制度の研修会・講習会、簿記記帳指導会等を開催する。 大平町農業青色申告会 会員数 127名 会費 8,000円	青色申告制度の研修会・講習会、簿記記帳指導会等を開催する。 藤岡町農業青色申告会 会員数 60名 会費 10,000円	青色申告制度の研修会・講習会、簿記記帳指導会等を開催する。 都賀町農業青色申告会 会員数 96名 会費 7,000円	1市3町で組織化されているが、会費等内容に差異があるため、合併後に再編する。
	51					
20	農業委員会委員選挙 人名簿登載申請書に 関すること	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を毎年1月1日現在で作成し、1月31日までに選挙管理委員会へ提出する。	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を毎年1月1日現在で作成し、1月31日までに選挙管理委員会へ提出する。	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を毎年1月1日現在で作成し、1月31日までに選挙管理委員会へ提出する。	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を毎年1月1日現在で作成し、1月31日までに選挙管理委員会へ提出する。	1市3町とも同様な事務内容であるため、現行のとおりとする。
	54					



No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	農地法20条に関する こと	農地貸借の合意解約に関する 事務を行う。 随時受付 19年度 38件	農地貸借の合意解約に関する 事務を行う。 随時受付 19年度 50件	農地貸借の合意解約に関する 事務を行う。 随時受付 19年度 37件	農地貸借の合意解約に関する 事務を行う。 随時受付 19年度 32件	1市3町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	56					
22	非農地証明願に関す ること	非農地証明願について、総会に おいて非農地と決定された願 出に対し、非農地証明書を発行 する。 19年度 23件	非農地証明願について、総会に おいて非農地と決定された願 出に対し、非農地証明書を発行 する。 19年度 7件	非農地証明願について、総会に おいて非農地と決定された願 出に対し、非農地証明書を発行 する。 19年度 9件	非農地証明願について、総会に おいて非農地と決定された願 出に対し、非農地証明書を発行 する。 19年度 5件	1市3町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	57					
23	買受適格証明願に関 すること	民事執行法、国税徴収法により 売却される農地について、入札 参加のための買受適格証明書を 発行する。 19年度 4件	民事執行法、国税徴収法により 売却される農地について、入札 参加のための買受適格証明書を 発行する。 19年度 3件	民事執行法、国税徴収法により 売却される農地について、入札 参加のための買受適格証明書を 発行する。 19年度 0件	民事執行法、国税徴収法により 売却される農地について、入札 参加のための買受適格証明書を 発行する。 19年度 4件	1市3町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	58					
24	役員会に関すること	事案等の事前協議を行う。 ・役員会 会長、地区6名、 選任1名 計8名	事案等の事前協議を行う。 ・二役会議 ・運営委員会 会長、職代 計3名	事案等の事前協議を行う。 ・運営委員会 会長、職代、 地区4名 計6名	事案等の事前協議を行う。 ・運営委員会 会長、職代、 調査班長4名 計6名	1市3町で、構成 する役員等に差 異があるため、合 併時に再編する。
	60					
25	農地銀行に関するこ と	農地流動化推進員により掘り 起こした農用地の有効利用と 流動化等の調整を行う。 ・期間満了通知の送付、受付等 19年度 166件	農地流動化推進員により掘り 起こした農用地の有効利用と 流動化等の調整を行う。 ・期間満了通知の送付、受付、 通帳の送付等 19年度 153件	農地流動化推進員により掘り 起こした農用地の有効利用と 流動化等の調整を行う。 19年度 207件 20年度より公社対応	農地流動化推進員により掘り 起こした農用地の有効利用と 流動化等の調整を行う。 公社対応	1市3町で、内 容、担当部署等に 差異があるため、 合併後に再編す る。
	61					
26	遊休農地に関するこ と	遊休農地解消のため、遊休農地 の実態把握と解消促進のため の農地パトロール等を行う。 19年度 111筆 128,140㎡	遊休農地解消のため、遊休農地 の実態把握と解消促進のため の農地パトロール等を行う。 19年度 256筆 174,335㎡	遊休農地解消のため、遊休農地 の実態把握と解消促進のため の農地パトロール等を行う。 19年度 349筆 230,400㎡	遊休農地解消のため、遊休農地 の実態把握と解消促進のため の農地パトロール等を行う。 19年度 139筆 122,847㎡	1市3町とも同 様な事務内容で あるため、現行の とおりとする。
	62					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
27	農地保有合理化推進事業に関する事	農用地等の所有者から売渡し、貸付け等のあっせん申出を受け、農地保有合理化事業における基準面積に基づき、要件を満たす相手方の選定を行い、あっせんを行う。 あっせん基準 105 a 19年度売渡し2件	農用地等の所有者から売渡し、貸付け等のあっせん申出を受け、農地保有合理化事業における基準面積に基づき、要件を満たす相手方の選定を行い、あっせんを行う。 あっせん基準 東地区 200 a 南地区 200 a 西地区 140 a 19年度売渡し7件 買受け5件	農用地等の所有者から売渡し、貸付け等のあっせん申出を受け、農地保有合理化事業における基準面積に基づき、要件を満たす相手方の選定を行い、あっせんを行う。 あっせん基準 140 a 19年度売渡し10件 買受け 5件 藤岡町農業公社が行っている。	農用地等の所有者から売渡し、貸付け等のあっせん申出を受け、農地保有合理化事業における基準面積に基づき、要件を満たす相手方の選定を行い、あっせんを行う。 あっせん基準 140 a 19年度 なし 都賀町農業公社が行っている。	1市3町で、あっせん基準、関係部署に差異があるため、合併後に再編する。
	6 3					
28	農業委員会補助員に関する事	農家と農業委員会との連携及び事務の円滑な執行を図るため、農業委員会補助員を置く。 報酬年額 10,500円	農家と農業委員会との連携及び事務の円滑な執行を図るため、農業行政連絡員を置く。 報償年額 5,000円	産業振興課の農事部長で対応 報償年額 13,000円	JA委員（旧生産組合長）で対応 委託料年額 均等割 + 戸数割 5,000円 一戸120円	1市3町で、報酬、関係部署等に差異があるため、合併時に再編する。
	6 5					
29	後継者育成推進協議会に関する事	該当なし	該当なし	該当なし	町産業の担い手や後継者の育成支援、配偶者対策を行い後継者の環境条件を整えることにより、地域の活性化とゆとりある生活を図ることを目的とする。 主に、男女の出会いのイベントを開催 委員12名 幹事12名	都賀町にのみ設置されている組織であるため、内容等を検討し、合併後に再編する。
	6 6					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	国庫補助金(街路)申請及び実績報告に関する事	国庫補助金を用い街路事業を実施するため、補助の交付申請、完了後に実績報告を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1					
2	電子計算システムの管理運用に関する事(土木積算システム)	栃木県の運用する「土木積算システム」の管理 ・システム管理 ・保守管理 ・パソコン本体はリース	栃木県の運用する「土木積算システム」の管理 ・システム管理 ・保守管理 ・パソコン本体は買取り	栃木県の運用する「土木積算システム」の管理 ・システム管理 ・保守管理 ・パソコン本体はリース	栃木県の運用する「土木積算システム」の管理 ・システム管理 ・保守管理 ・パソコン本体はリース	システムについては、一括処理するため統合し、パソコン本体については、契約を存続する。
	2					
3	急傾斜地等の防災事業県負担金に関する事	県が事業主体で行う急傾斜地等の防災事業に要する費用を負担割合に応じて負担する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	3					
4	県事業負担金(道路関係)に関する事	県が事業主体で実施する河川改修事業等による市道橋等の架け替え等に要する費用を負担割合に応じて負担する。	県が事業主体で実施する河川改修事業等による町道橋等の架け替え等に要する費用を負担割合に応じて負担する。	該当なし	該当なし	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
	6					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	街路事業（用地・補償）に関すること	基幹道路網の形成に必要な道路で、国からの補助金をもって行う事業に係る用地等の取得及びこれに伴う物件補償	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	7					
6	街路事業（工事）に関すること	基幹道路網の形成に必要な道路で、国からの補助金をもって行う事業に伴う工事	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8					
7	国庫補助金（道路）申請及び実績報告に関すること	国庫補助金を用い市道改良事業を実施するため、補助の交付申請、完了後に実績報告を行う。	国庫補助金を用い町道改良事業を実施するため、補助の交付申請、完了後に実績報告を行う。	国庫補助金を用い町道改良事業を実施するため、補助の交付申請、完了後に実績報告を行う。	該当なし	栃木市・大平町・藤岡町の例により合併時に統合する。
	9					
8	各種同盟会・協議会に関すること	道路、河川等の整備促進を図るために、県や関係市町村等で構成する団体に加盟し活動する。 ・14団体	道路、河川等の整備促進を図るために、県や関係市町村等で構成する団体に加盟し活動する。 ・8団体	道路、河川等の整備促進を図るために、県や関係市町村等で構成する団体に加盟し活動する。 ・9団体	道路、河川等の整備促進を図るために、県や関係市町村等で構成する団体に加盟し活動する。 ・11団体	現行のとおり存続する。なお、重複する団体の事務は一つにする。
	10					
9	まちづくり交付金に関すること	制度の活用により、都市再生を推進し地域経済・社会の活性化を図る。	制度の活用により、都市再生を推進し地域経済・社会の活性化を図る。	該当なし	該当なし	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
	11					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	災害復旧事業（道路）に関する事	異常気象により被災を受けた道路施設を復旧し機能を回復させること。	異常気象により被災を受けた道路施設を復旧し機能を回復させること。	異常気象により被災を受けた道路施設を復旧し機能を回復させること。	異常気象により被災を受けた道路施設を復旧し機能を回復させること。	現行のとおりとする。
	1 2					
11	道路改良事業（工事）に関する事	現道の拡幅や線形改良等を行う。	現道の拡幅や線形改良等を行う。	現道の拡幅や線形改良等を行う。	現道の拡幅や線形改良等を行う。	現行のとおりとする。
	1 5					
12	交通安全施設（歩道）整備に関する事	市道の交通安全施設等の整備を行い、歩行者等の安全を確保し、交通事故の減少を図る。	該当なし	町道の交通安全施設等の整備を行い、歩行者等の安全を確保し、交通事故の減少を図る。	該当なし	栃木市・藤岡町の例により合併時に統合する。
	1 7					
13	土木事業に係る関係機関との調整、要望等に関する事	関係機関との調整や国土交通省、関東地方整備局、栃木県等への要望活動実施	関係機関との調整や国土交通省、関東地方整備局、栃木県等への要望活動実施	関係機関との調整や国土交通省、関東地方整備局、栃木県等への要望活動実施	関係機関との調整や国土交通省、関東地方整備局、栃木県等への要望活動実施	現行のとおりとする。
	2 1					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	排水路整備事業に関する事	自治会、水利組合等の陳情要請に基づき現地調査を行い、未整備の排水路を順次施工する。	自治会、水利組合等の陳情要請に基づき現地調査を行い、未整備の排水路を順次施工する。 ・市街化区域は下水道課で、市街化調整区域は産業振興課で行う。	自治会、水利組合等の陳情要請に基づき現地調査を行い、未整備の排水路を順次施工する。	自治会、水利組合等の陳情要請に基づき現地調査を行い、未整備の排水路を順次施工する。	現在実施している事業は現行のとおり存続し、新規事業については合併後に再編する。
	24					
15	準用河川改修事業に関する事	地域に密着した小河川を市で準用河川の指定をし、河川の氾濫を防止すると共に、地域の生活基盤を確保するため、市が施行主体となって河川改修を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	25					
16	都市公園等整備事業（工事）に関する事	都市公園、その他の公園、緑地の新設や改築する工事を行う。	都市公園、その他の公園、緑地の新設や改築する工事を行う。	該当なし	該当なし	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
	26					
17	都市公園等整備事業（用地・補償）に関する事	公園緑地整備事業に係る用地の取得及び補償をする。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	27					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18	都市公園等の整備 計画に関すること	都市公園、その他の公園、緑地の 整備について計画的に事業を進 める。	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編 する。
	28					
19	災害復旧事業（河 川）に関すること	異常気象により被災を受けた準 用河川及び普通河川を復旧させ、 機能を回復させること。	異常気象により被災を受けた普 通河川を復旧させ、機能を回復さ せること。	異常気象により被災を受けた普 通河川を復旧させ、機能を回復さ せること。	異常気象により被災を受けた普 通河川を復旧させ、機能を回復さ せること。	現行のとおり とする。
	29					
20	一級河川の整備の 調整に関すること	一級河川の改修事業等の推進の ために、地元自治会等との調整や 栃木県等への要望活動を実施す る。	一級河川の改修事業等の推進の ために、地元自治会等との調整や 栃木県等への要望活動を実施す る。	一級河川の改修事業等の推進の ために、地元自治会等との調整や 栃木県等への要望活動を実施す る。	一級河川の改修事業等の推進の ために、地元自治会等との調整や 栃木県等への要望活動を実施す る。	現行のとおり とする。
	31					
21	河川環境整備に関 すること	治水、利水の機能を向上させ、住 民が安全に利用できる公共空間 や安らぎの場を提供する。 ①桜づつみの整備 ②水辺の楽校の登録 ③河川敷の整備	該当なし。	治水、利水の機能を向上させ、住 民が安全に利用できる公共空間 や安らぎの場を提供する。 ①水辺空間の整備 ②河川敷の植栽、維持管理 ③渡良瀬遊水地	治水、利水の機能を向上させ、住 民が安全に利用できる公共空間 や安らぎの場を提供する。 ①水辺空間の整備 ②河川敷の植栽、維持管理 ・つがスポーツ公園駐車場整備予 定（県と協議中）	現在実施して いる事業は現 行のとおり存 続し、新規事業 については合 併後に再編す る。
	32					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	県事業負担金(河川関係)に関する こと	県が事業主体で実施する県営かんがい排水事業等に関する協定書に基づいて費用を負担する。 ・馬草堀川上流放水路整備事業	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	37					
23	公園事業地の管理 に関すること	公園事業用地の維持管理を行う。	該当なし	公園事業用地の維持管理を行う。	公園事業用地の維持管理を行う。	現在実施している事業は現行のとおり存続し、新規事業については合併後に再編する。
	39					
24	自然公園の施設整備 に関すること	県の交付金事業等を導入して、公園内の施設整備を行う。 ・太平山県立自然公園	県の交付金事業等を導入して、公園内の施設整備を行う。 ・太平山県立自然公園	該当なし	該当なし	現在実施している事業は現行のとおり存続し、新規事業については合併後に再編する。
	42					
25	道路、河川、公園 工事に係る通達等 の管理に関する こと	国、県等関係機関や庁内からの文書を管理する。	国、県等関係機関や庁内からの文書を管理する。	国、県等関係機関や庁内からの文書を管理する。	国、県等関係機関や庁内からの文書を管理する。	現行のとおりとする。
	43					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	都市計画道路事業地の管理に関する こと	取得済みの街路事業予定地を管理する。 ・ 5か所	該当なし	該当なし	取得済みの街路事業予定地を管理する。 ・ 1か所	現在実施している事業は現行のとおり存続し、新規事業については合併後に再編する。
	47					
27	国庫補助金等（公園）申請及び実績報告に関する こと	国庫補助を導入し公園整備を行うために必要な事務手続きを行う。	国庫補助を導入し公園整備を行うために必要な事務手続きを行う。	該当なし	該当なし	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
	48					
28	公共工事コスト縮減対策に関する こと	公共工事の実施にあたり、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、コスト縮減を推進する。	計画なし	計画なし	計画なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	49					
29	建設工事の検査に関する こと	市発注の建設工事が、契約書、設計図書等に基づき、適正に契約内容が確保されているかを確認する。 ・ 検査基準は県の基準を準用している。 ・ 検査規程、検査要領、工事成績評定要領及び工事成績評定評価委員会設置要領による。	町発注の建設工事が、契約書、設計図書等に基づき、適正に契約内容が確保されているかを確認する。 ・ 検査基準は県の基準を準用している。 ・ 検査規定、工事成績評定要領、工事成績評定評価委員会運営要領、土木工事監督要領による。	町発注の建設工事が、契約書、設計図書等に基づき、適正に契約内容が確保されているかを確認する。 ・ 検査基準は県の基準を準用している。 ・ 検査規程、検査要領、建設工事成績評定要領による。	町発注の建設工事が、契約書、設計図書等に基づき、適正に契約内容が確保されているかを確認する。 ・ 検査基準は県の基準を準用している。 ・ 県の規程等を準用している。	合併時に検査規程、要領等を再編する。
	51					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
30	建設工事及び建設 工事に係る業務委 託の歩掛並びに単 価に関すること	県の建設工事及び建設工事に係 る業務委託の積算歩掛並びに積 算単価表等を管理する。	県の建設工事及び建設工事に係 る業務委託の積算歩掛並びに積 算単価表等を管理する。	県の建設工事及び建設工事に係 る業務委託の積算歩掛並びに積 算単価表等を管理する。	県の建設工事及び建設工事に係 る業務委託の積算歩掛並びに積 算単価表等を管理する。	現行のとおり とする。
	5 2					
31	建設工事管理技術 者研修に関するこ と	技術研修を実施することにより、 職員の質及び技術向上を図る。 ・建設技術工事管理技術者研修要 綱による。	技術研修を実施することにより、 職員の質及び技術向上を図る。	町の技術職員、建設事業に携わる 一般職員を対象に技術研修に参 加することにより、職員の質及び 技術向上を図る。	町の技術職員、建設事業に携わる 一般職員を対象に技術研修に参 加することにより、職員の質及び 技術向上を図る。	合併時に研修 方法等を再編 する。
	5 3					
32	建設副産物実態調 査に関すること	栃木県建設副産物実態調査要領 に基づき、建設工事において、請 負業者から提出された再生資源 利用計画書及び再生資源利用促 進計画書を取りまとめ、四半期毎 に県に報告する。	栃木県建設副産物実態調査要領 に基づき、建設工事において、請 負業者から提出された再生資源 利用計画書及び再生資源利用促 進計画書を取りまとめ、四半期毎 に県に報告する。	栃木県建設副産物実態調査要領 に基づき、建設工事において、請 負業者から提出された再生資源 利用計画書及び再生資源利用促 進計画書を取りまとめ、四半期毎 に県に報告する。	栃木県建設副産物実態調査要領 に基づき、建設工事において、請 負業者から提出された再生資源 利用計画書及び再生資源利用促 進計画書を取りまとめ、四半期毎 に県に報告する。	現行のとおり とする。
	5 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	市道供用開始・区域決定・区域変更に関すること	道路法第9条、第18条に基づき、市(町)道の供用開始・区域決定及び区域変更の公示行為を行う。	道路法第9条、第18条に基づき、市(町)道の供用開始・区域決定及び区域変更の公示行為を行う。	道路法第9条、第18条に基づき、市(町)道の供用開始・区域決定及び区域変更の公示行為を行う。	道路法第9条、第18条に基づき、市(町)道の供用開始・区域決定及び区域変更の公示行為を行う。	各市町の事務処理に差異がないため、現行のとおりとする。
	7					
2	道路台帳調製業務に関すること	道路法第28条に基づき、道路管理者として管理する市道の台帳を調製し、保管する。 (道路台帳の調製については、独自のシステムにより作成)	道路法第28条に基づき、道路管理者として管理する町道の台帳を調製し、保管する。 (道路台帳の調製については、独自のシステムにより作成)	道路法第28条に基づき、道路管理者として管理する町道の台帳を調製し、保管する。 (道路台帳の調製については、独自のシステムにより作成)	道路法第28条に基づき、道路管理者として管理する町道の台帳を調製し、保管する。 (道路台帳の調製については、平成17年度より汎用のシステムにより作成)	各市町の事務処理に差異がないため、現行のとおりとする。 なお、道路台帳の調製については合併後検討する。
	9					
3	道路工事施行承認に関すること	道路法第24条に基づき、道路管理者以外が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、承認申請を提出し承認を受ける。	道路法第24条に基づき、道路管理者以外が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、承認申請を提出し承認を受ける。	道路法第24条に基づき、道路管理者以外が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、承認申請を提出し承認を受ける。	道路法第24条に基づき、道路管理者以外が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、承認申請を提出し承認を受ける。	道路法及び道路管理の手引きに基づき実施しており各市町に差異はないため、現行のとおりとする。
	11					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	道路通行制限に関すること	道路法第71条第4項の規定に基づき、道路監理員（担当課職員）を任命し、道路の破損、欠壊その他の事由（おもに台風等自然災害による冠水）により交通が危険であるなど緊急の必要があると認める場合に、一時通行の禁止、又は制限を行う。	道路法第71条第4項の規定に基づき、道路監理員（担当課職員）を任命し、道路の破損、欠壊その他の事由（おもに台風等自然災害による冠水）により交通が危険であるなど緊急の必要があると認める場合に、一時通行の禁止、又は制限を行う。	道路法第71条第4項の規定に基づき、道路監理員（担当課職員）を任命し、道路の破損、欠壊その他の事由（おもに台風等自然災害による冠水）により交通が危険であるなど緊急の必要があると認める場合に、一時通行の禁止、又は制限を行う。	道路法第71条第4項の規定に基づき、道路監理員（担当課職員）を任命し、道路の破損、欠壊その他の事由（おもに台風等自然災害による冠水）により交通が危険であるなど緊急の必要があると認める場合に、一時通行の禁止、又は制限を行う。	道路法に基づき任命しているため、現行のとおりとする。
	12	道路監理員 13名	道路監理員を平成21年4月から実施	道路監理員を平成21年4月から実施	道路監理員 12名	
5	特殊車両通行許可及びバス路線認可協議に関すること	車両制限令の基準を超える車両を通行させる場合に許可を与える際の協議及びバス路線の新設及び変更に係る認可協議の中で、道路管理者としての意見を回答する。	車両制限令の基準を超える車両を通行させる場合に許可を与える際の協議及びバス路線の新設及び変更に係る認可協議の中で、道路管理者としての意見を回答する。	車両制限令の基準を超える車両を通行させる場合に許可を与える際の協議及びバス路線の新設及び変更に係る認可協議の中で、道路管理者としての意見を回答する。	車両制限令の基準を超える車両を通行させる場合に許可を与える際の協議及びバス路線の新設及び変更に係る認可協議の中で、道路管理者としての意見を回答する。	道路法及び道路運送法に基づいており市町に差異はないため、現行のとおりとする。
	13					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	道路構造物破損事故の処理に関する事	交通事故等により道路構造物を破損した場合は、原因者により原形復旧してもらう。	交通事故等により道路構造物を破損した場合は、原因者により原形復旧してもらう。	交通事故等により道路構造物を破損した場合は、原因者により原形復旧してもらう。	交通事故等により道路構造物を破損した場合は、原因者により原形復旧してもらう。	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	14					
7	道路管理瑕疵に関する事	道路管理瑕疵に伴う事故に関し、管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	道路管理瑕疵に伴う事故に関し、管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	道路管理瑕疵に伴う事故に関し、管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	道路管理瑕疵に伴う事故に関し、管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	17					
8	道・水路用地寄附採納及び帰属等に関する事	道・水路用地の寄附採納、開発行為に伴う道路用地の帰属の事務処理を行う。	道・水路用地の寄附採納、開発行為に伴う道路用地の帰属の事務処理を行う。	道・水路用地の寄附採納、開発行為に伴う道路用地の帰属の事務処理を行う。	道・水路用地の寄附採納、開発行為に伴う道路用地の帰属の事務処理を行う。	各市町の事務手順に差異はないため、現行のとおりとする。
	18					
9	道路維持修繕事業に関する事	市道の安全管理及び機能維持のため道路維持工事を行う。	町道の安全管理及び機能維持のため道路維持工事を行う。	町道の安全管理及び機能維持のため道路維持工事を行う。	町道の安全管理及び機能維持のため道路維持工事を行う。	各市町の事業内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	19					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	法定外公共物譲与申請に関する こと	譲与もれ財産について随時申請 事務を行う。	譲与もれ財産について随時申請 事務を行う。	譲与もれ財産について随時申請 事務を行う。	譲与もれ財産について随時申請 事務を行う。	国有財産特別措置 法に基づいてお り、各市町の事業 内容に差異はない ため、現行のお りとする。
	2 1					
11	橋りょう維持修 繕事業に関する こと	現在市道に架設してある老朽化 した橋梁の補強、補修を行う事業 である。	現在町道に架設してある老朽化 した橋梁の補強、補修を行う事業 である。	現在町道に架設してある老朽化 した橋梁の補強、補修を行う事業 である。	現在町道に架設してある老朽化 した橋梁の補強、補修を行う事業 である。	各市町の事業内容 に差異はないた め、現行のお りとする。
	2 2					
12	道路河川占用更 新申請に関する こと	道路法、河川法に基づく道路、河 川管理者（国・県）への市有施設 の占用許可の更新を行う。	道路法、河川法に基づく道路、河 川管理者（国・県）への町有施設 の占用許可の更新を行う。	道路法、河川法に基づく道路、河 川管理者（国・県）への町有施設 の占用許可の更新を行う。	道路法、河川法に基づく道路、河 川管理者（国・県）への町有施設 の占用許可の更新を行う。	道路法及び河川法 に基づいた事務に より各市町に差異 はないため、現行 のおりとする。
	2 3					
13	交通安全施設整 備関係に関する こと	道路の交通安全施設等の整備を 行うことにより、交通の安全を確 保し、交通事故の減少を図る事業 である。	道路の交通安全施設等の整備を 行うことにより、交通の安全を確 保し、交通事故の減少を図る事業 である。	道路の交通安全施設等の整備を 行うことにより、交通の安全を確 保し、交通事故の減少を図る事業 である。	道路の交通安全施設等の整備を 行うことにより、交通の安全を確 保し、交通事故の減少を図る事業 である。	各市町の事務内容 に差異はないた め、現行のお りとする。
	2 4					

No.	事務事業名	現			況	調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	市町道の草刈りに関すること	市道の路肩等に繁茂する草、木の枝等により市道の通行に支障をきたしている場合や、これらの草木が視界をさえぎり安全な通行に支障をきたしている場合に、直営及び業者委託による除草及び木の伐採を実施し、安全な道路空間を確保する。	町道の路肩等に繁茂する草、木の枝等により町道の通行に支障をきたしている場合や、これらの草木が視界をさえぎり安全な通行に支障をきたしている場合に、直営及び業者委託による除草及び木の伐採を実施し、安全な道路空間を確保する。	町道の路肩等に繁茂する草、木の枝等により町道の通行に支障をきたしている場合や、これらの草木が視界をさえぎり安全な通行に支障をきたしている場合に、直営及び業者委託による除草及び木の伐採を実施し、安全な道路空間を確保する。	町道の路肩等に繁茂する草、木の枝等により町道の通行に支障をきたしている場合や、これらの草木が視界をさえぎり安全な通行に支障をきたしている場合に、直営及び業者委託による除草及び木の伐採を実施し、安全な道路空間を確保する。	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	25					
15	違法放置物件に関すること	道路上に長期間にわたり放置され交通上の障害となっている違法放置車両や道路敷へ不法投棄されたごみ類等、違法に放置された物件を除去することにより、安全で快適な道路空間の確保を図る。	道路上に長期間にわたり放置され交通上の障害となっている違法放置車両や道路敷へ不法投棄されたごみ類等、違法に放置された物件を除去することにより、安全で快適な道路空間の確保を図る。	道路上に長期間にわたり放置され交通上の障害となっている違法放置車両や道路敷へ不法投棄されたごみ類等、違法に放置された物件を除去することにより、安全で快適な道路空間の確保を図る。	道路上に長期間にわたり放置され交通上の障害となっている違法放置車両や道路敷へ不法投棄されたごみ類等、違法に放置された物件を除去することにより、安全で快適な道路空間の確保を図る。	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	26					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	道路等のアダプト制度に関する こと	身近な公共空間である道路等の美化、保全等を市民のボランティア活動により推進し、環境美化に対する市民意識の高揚と地域活動の促進を図る。	制度なし	制度なし	制度なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	28					
17	道路占用物件の支障移転に関する こと	道路管理者が行う市道の工事等の際、支障となる占用物件を移転してもらうことで、工事の進捗を図る。	道路管理者が行う町道の工事等の際、支障となる占用物件を移転してもらうことで、工事の進捗を図る。	道路管理者が行う町道の工事等の際、支障となる占用物件を移転してもらうことで、工事の進捗を図る。	道路管理者が行う町道の工事等の際、支障となる占用物件を移転してもらうことで、工事の進捗を図る。	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	29					
18	道路照明灯の設置に関する こと	道路照明灯を設置することにより、交通の安全を確保し、交通事故の減少を図る事業である。	道路照明灯を設置することにより、交通の安全を確保し、交通事故の減少を図る事業である。	道路照明灯を設置することにより、交通の安全を確保し、交通事故の減少を図る事業である。	道路照明灯を設置することにより、交通の安全を確保し、交通事故の減少を図る事業である。	各市町の事業内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	30					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	樋門等の維持管理業務に関する こと	水門の管理については、操作を地元自治会、水利組合、土地改良区、栃木市の所管課（道路管理課、農林課）等がそれぞれ管理している。	水門の管理については、操作を地元自治会、水利組合、土地改良区、大平町の所管課（下水道課、産業振興課）等がそれぞれ管理している。	遊水地内に流れ込む水路 11 箇所 の樋管の管理を、国土交通省関東 地方整備局利根川上流河川事務 所より委託を受けており、町で樋 管管理操作員を委嘱して、利根川 上流河川事務所藤岡出張所の指 示により操作、点検を行う。  その他の水門等の管理につい ては、操作を土地改良区、藤岡町 の所管課（上下水道課、産業振興 課）等がそれぞれ管理している。	水門の管理については、各土地改 良区が維持管理をしている。  水門の操作を地元自治会、水利 組合、土地改良区、都賀町の所管 課（建設課、経済課）等がそれぞ れ管理している。  1 名は町で委託	藤岡町のみ国土交 通省からの委託を 受けているが、業 務内容に大きな差 異はないため、現 行のとおりとす る。
	3 4					
20	河川法の許可申 請に関すること	準用河川に係る河川法の申請に 基づき許可をする。 準用河川：県庁堀川	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市のみ該当す るため、栃木市の 例により合併時に 統合する。
	3 5					
21	緑地の保全及び 緑化推進に関す ること	緑の保全及び緑化を推進するた め家庭緑化用苗木を配布する。	緑の保全及び緑化を推進するた め家庭緑化用苗木を配布する。	緑の保全及び緑化を推進するた め家庭緑化用苗木を配布する。	緑の保全及び緑化を推進するた め家庭緑化用苗木を配布する。	各市町の事業内容 に差異はないた め、現行のとおり とする。
	3 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	河川管理瑕疵に関すること	河川管理瑕疵に伴う事故に関し管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	河川管理瑕疵に伴う事故に関し管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	河川管理瑕疵に伴う事故に関し管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	河川管理瑕疵に伴う事故に関し管理責任の有無を判断し、管理責任がある場合は、過失割合により被害者に対し損害賠償する。	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	3 9					
23	街路樹の維持管理に関すること	市道の街路樹及び植樹帯の維持管理を行う。	町道の街路樹及び植樹帯の維持管理を行う。	町道の街路樹及び植樹帯の維持管理を行う。	町道の街路樹及び植樹帯の維持管理を行う。	各市町の事業内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	4 4					
24	排水施設管理に関すること	水路について、通常の維持管理（草刈、浚渫等）は、地元自治会や土地改良区・水利組合等をお願いしているが、地元だけでは作業が困難であるものについて、現地調査の上、浚渫工事等を市で施工（直営及び委託業者）	水路について、通常の維持管理（草刈、浚渫等）は、地元自治会や土地改良区・水利組合等をお願いしているが、地元だけでは作業が困難であるものについて、現地調査の上、浚渫工事等を町で施工（直営及び委託業者）	水路について、通常の維持管理（草刈、浚渫等）は、地元自治会や土地改良区・水利組合等をお願いしているが、地元だけでは作業が困難であるものについて、現地調査の上、浚渫工事等を町で施工（直営及び委託業者）	水路について、通常の維持管理（草刈、浚渫等）は、地元自治会や土地改良区・水利組合等をお願いしているが、地元だけでは作業が困難であるものについて、現地調査の上、浚渫工事等を町で施工（直営及び委託業者）	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	4 5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
25	都市公園等台帳の作成、保管に関すること	都市公園法第17条に基づき管理する都市公園等の台帳を作成、保管する。	都市公園法第17条に基づき管理する都市公園等の台帳を作成、保管する。	都市公園法第17条に基づき管理する都市公園等の台帳を作成、保管する。	都市公園法第17条に基づき管理する都市公園等の台帳を作成、保管する。	都市公園法に基づき実施しているので、現行のとおりとする。
	54					
26	開発行為の協議に関すること	都市計画法第32条にも基づく協議(帰属される道路、水路、公園)についての審査、指導を行い、協定書の締結、完了検査、帰属手続きを行う。	都市計画法第32条にも基づく協議(帰属される道路、水路、公園)についての審査、指導を行い、協定書の締結、完了検査、帰属手続きを行う。	都市計画法第32条にも基づく協議(帰属される道路、水路、公園)についての審査、指導を行い、協定書の締結、完了検査、帰属手続きを行う。	都市計画法第32条にも基づく協議(帰属される道路、水路、公園)についての審査、指導を行い、協定書の締結、完了検査、帰属手続きを行う。	都市計画法第32条に基づき協議のため、事務手順に差異はないので、現行のとおりとする。
	55					
27	調整池の維持管理に関すること	調整池の草刈業務及び土砂除去業務等を業者委託及び直営にて実施	調整池の草刈業務及び土砂除去業務等を業者委託及び直営にて実施	調整池の草刈業務及び土砂除去業務等を業者委託及び直営にて実施	調整池の草刈業務及び土砂除去業務等を業者委託及び直営にて実施	各市町の事業内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	60					
28	河川浄化施設の維持管理に関すること	巴波川の水質改善のため、巴波川の支川である県庁堀川に浄化施設を設置し、定期的に水質検査及び希釈水放流を実施している。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市のみの事業であるため、現行のとおりとする。
	61					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	新栃木駅東西自由通路の維持管理に関する事	市所管の新栃木駅東西自由通路と東西駅前広場の維持管理を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市のみの事業であるため、現行のとおりとする。
	65					
30	栃木駅南北連絡通路の維持管理に関する事	市所管の栃木駅南北連絡通路と南北駅前広場の維持管理を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市のみの事業であるため、現行のとおりとする。
	67					
31	国・県道移管に関する事	国・県道の市道への移管に関する事務	国・県道の町道への移管に関する事務	国・県道の町道への移管に関する事務	国・県道の町道への移管に関する事務	各市町とも事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	70					
32	放流同意に関する事	生活雑排水については、公共下水道の未普及地域において浄化槽処理水のみに対して道路側溝及び水路への放流に同意する。雨水については、原則として宅地内浸透処理とする。ただし、下流域の水系を確認し排水量が許容範囲内にある場合においては、放流に同意する。	建築に伴い排水先が町道側溝の場合申請の受付をし、許可をする。(公共下水道認可区域、農業集落排水処理区域外) 雨水については、原則として宅地内浸透処理とする。	建築に伴い排水先が町道側溝の場合申請の受付をし、許可をする。(公共下水道認可区域、農業集落排水処理区域外) 雨水については、原則として宅地内浸透処理とする。ただし、開発に伴うもの等申請があった場合排水量に問題がなければ同意をする。	建築に伴い排水先が町道側溝の場合申請の受付をし、許可をする。(公共下水道認可区域、農業集落排水処理区域外) 雨水については、原則として宅地内浸透処理とする。	各市町により雨水処理指導内容に差異があるため、栃木市の例により合併時に再編する。
	71					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	公園用地寄附採納及び帰属等に関する事	公園等用地の寄附採納、開発行為に伴う公園等用地の帰属、整理及び管理を行う。	公園等用地の寄附採納、開発行為に伴う公園等用地の帰属、整理及び管理を行う。	公園等用地の寄附採納、開発行為に伴う公園等用地の帰属、整理及び管理を行う。	公園等用地の寄附採納、開発行為に伴う公園等用地の帰属、整理及び管理を行う。	各市町の事務内容に差異はないため、現行のとおりとする。
	73					
34	渡良瀬川クリーン運動に関する事	該当なし	該当なし	渡良瀬川流域沿川の関係自治体等で構成する渡良瀬川クリーン運動協議会で実施する事業であり、毎年1回流域沿川の住民と共に河川敷の清掃を一斉に実施する。	該当なし	藤岡町のみ該当する事業であるため、現行のとおりとする。
	79					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	無届土地取引調査に関する事	無届土地取引の疑いのある事案を把握し、権利取得者へ照会を行い、無届土地取引の権利取得者に対して措置を行う。	無届土地取引の疑いのある事案を把握し、権利取得者へ照会を行い、無届土地取引の権利取得者に対して措置を行う。	無届土地取引の疑いのある事案を把握し、権利取得者へ照会を行い、無届土地取引の権利取得者に対して措置を行う。	無届土地取引の疑いのある事案を把握し、権利取得者へ照会を行い、無届土地取引の権利取得者に対して措置を行う。	現行のとおりとする。 合併後に新市において、事務処理要領を策定する。
	8					
2	遊休土地調査及び報告に関する事	国土法の届出に係る土地について、面積、期間要件を満たす土地を届出台帳等から利用現況の調査をし、遊休土地に該当するの可否かを判定する。	国土法の届出に係る土地について、面積、期間要件を満たす土地を届出台帳等から利用現況の調査をし、遊休土地に該当するの可否かを判定する。	国土法の届出に係る土地について、面積、期間要件を満たす土地を届出台帳等から利用現況の調査をし、遊休土地に該当するの可否かを判定する。	国土法の届出に係る土地について、面積、期間要件を満たす土地を届出台帳等から利用現況の調査をし、遊休土地に該当するの可否かを判定する。	現行のとおりとする。 合併後に新市において、実施要領を策定する。
	9					
3	国土利用計画法による届出に関する事	一定規模以上の一団の団地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結した場合、土地の取得者は契約締結後2週間以内に市長に届出をする。	一定規模以上の一団の団地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結した場合、土地の取得者は契約締結後2週間以内に町長に届出をする。	一定規模以上の一団の団地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結した場合、土地の取得者は契約締結後2週間以内に町長に届出をする。	一定規模以上の一団の団地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結した場合、土地の取得者は契約締結後2週間以内に町長に届出をする。	現行のとおりとする。 合併後に新市において、事務処理要領を策定する。
	10					
4	地価公示及び地価調査に関する事	地価公示法に基づく地価公示及び、国土利用計画法施行令に基づく地価調査に対して、不動産鑑定士が算定する際の情報提供や、公示の閲覧に対しての事務を行う。	地価公示法に基づく地価公示及び、国土利用計画法施行令に基づく地価調査に対して、不動産鑑定士が算定する際の情報提供や、公示の閲覧に対しての事務を行う。	地価公示法に基づく地価公示及び、国土利用計画法施行令に基づく地価調査に対して、不動産鑑定士が算定する際の情報提供や、公示の閲覧に対しての事務を行う。	地価公示法に基づく地価公示及び、国土利用計画法施行令に基づく地価調査に対して、不動産鑑定士が算定する際の情報提供や、公示の閲覧に対しての事務を行う。	現行のとおりとする。
	11					
5	都市計画事業の企画・調整に関する事	都市計画区域において、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業を行う。 ・栃木環状線沿道サービス特別用途地区の指定	都市計画区域において、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業を行う。	都市計画区域において、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業を行う。	都市計画区域において、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市の特別用途地区は、現行のとおりとする。
	12					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	都市計画決定・変更に関する事 こと	都市計画法に基づき、地域地区・都市施設等の都市計画の決定、変更に係る案の作成・手続き等を行う。 ・地区計画等の案の作成手続に関する条例有	都市計画法に基づき、地域地区・都市施設等の都市計画の決定、変更に係る案の作成・手続き等を行う。 ・地区計画等の案の作成手続に関する条例有	都市計画法に基づき、地域地区・都市施設等の都市計画の決定、変更に係る案の作成・手続き等を行う。 ・地区計画等の案の作成手続に関する条例有	都市計画法に基づき、地域地区・都市施設等の都市計画の決定、変更に係る案の作成・手続き等を行う。 ・地区計画等の案の作成手続に関する条例有	栃木市の例により合併時に統合する。
	13					
7	都市計画法の施行に関する事 (第53条の許可他)	都市計画施設(道路等)の区域において、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行う。 ・特定行政庁に権限移譲済	都市計画施設(道路等)の区域において、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行う。	都市計画施設(道路等)の区域において、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行う。	都市計画施設(道路等)の区域において、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	16					
8	都市計画図の作成・管理に関する事 (修正、測量成果の使用承認、販売)	販売単価 都市計画総括図(色図) 1,000円 都市計画図(白図) 500円	販売単価 都市計画総括図(色図) 1,300円 都市計画図(白図) 500円	販売単価 都市計画総括図(色図) 350円 都市計画図(白図) 200~350円	販売単価 都市計画総括図(色図) 1,000円 都市計画図(白図) 200~500円	合併時は各市町の既存の地図で対応し、価格も従前同様とする。 合併後に新市の管内地図を作成する。
	17					
9	都市計画基礎調査事務に関する事 (5年ごとに調査)	都市計画法第6条に基づき、県が5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査に係る資料・データ作成等を行う。	都市計画法第6条に基づき、県が5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査に係る資料・データ作成等を行う。	都市計画法第6条に基づき、県が5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査に係る資料・データ作成等を行う。	都市計画法第6条に基づき、県が5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査に係る資料・データ作成等を行う。	現行のとおりとする。
	18					
10	都市計画協会(全国)に関する事 こと	都市計画講習会等の開催、都市計画関係図書の販売 平成19年度負担金 年130,000円	都市計画講習会等の開催、都市計画関係図書の販売 平成19年度負担金 年50,000円	未加入	都市計画講習会等の開催、都市計画関係図書の販売 平成19年度負担金 年30,000円	合併時に廃止する。
	20					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	都市計画現況調査に関すること	市町の都市計画に定められている、土地利用、都市施設、市街地開発事業等について、計画状況、事業の進捗状況などを調査し、調査・図面を作成する。	市町の都市計画に定められている、土地利用、都市施設、市街地開発事業等について、計画状況、事業の進捗状況などを調査し、調査・図面を作成する。	市町の都市計画に定められている、土地利用、都市施設、市街地開発事業等について、計画状況、事業の進捗状況などを調査し、調査・図面を作成する。	市町の都市計画に定められている、土地利用、都市施設、市街地開発事業等について、計画状況、事業の進捗状況などを調査し、調査・図面を作成する。	現行のとおりとする。
	22					
12	都市計画法の施行に関すること (第58条の2)	地区計画により、良好なまちなみ景観を形成し、環境を維持・保全する。 ・10地区 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び施行規則有	地区計画により、良好なまちなみ景観を形成し、環境を維持・保全する。 ・3地区 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び施行規則有	地区計画により、良好なまちなみ景観を形成し、環境を維持・保全する。 ・1地区 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び施行規則有	地区計画により、良好なまちなみ景観を形成し、環境を維持・保全する。 ・1地区予定 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び施行規則制定予定	合併時に再編する。
	25					
13	景観形成の表彰及び啓発に関すること	個性ある優れた景観の創造、及び景観に対する市民意識の高揚を図るため、「栃木市ふるさと景観賞」を実施している。 ・11回実施(36作品表彰)	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	26					
14	駐車場法による届出に関すること	平成12年度に駐車場法に基づく権限が委譲され、路外駐車場の届出の受理等の事務を行う。 ・届出駐車場数 4箇所	平成12年度に駐車場法に基づく権限が委譲され、路外駐車場の届出の受理等の事務を行う。 ・届出駐車場数 なし	平成12年度に駐車場法に基づく権限が委譲され、路外駐車場の届出の受理等の事務を行う。 ・届出駐車場数 なし	平成12年度に駐車場法に基づく権限が委譲され、路外駐車場の届出の受理等の事務を行う。 ・届出駐車場数 なし	現行のとおりとする。
	27					
15	市街地開発及び市街地再開発に関すること(市街地再開発連絡協議会)	栃木県市街地再開発事業連絡協議会(県及び9市)において、市街地再開発事業等に関する情報交換や事例調査などを行う。 ・負担金なし	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	29					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	中心市街地活性化の総合調整に関すること(中心市街地活性化推進協議会)	中活基本計画に基づき、各種事業の展開を図り、また、県で組織している栃木県まちなか元気会議に参加し情報交換等を行う。 ・基本計画策定 11年3月 ・協議会負担金 10万円	中活基本計画に基づき、各種事業の展開を図り、また、県で組織している栃木県まちなか元気会議に参加し情報交換等を行う。 ・基本計画策定 16年3月 ・協議会負担金 10万円	該当なし	該当なし	栃木県まちなか元気会議に関することは、合併時に統合する。新基本計画の策定は、新市において検討する。
	30					
17	国庫補助金等に関すること	国土交通省所管(都市地域整備局・住宅局)の国庫補助金等の取りまとめ、実績報告等の事務を行う。	国土交通省所管(都市地域整備局・住宅局)の国庫補助金等の取りまとめ、実績報告等の事務を行う。	国土交通省所管(都市地域整備局・住宅局)の国庫補助金等の取りまとめ、実績報告等の事務を行う。	国土交通省所管(都市地域整備局・住宅局)の国庫補助金等の取りまとめ、実績報告等の事務を行う。	現行のとおりとする。
	31					
18	風致地区内行為の許認可に関すること	太平山及び錦着山風致地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可等を行う。(太平山は一定規模未満の開発が対象)	太平山風致地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可等を行う。(一定規模未満の開発が対象)	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	32					
19	街なみ環境整備事業(住宅局)に関すること	例幣使通り地区において、町並み修景ガイドラインに合わせ建築物等の修景を行ったものに修景補助を行うと共に、地区施設、住環境の整備改善を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	33					
20	都市計画に関する証明に関すること	証明する種類 ・区域区分 ・用途地域 ・特別用途地区 ・準防火地域 ・風致地区 ・旧都市計画図	証明する種類 ・区域区分 ・用途地域 ・防火地域 ・路線計画 ・区画整理 ・地区指定	証明する種類 ・区域区分 ・用途地域 ・旧都市計画図	証明する種類 ・区域区分 ・用途地域	証明書発行に至るまでの手続きや書式を合併時に統合する。
	19					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	土地区画整理事業の計画、調査及び施行に関すること	土地区画整理事業の推進 ・小山栃木都市計画事業栃木駅周辺における土地区画整理事業に関する ・施行条例 3本 ・保留地処分規則 1本 ・清算金取扱規則 1本	土地区画整理事業の推進 ・栃木都市計画新大平下駅前土地区画整理事業施行に関する ・施行条例 1本 ・保留地処分規則 1本	土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業の推進	栃木市の栃木駅周辺における土地区画整理事業に伴う施行条例、保留地処分規則及び清算金取扱規則を合併時に廃止する。 大平町の新大平下駅前土地区画整理事業に伴う施行条例、保留地処分規則を合併時に廃止する。
	34					
22	土地区画整理審議会及び評価員に関すること	小山栃木都市計画事業栃木駅周辺における土地区画整理審議会議事規則 3本	大平町土地区画整理審議会規則 1本	該当なし	該当なし	栃木市の審議会議事規則を合併時に廃止する。 大平町土地区画整理審議会は、No.43のJR大平下駅前土地区画整理事業にて対応する。
	35					
23	土地区画整理事業に係る外部団体等の調整に関すること	土地区画整理事業の施行地区内の地権者等で構成する推進協議会へ補助する。 ・土地区画整理事業促進補助金交付要綱有	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	36					
24	組合施行の土地区画整理事業に関すること	・栃木市箱森西部土地区画整理組合 ・栃木市土地区画整理事業補助金交付要綱	・栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理組合 ・大平町土地区画整理組合補助金交付規則	・藤岡町荒立北土地区画整理組合 ・藤岡町土地区画整理事業補助金等交付要綱	・合戦場・升塚西部土地区画整理組合 ・都賀町土地区画整理事業補助金交付規則	合併時までに調整し統合する。 ただし、合併時において施行中の組合については、旧市町の例によるという経過措置を設ける。
	37					
25	個人施行の土地区画整理事業に関すること	計画なし	計画なし	計画なし	計画なし	現行のとおりとする。
	38					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	土地区画整理事業に係る建築行為等の制限に関する事	施行地内の土地の形質変更、建築物その他工作物の新築等を行う者の申請に基づき審査、許可する。	施行地内の土地の形質変更、建築物その他工作物の新築等を行う者の申請に基づき審査、許可する。 ・許可申請に関する要綱有	施行地内の土地の形質変更、建築物その他工作物の新築等を行う者の申請に基づき審査、許可する。 ・許可に関する事務処理要領有（藤岡町訓令）	施行地内の土地の形質変更、建築物その他工作物の新築等を行う者の申請に基づき審査、許可する。	現行のとおりとする。 合併後に新市において、事務処理要領を策定する。
	40					
27	土地区画整理事業に係る行政不服審査に関する事	仮換地の指定などを通知する際、行政不服審査法に基づき、その他公権力の行使に対しての不服を申し立て、内容を審査、違法・不当な行為の是正や排除を請求することができる。（公共施行のみ）	仮換地の指定などを通知する際、行政不服審査法に基づき、その他公権力の行使に対しての不服を申し立て、内容を審査、違法・不当な行為の是正や排除を請求することができる。（公共施行のみ）	仮換地の指定などを通知する際、行政不服審査法に基づき、その他公権力の行使に対しての不服を申し立て、内容を審査、違法・不当な行為の是正や排除を請求することができる。（公共施行のみ）	仮換地の指定などを通知する際、行政不服審査法に基づき、その他公権力の行使に対しての不服を申し立て、内容を審査、違法・不当な行為の是正や排除を請求することができる。（公共施行のみ）	現行のとおりとする。
	41					
28	土地区画整理事業に伴う土地開発公社先行取得用地の再取得に関する事	土地区画整理事業に先立ち、栃木市土地開発公社に先行買取委託した土地を再取得する。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。
	46					
29	公有地の拡大の推進に関する法律に係る届出に関する事	土地の先買い制度を活用し、公共用地の取得難に対処し、良好な都市環境の整備促進を図る。	土地の先買い制度を活用し、公共用地の取得難に対処し、良好な都市環境の整備促進を図る。	土地の先買い制度を活用し、公共用地の取得難に対処し、良好な都市環境の整備促進を図る。	土地の先買い制度を活用し、公共用地の取得難に対処し、良好な都市環境の整備促進を図る。	現行のとおりとする。
	47					
30	都市景観に関する事	栃木県景観条例に基づき、一定規模以上の建築物、工作物の形態、意匠についての届出、一定規模以上の面積の開発行為の届出の受理及び指導を行う。 ・特定行政庁 受理通知等	栃木県景観条例に基づき、一定規模以上の建築物、工作物の形態、意匠についての届出、一定規模以上の面積の開発行為の届出の受理及び指導を行う。	栃木県景観条例に基づき、一定規模以上の建築物、工作物の形態、意匠についての届出、一定規模以上の面積の開発行為の届出の受理及び指導を行う。	栃木県景観条例に基づき、一定規模以上の建築物、工作物の形態、意匠についての届出、一定規模以上の面積の開発行為の届出の受理及び指導を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	48					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	歴史的景観保全に関すること	蔵の街大通りを含む約48haを歴史的町並み景観形成地区として定め、地区内の工事等に対し届出を行い、歴史的建造物等を修景する場合は、工事費の一部を補助する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	49					
32	町並み委員会に関すること	栃木市の歴史的町並み景観形成に関し必要な事項を調査、審議し、個性豊かな町並み景観形成を図る。 ・学識経験者など委員10名	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	50					
33	風致地区内の大規模な行為の許認可に関する意見書の交付に関すること	太平山風致地区内における大規模な行為（栃木県知事権限に属するものに限る。）の許認可について、栃木県知事に対して意見書を交付する。	太平山風致地区内における大規模な行為（栃木県知事権限に属するものに限る。）の許認可について、栃木県知事に対して意見書を交付する。	該当なし	該当なし	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
	51					
34	都市計画法施行規則第60条の証明書の交付に関すること	都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明書を交付する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	52					
35	都市計画法第32条第2項に基づく公共施設の協議に関すること（他の部局分を除く）	開発行為に伴い新設される公共施設のうち、開発事業者が管理することとなる公共施設（消防水利を除く。）について、法に基づく協議を行う。他の公共施設については、管理者が直接協議を行う。	開発行為に伴い新設される公共施設（消防水利を除く。）について、法第32条第2項に基づく協議を行い、その管理及び帰属する者について、申請者との協議書を締結する。	開発行為に伴い新設される公共施設（消防水利を除く。）について、法第32条第2項に基づく協議を行い、その管理及び帰属する者について、申請者との協議書を締結する。	開発行為に伴い新設される公共施設のうち、開発事業者が管理することとなる公共施設（消防水利を除く。）について、法に基づく協議を行う。他の公共施設については、管理者が直接協議を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	53					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
36	高架下利用に関する こと	栃木県、栃木市、JR、東武で「高架下公共利用に関する協定」を締結しており、県及び市は高架下貸付可能面積の15%まで公租公課を免除することで無償で公共利用できる。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	54					
37	市街地再開発事業の施行に関する こと	計画なし	計画なし	計画なし	計画なし	現行のとおりとする。
	55					
38	個人及び組合が施行する土地区画整理事業の認可等に関する こと	20年度から特定行政庁に10ha未満の土地の個人施行の区画整理及び組合設立の認可等に関する事務が移譲された。 ・20年度 1組合認可	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	56					
39	シビックコア地区整備計画に関する こと	栃木市シビックコア地区整備計画に基づき都市基盤整備と併せて、国の合同庁舎とともに、民間建築物の立地を誘導し、魅力とにぎわいのある都市の拠点形成を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	57					
40	屋外広告物に関する こと	21年度から全市町に権限移譲され、県条例に基づき屋外広告物の許可や違反広告物の除却などを行う。	21年度から全市町に権限移譲され、県条例に基づき屋外広告物の許可や違反広告物の除却などを行う。	21年度から全市町に権限移譲され、県条例に基づき屋外広告物の許可や違反広告物の除却などを行う。	21年度から全市町に権限移譲され、県条例に基づき屋外広告物の許可や違反広告物の除却などを行う。	現行のとおりとする。
	58					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
41	伝統的建造物群保存地区に関する こと	歴史的町並み景観形成地区（約48ha）を基本として、大通り及び巴波川の歴史的建造物が集中するエリアを絞り込んで伝建地区の指定を目指す。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	59					
42	被災宅地危険度判定に関する こと	地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図る。 ・業務マニュアル有	地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図る。 ・業務マニュアル策定予定	地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図る。 ・業務マニュアル有	地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図る。	栃木市・藤岡町の例により合併時に統合する。
	60					
43	J R 大平下駅前 土地区画整理事業に関する こと	該当なし	・小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理事業の施行 ・事業主体 大平町 ・施行面積 12.4ha ・施行期間 17～23年度	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	64					
44	新大平下駅前地区の土地区画整理事業の事業化推進に関する こと	該当なし	新大平下駅西口周辺地区の活性化を目指し、土地区画整理事業により市街地整備の推進を図るため、地元の合意形成や事業に関する予備調査を行う。	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	65					
45	医療福祉モール事業に関する こと	該当なし	町有地を民間事業者へ賃貸・売却を行い、町内に不足する診療科の集積と高齢者向け福祉施設等を一体的に整備する「医療福祉モール整備事業」を推進する。	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	89					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
46	渡良瀬遊水地周辺整備基本計画に係わる周辺整備事業に関する こと	該当なし	該当なし	藤岡町及び渡良瀬遊水地の特性を活かした自然とまちづくりへの今後の取り組みを明確にし、次代へと引き継がれる地域づくりの指針とするため策定した。	該当なし	現行のとおりとする。
	6 6					
47	渡良瀬遊水地沿川市町の地域連携に関する こと	該当なし	該当なし	渡良瀬遊水地は4県、2市4町にまたがり、行政間でも各種の調整や情報の交換の場が必要なことから、利根川上流河川事務所とともに「地域連携会議」を開催し、円滑な推進を図っている。	該当なし	現行のとおりとする。
	6 7					
48	渡良瀬遊水地の国営公園化に関する こと	該当なし	該当なし	関係する4県、2市4町では「湿地」という遊水地の豊かな環境を活かしながら、我が国初めての「自然保全型の国営公園」建設を目指している。	該当なし	現行のとおりとする。
	6 8					
49	栃木県渡良瀬遊水地開発推進協議会に関する こと	該当なし	該当なし	昭和47年度に設立され、渡良瀬遊水地及びその周辺地域の開発に関し総合的な調査検討を行い、積極的に開発推進を図っている。	該当なし	現行のとおりとする。
	6 9					
50	渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会に関する こと	該当なし	該当なし	平成14年度に設立され、渡良瀬遊水地の湿地環境等、自然環境の適切な管理のあり方等を検討している。	該当なし	現行のとおりとする。
	7 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
51	ヨシ紙等、新たなヨシの利活用に関する事	該当なし	該当なし	ヨシ紙化など新たな利活用を考え、まちづくりと関連づけて実践することで、地域を始め多くの人々の関心を持ってもらい、ヨシ原保全の大切さを対外的にPRする。	該当なし	現行のとおりとする。
	74					
52	ヨシ焼きの支援に関する事	該当なし	該当なし	渡良瀬遊水地の良好な環境の保全を図るため、平成17年設立のヨシ焼き連絡会等が中心となって、ヨシ焼きの実施主体である渡良瀬遊水地利用組合連合会の支援を行っている。	該当なし	現行のとおりとする。
	75					
53	水ウオーク等のイベントの実施に関する事	該当なし	該当なし	平成8年度から毎年渡良瀬遊水地を会場に行われ、参加者は平均2000人程度で参加者へ遊水地のPRを図っている。	該当なし	現行のとおりとする。
	76					
54	藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡会に関する事	該当なし	該当なし	渡良瀬遊水地第2調節池周辺地区治水事業連絡協議会への参加、第2調節池の治水容量の確保の要望、協議会独自の要望活動として巴波川の堤防強化、周辺地区の安全を確保している。	該当なし	現行のとおりとする。
	77					
55	渡良瀬遊水地利用組合連合会に関する事	該当なし	該当なし	当該連合会は、遊水地内の占用ヨシ、茅等を採集している組合の連絡調整を目的に設立され、主にヨシ刈りのための占用及びよし焼きを行っている。	該当なし	現行のとおりとする。
	78					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
56	部屋南部ふるさとづくり推進協議会に関すること	該当なし	該当なし	平成13年に桜づつみモデル事業の円滑で効果的な促進を図り、部屋南部地区の地域活性化を目的に設立された。	該当なし	現行のとおりとする。
	79					
57	岩藤大規模開発に関すること	該当なし	該当なし	岩舟町御門、藤岡町小池地区の大規模開発を一体的に推進することを目的に昭和63年度に岩舟町・藤岡町大規模開発協議会が設立された。	該当なし	現行のとおりとする。
	81					
58	藤岡駅東地区まちづくりに関すること	該当なし	該当なし	空洞化しつつある中心市街地に、遊水地までの街路を骨格とした魅力ある景観を新たに創出し、中心市街地の活性化と若者定住を促進する。	該当なし	現行のとおりとする。
	82					
59	藤岡駅西開発に関すること	該当なし	該当なし	町外から優良企業を誘致し、雇用の拡大及び地域の振興を図る。平成20年4月から町有地として管理している。	該当なし	現行のとおりとする。
	83					
60	谷中湖魚とのふれあい体験に関すること	該当なし	該当なし	平成17年度から毎年遊水池会館を会場に行われ、参加者は町内の幼稚園、小学校児童対象に平均300人程度で参加者と谷中湖の魚とのふれあいを図っている。	該当なし	現行のとおりとする。
	85					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
61	河川占用に関する こと	該当なし	該当なし	渡良瀬遊水地周辺に設置の公園や排水路、貯水槽、慰霊碑、ゲートボール場、耕作地等の国への占用許可の更新及び維持管理をしている。	該当なし	現行のとおりとする。
	86					
62	利根川上流河川 利用者協議会に 関すること	該当なし	該当なし	利根川上流周辺の市町団体による利用者の協議会で、視察研修、河川愛護活動作文・ポスターの表彰を行っている。 また、渡良瀬遊水地クリーン作戦と河川愛護月間河川美化清掃を行っている。	該当なし	藤岡町は合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日新たに加入する。
	87					
63	渡良瀬遊水地ス ポーツ利用者等 連絡協議会に関 すること	該当なし	該当なし	渡良瀬遊水地利用団体の遊水地利用に関する日程調整及び事故等に関する会議を行っている。	該当なし	現行のとおりとする。
	88					
64	景観計画に関す ること	県との協議・同意により景観行政団体となり、景観法に基づく、景観条例の制定並びに景観計画の策定により、住民に最も身近な基礎的自治体として、特色ある良好な景観の保全・形成を図る。	計画なし	計画なし	計画なし	合併後に新市において調整し再編する。
	90					
65	渡良瀬遊水地第 2調節池周辺地 区治水事業連絡 協議会に関す ること	該当なし	該当なし	平成17年9月に設立され、渡良瀬遊水地第2調節池の治水容量の確保及び思川、巴波川等の堤防の強化をする治水事業の推進を求め、速やかな洪水予報、伝達方法の確立を目指し、周辺地区の安全を確保する。	該当なし	現行のとおりとする。
	91					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	同和対策住宅新築資金等貸付の償還に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に対する償還推進</li> <li>・収納業務及び滞納整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に対する償還推進</li> <li>・収納業務及び滞納整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に対する償還推進</li> <li>・収納業務及び滞納整理</li> </ul>	該当なし	実施市町の事務事業・制度の内容が同一なため、現行のとおりとする。
	2					
2	市(町)営住宅管理システムの管理運用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退去時の異動処理及び納入通知書の発行等</li> <li>・ジャパンシステム（株）で開発したシステムを使用し、管理している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去時の異動処理及び納入通知書の発行等</li> <li>・システムによる管理は行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去時の異動処理及び納入通知書の発行等</li> <li>・三協コンピュータ（株）で開発したシステムを使用し、管理している。</li> </ul>	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4					
3	市(町)営住宅等の入退居に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅等の入居申請者の受付、審査、入居の手続き事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去者の住宅の返還に係る手続き事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去者の住宅の返還に係る手続き事務</li> </ul>	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去者の住宅の返還に係る手続き事務</li> </ul>				
4	市(町)営住宅等の維持修繕に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の計画的な改善及び緊急的な修繕</li> <li>・市営住宅の模様替え及び工作物設置並びに増築の承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅の緊急的な修繕</li> <li>・町営住宅等は平成22年3月末日をもって廃止となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅の緊急的な修繕</li> <li>・町営住宅の模様替え及び工作物設置並びに増築の承認</li> </ul>	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	12					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	特定優良（公共）賃貸住宅に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定優良賃貸住宅の供給の促進のためのPR</li> <li>・特定公共賃貸住宅の管理</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	14					
6	震災建築物応急危険度判定協議会に関すること	<p>地震による二次災害を防止するため、震災建築物の応急危険度判定を的確に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定に関わる協議会</li> <li>・被災建築物応急危険度判定業務マニュアル</li> <li>・実施本部業務マニュアル</li> </ul>	<p>地震による二次災害を防止するため、震災建築物の応急危険度判定を的確に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定に関わる協議会</li> <li>・被災建築物応急危険度判定業務マニュアル</li> <li>・実施本部業務マニュアル（案の作成）</li> </ul>	<p>地震による二次災害を防止するため、震災建築物の応急危険度判定を的確に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定に関わる協議会</li> <li>・被災建築物応急危険度判定業務マニュアル</li> <li>・実施本部業務マニュアル（未整備）</li> </ul>	<p>地震による二次災害を防止するため、震災建築物の応急危険度判定を的確に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定に関わる協議会</li> <li>・被災建築物応急危険度判定業務マニュアル</li> <li>・実施本部業務マニュアル（未整備）</li> </ul>	栃木市の例により合併時に統合する。
	18					
7	建築基準法に基づく報告に関すること	<p>建築基準法に基づく報告の受理、届出の送付等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、昇降機等の定期報告の受理</li> <li>・建築物動態統計調査報告及び建築工事届の送付 等</li> </ul>	<p>建築基準法に基づく報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物動態統計調査報告の進達</li> </ul>	<p>建築基準法に基づく報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物動態統計調査報告の進達</li> </ul>	<p>建築基準法に基づく報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物動態統計調査報告の進達</li> </ul>	栃木市の例により合併時に統合する。
	21					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	建築パトロールに関すること	建築基準法の周知徹底を図ること及び違反建築物防止のため、日程を決めて、消防職員、建築士会会員と共に工事中の現場状況のパトロールを行う。	建築基準法の周知徹底を図ること及び違反建築物防止のため、県職員と同時に工事中の現場状況のパトロールを行う。	建築基準法の周知徹底を図ること及び違反建築物防止のため、県職員と同時に工事中の現場状況のパトロールを行う。	建築基準法の周知徹底を図ること及び違反建築物防止のため、県職員と同時に工事中の現場状況のパトロールを行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	22					
9	建築基準法の道路種別についての調査に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法上の道路に該当するものであるかを確認するため、現地調査をして、道路種別の判定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法上の道路かどうかの相談を受けた場合、栃木土木事務所を確認するよう案内する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法上の道路かどうかの相談を受けた場合、栃木土木事務所を確認するよう案内する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法上の道路かどうかの相談を受けた場合、栃木土木事務所を確認するよう案内する。</li> </ul>	栃木市の例により合併時に統合する。
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路台帳にその建築基準法上の道路種別について色分けし、来庁者に開示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木土木事務所が建築基準法上の道路の種別について色分けし、作成した道路台帳を転記したものを参考として閲覧させる。</li> <li>町道認定状況などについて、栃木土木事務所からの照会への回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木土木事務所が建築基準法上の道路の種別について色分けし、作成した道路台帳を転記したものを参考として閲覧させる。</li> <li>町道認定状況などについて、栃木土木事務所からの照会への回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木土木事務所が建築基準法上の道路の種別について色分けし、作成した道路台帳を転記したものを参考として閲覧させる。</li> <li>町道認定状況などについて、栃木土木事務所からの照会への回答</li> </ul>	
10	違反建築物の是正・指導に関すること	違反建築物を未然に防止するための指導及び違反建築物発覚時の調査、是正指導を行う。	違反建築物等に該当する恐れがある物件について、建築主事（栃木土木事務所）に対して報告を行う。	違反建築物等に該当する恐れがある物件について、建築主事（栃木土木事務所）に対して報告を行う。	違反建築物等に該当する恐れがある物件について、建築主事（栃木土木事務所）に対して報告を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	25					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	県建築条例による認定に関すること	県条例により建築物に附加されている制限を緩和するための認定事務を行う。 ・大規模建築物、劇場、店舗等の敷地と道路 ・学校及び保育所の教室等の出口 ・共同住宅、寄宿舎等の出口 等	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	26					
12	独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること	住宅金融支援機構法の規定による貸付けに係る災害復興建築物又は災害建築物の設計審査を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	27					
13	バリアフリー法に関すること	バリアフリー法の対象となる建築物について、円滑に利用するための施設整備基準に適合していることを確認し、認定を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	32					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に関すること	県条例の対象となる建築物について、整備基準に適合する建築物等が建築されることを確保するため、指導及び助言をし、完了検査を行ない、適合証を交付する。	建築確認申請と同時に届出書の提出があった場合に、県への進達を行う。 (左記の事務は、栃木土木事務所により行われる。)	建築確認申請と同時に届出書の提出があった場合に、県への進達を行う。 (左記の事務は、栃木土木事務所により行われる。)	建築確認申請と同時に届出書の提出があった場合に、県への進達を行う。 (左記の事務は、栃木土木事務所により行われる。)	栃木市の例により合併時に統合する。
	33					
15	省エネルギー法に関すること	建築物の省エネルギー対策のため、エネルギーの効率的利用のための措置に関する届出の受理及び指導及び助言を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	34					
16	建築確認支援システムに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財) 建築行政情報センター供給のシステムにより建築確認済証や完了検査済証の発行及び台帳処理を行う。</li> <li>・建築確認業務を適正かつ円滑に行うため、建築確認運用協議会の運営事務を行う。</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	35					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	住宅建設資金融資 に関すること	平成19年に融資の受付は終了し、現在は、償還事務取扱金融機関に対して、運用のための預託を行っている。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	36					
18	建設リサイクル法 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設リサイクル法による届出書等の受理を行う。</li> <li>届出物件の現場確認及び工事現場の巡回パトロールの実施</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	38					
19	道路位置指定に関する こと	<p>建築基準法上の道路として扱うため、道路法等によらず、宅地造成と併せて築造される道路に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路位置指定の指導</li> <li>申請書の受付</li> <li>書類審査</li> <li>現場検査</li> <li>道路位置の指定</li> </ul>	<p>道が建築基準法上の道路でない場合、建築基準法上の道路にするには道路位置指定という特定行政庁から指定を受ける必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書受付</li> <li>②関係各課意見聴取</li> <li>③県(土木事務所)へ進達</li> </ul>	<p>道が建築基準法上の道路でない場合、建築基準法上の道路にするには道路位置指定という特定行政庁から指定を受ける必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書受付</li> <li>②関係各課意見聴取</li> <li>③県(土木事務所)へ進達</li> </ul>	<p>道が建築基準法上の道路でない場合、建築基準法上の道路にするには道路位置指定という特定行政庁から指定を受ける必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書受付</li> <li>②関係各課意見聴取</li> <li>③県(土木事務所)へ進達</li> </ul>	栃木市の例により合併時に統合する。
	39					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	建築物の相談及び指導に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設地の用途地域、道路の接道状況を都市計画図、道路台帳を参照しながら相談者へ説明をする。</li> <li>・相談者自身の建築した建物について長期間経過し、建築時の状況が不明確な場合、建築計画概要書の閲覧をさせ、過去の状況を把握させる。</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	40					
21	全国建築審査会協議会に関すること	全国特定行政庁の建築審査会相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の総会</li> <li>・会議資料の調査報告</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市は合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	41					
22	日本建築行政会議に関すること	全国の特定期行政庁、指定確認検査機関が相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の全国会議と各地区ブロック会議</li> <li>・会議資料の調査報告</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市は合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	42					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	全国建築基準法施行都市連絡会議に関する事	全国の建築基準法施行都市が相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市は合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	4 3	・年1回の全国会議 ・会議資料の調査報告				
24	栃木県建築行政連絡協議会に関する事	県内の特定行政庁が相互の情報交換を行い、建築行政の適正な運営を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市は合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	4 4	・栃木県及び7市の特定行政庁と栃木県建設総合技術センターにより組織され、持ち廻りにより、建築行政に係わる研修、会議等を行う。				
25	建築物防災指導に関する事	建築物に関連する防災意識の普及及び防災対策の推進を図るため、建築物の防災週間を中心に各種活動を行う。	建築物に関連する防災意識の普及及び防災対策の推進を図るため、建築物の防災週間を中心に各種活動を行う。	建築物に関連する防災意識の普及及び防災対策の推進を図るため、建築物の防災週間を中心に各種活動を行う。	建築物に関連する防災意識の普及及び防災対策の推進を図るため、建築物の防災週間を中心に各種活動を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 5	・市ホームページへの掲載とポスター等の掲示 ・建築物防災相談所の開設 ・巡回指導及び防災査察の実施	・HPの掲載とポスター等の掲示 ・県関係機関への協力	・HPの掲載とポスター等の掲示 ・県関係機関への協力	・HPの掲載とポスター等の掲示 ・県関係機関への協力	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	道路後退用地の整備に関すること	狭あい道路の後退用地の整備を行い、安全で良好な生活環境の向上を図る。 ・建築確認申請書の提出時に併せて後退用地の無償使用承諾書を提出させる。 ・後退用地の無償使用承諾書提出後、道路整備と固定資産税の減免手続きを行う。	該当なし	該当なし	狭あい道路の後退用地の整備を行い、安全で良好な生活環境の向上を図る。 ・建築確認申請書の提出時に併せて後退用地の無償使用承諾書を提出させる。 ・後退用地の無償使用承諾書提出後、道路整備と固定資産税の減免手続きを行う。	栃木市・都賀町の例により合併時に統合する。
	46					
27	指定道路図及び指定道路調書作成に関すること	建築基準法により指定された道路について指定道路図及び指定道路調書の作成を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	49					
28	既存不適格建築物に関すること	著しく危険及び有害と認められる既存不適格建築物について、その所有者等に対して必要な措置を講じるための方針を作成し、指導及び助言を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	50					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	確認申請等の手数料収納に関すること	建築確認申請等の手数料の収納について、調定決議書を整理し、手数料の適正な管理を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 1					
30	建築計画概要書の閲覧・整理に関すること	違反建築や近隣トラブルを未然に防止するため、建築基準法施行規則に基づき、建築計画概要書の閲覧を行う。 ・閲覧申請の手続きにより、課内備え付けの建築計画概要書の閲覧、整理を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	水道事業技術管理者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条に基づき水道管理について業務担当するため、水道技術管理者を任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条に基づき水道管理について業務担当するため、水道技術管理者を任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条に基づき水道管理について業務担当するため、水道技術管理者を任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条に基づき水道管理について業務担当するため、水道技術管理者を任命</li> </ul>	水道事業技術管理者については、新市において、水道事業の統合と計画策定、事業認可等ができるまでの間、現行のとおりとし、合併後に再編する。
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条2号の各号に規定されている職務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条2号の各号に規定されている職務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条2号の各号に規定されている職務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第19条2号の各号に規定されている職務</li> </ul>	
2	水道事業の情報化の推進に関すること	目的 ・職員間の情報、伝達の促進、市民に対する情報公開を整える体制  内容 ・課内の情報共有化、事務の効率化 ・インターネット環境整備、情報提供、ホームページ	目的 ・職員間の情報、伝達の促進、町民に対する情報公開を整える体制  内容 ・庁内LANによる情報公開制度の整備及び情報共有、事務効率化 ・インターネット環境整備、情報提供 ・グループウェア導入による文書管理等事務の効率化	目的 ・職員間の情報、伝達の促進、町民に対する情報公開を整える体制  内容 ・課内の情報共有化、事務の効率化 ・インターネット環境整備、情報提供、ホームページ	目的 ・職員間の情報、伝達の促進、町民に対する情報公開を整える体制  内容 ・庁内LANによる情報公開制度の整備及び情報共有、事務効率化 ・インターネット環境整備、情報収集促進、事務効率化 ・グループウェア導入による文書管理等事務の効率化	情報化の推進については、合併時に新市の市長部局に併せるものとし、ホームページ等については、合併時に再編する。
	2					
3	公印の管理に関すること	水道事業用公印の適正管理	水道事業用公印の適正管理	水道事業用公印の適正管理	水道事業用公印の適正管理	合併時に再編する。
	3					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	文書の受発及び整理 保存に関すること	<p>到達文書取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道庁舎に直送文書は水道課で受領</li> <li>市本庁舎に送付された文書は総務課で受領し当課に配布</li> </ul> <p>文書の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要文書は文書処理簿に記載し、事務決裁基準により回議</li> <li>決裁後、報告、回答を処理し、文書管理システムに入力後、保存年限ごとに文書ホルダー保存</li> </ul>	<p>到達文書取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課で受領・受付し配布</li> </ul> <p>文書の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書管理カードへ收受印後、単位の文書番号を記入</li> <li>保存年限、文書分類ごと索引目録作成し、索引目録ごと整理</li> <li>統一ファイルで年度ごとに保管</li> <li>廃棄年月日後、総務課で一括廃棄、廃棄文書目録作成</li> </ul>	<p>到達文書取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画課で受領し当課に配布</li> </ul> <p>文書の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要文書は文書処理簿に記載し、事務決裁基準により回議</li> <li>決裁後、報告、回答を処理し、保存年限ごとに文書ホルダー保存</li> </ul>	<p>到達文書取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課で受領し当課に転送</li> </ul> <p>文書の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要文書は文書処理簿に記載し、事務決裁基準により回議</li> <li>決裁後、報告、回答を処理し、保存年限ごとに文書ホルダー保存</li> </ul>	合併時に再編する。ただし、文書の保存場所等については、合併後に再編する。
	4					
5	調査回答に関する こと	調査照会に対し課内調整後、回答・報告	調査照会に対し課内調整後、回答・報告	課内調整後、回答・報告	調査照会に対し課内調整後、回答・報告	合併時に再編する。
	53					
6	職員の配置に関する こと	職員の配置に関すること	職員の配置に関すること	職員の配置に関すること	職員の配置に関すること	合併時に再編する。
	7					
7	職員の安全管理及び 衛生管理に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の安全と事故防止</li> <li>安全衛生推進者選任者1名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の安全と事故防止</li> <li>職員の健康管理と増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の安全と事故防止</li> <li>職員の健康管理と増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の安全と事故防止</li> <li>職員の健康管理と増進</li> </ul>	合併時に再編する。
	41					
8	職員の出張命令及び 旅費に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員は旅行命令簿に事項を記載し決裁を受ける。決裁区分は、栃木市水道事業管理規程による。</li> <li>3ヶ月ごとに旅費の計算、各担当の請求により支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員は旅行命令簿に事項を記載し決裁を受ける。決裁区分は、大平町企業職員の旅費に関する規程による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各担当からの請求によりその都度支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長部局に準ずる。</li> </ul>	合併時に再編する。
	44					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	水道事業の消費税の確定申告に関する事 こと	納付額計算 ・納付額計算(決算整理)4月上旬 企業会計システムで税申告諸資料 出力	納付額計算 ・納付額計算 (決算整理)	納付額計算 ・納付額計算 (決算整理) 4月上旬	納付額計算 ・納付額計算(決算整理)4月上旬 企業会計システムで税申告諸資料 出力	消費税の確定申告に ついては、合併時に 統合する。
	15	確定申告 ・確定申告書を税務署に提出 6月上旬、6月下旬納税 19年度納税額28,678,600円 9、12、3月中旬中間申告	確定申告 ・確定申告書を税務署に提出 6月上旬、6月下旬納税 19年度納税額9,404,500円 9、12、3月中旬中間申告	確定申告 ・確定申告書を税務署に提出 6月上旬、6月下旬納税 19年度納税額10,057,600円 9、12、3月中旬中間申告	確定申告 ・確定申告書を税務署に提出 6月上旬、6月下旬納税 19年度納税額 0円 還付金 12,188千円 9月中旬中間申告	
10	統計月報、事業年報 の発行及び水道統計 に関する事 こと	水道事業統計に関する事 組織、土地建物状況、基本計画、給水 区域・人口、世帯数、配水量、委託内 容、貸借対照表など5月下旬から	なし	なし	なし	合併時は現行のと おりとし、合併後に再 編する。
	17					
11	財産の取得管理及び 処分に関する事 こと	・水道事業用地の購入、売却契約に 関すること	・水道事業用地の購入、売却契約に 関すること	・水道事業用地の購入、売却契約に 関すること	・水道事業用地の購入、売却契約に 関すること	水道事業用地につ いては、1市3町に借 地等もあるため、借 地の更新と用地購入 予定等について、現 行のとおり新市に引 継ぎ、合併後に再編 する。
	21	借地面積 9,247㎡ 更新時期 H21.10～ H23.4	借地面積 3,380㎡	借地面積 6,184㎡ 更新時期 H22.3	借地面積 464.77㎡ 更新時期 H21.3～H22.3 H21一部購入予定 456㎡	
12	広報に関する事 こと	市民に情報周知する。 ・広報案を作成し広報とちぎ掲載を企 画課に依頼	町民に情報周知する。 ・広報案を作成し広報おおひら掲載を 企画財政課に依頼	町民に情報周知する。 ・広報案を作成し広報ふじおか掲載を 総務企画課に依頼	町民に情報周知する。 ・広報案を作成し広報つが掲載を企画 財政課に依頼	広報紙、ホームペー ジ等については、合 併時に新市の市長部 局に準ずるものとす る。 なお、水道事業に関 する断水・事故等緊 急連絡及び住民への 広報については、現 行のとおり新市に引 継ぎ、合併後に調整 し、再編する。
	29	・広報とちぎ掲載 ・とちぎケーブルテレビに掲載 ・水道課ホームページに掲載 ・広報車による断水等緊急連絡 ・蔵名水(水道水PR)	・広報おおひら掲載 ・水道課ホームページに掲載 ・広報車による断水等緊急連絡 ・町行事に参加(水道水PR)	・広報ふじおか掲載 ・上下水道課ホームページに掲載 ・広報車による断水等緊急連絡	・広報つが掲載 ・水道課ホームページに掲載 ・広報車による断水等緊急連絡	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	車両の配車及び維持管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理は課長が行う</li> <li>・車使用の場合、運転日誌をつけ1ヶ月まとめ課長の決裁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理は課長が行う</li> <li>・車使用の場合、運転日誌をつける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長が行う</li> <li>・車使用の場合、運転日誌をつける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理は課長が行う</li> <li>・車使用の場合、運転日誌をつける。</li> </ul>	合併時に再編する。
	32 146 147	保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国市有物件災害共済会自動車損害共済保険 6台</li> <li>金額 122,462円</li> <li>管理 各チーム管理</li> </ul>	保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国自治協会共済</li> </ul> 車両 3台	保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国自治協会町村市有共済管理 各課</li> <li>・軽トラック等は、管理者の使用許可を得る。 車両2台</li> </ul>	保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国自治協会町村市有共済管理 各課</li> <li>・公用車の使用は管理者の使用許可を得る。</li> <li>ライトバン1台管理</li> </ul>	
14	電話の総括管理に関すること	水道庁舎独自の電話回線のため維持管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話の修理・電話料支払事務・各チーム直通配線及び内線機能</li> </ul>	・各浄水場電話修理及び料金支払事務	・各浄水場電話修理及び料金支払事務	・各浄水場電話修理及び料金支払事務	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	33					
15	情報公開に関すること	栃木市情報公開条例に準ずる。	大平町情報公開条例に準ずる。	藤岡町情報公開条例に準ずる。	都賀町情報公開条例に準ずる。	情報公開については、新市の市長部局に準ずるものとする。
	34					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	部及び水道課の庶務に関すること	水道課の庶務 ・事務連絡と調整 ・課の庶務	水道課の庶務 ・事務連絡と調整 ・課の庶務	上下水道課の庶務 ・事務連絡と調整 ・課内行事の調整	水道課の庶務 ・事務連絡と調整 ・課内行事の調整	部・課の庶務については、合併時に再編する。
	35	・各種文書受付処理回覧整理 ・各種照会文書回答 ・課及び各チーム取りまとめ ・その他	・各種文書受付処理回覧整理 ・各種照会文書回答 ・課及び各係取りまとめ ・その他	・課内庶務、予算執行 ・課内のとりまとめ ・各係間のとりまとめ ・その他	・課内庶務、予算執行 ・課内のとりまとめ ・その他	
17	水道事業の経営の企画及び調査研究に関すること	・水道統計等による分析業務、経営、財務分析 各市と類似市との比較	必要に応じ検討	必要に応じ検討	・各種指標分析 業務、経営、財務分析 各町との比較	経営企画・調査研究については、合併時に再編する。
	50					
18	事務改善の計画及び調整に関すること	各々の事業内容、人員を考慮し効率的な体制を検討	各々の事業内容、人員を考慮し効率的な体制を検討	各々の事業内容、人員を考慮し効率的な体制を検討	各々の事業内容、人員を考慮し効率的な体制を検討	事務改善計画、調整については、合併時に新市の市長部局に準ずるものとする。
	51					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	用地買収契約に関すること	事業用地の買収 ・事業に必要な土地の取得 損失補償事務、登記は委託	事業用地の買収 ・事業に必要な土地の取得 損失補償事務、登記は委託	事業用地の買収 ・事業に必要な土地の取得 損失補償事務、登記は委託	事業用地の買収 ・事業に必要な土地の取得 損失補償事務、登記は委託	用地買収契約については、栃木市の例により合併後に統合する。
	61	手順 ・事業の目的、内容、その他必要な事項について、土地権利者に説明し協力を得る。 ・取得に必要な測量、調査は、土地権利者及び利害関係人隣接権利者の立会を求める。 ・土地調査表作成し公有地取得委員会にて審議 農振地域は、農地利用計画変更届を農林課に提出 ・土地の鑑定を依頼 ・用地交渉は複数の職員で行う。 ・不動産登記法に基づき、必要書類を作成し、登記を登記所に嘱託 ・土地補償金は登記完了後、全額支払い ・業務完了後、完了報告を管理者に決裁	手順 ・事業の目的、内容、その他必要な事項について、土地権利者に説明し協力を得る。 ・取得に必要な測量、調査は、土地権利者及び利害関係人隣接権利者の立会を求める。 ・土地調査表作成し審議 農振地域は、農地利用計画変更届を産業振興課に提出 ・土地の鑑定を依頼 ・用地交渉は複数の職員で行う。 ・不動産登記法に基づき、必要書類を作成し、登記を法務局に嘱託 ・土地補償金は登記完了後、全額支払い ・業務完了後、完了報告を管理者に決裁	手順 ・事業の目的、内容、その他必要な事項について、土地権利者に説明し協力を得る。 ・取得に必要な測量、調査は、土地権利者及び利害関係人隣接権利者の立会を求める。 ・土地調査表作成し審議 農振地域は、農地利用計画変更届を産業振興課に提出 ・土地の鑑定を依頼 ・用地交渉は複数の職員で行う。 ・不動産登記法に基づき、必要書類を作成し、登記を登記所に嘱託 ・土地補償金は登記完了後、全額支払い ・業務完了後、完了報告を管理者に決裁	手順 ・事業の目的、内容、その他必要な事項について、土地権利者に説明し協力を得る。 ・取得に必要な測量、調査は、土地権利者及び利害関係人隣接権利者の立会を求める。 ・土地調査表作成し審議 農振地域は、農地利用計画変更届を経済課に提出 ・土地の鑑定を依頼 ・用地交渉は複数の職員で行う。 ・不動産登記法に基づき、必要書類を作成し、登記を登記所に嘱託 ・土地補償金は登記完了後、全額支払い ・業務完了後、完了報告を管理者に決裁	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	私設消火栓の点検に関すること	私設消火栓の点検	私設消火栓の点検	私設消火栓の点検	私設消火栓の点検	私設消火栓の点検については、現行のとおりとする。
	70					
21	納入通知書の発行に関すること	納入通知書の発行、事務手続	納入通知書の発行、事務手続	納入通知書の発行、事務手続	納入通知書の発行、事務手続	納入通知書の発行については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	75	①水道料金(納付制) 水道料金は毎月18日調定 使用者へ納入通知送付  ②給水管布設工事負担金 給水管布設工事負担金の 納入通知送付  ③工事審査・竣工検査手数料 納入通知送付  ④指定工事業者指定手数料 納入通知送付  ⑤指定事業者資料代 納入通知送付  ⑥他会計負担金・受託工事収益 各担当課に納入通知送付	①水道料金(納付制) 水道料金は毎月5日以降調定 15日使用者へ納入通知送付 納期限25日  ②工事審査・竣工検査手数料 徴収簿に記入後、納入通知送付  ③指定工事業者指定手数料 徴収簿に記入後、納入通知送付  ④行政財産使用料 徴収簿に記入後、納入通知送付  ⑤他会計負担金 徴収簿に記入後、納入通知送付  ⑥補償費 徴収簿に記入後、納入通知送付	①水道料金(納付制) 水道料金は毎月調定 使用者へ納入通知送付  ②工事審査・竣工検査手数料 納入通知書発行  ③指定工事業者指定手数料 納入通知送付  ④他会計負担金 各担当課に納入通知送付	①水道料金(納付制) 水道料金は毎月2地区 交互調定使用者へ納入通知送付  ②給水管布設工事負担金 給水管布設工事負担金の 納入通知送付  ③工事審査・分水工事手数料 納入通知送付  ④指定工事業者指定手数料 納入通知送付  ⑤指定事業者資料代 納入通知送付  ⑥他会計負担金・受託工事収益 各担当課に納入通知送付	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	窓口による収納管理に関すること	<p>目的 水道使用者の利便性を図る</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金持参納入受付</li> <li>納入通知書の再発行</li> <li>中止の伴う現地精算業務</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持参納入時に未納料金確認</li> <li>中止時、現地で水道料金の清算業務 納入通知書再発行は税務課窓口にも対応可、納入受付は税務課窓口、各地区公民館にも対応可</li> </ul>	<p>目的 水道使用者の利便性を図る</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金持参納入受付</li> <li>納入通知書の再発行</li> <li>休止の伴う現地精算業務</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持参納入時に未納料金確認</li> <li>休止時、現地で水道料金の精算業務</li> </ul>	<p>目的 水道使用者の利便性を図る</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金持参納入受付</li> <li>納入通知書の再発行</li> <li>中止の伴う現地精算業務</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持参納入時に未納料金確認</li> <li>納入通知書紛失者等に再発行</li> </ul>	<p>目的 水道使用者の利便性を図る</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金持参納入受付</li> <li>納入通知書の再発行</li> <li>休止の伴う現地精算業務</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持参納入時に未納料金確認</li> <li>納入通知書紛失者等に再発行</li> <li>休止時、水道料金の清算業務</li> </ul>	<p>窓口収納管理については、市町間の事務手続き等に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>
	76					
23	水道使用開始・中止等受付に関すること	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、中止、変更受付</li> <li>口座振替の処理、納入証明</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話、来庁の受付、対応、料金マスターデータ入力</li> <li>開始、中止、変更各届を出力し保管</li> <li>中止受付は、現地で中止検針</li> <li>口座振替処理は各金融機関窓口で対応</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、休止、変更、公共下水道使用開始、中止の受付</li> <li>口座振替の受付</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来庁、FAXの受付、給水関係受付簿記入</li> <li>開始、休止、変更各届を保管、下水道課に送付</li> <li>開栓・閉栓業務は業務委託業者</li> <li>口座振替処理は各金融機関窓口・水道課窓口で対応</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、中止、変更受付</li> <li>口座振替の処理、納入証明</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話、来庁の受付、対応、料金マスターデータ入力</li> <li>開始、中止、変更各届を出力し保管</li> <li>中止受付は、現地で中止検針</li> <li>口座振替処理は各金融機関窓口で対応</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、休止、変更受付</li> <li>口座振替の処理、納入証明</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話、来庁の受付、対応、料金マスターデータ入力</li> <li>開始、中止、変更各届を出力し保管</li> <li>休止受付は、現地で休止検針</li> <li>口座振替処理は各金融機関窓口で対応</li> </ul>	<p>水道使用開始・中止、開栓・閉栓については、市町間に差異あるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>
	77					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
24	開栓・閉栓等に関する こと	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、中止、廃止に伴う開栓及びメーター撤去、給水停止に伴う開閉栓業務</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メーターが設置されていない箇所給水開始を受けた場合、給水装置指定工事店を通じて設計諸島の審査後メーター設置</li> <li>家屋解体等でメーター紛失の可能性がある場合、メーター撤去</li> <li>給水停止中の使用者が水道料金を支払った場合、開栓</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、休止、廃止に伴う開栓及びメーター撤去、給水停止に伴う開閉栓業務</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メーターが設置されていない箇所給水開始を受けた場合、給水装置指定工事店を通じて設計諸島の審査後メーター設置</li> <li>家屋解体等でメーター紛失の可能性がある場合、メーター撤去</li> <li>給水停止中の使用者が水道料金を支払った場合、開栓</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、中止、廃止に伴う開栓及びメーター撤去、給水停止に伴う開閉栓業務</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メーターが設置されていない箇所給水開始を受けた場合、給水装置指定工事店を通じて設計諸島の審査後メーター設置</li> <li>家屋解体等でメーター紛失の可能性がある場合、メーター撤去</li> <li>給水停止中の使用者が水道料金を支払った場合、開栓</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用開始、中止、廃止に伴う開栓及びメーター撤去、給水停止に伴う開閉栓業務</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メーターが設置されていない箇所（休止等により）給水開始を受けた場合、給水装置指定工事店を通じて設計諸島の審査後メーター設置</li> <li>家屋解体等でメーター紛失の可能性がある場合、メーター撤去</li> <li>給水停止中の使用者が水道料金を支払った場合、開栓</li> </ul>	水道使用開始・中止、開栓・閉栓については、市町間に差異あるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	78					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
25	消し込みに関するこ と	水道料金マスターにより行う。	水道料金システムにより行う。	水道料金マスターにより行う。	水道料金マスターにより行う。	合併時は現行の とおりとし、合併 後に再編する。
	5 6					
26	水道料金、下水道使 用料の収納、還付及 び整理に関するこ と	<p>概要</p> <p>徴収事務委託業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納事務</li> <li>・ 還付事務</li> <li>・ 未収金の整理</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入制 納入通知書送付</li> <li>口座振替 引落データを各金融機 関の送付</li> <li>・ 消し込み後、収納データチェック</li> <li>・ 事業別日計（過・現年度）作成</li> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 還付入力処理</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納事務</li> <li>・ 還付事務</li> <li>・ 未収金の整理</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用者に納入通知書送付</li> <li>口座振替 引落データを各金融機 関に送付</li> <li>・ 出納金融機関からの日計報告書を基 に収納金集計</li> <li>・ 消し込み</li> <li>・ 会計システムの収入票の起票</li> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 充当または還付</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納事務</li> <li>・ 還付事務</li> <li>・ 未収金の整理</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入制 納入通知書送付</li> <li>口座振替 引落データを各金融機 関の送付</li> <li>・ 消し込み後、収納データチェック</li> <li>・ 事業別日計（過・現年度）作成</li> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 還付入力処理</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納事務</li> <li>・ 還付事務</li> <li>・ 未収金の整理</li> </ul> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入制 納入通知書送付</li> <li>口座振替 引落データを各金融機 関の送付</li> <li>・ 消し込み後、収納データチェック</li> <li>・ 事業別日計（過・現年度）作成</li> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 還付入力処理</li> </ul>	水道料金の収納、 還付については、 市町間に差異が あるため、合併時 は現行のとおり とし、合併後に再 編する。
	7 9					
27	重複納入等の還付に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 還付入力処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 充当または還付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 還付入力処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納データチェックで誤過納者の把 握</li> <li>・ 還付対象者に還付方法確認</li> <li>・ 二重納付者には通知送付</li> <li>・ 還付金支払手続き・支払い</li> <li>・ 還付入力処理</li> </ul>	合併時は現行の とおりとし、合併 後に再編する。
	8 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	収納処理、収入日報、月報、年報作成に関すること	収納処理 ・水道料金の現年度の調定 ・収入金の消し込み ・誤過納者の還付処理	収納処理 ・水道料金の現年度の調定 ・収入金の消し込み ・誤過納者の還付処理	収納処理 ・水道料金の現年度の調定 ・収入金の消し込み ・誤過納者の還付処理	収納処理 ・水道料金の現年度の調定 ・収入金の消し込み ・誤過納者の還付処理	収納処理、収入日報、月報、年報については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	80	収入日計 ・消し込み後、日計表出力  月処理 ・決算明細書の出力 ・地区別・用途別集計票出力 ・未納者一覧表出力 ・収納金別集計表作成  年処理 ・徴収内容一覧出力	収入日計 ・消し込み後、収入票記票  月処理 ・口径別・配水別等必要な統計表出力 ・未納額集計票出力 ・総勘定元帳出力 ・未収金集計  年処理 ・徴収簿の調整	収入日計 ・消し込み後、日計表出力  月処理 ・決算明細書の出力 ・未納者一覧表出力 ・収納金別集計表作成  年処理 ・徴収内容一覧出力	収入日計 ・消し込み後、日計表出力  月処理 ・決算明細書の出力 ・未納者一覧表出力 ・収納金別集計表作成  年処理 ・徴収内容一覧出力	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	使用料金の督促状発行・催告状発行・停水予告通知書発行、給水停止処分に関すること	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未収金の早期回収</li> </ul> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収業務委託業者による各種通知送付</li> <li>給水停止執行は、市担当職員・委託業者各1名の2班体制</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>督促状発送 納入通知書発送の翌月12日頃 期日 発送月の20日</li> <li>給水停止予告通知書発送 督促状納期の1週間後 期日 発送後の1週間後</li> <li>給水停止事前通知書配布 予告通知書納期の1週間後</li> <li>給水停止執行 事前通知書納期の1週間後 納入通知書発送後2か月後実施</li> </ul>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未収金の早期回収</li> </ul> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種通知送付</li> <li>徴収業務委託業者による該当者の対応</li> <li>給水停止執行は、町担当係長・委託業者各1名の体制</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>督促状発送 納入通知書発送の翌月18日頃 期日 発送日から10日</li> <li>催告状 年に2,3回程度</li> <li>給水停止予告通知書 随時配布の1週間後</li> <li>給水停止執行</li> </ul>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未収金の早期回収</li> </ul> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種通知送付</li> <li>給水停止執行</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>督促状発送 翌々月20日頃</li> <li>督促状発送 3か月1回 期日 発送後の1週間後</li> <li>給水停止予告通知書発送 催告状納期後 4か月 20,000円以上の未納者</li> <li>給水停止執行 発送後適宜</li> </ul>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未収金の早期回収</li> </ul> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種通知送付</li> <li>給水停止執行</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>督促状発送 納入通知書発送の翌月15日頃 期日 発送月末</li> </ul>	<p>督促状・催告状・停水予告通知書、給水停止処分については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>
	81					



No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
30	水道料金の未収金の徴収・滞納整理に関すること	未収金の回収 概要 ・給水停止の滞納制業務 ・休止検針実施による無断使用者の把握 ・無断転出者の調査 事務手続 ・滞納整理業務 ・無断使用者の把握 4か月に1回休止箇所検針実施 ・無断転出者の把握現地調査 不動産・家主に問い合わせ 住民票の調査等 電話・訪問による催促、納入通知書の発行、市内転居者は停水	未収金の回収 概要 ・滞納整理業務 事務手続 ・滞納整理業務 年2、3回 催告書発行	未収金の回収 概要 ・年間を通し未納者訪問による催促等 事務手続 ・未集金管理は、未納者一覧表による	未収金の回収 概要 ・年間を通し未納者訪問による催促等 事務手続 ・未集金管理は、未納者一覧表による (年度別・月別)	未収金の徴収・滞納整理については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	83					
31	水道料金の未収金の管理に関すること	未納者一覧表により把握	未納者一覧表により把握	未納者一覧表により把握	未納者一覧表により把握	市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	84					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
32	口座振替に関するこ と	<p>目的 使用者の利便性を図る</p> <p>概要 ・受付、入力、引落依頼、不能管理、振替予告振替済、振替不納等の通知 発送 ・口座振替手数料の支払手続</p> <p>事務手順 ・口座振替依頼書受付し名義人確認後 入力し永年保存 ・引落データ表作成した時点 52.5 円 割引後金融機関に電送 ・引落データが金融機関から返送後収 納消し込み確認し各種通知書送付 ・口座振替予告 検針票で案内 ・再振替お知らせ 督促状 ・口座振替手数料支払 郵便局 毎月 出納・収納取扱銀行 半年毎</p>	<p>目的 使用者の利便性を図る</p> <p>概要 ・受付、入力、引落依頼、不能管理、 振替予告 ・再振替対象者に入金依頼通知発送 ・休止者に口座振替済通知発送</p> <p>事務手順 ・口座振替依頼書を金融機関に送付 ・金融機関承認後、データをシステム 入力 ・口座振替依頼書を金融機関毎永年保 存 ・引落データ表作成し金融機関に伝送 ・引落データが金融機関から返送後、 収納消し込み口座振替手数料支払、 郵便局 毎月 出納・収納取扱銀行 半年毎</p>	<p>目的 使用者の利便性を図る</p> <p>概要 ・受付、入力、引落依頼、督促状発送 ・口座振替手数料の支払手続</p> <p>事務手順 ・口座振替依頼書受付し名義人確認後 入力し永年保存 ・引落データが金融機関から返送後収 納消し込み確認し各種通知書送付 ・口座振替予告 検針票で案内 ・再振替お知らせ 督促状 ・口座振替手数料支払 郵便局 毎月 出納・収納取扱銀行 半年毎</p>	<p>目的 使用者の利便性を図る</p> <p>概要 ・受付、入力、引落依頼、不能管理、 振替予告振替済、振替不納等の通知 発送 ・口座振替手数料の支払手続</p> <p>事務手順 ・口座振替依頼書受付し名義人確認後 入力し永年保存 ・引落データ表作成し金融機関に持参 ・引落データが金融機関から返送後収 納消し込み確認し各種通知書送付 ・再振替お知らせ 最振替日等 ・再振替不能通知書 督促状 ・口座振替手数料支払 郵便局 毎月 出納・収納取扱銀行</p>	<p>口座振替につい ては、市町間に差 異があるため、合 併時は現行のと おりとし、合併後 に再編する。</p>
	85					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	小規模貯水槽水道の点検及び維持管理の指導に関すること	<p>目的</p> <p>設置者に年1回の自主的な維持管理と点検、検査の周知と安全性の確保等の指導</p>	<p>目的</p> <p>設置者に年1回の自主的な維持管理と点検、検査の周知と安全性の確保等の指導</p>	<p>目的</p> <p>設置者に年1回の自主的な維持管理と点検、検査の周知と安全性の確保等の指導</p>	<p>目的</p> <p>設置者に年1回の自主的な維持管理と点検、検査の周知と安全性の確保等の指導</p>	小規模貯水槽水道点検・維持管理・指導については、合併時に再編する。
	87	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内に1回定期的に水槽の清掃</li> <li>・水の汚染防止に必要な措置</li> <li>・水道基準に関し厚生省令に掲げる必要な事項の検査の実施</li> <li>・健康を害する恐れがある場合給水停止し関係者に周知</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者に維持管理、指導、助言、勧告等の通知を行う。</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内に1回定期的に水槽の清掃</li> <li>・水の汚染防止に必要な措置</li> <li>・水道基準に関し厚生省令に掲げる必要な事項の検査の実施</li> <li>・健康を害する恐れがある場合給水停止し関係者に周知</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者に維持管理、指導、助言、勧告等の通知を行う。</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内に1回定期的に水槽の清掃</li> <li>・水の汚染防止に必要な措置</li> <li>・水道基準に関し厚生省令に掲げる必要な事項の検査の実施</li> <li>・健康を害する恐れがある場合給水停止し関係者に周知</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者に維持管理、指導、助言、勧告等の通知を行う。</li> </ul>	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内に1回定期的に水槽の清掃</li> <li>・水の汚染防止に必要な措置</li> <li>・水道基準に関し厚生省令に掲げる必要な事項の検査の実施</li> <li>・健康を害する恐れがある場合給水停止し関係者に周知</li> </ul> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者に維持管理、指導、助言、勧告等の通知を行う。</li> </ul>	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
34	水道施設管理業務委託業者に関する事	H21委託予定	・漏水当番業者 1年 給水装置工事業者	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	6					
35	メーター以降の漏水調査に関する事	メーター以降 ・メーター以降の異常については、使用者が行うこととしているため現地調査は行わない。 ・使用者から照会があった場合、修理業者を紹介する。	メーター以降 ・メーター以降の異常については、使用者が行うこととしているため漏水度合いが激しい場合は、委託業者において現地調査を行い修理指導する。 ・使用者から照会があった場合、修理業者を紹介する。	メーター以降 ・メーター以降の異常については、使用者が行うこととしているため現地調査は行わない。 ・使用者から照会があった場合、修理業者の紹介、料金減免の説明を行う。	メーター以降 ・メーター以降の異常については、使用者が行うこととしているため現地調査は行わない。 ・使用者から照会があった場合、修理業者の紹介、料金減免の説明を行う。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	88					
36	出水不良等の調査及び苦情処理に関する事	出水不良・苦情処理 ・現地調査のうえ給水管切替工事の費用負担は、住民納得の上で対処、苦情処理は職員が対処する。	出水不良・苦情処理 ・現地調査のうえ給水管切替工事の費用負担は、町負担で処理	出水不良・苦情処理 ・現地調査のうえ給水管切替工事の費用負担は、住民納得の上で対処、配水管布設替は町で負担	出水不良・苦情処理 ・現地調査のうえ給水管切替工事の費用負担は、町で負担、苦情処理は職員が対処する。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	117					
37	公道等の漏水調査及び給配水管修繕に関する事	漏水調査・修理給配水管維持 ・24時間体制で宅内メーターまで管工事組合に委託修理	漏水調査・修理給配水管維持 ・宅内止水栓までは漏水当番業者に依頼修理	漏水調査・修理給配水管維持 ・指定工事店に依頼している。	漏水調査・修理給配水管維持 ・指定工事店に依頼している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	118					
38	漏水防止対策に関する事	・老朽管の給配水管布設替を計画的に実施	・老朽管の給配水管布設替を計画的に実施	・老朽管の給配水管布設替を計画的に実施	・老朽管の給配水管布設替を計画的に実施委託で漏水調査	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	119					
39	配水管等漏水修理業務委託業者に関する事	・公認管工事業協同組合委託1年間 単価契約 1ヶ月ごと支払	・漏水当番業者 1年 2週交代	・その都度漏水修理	・その都度漏水修理	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	160					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
40	不感度・ガラス破損メーターの交換に関すること	・事故メーター交換 交換メーターは料金マスター入力	・事故メーター交換 交換メーターは料金システム入力	・事故メーター交換 交換メーターは料金マスター入力	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	66					
41	メーターの出庫に関すること	・出庫があった場合出庫伝票作成し、決裁後、出庫。検定満期メーターは別入力	・出庫があった場合出庫伝票作成し、決裁後、出庫。検定満期メーターは別入力	・出庫があった場合出庫伝票作成し、決裁後、出庫。検定満期メーターは別入力	・出庫があった場合出庫伝票作成し決裁後、出庫。検定満期メーターは別入力	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	67					
42	メーターの維持管理に関すること	・量水器更新業務は公認管工事業協同組合に委託契約 ・量水器修繕は、契約検査課に入札依頼 ・メーター更新対象者に通知 交換終了後料金マスター入力(徴収事務委託業者) 検定満期リスト作成	・量水器更新業務は指定給水装置事業者と委託契約 ・量水器修繕は、量水器納入業者に修繕依頼 ・メーター更新対象者に連絡 交換終了後料金システム入力 検定満期リスト位置図作成	・量水器更新業務は上下水道工事業者組合に委託契約 ・量水器修繕は、随意契約した業者に依頼 ・メーター更新対象者に通知 交換終了後料金マスター入力(徴収事務委託業者) 検定満期リスト作成	・量水器更新業務は公認管工事業組合に委託 ・量水器修繕は、随意契約した業者に依頼 ・メーター更新対象者に通知 交換終了後料金マスター入力(徴収事務委託業者) 検定満期リスト作成	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	68					
43	メーターの試験及び検査に関すること	メーターの試験及び検査	メーターの試験及び検査	メーターの試験及び検査	メーターの試験及び検査	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	69					
44	メーターの異動記録及び調査に関すること	・不明メーター調査 ・新設開始の出庫・端末機入力処理 ・異動は料金マスター入力 ・更新業務実施時期は交換完了報告書に基づき端末入力 ・不明メーターは検針時現地調査	・新設開始の出庫 ・異動は料金システム入力 ・更新業務実施時期は交換依頼リストに基づきシステム入力	・新設開始の出庫・端末機入力処理 ・異動は料金マスター入力 ・更新業務実施時期は交換完了報告書に基づき端末入力 ・不明メーターは検針時現地調査	・新設開始の出庫・端末機入力処理 ・異動は料金マスター入力 ・更新業務実施時期は交換完了報告書に基づき端末入力 ・不明メーターは検針時現地調査	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	90					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
45	不正使用（違反工事含む）の取締り及び処分に関する事	<p>目的 受益者の公平原則に基づき取締り及び過料処分</p> <p>概要 ・不正使用・違反工事等が発見された場合処分検討</p> <p>・1万円以下 過料 ・10万円以下 罰金</p>	<p>目的 受益者の公平原則に基づき取締り及び過料処分</p> <p>概要 ・不正使用・違反工事等が発見された場合処分検討</p> <p>・5万円以下 過料</p>	<p>目的 受益者の公平原則に基づき取締り及び過料処分</p> <p>概要 ・不正使用・違反工事等が発見された場合処分検討</p> <p>・5万円以下 過料</p>	<p>目的 受益者の公平原則に基づき取締り及び過料処分</p> <p>概要 ・不正使用・違反工事等が発見された場合処分検討 盗水が明らかな場合、過料</p> <p>・5万円以下 過料</p>	合併時に再編する。
	91114					
46	水道破損金に関する事	水道管を過失により破損した場合は、全額原因者負担で修理、破損補償額を算定し請求	水道管を過失により破損した場合は、全額原因者負担で修理、破損補償額を算定し請求	水道管を過失により破損した場合は、全額原因者負担で修理、要綱に定める経費を請求	水道管を過失により破損した場合は、全額原因者負担で修理	水道破損金については、破損補償額の算定、要綱に定める経費など、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	95					
47	消火栓新設及び点検修理に関する事	水道法の規定に基づき消防本部の依頼を受け行う。	水道法の規定に基づき消防本部の依頼を受け行う。	水道法の規定に基づき消防本部の依頼を受け行う。	水道法の規定に基づき消防本部の依頼を受け行う。	消火栓新設・点検修理については、現行のとおりとする。
	97					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
48	給水方式指導に関すること	<p>栃木市給水装置工事標準仕様書に基づき指導</p> <p>直結方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則2階建まで 許可基準を満たしている場合 3階建</li> <li>1戸建専用住宅、併用住宅 集合住宅除く</li> <li>・給水高さ10m</li> <li>・水圧0.3mpa</li> <li>・配水管75mm以上、分水口径25mmで メーター口径20mm</li> </ul> <p>受水槽方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3階建以上 高層建築物等</li> <li>・高台等水圧が得られない箇所</li> <li>・一時的に多量の水の使用</li> <li>・病院、工場、デパート等の使用者の 業務等支障をきたす箇所</li> <li>・常時一定水量水圧を必要な箇所</li> <li>・有害薬品を使用するクリーニング工場、 メッキ工場等</li> <li>・水道に直結できない機器等</li> <li>・水圧が高く給水装置に支障をきたす 箇所</li> <li>・管理者が必要と認めるもの</li> </ul> <p>併用方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直結部分、受水槽給水部分方式</li> </ul>	<p>直結方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則2階建、水圧、水量等給水能力 に支障なく正常に給水できる場合 摘要</li> </ul> <p>受水槽方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3階建以上 高層建築物等</li> <li>・高台等水圧が得られない箇所</li> <li>・一時的に多量の水の使用</li> <li>・病院、工場、デパート等の使用者の 業務等支障をきたす箇所</li> <li>・常時一定水量水圧を必要な箇所</li> <li>・有害薬品を使用するクリーニング工場、 メッキ工場等</li> <li>・水道に直結できない機器等</li> <li>・水圧が高く給水装置に支障をきたす 箇所</li> <li>・管理者が必要と認めるもの</li> </ul> <p>併用方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直結部分、受水槽給水部分方式</li> </ul>	<p>直結方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、水道の水圧で直結給水できる</li> </ul> <p>受水槽式給水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時一定の水量及び水圧を必要</li> <li>・一時に多量の水を必要</li> <li>・使用水量の変動が大きく水圧低下 を引き起こす</li> <li>・3階建以上 建築物</li> <li>・町長が必要と認めるとき</li> </ul>	<p>直結方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則2階建、水圧、水量等給水能力 に支障なく正常に給水できる場合 摘要</li> </ul> <p>受水槽方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3階建以上 高層建築物等</li> <li>・高台等水圧が得られない箇所</li> <li>・一時的に多量の水の使用</li> <li>・病院、工場、デパート等の使用者の 業務等支障をきたす箇所</li> <li>・常時一定水量水圧を必要な箇所</li> <li>・有害薬品を使用するクリーニング工場、 メッキ工場等</li> <li>・水道に直結できない機器等</li> <li>・水圧が高く給水装置に支障をきたす 箇所</li> <li>・管理者が必要と認めるもの</li> </ul> <p>併用方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直結部分、受水槽給水部分方式</li> </ul>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>
	101					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
49	給水装置工事申請受付・審査・検査に関する事	<p>基準事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は、給水装置工事を申し込むとき給水装置工事申込書、配管図、必要書類を添付のうえ提出し管理者の審査を受け承認後に工事着手</li> </ul> <p>給水工事の申込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申込者は指定工事業者と契約する。申請手続は指定工事業者が代行し栃木市給水工事業者規程第14条給水装置工事承認願いを提出、申込ごと整理番号を付す 審査、検査手数料を徴収</li> </ul>	<p>基準事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は、給水装置工事を申し込むとき給水装置工事申込書、配管図、必要書類を添付のうえ提出し管理者の審査を受け承認後に工事着手</li> </ul> <p>給水工事の申込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申込者は指定工事業者と契約する。申請手続は指定工事業者は申込みに必要な書類を提出し審査を受ける、申込ごと整理番号を付す、審査、検査手数料を徴収</li> </ul>	<p>基準事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置の新設、改造、修繕、撤去は管理者の申込み承認を得る利害関係人の同意等書類提出</li> </ul> <p>給水工事の申込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置工事施工承認願兼設計書提出</li> <li>工事の費用は使用する者が負担、管理者が必要と認めたものは、町が一部負担・給水装置工事は指定給水装置工事業者が施工</li> <li>メーターは管理者設置し、使用者が保管、管理を怠った時は、損害額を弁償</li> </ul>	<p>基準事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は、給水装置工事を申し込むとき給水装置工事申込書、配管図、必要書類を添付のうえ提出し管理者の審査を受け承認後に工事着手</li> </ul> <p>給水工事の申込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申込者は指定工事業者と契約する。申請手続は指定工事業者が代行し必要な書類を提出し審査を受ける、都賀町給水条例、給水装置の新設等の申込みとする、申込ごと整理番号を付す、審査、検査手数料を徴収</li> </ul>	給水装置工事申請等については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	102					
50	給水装置工事検査に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は給水装置工事完了後、竣工届けを提出</li> <li>当該工事の手直しがある場合は指定期間内に行い検査を受ける。</li> <li>主任技術者の立会を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は給水装置工事完了後、竣工届けを提出</li> <li>当該工事の手直しがある場合は指定期間内に行い検査を受ける。</li> <li>主任技術者の立会を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は給水装置工事完了後、竣工届けを提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は給水装置工事完了後、竣工届けを提出</li> <li>当該工事の手直しがある場合は指定期間内に行い検査を受ける。</li> <li>主任技術者の立会を求める。</li> </ul>	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	158					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
51	指定給水装置工事業者の指導・監督に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は、水道法、水道条例等に基づき管理者の指示に従う。</li> <li>給水装置工事の事業運営に関する基準に従い適正な運営に努める。</li> <li>知識・技術向上を図るため講習会を実施、他講習会を推薦する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は、水道法、水道条例等に基づき管理者の指示に従う。</li> <li>給水装置工事の事業運営に関する基準に従い適正な運営に努める。</li> <li>知識・技術向上を図るため講習会を実施、他講習会を推薦する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は、水道法、水道条例等に基づき管理者の指示に従う。</li> <li>給水装置工事の事業運営に関する基準に従い適正な運営に努める。</li> <li>知識・技術向上を図るため講習会を実施、他講習会を推薦する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定工事業者は、水道法、水道条例等に基づき管理者の指示に従う。</li> <li>給水装置工事の事業運営に関する基準に従い適正な運営に努める。</li> <li>知識・技術向上を図るため講習会を実施、他講習会を推薦する。</li> </ul>	給水装置工事業者の指導・監督については、合併時に再編する。
	103					
52	設計積算システム・データ更新に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計積算の正確性の確保、設計積算業務の効率化</li> <li>積算システムの保守、維持管理</li> <li>県土木設計積算システム採用</li> <li>労務資材単価更新</li> <li>設計積算データ保存</li> </ul>	町長部局のシステム利用	町長部局のシステム利用	設計業務委託による。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	104					
53	道路の占用及び一時使用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者と協議し、道路占用申請を提出し許可を受け、警察署に道路使用届けを提出する。</li> <li>国・県・市・公有財産管理者及び河川・水路・国有財産管理者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者と協議し、道路占用申請を提出し許可を受け、警察署に道路使用届けを提出する。</li> <li>国・県・市・公有財産管理者及び河川・水路・国有財産管理者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者と協議し、道路占用申請を提出し許可を受け、警察署に道路使用届けを提出する。</li> <li>国・県・市・公有財産管理者及び河川・水路・国有財産管理者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者と協議し、道路占用申請を提出し許可を受け、警察署に道路使用届けを提出する。</li> <li>国・県・市・公有財産管理者及び河川・水路・国有財産管理者</li> </ul>	道路占用及び一時使用については、現行のとおりとする。
	108 159					
54	専用水道施設に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用水道施設の審査及び検査</li> <li>専用水道の水質検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用水道施設の審査及び検査</li> <li>専用水道の水質検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用水道施設の審査及び検査</li> <li>専用水道の水質検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用水道施設の審査及び検査</li> <li>専用水道の水質検査</li> </ul>	専用水道の受付及び通知・審査・検査等については、現行のとおりとする。 (平成22年度、県から権限移譲予定)
	36 112 141					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
55	給水装置台帳の管理に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置台帳は町内別に保管</li> <li>閲覧者は、窓口業務等処理事項綴りに必要事項記入し、閲覧システム管理有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置台帳は水栓番号順に保管</li> <li>システム管理有（一部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置台帳は受付年度ごとに保管</li> <li>システム管理有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置台帳は番号順に保管</li> </ul>	給水装置台帳の管理については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	113					
56	開発行為の審査に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木市水道事業設計基準に基づき指定工事事業者、設計会社等と事前協議を行い、管口径、布設路線等について指導</li> <li>都市計画課及び他事業との調整</li> <li>管の寄附の有無確認</li> <li>竣工検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水工事設計施工指針に基づき指定工事事業者、設計会社等と事前協議を行い、管口径、布設路線等について指導</li> <li>他事業との調整</li> <li>協定書に伴う管譲と調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水工事設計施工指針に基づき指定工事事業者、設計会社等と事前協議を行い、管口径、布設路線等について指導</li> <li>他事業との調整</li> <li>協定書に伴う管譲と調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水工事設計施工指針に基づき指定工事事業者、設計会社等と事前協議を行い、管口径、布設路線等について指導</li> <li>他事業との調整</li> <li>協定書に伴う管譲と調整</li> </ul>	開発行為の審査については、設計基準、設計施工指針に市町間の差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	115					
57	給水器具等の承認に関する事	給水器具・特殊器具はメーカーの材料使用承認申請の審査の上承認	給水器具・特殊器具はメーカーの材料使用承認申請の審査の上承認	給水器具等の承認申請、審査はしていない。	給水器具・特殊器具はメーカーの材料使用承認申請の審査の上承認	給水器具等の承認については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	116					
58	設計単価・資材単価表作成に関する事	県土木工事標準積算基準、全国簡易水道協議会水道施設整備費、国庫補助事業に掛かる歩掛表により一位代価作成 建設物価、積算資料により単価表作成	県土木工事標準積算基準、全国簡易水道協議会水道施設整備費、国庫補助事業に掛かる歩掛表により一位代価作成 建設物価、積算資料により単価表作成	県土木工事標準積算基準、全国簡易水道協議会水道施設整備費、国庫補助事業に掛かる歩掛表により一位代価作成 建設物価、積算資料により単価表作成	県土木工事標準積算基準、全国簡易水道協議会水道施設整備費、国庫補助事業に掛かる歩掛表により一位代価作成 建設物価、積算資料により単価表作成	設計単価・資材単価表作成については、合併時に再編する。
	125					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
59	水質検査・管理に関すること	<b>【自己検査】</b> 毎日行う項目  <b>【委託検査】</b> 水道法 水質検査50項目 水質管理 目標設定項目 26項目 クリプトスポジウム、指標菌検査	<b>【委託検査】</b> 原水 水道法 水質検査40項目 大腸菌、嫌気性芽胞菌 浄水 水道法 水質検査9項目 水道法 水質検査26項目 水道法 水質検査51項目 水質管理 目標設定項目26項目 水質管理 目標設定項目11項目	<b>【委託検査】</b> 原水 水道法 水質検査40項目 大腸菌、嫌気性芽胞菌 浄水 水道法 水質検査9項目 水道法 水質検査26項目 水道法 水質検査51項目 水質管理 目標設定項目26項目	<b>【委託検査】</b> 原水 水道法 水質検査40項目 大腸菌、嫌気性芽胞菌 浄水 水道法 水質検査9項目 水道法 水質検査26項目 水道法 水質検査51項目 水質管理 目標設定項目26項目	水質検査・管理については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	130					
60	浄水場庁舎の維持管理・取締りに関すること	浄水場庁舎の維持管理・取締りについて	該当なし	該当なし	該当なし	浄水場庁舎の維持管理・取締りについては、現行のとおりとする。
	135					
61	浄水施設の案内に関すること	小学4年生の社会科見学で施設説明案内 市内小学校4年生	小学4年生の社会科見学で施設説明案内 町内小学校4年生	小学4年生の社会科見学で施設説明案内 町内小学校4年生	なし	浄水施設の案内については、現行のとおりとする。
	136					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
62	思川総合開発事業（南摩ダム）に関する事	県南広域的水道整備協議会	県南広域的水道整備協議会	県南広域的水道整備協議会	県南広域的水道整備協議会	合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	143					
63	物品購入及び修理契約に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出負担行為決議書の発行、請求を受け、支出伝票の決裁で支出</li> <li>・量水器購入は指名競争入札契約検査課に依頼、落札後、契約検査から引き継ぎ、購入伺い決裁をもって契約</li> <li>・2社以上の見積り合わせ</li> <li>・指定期日までに納品を検収</li> <li>・修繕は指名競争入札、契約検査課に依頼、落札業者及び指定工事事業者依頼購入と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求を受け、支出負担行為兼支払命令書の発行、支出伝票の決裁で支出</li> <li>・量水器購入は随意契約した業者から納入</li> <li>・修繕は随意契約した業者に依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出負担行為決議書の発行、請求を受け、支出伝票の決裁で支出</li> <li>・量水器購入は随意契約した業者から納入</li> <li>・修繕は随意契約した業者、指定工事事業者依頼</li> </ul>	会計規程による。 修繕は指定工事事業者依頼	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	62 150 151					
64	契約に関わる物品の検収に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査職員は、契約書等に基づき検収する。</li> <li>・請求書の納入検収欄に押印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査職員は、契約書等に基づき検収する。</li> <li>・請求書の納入検収欄に押印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査職員は、契約書等に基づき検収する。</li> <li>・請求書の納入検収欄に押印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査職員は、契約書等に基づき検収する。</li> <li>・請求書の納入検収欄に押印</li> </ul>	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	63 152 153					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
65	水道料金徴収事務委託に関する事	民間委託により事務の効率化、利用者への迅速な対応、収納率の向上、人件費等の削減	民間委託により事務の効率化、利用者への迅速な対応、収納率の向上、人件費等の削減	H21 委託予定	なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	163	H8 全面委託 検針、調停収納、料金徴収、滞納整理、開閉栓業務等 下水道課から委託	H20 一部委託 検針、料金徴収、滞納整理、開閉栓業務等			
66	上下水道料金徴収事務委託に関する事	民間委託により事務の効率化、利用者への迅速な対応、収納率の向上、人件費等の削減	民間委託により事務の効率化、利用者への迅速な対応、収納率の向上、人件費等の削減	なし	なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	164	H8 全面委託 検針、調停収納、料金徴収、滞納整理、開閉栓業務等 下水道課から委託	H20 一部委託 検針、料金徴収、滞納整理、開閉栓業務等			

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	浄化槽法の届出に関すること	○浄化槽法の届出 浄化槽の構造に関する建築基準法並びに命令及び条例規定の適合確認を行う。	○浄化槽法の届出 浄化槽の構造に関する建築基準法並びに命令及び条例規定の適合確認を行う。	○浄化槽法の届出 浄化槽の構造に関する建築基準法並びに命令及び条例規定の適合確認を行う。	○浄化槽法の届出 浄化槽の構造に関する建築基準法並びに命令及び条例規定の適合確認を行う。	現行のとおりとする。
	1					
2	浄化槽設置整備計画に関すること	○設置整備計画 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、整備計画を策定	○設置整備計画 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、整備計画を策定	○設置整備計画 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、整備計画を策定	○設置整備計画 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、整備計画を策定	現行のとおり引き継ぐ。
	28					
3	浄化槽の普及啓発に関すること	○普及啓発 広報紙・ホームページ等において、普及促進啓発（事業概要の紹介）を実施	○普及啓発 広報紙・ホームページ等において、普及促進啓発（事業概要の紹介）を実施	○特に具体的な活動はなし	○特に具体的な活動はなし	実施市町の例により合併時に統合する。
	30					
4	浄化槽の維持管理の指導に関すること	○維持管理指導 ・維持管理義務の周知・指導を図る。	○維持管理指導 ・維持管理義務の周知・指導を図る。	○維持管理指導 ・維持管理義務の周知・指導を図る。	○維持管理指導 ・維持管理義務の周知・指導を図る。	現行のとおりとする。
	31					
5	県市町村合併浄化槽推進協議会に関すること	○栃木県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会への加入 ○法令外負担金の負担	○栃木県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会への加入 ○法令外負担金の負担	○栃木県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会への加入 ○法令外負担金の負担	○栃木県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会への加入 ○法令外負担金の負担	現行のとおりとする。
	74					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	下水道使用料の収納・滞納整理・執行停止・欠損に関する こと	○収納・滞納整理・欠損等 ・下水道使用料の納入通知、督促、催告及び収納事務を水道事業へ委託 ・受益者負担金の申告書、納入通知書を受益者に送付 ・下水道使用料、受益者負担金は、督促状(各納期限から20日以内)、催告書(年2回)の発送及び消滅時効が成立した債権に不納欠損を行う。 ・電話催告、戸別訪問の実施	○収納・滞納整理・欠損等 ・下水道使用料の納入通知、督促、催告及び収納事務を水道事業へ委託 ・受益者負担金の申告書、納入通知書を受益者に送付 ・下水道使用料、受益者負担金は、督促状(各納期限から20日以内)、催告書(年2回)の発送及び消滅時効が成立した債権に不納欠損を行う。 ・電話催告、戸別訪問の実施	○収納・滞納整理・欠損等 ・下水道使用料の納入通知、督促、催告及び収納事務を水道事業へ委託 ・受益者負担金の申告書、納入通知書を受益者に送付 ・下水道使用料、受益者負担金は、督促状(各納期限から20日以内)、催告書(年4回)の発送及び消滅時効が成立した債権に不納欠損を行う。 ・電話催告、戸別訪問の実施	○収納・滞納整理・欠損等 ・下水道使用料の納入通知、督促、催告及び収納事務を水道事業へ委託 ・受益者負担金の申告書、納入通知書を受益者に送付 ・下水道使用料、受益者負担金は、督促状(各納期限から20日以内)、催告書(年1回)の発送及び消滅時効が成立した債権に不納欠損を行う。 ・電話催告、戸別訪問の実施	事務内容は、栃木市・大平町を基本として、合併時に統合する。 ・電算システムは、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に再編する。 ・下水道使用料については、現行のとおり水道事業へ委託する。
	3					
7	公共下水道使用料の納付・口座振替に関する こと	○下水道使用料の納付・口座振替の普及を図る。 ・下水道使用料の徴収事務は水道事業へ委託	○下水道使用料の納付・口座振替の普及を図る。 ・下水道使用料の徴収事務は水道事業へ委託	○下水道使用料の納付・口座振替の普及を図る。 ・下水道使用料の徴収事務は水道事業へ委託	○下水道使用料の納付・口座振替の普及を図る。 ・下水道使用料の徴収事務は水道事業へ委託	合併時は現行のとおりとし、合併後、新市の口座振替制度に再編する。 ・現行のとおり水道事業へ委託する。
	27					
8	農業集落排水施設使用料の納付・口座振替に関する こと	○該当なし	○農業集落排水施設使用料の納付・口座振替の普及を図る。 ・口座振替手数料一件10円を年2回払い	○農業集落排水施設使用料の納付・口座振替の普及を図る。 ・口座振替手数料一件10円を年1回払い	○該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後、新市の口座振替制度に再編する。
	88					
9	農業集落排水施設使用料の収納・滞納整理・執行停止・欠損に関する こと	○該当なし	○農業集落排水施設使用料の収納・滞納整理・欠損等 ・督促状、催告書の発送 ・電話催告、戸別訪問の実施	○農業集落排水施設使用料の収納・滞納整理・欠損等 ・督促状、催告書の発送 ・電話催告、戸別訪問の実施	○該当なし	事務内容は、合併時に公共下水道制度に統合する。 ・電算システムは、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	95					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	公共下水道特別会計事務に関するこ と	○公共下水道特別会計事務 ・公共下水道事業特別会計の予算編 成、執行及び決算処理事務	○公共下水道特別会計事務 ・公共下水道事業特別会計の予算編 成、執行及び決算処理事務	○公共下水道特別会計事務 ・公共下水道事業特別会計の予算編 成、執行及び決算処理事務	○公共下水道特別会計事務 ・公共下水道事業特別会計の予算編 成、執行及び決算処理事務	現行のとおり とする。
	4					
11	農業集落排水事業 特別会計事務に関 すること	○該当なし	○農業集落排水事業特別会計事務 ・農業集落排水事業特別会計の予算 編成、執行及び決算処理事務	○農業集落排水事業特別会計事務 ・農業集落排水事業特別会計の予算 編成、執行及び決算処理事務	○該当なし	現行のとおり とする。
	83					
12	公共下水道事業の 消費税に関するこ と	○公共下水道事業の消費税 事業の独立採算制に基づき、公共法 人として、消費税確定申告を行う。 確定申告 9月末日 中間納付 (12・3・6月)	○公共下水道事業の消費税 事業の独立採算制に基づき、公共法 人として、消費税確定申告を行う。 確定申告 9月末日	○公共下水道事業の消費税 事業の独立採算制に基づき、公共法 人として、消費税確定申告を行う。 確定申告 9月末日	○公共下水道事業の消費税 事業の独立採算制に基づき、公共法 人として、消費税確定申告を行う。 確定申告 9月末日	現行のとおり とする。
	5					
13	農業集落排水事業 の消費税に関する こと	○該当なし	○農業集落排水事業の消費税 事業の独立採算制に基づき、公共法 人として、消費税確定申告を行う。 確定申告 9月末日 中間納付 (3月)	○農業集落排水事業の消費税 事業の独立採算制に基づき、公共法 人として、消費税確定申告を行う。 確定申告 9月末日	○該当なし	現行のとおり とする。
	84					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	公共下水道事業の 財政計画に関する こと	○公共下水道事業の財政計画 ・栃木市都市経営計画、実施計画（整備計画）をもとに、「下水道事業特別会計の中期展望」を策定 ・予算編成時に財政計画策定	○公共下水道事業の財政計画 ・大平町振興計画による。	○公共下水道事業の財政計画 ・藤岡町第4次町勢振興計画による。	○公共下水道事業の財政計画 ・都賀町振興計画をもとに、「都賀町公共下水道経営安定化計画」を策定	現行のとおり 新市に引継ぎ、 新市の基本計画等に基づき 合併後に再編する。
	13					
15	起債に関すること	○起債 ・下水道事業の財源として借入れる 起債事務	○起債 ・下水道事業の財源として借入れる 起債事務	○起債 ・下水道事業の財源として借入れる 起債事務	○起債 ・下水道事業の財源として借入れる 起債事務	現行のとおり とする。
	59					
16	決算統計に関する こと	○公共下水道事業の決算統計 ・決算状況等の調査表を作成し、県 へ提出	○公共下水道事業の決算統計 ・決算状況等の調査表を作成し、県 へ提出	○公共下水道事業の決算統計 ・決算状況等の調査表を作成し、県 へ提出	○公共下水道事業の決算統計 ・決算状況等の調査表を作成し、県 へ提出	現行のとおり とする。
	60					
17	決算統計に関する こと（農業集落排水 事業）	○該当なし	○農業集落排水事業の決算統計 ・決算状況等の調査表を作成し、県 へ提出	○農業集落排水事業の決算統計 ・決算状況等の調査表を作成し、県 へ提出	○該当なし	現行のとおり とする。
	90					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18	排水設備工事手続きに関する事	○排水設備工事手続き ・排水設備等の計画が、設置及び構造に関する法令の規定に適合しているか確認する。 ・設置者に対し、有害物や余計な物が流れ込まないようにするために、届出や検査が必要である。	○排水設備工事手続き ・排水設備等の計画が、設置及び構造に関する法令の規定に適合しているか確認する。 ・設置者に対し、有害物や余計な物が流れ込まないようにするために、届出や検査が必要である。	○排水設備工事手続き ・排水設備等の計画が、設置及び構造に関する法令の規定に適合しているか確認する。 ・設置者に対し、有害物や余計な物が流れ込まないようにするために、届出や検査が必要である。	○排水設備工事手続き ・排水設備等の計画が、設置及び構造に関する法令の規定に適合しているか確認する。 ・設置者に対し、有害物や余計な物が流れ込まないようにするために、届出や検査が必要である。	現行のとおりとする。
	7					
19	排水設備指定工事店の指定に関する事	○排水設備指定工事店の指定 ・指定の有効期限は5年間	○排水設備指定工事店の指定 ・指定の有効期限は5年間	○排水設備指定工事店の指定 ・指定の有効期限は5年間	○排水設備指定工事店の指定 ・指定の有効期限は5年間	現行のとおりとする。
	8					
20	排水設備工事の検査に関する事	○排水設備工事の検査 ・排水設備工事の適正を図るため、工事完了の検査を行う。	○排水設備工事の検査 ・排水設備工事の適正を図るため、工事完了の検査を行う。	○排水設備工事の検査 ・排水設備工事の適正を図るため、工事完了の検査を行う。	○排水設備工事の検査 ・排水設備工事の適正を図るため、工事完了の検査を行う。	現行のとおりとする。
	9					
21	責任技術者の監督・処分に関する事	○責任技術者の監督・処分 ・指定工事店の責任技術者の監督指導・処分・更新を行う。	○責任技術者の監督・処分 ・指定工事店の責任技術者の監督指導・処分・更新を行う。	○責任技術者の監督・処分 ・指定工事店の責任技術者の監督指導・処分・更新を行う。	○責任技術者の監督・処分 ・指定工事店の責任技術者の監督指導・処分・更新を行う。	現行のとおりとする。
	21					
22	排水設備指定工事店の更新及び指導・監督に関する事	○排水設備指定工事店の更新及び指導・監督 ・指定工事店の監督・指導・更新を行う。 ・罰則等は、宇都宮市が中心となり県内基準の統一を図っている。	○排水設備指定工事店の更新及び指導・監督 ・指定工事店の監督・指導・更新を行う。 ・罰則等は、宇都宮市が中心となり県内基準の統一を図っている。	○排水設備指定工事店の更新及び指導・監督 ・指定工事店の監督・指導・更新を行う。 ・罰則等は、宇都宮市が中心となり県内基準の統一を図っている。	○排水設備指定工事店の更新及び指導・監督 ・指定工事店の監督・指導・更新を行う。 ・罰則等は、宇都宮市が中心となり県内基準の統一を図っている。	現行のとおりとする。
	38					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	デスポーザー排水処理に関する事 こと	○デスポーザー（生ゴミを粉砕し 下水道に流す機器）排水処理 ・現在は実績が無いが、今後県と協 議し、デスポーザー排水処理シス テムの受入れ基準を定める。	○デスポーザー（生ゴミを粉砕し 下水道に流す機器）排水処理 ・現在は実績が無いが、今後県と協 議し、デスポーザー排水処理シス テムの受入れ基準を定める。	○該当なし	○デスポーザー（生ゴミを粉砕し 下水道に流す機器）排水処理 ・現在は実績が無いが、今後県と協 議し、デスポーザー排水処理シス テムの受入れ基準を定める。	県の指導を受 け、合併後に再 編し、基準等を 定める。
	22					
24	排水設備工事手続 きに関する事（農 業集落排水事業）	○該当なし	○農業集落排水事業の排水設備工事 手続き ・排水設備等の計画が、設置及び構 造に関する法令の規定に適合してい るか確認する。	○農業集落排水事業の排水設備工事 手続き ・排水設備等の計画が、設置及び構 造に関する法令の規定に適合してい るか確認する。	○該当なし	現行のとおりと する。
	85					
25	排水設備工事の検 査に関する事（農 業集落排水事業）	○該当なし	○農業集落排水事業の排水設備工事 の検査 ・排水設備工事の適正を図るため、 工事完了の検査を行う。	○農業集落排水事業の排水設備工事 の検査 ・排水設備工事の適正を図るため、 工事完了の検査を行う。	○該当なし	現行のとおりと する。
	86					
26	公共下水道管渠施 設維持管理に関す ること	○下水道管渠施設維持管理 ・管渠調査、管内清掃、管渠の修繕 及布設替等を行う。	○下水道管渠施設維持管理 ・管渠調査、管内清掃、管渠の修繕 及布設替等を行う。	○下水道管渠施設維持管理 ・管渠調査、管内清掃、管渠の修繕 及布設替等を行う。	○下水道管渠施設維持管理 ・管渠調査、管内清掃、管渠の修繕 及布設替等を行う。	現行のとおりと する。
	10					
27	下水道用地の管理 に関する事（土地 占用料含む）	○下水道用地の管理（土地占用料含 む） ・取得した土地又は権利設定したも のを適正に維持管理する。 通常は 該当なし。	○下水道用地の管理（土地占用料含 む） ・取得した土地又は権利設定したも のを適正に維持管理する。 通常は 該当なし。	○下水道用地の管理（土地占用料含 む） ・取得した土地又は権利設定したも のを適正に維持管理する。 通常は 該当なし。	○下水道用地の管理（土地占用料含 む） ・取得した土地又は権利設定したも のを適正に維持管理する。 通常は 該当なし。	現行のとおりと する。
	16					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	公共下水道の特定施設・除害施設に関すること	○下水道の特定施設・除害施設 ・特定施設・除害施設の指導監督を行い、また水質検査等を実施し、下水道施設を保護する。	○下水道の特定施設・除害施設 ・特定施設・除害施設の指導監督を行い、また水質検査等を実施し、下水道施設を保護する。	○下水道の特定施設・除害施設 ・特定施設・除害施設の指導監督を行い、また水質検査等を実施し、下水道施設を保護する。	○下水道の特定施設・除害施設 ・特定施設・除害施設の指導監督を行い、また水質検査等を実施し、下水道施設を保護する。	現行のとおりとする。
	19					
29	排水設備の普及促進に関すること	○排水設備の普及促進 ・普及活動を行い、水洗化率の向上を図る。	○排水設備の普及促進 ・普及活動を行い、水洗化率の向上を図る。	○排水設備の普及促進 ・普及活動を行い、水洗化率の向上を図る。	○排水設備の普及促進 ・普及活動を行い、水洗化率の向上を図る。	現行のとおりとする。
	20					
30	公共下水道台帳に関すること	○下水道財産の把握及び維持管理に必要なため、下水道法に基づき、公共下水道台帳を作成する。	○下水道財産の把握及び維持管理に必要なため、下水道法に基づき、公共下水道台帳を作成する。	○下水道財産の把握及び維持管理に必要なため、下水道法に基づき、公共下水道台帳を作成する。	○下水道財産の把握及び維持管理に必要なため、下水道法に基づき、公共下水道台帳を作成する。	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統合する。
	42					
31	公共下水道の水質検査及び調査に関すること	○水質検査・流量調査の実施 ・下水道施設の適正な維持管理を行う。	○水質検査・流量調査の実施 ・下水道施設の適正な維持管理を行う。	○水質検査・流量調査の実施 ・下水道施設の適正な維持管理を行う。	○水質検査・流量調査の実施 ・下水道施設の適正な維持管理を行う。	現行のとおりとする。
	45					
32	マンホールポンプ場の維持及び運転管理に関すること	○マンホールポンプ場の維持及び運転管理を行う。 ・施設数10箇所 ・保守点検 月2回実施	○マンホールポンプ場の維持及び運転管理を行う。 ・施設数6箇所 ・保守点検 月2回実施	○マンホールポンプ場の維持及び運転管理を行う。 ・施設数21箇所 ・保守点検 月2回実施	○マンホールポンプ場の維持及び運転管理を行う。 ・施設数4箇所 ・保守点検 月2回実施	委託業者が異なることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	46					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	公共下水道供用開始に関する事	○公共下水道の供用開始 ・下水道の供用開始は、公共下水道管理者が、公示予定日から起算して14日前に、流域下水道管理者に流域下水道使用(変更)承認申請書を提出し、その承認後、公示し2週間縦覧する。 ・当該年度は、供用開始可能区域を年間まとめて3月末に公示 ・供用開始の面積・人口の把握及び図面作成	○公共下水道の供用開始 ・下水道の供用開始は、公共下水道管理者が、公示予定日から起算して14日前に、流域下水道管理者に流域下水道使用(変更)承認申請書を提出し、その承認後、公示し2週間縦覧する。 ・当該年度は、供用開始可能区域を年間まとめて3月末に公示 ・供用開始の面積・人口の把握及び図面作成	○公共下水道の供用開始 ・下水道の供用開始は、公共下水道管理者が、公示予定日から起算して14日前に、流域下水道管理者に流域下水道使用(変更)承認申請書を提出し、その承認後、公示し2週間縦覧する。 ・当該年度は、供用開始可能区域を年間まとめて3月末に公示 ・供用開始の面積・人口の把握及び図面作成	○公共下水道の供用開始 ・下水道の供用開始は、公共下水道管理者が、公示予定日から起算して14日前に、流域下水道管理者に流域下水道使用(変更)承認申請書を提出し、その承認後、公示し2週間縦覧する。 ・当該年度は、供用開始可能区域を年間まとめて3月末に公示 ・供用開始の面積・人口の把握及び図面作成	現行のとおりとする。
	6					
34	管渠整備工事に伴う道路及び河川占用申請の更新に関する事	○道路及び河川の占用申請及び更新 ・道路又は河川管理者に対し、占用申請を提出し、占用許可及び更新を受ける。	○道路及び河川の占用申請及び更新 ・道路又は河川管理者に対し、占用申請を提出し、占用許可及び更新を受ける。	○道路及び河川の占用申請及び更新 ・道路又は河川管理者に対し、占用申請を提出し、占用許可及び更新を受ける。	○道路及び河川の占用申請及び更新 ・道路又は河川管理者に対し、占用申請を提出し、占用許可及び更新を受ける。	現行のとおりとする。
	11					
35	地下埋設物占有者間協議に関する事	○地下埋設物占有者間協議 ・栃木土木事務所管内道路占用連絡協議会での連絡調整を図る。	○地下埋設物占有者間協議 ・栃木土木事務所管内道路占用連絡協議会での連絡調整を図る。	○地下埋設物占有者間協議 ・栃木土木事務所管内道路占用連絡協議会での連絡調整を図る。	○地下埋設物占有者間協議 ・栃木土木事務所管内道路占用連絡協議会での連絡調整を図る。	現行のとおりとする。
	12					
36	物件設置の許可に関する事	○物件設置の許可 ・下水道占用許可申請の審査、協議、許可書の交付を行う。	○物件設置の許可 ・下水道占用許可申請の審査、協議、許可書の交付を行う。	○物件設置の許可 ・下水道占用許可申請の審査、協議、許可書の交付を行う。	○物件設置の許可 ・下水道占用許可申請の審査、協議、許可書の交付を行う。	現行のとおりとする。
	23					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
37	管渠の帰属に関する こと	○管渠の帰属 ・開発行為等で下水道管を敷設した場合は、原則、市に帰属し市が維持管理を行う。	○管渠の帰属 ・開発行為等で下水道管を敷設した場合は、原則、町に帰属し町が維持管理を行う。	○管渠の帰属 ・開発行為等で下水道管を敷設した場合は、原則、町に帰属し町が維持管理を行う。	○管渠の帰属 ・開発行為等で下水道管を敷設した場合は、原則、町に帰属し町が維持管理を行う。	現行のとおりとする。 減免基準は、合併時に統一する。
	24					
38	公共下水道事業(用地)に関する こと	○公共下水道事業に係る土地の借上げ、用地取得、調査、権利設定 ・下水道整備を効率的に推進するため、地権者機関等との協議調整を行う。	○公共下水道事業に係る土地の借上げ、用地取得、調査、権利設定 ・下水道整備を効率的に推進するため、地権者機関等との協議調整を行う。	○公共下水道事業に係る土地の借上げ、用地取得、調査、権利設定 ・下水道整備を効率的に推進するため、地権者機関等との協議調整を行う。	○公共下水道事業に係る土地の借上げ、用地取得、調査、権利設定 ・下水道整備を効率的に推進するため、地権者機関等との協議調整を行う。	現行のとおりとする。
	36					
39	公共下水道事業建設工事(汚水)に関する こと	○公共下水道事業建設工事(汚水) ・公共下水道(汚水)の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理、地元調整等を行う。	○公共下水道事業建設工事(汚水) ・公共下水道(汚水)の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理、地元調整等を行う。	○公共下水道事業建設工事(汚水) ・公共下水道(汚水)の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理、地元調整等を行う。	○公共下水道事業建設工事(汚水) ・公共下水道(汚水)の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理、地元調整等を行う。	現行のとおりとする。
	39					
40	公共下水道事業建設工事(雨水)に関する こと	○公共下水道事業建設工事(雨水) ・現認可面積200ha ・整備面積9ha	○公共下水道事業建設工事(雨水) ・現認可面積155ha ・整備面積155ha	○公共下水道事業建設工事(雨水) ・現認可面積32ha ・未整備	○公共下水道事業建設工事(雨水) ・現認可面積0ha ・未整備	現行のとおりとする。
	40					
41	公共下水道管渠整備工事に伴う道路及び河川占用申請に関する こと	○下水道整備に伴う占用申請事務 ・対象～道路、河川、軌道の占用 ・地下埋設物の確認願ひ	○下水道整備に伴う占用申請事務 ・対象～道路、河川、軌道の占用 ・地下埋設物の確認願ひ	○下水道整備に伴う占用申請事務 ・対象～道路、河川、軌道の占用 ・地下埋設物の確認願ひ	○下水道整備に伴う占用申請事務 ・対象～道路、河川、軌道の占用 ・地下埋設物の確認願ひ	現行のとおりとする。
	41					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
42	公共下水道事業（補償）に関する事	○物件の移転・移設の費用補償事務 ・対象～地下埋設物 ・水道管の減耗率は、33～50%	○物件の移転・移設の費用補償事務 ・対象～地下埋設物 ・水道管の減耗率は、65%	○物件の移転・移設の費用補償事務 ・対象～地下埋設物 ・水道管の減耗率は、10～90%	○物件の移転・移設の費用補償事務 ・対象～地下埋設物 ・水道管の減耗率は、0%	公共補償については、合併後に調整し、再編する。
	43					
43	マンホールポンプ場の営繕工事に関する事	○マンホールポンプ場の営繕工事 ・マンホールポンプ場施設の工事・修繕の設計及び現場監督、施工管理を行う。 ・施設数 10か所	○マンホールポンプ場の営繕工事 ・マンホールポンプ場施設の工事・修繕の設計及び現場監督、施工管理を行う。 ・施設数 6か所	○マンホールポンプ場の営繕工事 ・マンホールポンプ場施設の工事・修繕の設計及び現場監督、施工管理を行う。 ・施設数 21か所	○マンホールポンプ場の営繕工事 ・マンホールポンプ場施設の工事・修繕の設計及び現場監督、施工管理を行う。 ・施設数 4か所	現行のとおりとする。
	50					
44	他市町との相互利用に関する事	○他町との相互利用 ・下水道施設の相互利用に関する協定により、建設費及び維持管理費に係る経費を負担する。 ・協定締結市町～都賀町、大平町	○他町との相互利用 ・下水道施設の相互利用に関する協定により、建設費及び維持管理費に係る経費を負担する。 ・協定締結市町～栃木市	○該当なし	○他町との相互利用 ・下水道施設の相互利用に関する協定により、建設費及び維持管理費に係る経費を負担する。 ・協定締結市町～栃木市	合併時に廃止する。
	64					
45	私道における公共下水道工事に関する事	○私道における公共下水道工事 ・私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図るため、私道に公共下水道を布設する。 【適用範囲】	○私道における公共下水道工事 ・私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図るため、私道に公共下水道を布設する。 【適用条件】	○私道における公共下水道工事 ・私道に公共下水道を布設しようとする者の申請内容が、構造上法令の規定に適合するかを確認する。 【適用条件】	○私道における公共下水道工事 ・私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図るため、私道に公共下水道を布設する。 【適用範囲】	大平町の制度を基本に、合併時に再編する。
	68	1. 下水道工事が可能な幅員があること。 2. 戸数3戸以上で2/3以上接続 3. 私道所有者、権利者全員の下水道布設することに協力と同意 4. 受益者負担金を滞納していないこと。	1. 下水道工事が可能な幅員を有すること。 2. 戸数2戸以上で2/3以上接続 3. 私道の所有者、その他の権利者全員が下水道布設することに協力する旨の同意があること 4. 受益者負担金を滞納していないこと。	1. 下水道工事が可能な幅員を有すること。 2. 戸数2戸以上 3. 私道の所有者、その他の権利者全員が下水道布設することに協力する旨の同意があること。 4. 受益者負担金を滞納していないこと。	1. 幅員が2.7m以上の公共性の高い道路であること。 2. 戸数3戸以上で2/3以上接続 3. 私道所有者、権利者全員の下水道布設することに協力と同意 4. 受益者負担金を滞納していないこと。	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
46	公共汚水ます設置 に関すること	<p><b>【概要】</b> 市負担による公共汚水ますの設置は、1宅地1個とし、2個以上設置する場合は、個人負担とするが、基準に該当する場合は、市で設置し、市負担とする。</p> <p><b>【基準】</b> ①1宅地の面積が500㎡以上で、2個以上の設置を希望する場合（500㎡増す毎に1個プラス） ②1宅地内に生計を異なる者が、建物を分離して生活している場合 ③その他2個以上の設置が必要であると認められる場合</p> <p><b>【条件】</b> 個人では、許可なく汚水ますの移設、形状の変更、撤去はできない。</p> <p><b>【設置場所】</b> 原則として、境界線から公共汚水ますの中心までの距離が1m以内の宅地内とし、設置場所がない場合は、道路部分に設置する。</p> <p><b>【事務手順】</b> 宅地内の所有者又は使用者が所有者の承諾を得て、公共汚水ます設置申請書を市長に提出する。</p>	<p><b>【概要】</b> 町負担による公共汚水ますの設置は、1宅地1個とし、2個以上設置する場合は、町で設置し、個人負担とする。</p> <p><b>【基準】</b> ①1宅地内に生計を異なる者が、建物を分離して生活している場合。 ②その他2個以上の設置が必要であると認められる場合。</p> <p><b>【条件】</b> ・個人では、許可なく汚水ますの移設、形状の変更、撤去はできない。</p> <p><b>【設置場所】</b> 設置場所は、境界線から公共汚水ますの中心までの距離が1m以内の当該宅地とする。</p> <p><b>【事務手順】</b> 公共汚水ます設置申請書を町長に提出する。</p>	<p><b>【概要】</b> 町負担による公共汚水ますの設置は、1宅地1個とし、2個以上設置する場合は、町で設置し、個人負担とする。</p> <p><b>【基準】</b> ①公共汚水ますの設置は、現に住宅、店舗等がある宅地及び5年以内に住宅、店舗等が建設予定の土地内に1個設置する。 ②地形及び建物の構造上1個の公共汚水ますでは汚水を排除できないと町長が判断した場合は、ますを増やすことができる。</p> <p><b>【条件】</b> ・個人では、許可なく汚水ますの移設、形状の変更、撤去はできない。 ・公共汚水ますの使用は、処理開始の告示後とする。</p> <p><b>【設置場所】</b> 設置場所は、境界線から公共汚水ますの中心までの距離が1m以内の当該宅地とする。</p> <p><b>【事務手順】</b> 公共汚水ます設置申請書を町長に提出する。</p>	<p><b>【概要】</b> 町負担による公共汚水ますの設置は、1宅地1個を原則とする。</p> <p><b>【その他】</b> 地形等の理由により1個の公共汚水ますでは汚水を排除できないと町長が判断したときは、町負担によりますを増やすことができる。</p> <p><b>【設置場所】</b> 設置場所は、公私境界線から公共汚水ますの中心までの距離が概ね1mの当該宅地とする。</p> <p><b>【事務手順】</b> 公共汚水ます設置申請書を町長に提出する。</p>	合併時は現行のとおりとし、栃木市の制度を基本に、合併後に統合する。
	113					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
47	都市下水路の計画 に関すること	○都市下水路の計画 ・市街地における浸水防除 ・現在未計画	○都市下水路の計画 ・市街地における浸水防除 ・現在未計画	○該当なし	○都市下水路の計画 ・市街地における浸水防除 ・現在未計画	合併後に再編 する。
	3 3					
48	都市下水路の工事 に関すること	○都市下水路の工事概要 ①名称→片柳・菌部都市下水路 ②事業期間→昭和61年4月～平成 2年3月完了 ③計画集水面積→約8.5ha ④施設の規模 (1)計画延長→1,470m ⑤事業認可 →昭和61年 ⑥整備延長→600m	○都市下水路の工事概要 ①名称→大平都市下水路 施設の規模(整備済) (1)延長→2,635m (2)排水区域 富田地区 ②名称→大平北都市下水路 施設の規模(整備済) (1)延長→304m (2)排水区域 中央町地区 ③名称→西野田都市下水路 施設の規模(整備済) (1)延長→654m (2)排水区域 西野田・新地区 ④都市下水路以外の水門及び用水路 ・排水路の点検 ・新、西野田用水堰取水水門(永野 川樋門) ・宿裏排水路、瀬戸川用排水路、新 用水路、西野田用水路	○該当なし	○該当なし	現行のとおり とする。
	4 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
49	流域下水道に関する こと	○栃木県に、処理場・管渠等の建設負担金及び汚水処理に係る維持管理負担金を支出する。	○栃木県に、処理場・管渠等の建設負担金及び汚水処理に係る維持管理負担金を支出する。	○栃木県に、処理場・管渠等の建設負担金及び汚水処理に係る維持管理負担金を支出する。	○栃木県に、処理場・管渠等の建設負担金及び汚水処理に係る維持管理負担金を支出する。	県と協議を行い、合併時に再編する。
	6 1	・巴波川処理区～栃木市、西方町、壬生町、都賀町、大平町	・巴波川処理区～栃木市、西方町、壬生町、都賀町、大平町 ・大岩藤処理区～大平町、岩舟町、藤岡町	・大岩藤処理区～大平町、岩舟町、藤岡町	・巴波川処理区～栃木市、西方町、壬生町、都賀町、大平町	
50	巴波川流域下水道事業計画変更認可に関する こと	○巴波川流域下水道事業計画変更認可 ・県が作成する流域下水道事業計画により、巴波川流域下水道事業計画変更認可を受け、整備区域の拡大、整備期間の延伸を行う。	○巴波川流域下水道事業計画変更認可 ・県が作成する流域下水道事業計画により、巴波川流域下水道事業計画変更認可を受け、整備区域の拡大、整備期間の延伸を行う。	○該当なし	○巴波川流域下水道事業計画変更認可 ・県が作成する流域下水道事業計画により、巴波川流域下水道事業計画変更認可を受け、整備区域の拡大、整備期間の延伸を行う。	県と協議を行い、合併後に統合する。
	6 5					
51	巴波川流域下水道事業計画変更認可に伴う事業計画策定業務に関する こと	○巴波川流域下水道事業計画変更認可に伴う事業計画策定業務 ・認可拡大の方針、拡大区域の設定、整備費の試算等を行う。	○巴波川流域下水道事業計画変更認可に伴う事業計画策定業務 ・認可拡大の方針、拡大区域の設定、整備費の試算等を行う。	○該当なし	○巴波川流域下水道事業計画変更認可に伴う事業計画策定業務 ・認可拡大の方針、拡大区域の設定、整備費の試算等を行う。	県と協議を行い、合併後に統合する。
	6 6					
52	渡良瀬川下流域下水道事業計画変更認可に関する こと	○該当なし	○渡良瀬川下流域下水道事業計画変更認可 ・県が作成する流域下水道事業計画により、渡良瀬川下流域下水道事業計画変更認可を受け、整備区域の拡大、整備期間の延伸を行う。	○渡良瀬川下流域下水道事業計画変更認可 ・県が作成する流域下水道事業計画により、渡良瀬川下流域下水道事業計画変更認可を受け、整備区域の拡大、整備期間の延伸を行う。	○該当なし	県と協議を行い、合併後に統合する。
	7 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
53	渡良瀬川下流域 下水道事業計画変 更認可に伴う事業 計画策定業務に関 すること	○該当なし	○渡良瀬川下流域下水道事業計画 変更認可に伴う事業計画策定業務 ・認可拡大の方針、拡大区域の設定、 整備費の試算等を行う。	○渡良瀬川下流域下水道事業計画 変更認可に伴う事業計画策定業務 ・認可拡大の方針、拡大区域の設定、 整備費の試算等を行う。	○該当なし	県と協議を行 い、合併後に統 合する。
	78					
54	巴波川流域下水道 促進協議会に関す ること	○巴波川流域下水道促進協議会の運 営 ・構成市町～栃木市、西方町、壬生 町、都賀町、大平町	○巴波川流域下水道促進協議会の運 営 ・構成市町～栃木市、西方町、壬生 町、都賀町、大平町	○該当なし	○巴波川流域下水道促進協議会の運 営 ・構成市町～栃木市、西方町、壬生 町、都賀町、大平町	栃木市、大平町 及び都賀町は合 併の前日をもっ て脱退し、新市 において新たに 加入する。
	62					
55	渡良瀬川下流域 下水道促進協議会 に関すること	○該当なし	○渡良瀬川下流域下水道促進協議 会の運営 ・構成町～大平町、岩舟町、藤岡町	○渡良瀬川下流域下水道促進協議 会の運営 ・構成町～大平町、岩舟町、藤岡町	○該当なし	大平町及び藤岡 町は合併の前日 をもって脱退 し、新市におい て新たに加入す る。
	76					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
56	日本下水道協会(関東支部、栃木県支部) に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本下水道協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一種正会員－下水道事業を実施し、又は計画中の地方公共団体。協会費の支出</li> </ul> </li> <li>○支部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東地方支部－関東地方に山梨県を含めた1都7県の会員（支部長－横浜市長）。支部費の支出</li> <li>・ 栃木県支部－栃木県内の日本下水道協会会員（支部長－宇都宮市長）。支部費の支出</li> </ul> </li> <li>・ 本市は、理事</li> <li>○内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、役員会等への出席、</li> <li>・ 研究会、研修会等への参加</li> <li>・ 広報活動、要望活動の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本下水道協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一種正会員－下水道事業を実施し、又は計画中の地方公共団体。協会費の支出</li> </ul> </li> <li>○支部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東地方支部－関東地方に山梨県を含めた1都7県の会員（支部長－横浜市長）。支部費の支出</li> <li>・ 栃木県支部－栃木県内の日本下水道協会会員（支部長－宇都宮市長）。支部費の支出</li> </ul> </li> <li>○内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、役員会等への出席、</li> <li>・ 研究会、研修会等への参加</li> <li>・ 広報活動、要望活動の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本下水道協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一種正会員－下水道事業を実施し、又は計画中の地方公共団体。協会費の支出</li> </ul> </li> <li>○支部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東地方支部－関東地方に山梨県を含めた1都7県の会員（支部長－横浜市長）。支部費の支出</li> <li>・ 栃木県支部－栃木県内の日本下水道協会会員（支部長－宇都宮市長）。支部費の支出</li> </ul> </li> <li>○内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、役員会等への出席、</li> <li>・ 研究会、研修会等への参加</li> <li>・ 広報活動、要望活動の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本下水道協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一種正会員－下水道事業を実施し、又は計画中の地方公共団体。協会費の支出</li> </ul> </li> <li>○支部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東地方支部－関東地方に山梨県を含めた1都7県の会員（支部長－横浜市長）。支部費の支出</li> <li>・ 栃木県支部－栃木県内の日本下水道協会会員（支部長－宇都宮市長）。支部費の支出</li> </ul> </li> <li>○内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、役員会等への出席、</li> <li>・ 研究会、研修会等への参加</li> <li>・ 広報活動、要望活動の実施</li> </ul> </li> </ul>	栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は合併の前日をもって脱退し、新市において新たに加入する。
	63					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
57	地域再生計画に関すること	○国からの汚水処理施設整備交付金を受けるため、地域再生計画を作成し、国の認定を受ける。(変更及び更新の場合も同様に、国の認定を受ける。)	○国からの汚水処理施設整備交付金を受けるため、地域再生計画を作成し、国の認定を受ける。(変更及び更新の場合も同様に、国の認定を受ける。)	○国からの汚水処理施設整備交付金を受けるため、地域再生計画を作成し、国の認定を受ける。(変更及び更新の場合も同様に、国の認定を受ける。)	○国からの汚水処理施設整備交付金を受けるため、地域再生計画を作成し、国の認定を受ける。(変更及び更新の場合も同様に、国の認定を受ける。)	国から汚水処理施設整備交付金を受けるために必要であるので、合併時に再編する。
	70	○公共下水道、集落排水、浄化槽など2以上の事業を実施し、総合的な汚水処理の普及を図る。  ○計画策定年度 ・平成18年度  ○計画期間 ・平成19年度～平成23年度 5年間  ○対 象 公共下水道、浄化槽の整備に伴う交付金	○公共下水道、集落排水、浄化槽など2以上の事業を実施し、総合的な汚水処理の普及を図る。  ○計画策定年度 ・平成17年度  ○計画期間 ・平成17年度～平成21年度 5年間  ○対 象 公共下水道、浄化槽の整備に伴う交付金	○公共下水道、集落排水、浄化槽など2以上の事業を実施し、総合的な汚水処理の普及を図る。  ○計画策定年度 ・平成16年度  ○計画期間 ・平成17年度～平成21年度 5年間  ○対 象 公共下水道、浄化槽の整備に伴う交付金	○公共下水道、集落排水、浄化槽など2以上の事業を実施し、総合的な汚水処理の普及を図る。  ○計画策定年度 ・平成17年度  ○計画期間 ・平成17年度～平成21年度 5年間  ○対 象 公共下水道、浄化槽の整備に伴う交付金	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
58	下水道事業再評価に関すること	<p>○長期に及ぶ事業期間を通じて適切な事業評価が行われるよう、事業着手後10年目に再評価を行い、以降10年毎に再評価を行う。</p> <p>○事務手続き</p> <p>1. 再評価に係る資料の作成</p> <p>2. 栃木県公共事業評価委員会に依頼</p> <p>3. 再評価委員会による審議</p> <p>4. 関東地方整備局に結果等の提出</p>	<p>○長期に及ぶ事業期間を通じて適切な事業評価が行われるよう、事業着手後10年目に再評価を行い、以降10年毎に再評価を行う。</p> <p>○事務手続き</p> <p>1. 再評価に係る資料の作成</p> <p>2. 栃木県公共事業評価委員会に依頼</p> <p>3. 再評価委員会による審議</p> <p>4. 関東地方整備局に結果等の提出</p>	<p>○長期に及ぶ事業期間を通じて適切な事業評価が行われるよう、事業着手後10年目に再評価を行い、以降10年毎に再評価を行う。</p> <p>○事務手続き</p> <p>1. 再評価に係る資料の作成</p> <p>2. 栃木県公共事業評価委員会に依頼</p> <p>3. 再評価委員会による審議</p> <p>4. 関東地方整備局に結果等の提出</p>	<p>○長期に及ぶ事業期間を通じて適切な事業評価が行われるよう、事業着手後10年目に再評価を行い、以降10年毎に再評価を行う。</p> <p>○事務手続き</p> <p>1. 再評価に係る資料の作成</p> <p>2. 栃木県公共事業評価委員会に依頼</p> <p>3. 再評価委員会による審議</p> <p>4. 関東地方整備局に結果等の提出</p>	<p>次期再評価は10年後となるので、合併後次期再評価時に再編する。</p>
	71					
59	汚水排水処理改善事業に関すること	<p>○公共下水道全体計画区域外で、市道等に側溝等の未整備地域あるいは、整備見込みのない地域に、浄化槽からの排水先を確保する配水管等の整備をする。</p> <p>○要件</p> <p>①事業延長400メートル以上</p> <p>②15世帯以上が隣接そのうち3分の2が接続</p> <p>③延長の3分の2以上を幅員4メートルにセットバック</p> <p>④測量・登記は市が行う。</p> <p>⑤施工に必要な原材料の支給等を、市が行う</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>現行のとおりとする。</p>
	73					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
60	農業集落排水事業管理組合の運営に関する事	○該当なし	○農業集落排水事業の推進と処理施設の適正な機能を維持管理するため、処理施設ごとに農業集落排水事業管理組合を設置  ○管理組合 ・下皆川地区農業集落排水事業管理組合 ・みずほ西地区農業集落排水事業管理組合  ○しさとり、処理施設の植栽管理等、施設の維持管理委託費として年額150千円助成	○農業集落排水事業の推進と処理施設の適正な機能を維持管理するため、農業集落排水事業管理組合を設置  ○管理組合 ・巴波川南部地区農業集落排水事業管理組合  ○処理施設の除草、植栽管理、コンポストの作業、場内外清掃委託費として年額200千円助成	○該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	91 103 106					
61	農業集落排水基金に関する事	○該当なし	○該当なし	○該当なし	○農業集落排水事業の事業費の一部に充てるため、受益者分担金を徴収し、基金に積み立てる。 ○平成20年9月に基金は廃止、平成23年度に欠損処分を行う予定	基金は、協定項目「5 財産及び債務の取扱い」の協議結果による。 運用面では、合併時は現行のとおりとし、合併後の平成23年度に廃止する。
	94					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
62	農業集落排水施設 供用開始に関する こと	○該当なし	○供用開始 ○現況 平成14年4月下皆川地区、平成18 年4月みずほ西地区が供用開始	○供用開始 ○現況 平成19年4月巴波川南部地区が供用 開始 ○概況 巴波川西部地区は平成23年4月に供 用開始予定(計画処理人口2,510人)	○該当なし	現行のとおりと する。
	97 104					
63	農業集落排水施設 の維持管理に関する こと	○該当なし	○農業集落排水施設の維持管理 ・施設及び管渠の点検業務、管内清 掃、及び維持管理等を行う。	○農業集落排水施設の維持管理 ・施設及び管渠の点検業務、管内清 掃、及び維持管理等を行う。	○該当なし	現行のとおりと する。
	99					
64	農業集落排水施設 台帳に関すること	○該当なし	○農業集落排水の財産の把握及び維 持管理に必要なため、農業集落排水 施設台帳を作成する。	○農業集落排水の財産の把握及び維 持管理に必要なため、農業集落排水 施設台帳を作成する。	○該当なし	現行のとおり新 市に引き継ぎ、 合併後に統合す る。
	100					
65	農業集落排水事業 用地の管理に関する こと(土地占用料 含む)	○該当なし	○農業集落排水事業用地の管理(土 地占用料含む) ・取得した土地を適正に管理する。 該当なし	○農業集落排水事業用地の管理(土 地占用料含む) ・取得した土地を適正に管理する。 該当なし	○該当なし	現行のとおりと する。
	101					
66	農業集落排水の除 害施設に関するこ と	○該当なし	○制度はあるが実施なし	○制度はあるが実施なし	○該当なし	制度上存続す る。公共下水道 事業を準用す る。
	102					
67	農業集落排水施設 工事の設計及び施 工に関すること	○該当なし	○該当なし	○農業集落排水事業の調査、計画設 計、施工管理、地元調整を行う。	○該当なし	現行のとおりと する。
	98					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
68	農業集落排水処理施設の増改築について	○該当なし	○制度はあるが実施なし	○制度はあるが実施なし	○該当なし	国の制度があるため、制度上存続する。
	105					
69	全国町村下水道推進協議会(栃木県支部)に関すること	○該当なし	○全国町村下水道推進協議会栃木県支部 ・栃木県支部：栃木県内町で組織 ・支部費の支出 15,000 円	○全国町村下水道推進協議会栃木県支部 ・栃木県支部：栃木県内町で組織 ・支部費の支出 15,000 円	○全国町村下水道推進協議会栃木県支部 ・栃木県支部：栃木県内町で組織 ・支部費の支出 15,000 円	大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退する。
	114		○内容 ・総会、役員会等への出席 ・研究会、研修会等への参加 ・広報活動、要望活動の実施	○内容 ・総会、役員会等への出席 ・研究会、研修会等への参加 ・広報活動、要望活動の実施	○内容 ・総会、役員会等への出席 ・研究会、研修会等への参加 ・広報活動、要望活動の実施	

様式 2

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクC）

教育部会 学校教育分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	教育委員会の公告式及び委員会規則の制定改廃に関する事	役所の掲示板等において掲示する。	役所の掲示板等において掲示する。	役所の掲示板等において掲示する。	役所の掲示板等において掲示する。	合併時に再編する。市長部局と同様の取扱とする。
	2					
2	教育委員会の議事に関する事	教育委員会の議事に関する事を行う。	教育委員会の議事に関する事を行う。	教育委員会の議事に関する事を行う。	教育委員会の議事に関する事を行う。	合併時に再編する。
	3					
3	教育行政の総合調整に関する事	教育行政の総合調整に関する事を行う。	教育行政の総合調整に関する事を行う。	教育行政の総合調整に関する事を行う。	教育行政の総合調整に関する事を行う。	合併時に再編する。
	4					
4	叙位叙勲及び表彰に関する事	春秋・高齢者・死亡叙位等の叙勲に関する必要書類の作成・提出をし、勲章・勲記を受賞者に伝達する。	春秋・高齢者・死亡叙位等の叙勲に関する必要書類の作成・提出をし、勲章・勲記を受賞者に伝達する。	春秋・高齢者・死亡叙位等の叙勲に関する必要書類の作成・提出をし、勲章・勲記を受賞者に伝達する。	春秋・高齢者・死亡叙位等の叙勲に関する必要書類の作成・提出をし、勲章・勲記を受賞者に伝達する。	現行のとおりとする。
	9					
5	公印の管理に関する事	教育委員会公印規則により公印の管理を行う。	教育委員会公印規則により公印の管理を行う。	教育委員会公印規則により公印の管理を行う。	教育委員会公印規則により公印の管理を行う。	合併時に再編する。
	10					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	寄付の受納に関する こと	寄付金、寄付物品等の取扱い とその報告に関する事務を行 う。	寄付金、寄付物品等の取扱い とその報告に関する事務を行 う。	寄付金、寄付物品等の取扱い とその報告に関する事務を行 う。	該当なし	合併時に統合する。
	1 1					
7	教育に係る調査、指 定統計、その他の統 計に関すること	教育に関する調査、地方教育 費調査等に関する事務を行 う。	教育に関する調査、地方教育 費調査等に関する事務を行 う。	教育に関する調査、地方教育 費調査等に関する事務を行 う。	教育に関する調査、地方教育 費調査等に関する事務を行 う。	現行のとおりとする。
	1 2					
8	教材備品の整備事業 に関すること	小中学校で使用する教材備品 について、効果的な授業が進 められるように教材の選択、 整備を計画的に行う。	小中学校で使用する教材備品 について、効果的な授業が進 められるように教材の選択、 整備を計画的に行う。	小中学校で使用する教材備品 について、効果的な授業が進 められるように教材の選択、 整備を計画的に行う。	小中学校で使用する教材備品 について、効果的な授業が進 められるように教材の選択、 整備を計画的に行う。	合併後に再編する。
	1 3					
9	学校庁用備品の購入 に関すること	小中学校で使用する管理備品 について、新規購入し、教育 環境の充実を図る。	小中学校で使用する管理備品 について、新規購入し、教育 環境の充実を図る。	小中学校で使用する管理備品 について、新規購入し、教育 環境の充実を図る。	小中学校で使用する管理備品 について、新規購入し、教育 環境の充実を図る。	合併後に再編する。
	1 4					
10	管内外の教育長・教 育委員会会議に関す ること	管内外の教育長・教育委員会 会議を通して、文教施策の円 滑な実施と教育委員会の適正 な運営を図る。	管内外の教育長・教育委員会 会議を通して、文教施策の円 滑な実施と教育委員会の適正 な運営を図る。	管内外の教育長・教育委員会 会議を通して、文教施策の円 滑な実施と教育委員会の適正 な運営を図る。	管内外の教育長・教育委員会 会議を通して、文教施策の円 滑な実施と教育委員会の適正 な運営を図る。	合併時に統合する。
	1 6					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	教育関連リーフレットの作成に関すること	市の教育全般を対外的に紹介するため、教育委員会のリーフレットを作成し、配布している。	大平町教育計画を作成し、配布している。	教育委員会の施策をまとめ、冊子を作成し、配布している。	教育委員会の施策をまとめ、冊子を作成し、配布している。	合併後に再編する。
	17					
12	事務部局内の幹部会議等会議に関すること	定例・臨時に教育委員会の全課長を召集し、幹部会会議を開催する。	課長会議により連絡事項の内容を受け、随時打合せを行う。	課長会議により連絡事項の内容を受け、随時打合せを行う。	該当なし	合併時に再編する。
	20					
13	学校宿日直・警備業務に関すること	市内小中学校の平日夜間と土日、学校休日に警備会社による機械警備業務を行う。	町内小中学校の平日夜間と土日、学校休日に警備会社による機械警備業務を行う。	町内小中学校の平日夜間と土日、学校休日に警備会社による機械警備業務を行う。	町内小中学校の平日夜間と土日、学校休日に警備会社による機械警備業務を行う。	合併後に再編する。
	25					
14	学校施設等工事の設計・監理に関すること	施設管理課所管のため、該当なし。	管財課所管のため該当なし。	業務委託による。	業務委託による。	合併後に再編する。
	29					
15	学校施設の維持管理業務に関すること	市内小中学校の学校施設(貯水槽、消防設備、プール設備含む)の保守点検、管理修繕をし、教育環境の充実を図る。	町内小中学校の学校施設(貯水槽、消防設備、プール設備含む)の保守点検、管理修繕をし、教育環境の充実を図る。	町内小中学校の学校施設(貯水槽、消防設備、プール設備含む)の保守点検、管理修繕をし、教育環境の充実を図る。	町内小中学校の学校施設(貯水槽、消防設備、プール設備含む)の保守点検、管理修繕をし、教育環境の充実を図る。	合併後に再編する。
	30					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	国有地、民地の賃貸借に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹上中学校トレーニングコース用地の賃貸</li> <li>・東陽中学校入口道路用地の賃貸</li> </ul>	大平南小学校学童農園用地の賃貸	藤岡第二中学校校庭用地の賃貸	赤津小学校登下校時の通学路待合所敷地	現行のとおりとする。
	3 4					
17	教育財産の目的外使用に関する事	教育財産をその目的以外の用途に使用する場合は許可手続きを行う。	教育財産をその目的以外の用途に使用する場合は許可手続きを行う。	該当なし	該当なし	合併時に統合する。
	3 5					
18	公立学校施設台帳に関する事	文科省初等中等教育局の施設台帳管理システムによる台帳の管理を行う。	文科省初等中等教育局の施設台帳管理システムによる台帳の管理を行う。	文科省初等中等教育局の施設台帳管理システムによる台帳の管理を行う。	文科省初等中等教育局の施設台帳管理システムによる台帳の管理を行う。	現行のとおりとする。
	4 1					
19	通学路の安全に関する事	通学路の安全確保のため、関係課と協議し、施設等の整備を要望する。	通学路の安全確保のため、関係課と協議し、施設等の整備を要望する。	通学路の安全確保のため、関係課と協議し、施設等の整備を要望する。	通学路の安全確保のため、関係課と協議し、施設等の整備を要望する。	現行のとおりとする。
	4 3					
20	登下校時の安全対策に関する事	学校、PTA、育成会及び老人クラブ等で安全対策を協議し、安全活動を実施している。	自治会を中心に、育成会、老人会が協力し、地域の学校安全ボランティアを組織し、下校時の子どもの安全を守る活動を実施している。	地域社会、家庭、学校、幼稚園、保育所が連携協力し、実施している。	学校、PTA、育成会、老人クラブで下校時の安全対策を協議し、ボランティア組織を立ち上げ、付き添いや見守り隊の活動を実施している。活動している。	現行のとおりとする。
	4 3-2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	教育関係各種大会出場補助に関する事	教育、文化、体育等の各種大会に出場する小中学校に対し、交通費等の経費を補助する。	教育、文化、体育等の各種大会に出場する小中学校に対し、交通費等の経費を補助する。	教育、文化、体育等の各種大会に出場する小中学校に対し、交通費等の経費を補助する。	教育、文化、体育等の各種大会に出場する小中学校に対し、交通費等の経費を補助する。	合併後に再編する。
	46					
22	地域改善対策事業(進学奨励費貸与返還事業)に関する事	市内の改善地区住民の児童等のための進学奨励費の貸与、返還事務手続きを行う。	町内の改善地区住民の児童等のための進学奨励費の貸与、返還事務手続きを行う。	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	49					
23	スクールバスの運行に関する事	遠隔地に通学する児童等の安全確保のため、スクールバスの運行を行う。	該当なし	遠隔地に通学する児童等の安全確保のため、スクールバスの運行を行う。	遠隔地に通学する児童等の安全確保のため、スクールバスの運行を行う。	現行のとおりとする。
	50					
24	庁用車の借用に関する事	教育長、教育次長、児童の学校行事に要する庁用車の借用に関する事務を行う。	児童の学校行事に要する庁用車の借用に関する事務を行う。	他課で一元管理されているが、各職員により予約手続きの事務を行う。	児童の学校行事に要する庁用車の借用に関する事務を行う。	合併後に再編する。
	51					
25	文書の收受・発送及び保管に関する事	文書取扱規程により処理する。	文書取扱規程により処理する。	文書取扱規程により処理する。	文書取扱規程により処理する。	合併時に再編する。
	52					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	市町村教育委員会教育長地区協議会に関すること	栃木県教育の発展を図るため、県教委と各市町教委が連携を図り、一貫性のある人事構想について協議する。	栃木県教育の発展を図るため、県教委と各市町教委が連携を図り、一貫性のある人事構想について協議する。	栃木県教育の発展を図るため、県教委と各市町教委が連携を図り、一貫性のある人事構想について協議する。	栃木県教育の発展を図るため、県教委と各市町教委が連携を図り、一貫性のある人事構想について協議する。	現行のとおりとする。
	54					
27	教育祭に関すること	教員と市教委事務員により表彰、式典、展覧等を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。
	55					
28	公務災害に関すること	教育委員会所属の職員が公務上の負傷を受けた場合の事務手続きを行う。	教育委員会所属の職員が公務上の負傷を受けた場合の事務手続きを行う。	教育委員会所属の職員が公務上の負傷を受けた場合の事務手続きを行う。	教育委員会所属の職員が公務上の負傷を受けた場合の事務手続きを行う。	現行のとおりとする。
	56					
29	公立学校共済組合に関すること	共済組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上を目的とした長期・短期給付、保健、宿泊、貸付等事業を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	57					
30	防犯パトロールに関すること	下校児童の安全確保のため、市教委職員による防犯パトロールを行う。	町職員による防犯パトロールを実施している。	町職員による防犯パトロールを実施している。	町職員による防犯パトロールを実施している。	合併後に再編する。
	60					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	教育委員会点検評価に関すること	教育に関する事務管理や執行状況の点検・評価について評価委員による意見聴取をし、これを議会に報告する。	教育に関する事務管理や執行状況の点検・評価について評価委員による意見聴取をし、これを議会に報告する。	教育に関する事務管理や執行状況の点検・評価について評価委員による意見聴取をし、これを議会に報告する。	教育に関する事務管理や執行状況の点検・評価について評価委員による意見聴取をし、これを議会に報告する。	合併後に再編する。
	6 1					
32	学校評価に関すること	文部科学省や県教育委員会等の学校評価に係る実施状況調査を行うことにより、今後の学校への支援の充実に生かす。	文部科学省や県教育委員会等の学校評価に係る実施状況調査を行うことにより、今後の学校への支援の充実に生かす。	文部科学省や県教育委員会等の学校評価に係る実施状況調査を行うことにより、今後の学校への支援の充実に生かす。	文部科学省や県教育委員会等の学校評価に係る実施状況調査を行うことにより、今後の学校への支援の充実に生かす。	合併後に再編する。
	6 4					
33	教育講演会、年度初めの会に関すること	双方とも年一回、年度初めに実施する。	教育講演会は、研究授業と抱き合わせで実施。年度初めの会はない。	教育講演会は、年一回実施。年度初めの会はないが、町教育会総会で教育長講話と町の教育施策を説明する。	教育講演会は、実施。年度初めの会はないが、町教育会総会で教育長講話と町の教育施策を説明する。	合併後に再編する。
	6 5					
34	共同訪問に関すること	下都賀教育事務所と教育委員会が共同で市内の小中学校を訪問し、教育活動全般について指導し、より充実した教育活動を推進する。	下都賀教育事務所と教育委員会が共同で町内の小中学校を訪問し、教育活動全般について指導し、より充実した教育活動を推進する。	下都賀教育事務所と教育委員会が共同で町内の小中学校を訪問し、教育活動全般について指導し、より充実した教育活動を推進する。	下都賀教育事務所と教育委員会が共同で町内の小中学校を訪問し、教育活動全般について指導し、より充実した教育活動を推進する。	現行のとおりとする。
	6 6					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
35	学校・児童生徒表彰に関すること	市としての表彰はない。栃木市教育祭にて表彰あり。	顕著な功績のあった小中学生で、学校推薦された者のなかから表彰審査委員会の審査を経て決定、表彰状と記念品を贈る。	該当なし	町の表彰規定により表彰	合併後、速やかに再編する。
	68					
36	教育課程研究集会に関すること	義務教育課程上の問題に対し、実践事例を基に研究協議し、教員の指導力向上を図るとともに学校の自己点検・評価を行う。	義務教育課程上の問題に対し、実践事例を基に研究協議し、教員の指導力向上を図るとともに学校の自己点検・評価を行う。	義務教育課程上の問題に対し、実践事例を基に研究協議し、教員の指導力向上を図るとともに学校の自己点検・評価を行う。	義務教育課程上の問題に対し、実践事例を基に研究協議し、教員の指導力向上を図るとともに学校の自己点検・評価を行う。	現行のとおりとする。
	70					
37	教育課程編成に関すること	教育課程の編成に関することを行う。	教育課程の編成に関することを行う。	教育課程の編成に関することを行う。	教育課程の編成に関することを行う。	合併時に再編する。
	71					
38	教育指導計画に関すること	教育指導の年間の計画を作成する。	教育指導の年間の計画を作成する。	教育指導の年間の計画を作成する。	教育指導の年間の計画を作成する。	合併時に再編する。
	72					
39	教職員研修派遣に関すること	教育職員の研修計画を作成する。	教育職員の研修計画を作成する。	教育職員の研修計画を作成する。	教育職員の研修計画を作成する。	現行のとおりとする。
	73					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
40	内地留学・大学院研修教員派遣に関する こと	教職員の研修を目的に、内地留学、大学院研修に教育長及び学校長の内諾を必要として適任者を推薦し派遣している。	教職員の研修を目的に、内地留学、大学院研修に教育長及び学校長の内諾を必要として適任者を推薦し派遣している。	教職員の研修を目的に、内地留学、大学院研修に教育長及び学校長の内諾を必要として適任者を推薦し派遣している。	教職員の研修を目的に、内地留学、大学院研修に教育長及び学校長の内諾を必要として適任者を推薦し派遣している。	現行のとおりとする。
	74					
41	指定研究に関する こと	市内のいずれかの小中学校を研究校として指定し、人権教育、学力向上、教材などの研究を2年から3年かけて行う。	町内のいずれかの小中学校を研究校として指定し、人権教育、学力向上などの研究を1年かけて行う。	町内のいずれかの小中学校を研究校として指定し、人権教育、学力向上などの研究を1年かけて行う。	該当なし	合併後に再編する。
	75					
42	児童生徒の事故・災害に関する こと	学校において事故が発生した場合は、教育長に対しすみやかに報告を行う。	学校において事故が発生した場合は、教育長に対しすみやかに報告を行う。	学校において事故が発生した場合は、教育長に対しすみやかに報告を行う。	学校において事故が発生した場合は、教育長に対しすみやかに報告を行う。	合併時に再編する。
	76					
43	教育委員による学校訪問に関する こと	教育委員が学校を訪問し、学校の現状の把握や教職員の意見を聴取し、教育行政の充実に資する。	教育委員が学校を訪問し、学校の現状の把握や教職員の意見を聴取し、教育行政の充実に資する。	教育委員が学校を訪問し、学校の現状の把握や教職員の意見を聴取し、教育行政の充実に資する。	教育委員が学校を訪問し、学校の現状の把握や教職員の意見を聴取し、教育行政の充実に資する。	合併時に再編する。
	77					
44	市町内小中学校長会・教頭会・教務主任研修会に関する こと	中学校長会・教頭会・教務主任とも、それぞれ開催し、協議や研修を行う。	中学校長会・教頭会・教務主任とも、それぞれ開催し、協議や研修を行う。	中学校長会・教頭会・教務主任とも、それぞれ開催し、協議や研修を行う。	中学校長会・教頭会・教務主任とも、それぞれ開催し、協議や研修を行う。	合併時に再編する。
	78					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
45	スクールカウンセラーに関すること	栃木県スクールカウンセラー活用調査研究事業に基づき、拠点となる学校にスクールカウンセラーを配置する。	栃木県スクールカウンセラー活用調査研究事業に基づき、拠点となる学校にスクールカウンセラーを配置する。	栃木県スクールカウンセラー活用調査研究事業に基づき、拠点となる学校にスクールカウンセラーを配置する。	栃木県スクールカウンセラー活用調査研究事業に基づき、拠点となる学校にスクールカウンセラーを配置する。	現行のとおりとする。
	79					
46	スポーツエキスパート活用事業に関すること	中学校の運動部活動に、報酬を支払い外部指導者を招き、運動部活動の普及・振興を図る。	中学校の運動部活動に、報酬を支払い外部指導者を招き、運動部活動の普及・振興を図る。	小学校及び中学校における運動部活動に、報酬を支払い外部指導者を招き、運動部活動の普及・振興を図る。	小学校及び中学校における運動部活動に、報酬を支払い外部指導者を招き、運動部活動の普及・振興を図る。	合併後に再編する。
	80					
47	教科書採択事務に関すること	県教委の教科用図書選定委員会の審議結果をもとに作成された選定資料をもとに行う市教委の採択の事務手続きを行う。	県教委の教科用図書選定委員会の審議結果をもとに作成された選定資料のもと、下都賀地区教科用図書採択協議会が採択を行う。	県教委の教科用図書選定委員会の審議結果をもとに作成された選定資料のもと、下都賀地区教科用図書採択協議会が採択を行う。	県教委の教科用図書選定委員会の審議結果をもとに作成された選定資料のもと、下都賀地区教科用図書採択協議会が採択を行う。	合併時に再編する。
	81					
48	教科書展示に関すること	教科書の適正な採択に役立てるため、小中学校等の教科書の見本本を展示し、広く多くの人に閲覧させる。	教科書の適正な採択に役立てるため、小中学校等の教科書の見本本を展示し、広く多くの人に閲覧させる。	教科書の適正な採択に役立てるため、小中学校等の教科書の見本本を展示し、広く多くの人に閲覧させる。	教科書の適正な採択に役立てるため、小中学校等の教科書の見本本を展示し、広く多くの人に閲覧させる。	現行のとおりとする。
	82					
49	児童生徒健全育成協議会に関すること	小中学校、家庭・地域及び関係諸機関関係者の情報交換を通して、地域ぐるみの積極的な生徒指導体制の確立を図る。	該当なし	該当なし	小中学校、家庭・地域及び関係諸機関関係者の情報交換を通して、地域ぐるみの積極的な生徒指導体制の確立を図る。	合併後に再編する。
	83					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
50	心の教室相談員に関する こと	生徒の悩み相談・話し相手、 学校の教育活動支援及び教員 の相談等を行う。 市内3中学校に配置	生徒の悩み相談・話し相手、 学校の教育活動支援及び教員 の相談等を行う。 町内2中学校に配置	該当なし	生徒の悩み相談・話し相手、 学校の教育活動支援及び教員 の相談等を行う。 町内1中学校に配置	合併時に再編する。
	85					
51	生徒指導調査に関する こと	児童生徒の問題行動の状況を 調査し、今後の指導の充実に 役立てる。	児童生徒の問題行動の状況を 調査し、今後の指導の充実に 役立てる。	児童生徒の問題行動の状況を 調査し、今後の指導の充実に 役立てる。	児童生徒の問題行動の状況を 調査し、今後の指導の充実に 役立てる。	合併後に再編する。
	86					
52	中学生徒指導・教育 相談担当教員研修会 に関する こと	児童生徒指導の現状について 情報交換や事例研究により、 問題行動への適切な対応につ いて研修を行う。	栃木市の研修会への参加して いるほか、町内部の研修会の 開催	町内部の研修会の開催	町内部の研修会の開催	合併時に再編する。
	88					
53	道徳教育に関する こと	学習指導要領に則して道徳教 育を推進する。	学習指導要領に則して道徳教 育を推進する。	学習指導要領に則して道徳教 育を推進する。	学習指導要領に則して道徳教 育を推進する。	現行のとおりとする。
	90					
54	不登校児童生徒に関 する こと	不登校児童生徒に対する教育 相談等、関係機関と連携し学 校生活への復帰を支援する。	不登校児童生徒に対する教育 相談等、関係機関と連携し学 校生活への復帰を支援する。	不登校児童生徒に対する教育 相談等、関係機関と連携し学 校生活への復帰を支援する。	不登校児童生徒に対する教育 相談等、関係機関と連携し学 校生活への復帰を支援する。	合併後に再編する。
	91					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
55	10年経験者研修に関する事	教育公務員特例法に基づき、現職研修の一環として、個々の教員の能力、適応性に合った研修を受講する。	教育公務員特例法に基づき、現職研修の一環として、個々の教員の能力、適応性に合った研修を受講する。	教育公務員特例法に基づき、現職研修の一環として、個々の教員の能力、適応性に合った研修を受講する。	教育公務員特例法に基づき、現職研修の一環として、個々の教員の能力、適応性に合った研修を受講する。	現行のとおりとする。
	94					
56	スクールガードリーダーに関する事	警察官OBなどの人材をスクールガードリーダーとして活用し、学校下校時等の安全のため、学校安全ボランティアの指導と評価を行う。	警察官OBなどの人材をスクールガードリーダーとして活用し、学校下校時等の安全のため、学校安全ボランティアの指導と評価を行う。	警察官OBなどの人材をスクールガードリーダーとして活用し、学校下校時等の安全のため、学校安全ボランティアの指導と評価を行う。	警察官OBなどの人材をスクールガードリーダーとして活用し、学校下校時等の安全のため、学校安全ボランティアの指導と評価を行う。	合併後に再編する。
	96					
57	総合教育センター研修・講座に関する事	県総合教育センターが実施する研修等に各学校の教職員が参加する事務を行う。	県総合教育センターが実施する研修等に各学校の教職員が参加する事務を行う。	県総合教育センターが実施する研修等に各学校の教職員が参加する事務を行う。	県総合教育センターが実施する研修等に各学校の教職員が参加する事務を行う。	現行のとおりとする。
	97					
58	児童生徒の安全に関する事	学校安全に関する管理、指導、安全教育の推進、地域との連携による組織的な事故防止、危機管理体制の整備等を学校に対し行う。	学校安全に関する管理、指導、安全教育の推進、地域との連携による組織的な事故防止、危機管理体制の整備等を学校に対し行う。	学校安全に関する管理、指導、安全教育の推進、地域との連携による組織的な事故防止、危機管理体制の整備等を学校に対し行う。	学校安全に関する管理、指導、安全教育の推進、地域との連携による組織的な事故防止、危機管理体制の整備等を学校に対し行う。	現行のとおりとする。
	98					
59	初任者研修に関する事	新任教員に対して、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養う。	新任教員に対して、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養う。	新任教員に対して、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養う。	新任教員に対して、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養う。	現行のとおりとする。
	99					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
60	進路指導に関する こと	学習指導要領に基づき、各学校における進路指導を推進する。	学習指導要領に基づき、各学校における進路指導を推進する。	学習指導要領に基づき、各学校における進路指導を推進する。	学習指導要領に基づき、各学校における進路指導を推進する。	現行のとおりとする。
	100					
61	人権教育に関する こと	人権教育・啓発に関する総合的かつ効果的な施策を推進する。 ・人権教育啓発資料作成 ・事例集の作成 ・各種研修の実施等	人権教育・啓発に関する総合的かつ効果的な施策を推進する。 ・人権教育啓発資料作成 ・各種研修会の実施	人権教育・啓発に関する総合的かつ効果的な施策を推進する。 ・各種研修会の実施 ・各種研修会の参加	人権教育・啓発に関する総合的かつ効果的な施策を推進する。 ・各種研修会の実施 ・各種研修会の参加	合併後に再編する。
	101					
62	薬物乱用防止に関する こと	薬物乱用防止教室等を実施し、未然防止と児童生徒の健全育成を図る。	薬物乱用防止教室等を実施し、未然防止と児童生徒の健全育成を図る。	薬物乱用防止教室等を実施し、未然防止と児童生徒の健全育成を図る。	薬物乱用防止教室等を実施し、未然防止と児童生徒の健全育成を図る。	現行のとおりとする。
	102					
63	環境教育に関する こと	総合的な学習の時間における環境教育を推進する。その他、環境への関心、環境保全意識の向上を図る。	各学校において実施	アクリメーション振興財団や国土交通省利根川上流河川事務所との連携による環境教育の実施。その他、環境への関心、環境保全意識の向上を図る。	各学校において実施	合併後に再編する。
	103					
64	健康安全教育に関する こと	学校保健法に基づき、学校の学校保健計画や学校環境衛生の維持改善及び学校環境の安全管理について必要な助言指導を行う。	学校保健法に基づき、学校の学校保健計画や学校環境衛生の維持改善及び学校環境の安全管理について必要な助言指導を行う。	学校保健法に基づき、学校の学校保健計画や学校環境衛生の維持改善及び学校環境の安全管理について必要な助言指導を行う。	学校保健法に基づき、学校の学校保健計画や学校環境衛生の維持改善及び学校環境の安全管理について必要な助言指導を行う。	現行のとおりとする。
	104					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
65	理科教育に関するこ と	理科教育に関する指導と教員 の指導力向上を図る。	理科教育に関する指導と教員 の指導力向上を図る。	理科教育に関する指導と教員 の指導力向上を図る。	理科教育に関する指導と教員 の指導力向上を図る。	合併後に再編する。
	105					
66	特別活動に関するこ と	学習指導要領に基づき、学級 活動、学校行事、児童生徒会 活動、クラブ活動等を行う。	学習指導要領に基づき、学級 活動、学校行事、児童生徒会 活動、クラブ活動等を行う。	学習指導要領に基づき、学級 活動、学校行事、児童生徒会 活動、クラブ活動等を行う。	学習指導要領に基づき、学級 活動、学校行事、児童生徒会 活動、クラブ活動等を行う。	合併時に再編する。
	106					
67	幼児教育に関するこ と	市内小学校・幼稚園・保育園 による望ましい連携についての 意見交換や研修会を行う。	町内小学校・幼稚園・保育園 による望ましい連携についての 意見交換や研修会を行う。	町内小学校・幼稚園・保育園 による望ましい連携についての 意見交換や研修会を行う。	町内小学校・幼稚園・保育園 による望ましい連携についての 意見交換や研修会を行う。	合併後に再編する。
	108					
68	へき地・複式教育に 関すること	へき地校はなし、 複式校は寺尾南小4・5年生。 (学校生活支援員を配置)	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	111					
69	言語通級指導教室に 関すること	言語障害児の障害度に合わせた 指導をすることで、児童の 資質や能力の育成を援助す る。	言語障害児の障害度に合わせた 指導をすることで、児童の 資質や能力の育成を援助す る。	言語障害児の障害度に合わせた 指導をすることで、児童の 資質や能力の育成を援助す る。	言語障害児の障害度に合わせた 指導をすることで、児童の 資質や能力の育成を援助す る。	合併後に再編する。
	112					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
70	就学指導に関すること	障害児童への適正な就学指導、教育的措置を図るための調査・審議、答申を行う。	障害児童への適正な就学指導、教育的措置を図るための調査・審議、答申を行う。	障害児童への適正な就学指導、教育的措置を図るための調査・審議、答申を行う。	障害児童への適正な就学指導、教育的措置を図るための調査・審議、答申を行う。	合併時に再編する。
	113					
71	総合的な学習の時間及びその支援に関すること	該当なし	総合的な学習の時間に多様な学習が行えるよう各学校に助成を行う。  小学校4校 794,500円 中学校2校 390,500円	総合的な学習の時間に多様な学習が行えるよう各学校に助成を行う。  小学校4校×4万円 中学校2校×5万円	該当なし	総合的な学習の時間の内容や実施に当たっての支援指導等については、合併時までに再編し、実施に伴う助成については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	114					
72	特別支援教育に関すること	障害児との交流教育の推進、就学指導の研究、自立支援・保護者との連携強化を行う。	障害児との交流教育の推進、就学指導の研究、自立支援・保護者との連携強化を行う。	特別支援教育への共通理解と校内体制の整備、児童生徒への適切な支援	障害児との交流教育の推進、就学指導の研究、自立支援・保護者との連携強化を行う。	合併後に再編する。
	115					
73	情報教育に関すること	教育のICT活用指導力の向上と情報モラル教育の支援を行う。	教育のICT活用指導力の向上と情報モラル教育の支援を行う。	教育のICT活用指導力の向上と情報モラル教育の支援を行う。	教育のICT活用指導力の向上と情報モラル教育の支援を行う。	現行のとおりとする。
	118					
74	要請訪問(広域指導)に関すること	栃木市教委の指導主事からの指導・助言を得て、小・中学校研修の効率化を図る。	下都賀教育事務所指導主事、大平町教委の指導主事からの指導・助言を得て、小・中学校研修の効率化を図る。	藤岡町教委の指導主事からの指導・助言を得て、小・中学校研修の効率化を図る。	下都賀教育事務所の指導主事からの指導・助言を得て、小・中学校研修の効率化を図る。	合併後に再編する。
	121					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
75	小学校英語活動に関すること	外国の文化や生活、言葉を児童に慣れ親しませることで、体験的な英語学習の充実を図る。	外国の文化や生活、言葉を児童に慣れ親しませることで、体験的な英語学習の充実を図る。	外国の文化や生活、言葉を児童に慣れ親しませることで、体験的な英語学習の充実を図る。	外国の文化や生活、言葉を児童に慣れ親しませることで、体験的な英語学習の充実を図る。	合併後に再編する。
	1 2 2					
76	小中学校伝統文化鑑賞会に関すること	伝統文化を鑑賞する機会を提供し、国や地域の伝統文化教育の充実を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	1 2 3					
77	教育相談に関すること	児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行う。	児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行う。	児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行う。	児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行う。	合併後に再編する。
	1 2 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
78	教職員団体に関する こと	教職員協議会、教育会に係る事務 を実施	教職員協議会、教育会に係る事務 を実施	教職員協議会、教育会に係る事務 を実施	教職員協議会、教育会に係る事務 を実施	合併時に統合 する。
	1 2 5					
79	教職員の各種表彰 に関する こと	栃木県教育委員会の表彰  栃木市教育功労者表彰状及び記 念品（賞状額と3千円相当の記念 品）の贈呈	栃木県教育委員会の表彰  大平町教育委員会表彰 エキスパート教職員の認証及び表彰 認 証章状及び記念品（5千円相当の記念品） の贈呈	栃木県教育委員会の表彰  藤岡町教育委員会の表彰 藤岡町教育功労者表彰 表彰状及び記念品（賞状額）の贈 呈	栃木県教育委員会の表彰  都賀町単独の教職員への表彰は なし。	合併後に再編 する。
	1 2 6					
80	教職員の行政処分 に関する こと	栃木県教育委員会及び下都賀教 育事務所の指導を受けながら、連 携を図り、教職員のサービスの厳正に 努める。	栃木県教育委員会及び下都賀教 育事務所の指導を受けながら、連 携を図り、教職員のサービスの厳正に 努める。	栃木県教育委員会及び下都賀教 育事務所の指導を受けながら、連 携を図り、教職員のサービスの厳正に 努める。	栃木県教育委員会及び下都賀教 育事務所の指導を受けながら、連 携を図り、教職員のサービスの厳正に 努める。	現行のとおり とする。
	1 2 7					
81	特別非常勤講師に に関する こと	栄養教諭・学校栄養職員に特別非 常勤講師の辞令を交付し、食育の 推進を図る。	和太鼓、水泳、パソコンなど専門 的な知識や技能習得のため、特別 非常勤講師を活用する。 賃金2,000円×110時間	学校栄養職員に特別非常勤講師 の辞令を交付し、食育の推進を図 る。 優れた知識や技術を有する社会 人に特別非常勤講師の辞令を交 付し、学校教育に活用する。	各校の特色ある教育推進のため、 各分野で専門的知識をもつ地域 の方などを、特別非常勤講師とし て各校に派遣する。  賃金：時給2,000円×124時間 旅費：29,218円	合併後に再編 する。
	1 2 9					
82	学校管理に関する こと	学校教育法第5条 学校の設置者は、その設置する 学校を管理し、法令に特別の定め のある場合を除いては、その学校 の経費を負担する。	学校教育法第5条 学校の設置者は、その設置する 学校を管理し、法令に特別の定め のある場合を除いては、その学校 の経費を負担する。	学校教育法第5条 学校の設置者は、その設置する 学校を管理し、法令に特別の定め のある場合を除いては、その学校 の経費を負担する。	学校教育法第5条 学校の設置者は、その設置する 学校を管理し、法令に特別の定め のある場合を除いては、その学校 の経費を負担する。	合併時に再編 する。
	1 3 0					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
83	学校評議員制に関する事	識見を有する者の中から、5人以上8人以下の者を学校評議員として教育委員会が委嘱する。	識見を有する者の中から、5人以上7人以下の者を教育委員会が適当と認めるときは委嘱する。 公募制あり 公募委員7名 報酬 14,000円×30名	識見を有する者の中から、5人以上8人以下の範囲で教育委員会が委嘱する。 報酬 15,000円×33名	識見を有する者の中から、3人以上8人以下の者を教育委員会が適当と認めるときは委嘱する。 報償 15,000円×26名	合併時に再編する。
	131	委託料 12,000円×22校				
84	学籍及び学級編制等に関する事	児童・生徒や翌学年から小学校などへ就学する者の就学義務の履行の確保と、学級編制と教職員配置の適正化を図る。	児童・生徒や翌学年から小学校などへ就学する者の就学義務の履行の確保と、学級編制と教職員配置の適正化を図る。	児童・生徒や翌学年から小学校などへ就学する者の就学義務の履行の確保と、学級編制と教職員配置の適正化を図る。	児童・生徒や翌学年から小学校などへ就学する者の就学義務の履行の確保と、学級編制と教職員配置の適正化を図る。	合併時に再編する。
	132					
85	教職員・校内研修等に関する事	教職員研究団体研修事業研修補助金 10,000円×25学級	教職員研修費 8,000円×教職員分	教職員研修費 1,400円×教職員分	町教育研究会補助 142,000円 教職員内地留学補助金 54,000円 町特別支援教育研究会補助 23,000円	合併後に再編する。
	134					
86	教職員の公務災害に関する事	地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金の公務災害・通勤災害の認定にしたがって、適正な公務災害等の補償を図る。	地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金の公務災害・通勤災害の認定にしたがって、適正な公務災害等の補償を図る。	地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金の公務災害・通勤災害の認定にしたがって、適正な公務災害等の補償を図る。	地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金の公務災害・通勤災害の認定にしたがって、適正な公務災害等の補償を図る。	現行のとおりとする。
	135					
87	教職員の人事に関する事	市教育委員会が栃木県教育委員会に内申し、それに基づいて栃木県教育委員会が退職、異動、新規採用等の辞令を交付する。	町教育委員会が栃木県教育委員会に内申し、それに基づいて栃木県教育委員会が退職、異動、新規採用等の辞令を交付する。	町教育委員会が栃木県教育委員会に内申し、それに基づいて栃木県教育委員会が退職、異動、新規採用等の辞令を交付する。	町教育委員会が栃木県教育委員会に内申し、それに基づいて栃木県教育委員会が退職、異動、新規採用等の辞令を交付する。	現行のとおりとする。
	136					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
88	教職員の教員評価に関すること	教職員の勤務成績の評定の規則に基づき実施する。	教職員の勤務成績の評定の規則に基づき実施する。	教職員の勤務成績の評定の規則に基づき実施する。	教職員の勤務成績の評定の規則に基づき実施する。	現行のとおりとする。
	137					
89	教職員の服務に関すること	地方公務員法第6節(服務の根本基準)第30条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(服務の監督)第43条	地方公務員法第6節(服務の根本基準)第30条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(服務の監督)第43条	地方公務員法第6節(服務の根本基準)第30条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(服務の監督)第43条	地方公務員法第6節(服務の根本基準)第30条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(服務の監督)第43条	現行のとおりとする。
	138					
90	校務管理に関すること	効率的な学校運営のため各学校で毎年校務分掌の整備を行ないながら、校務管理を校長が統轄している。	効率的な学校運営のため各学校で毎年校務分掌の整備を行ないながら、校務管理を校長が統轄している。	効率的な学校運営のため各学校で毎年校務分掌の整備を行ないながら、校務管理を校長が統轄している。	効率的な学校運営のため各学校で毎年校務分掌の整備を行ないながら、校務管理を校長が統轄している。	現行のとおりとする。
	139					
91	在外教育施設・長期研修派遣に関すること	在外教育施設、宇都宮大大学院、上越教育大大学院、鳴門教育大大学院、独立行政法人教員研修センター等での研修を希望している教員は推薦することとしている。	在外教育施設、宇都宮大大学院、上越教育大大学院、鳴門教育大大学院、独立行政法人教員研修センター等での研修を希望している教員は推薦することとしている。	在外教育施設、宇都宮大大学院、上越教育大大学院、鳴門教育大大学院、独立行政法人教員研修センター等での研修を希望している教員は推薦することとしている。	在外教育施設、宇都宮大大学院、上越教育大大学院、鳴門教育大大学院、独立行政法人教員研修センター等での研修を希望している教員は推薦することとしている。	現行のとおりとする。
	140					
92	辞令交付式・着任式に関すること	栃木市立学校職員服務規程に基づき実施する。	大平町立学校職員服務規程に基づき実施する。	藤岡町立学校職員服務規程に基づき実施する。	都賀町立学校職員服務規程に基づき実施する。	合併時に再編する。
	141					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
93	非常勤講師に関する こと	栃木県公立小中学校非常勤教育職員派遣要綱に従って、非常勤の職員を配置し、人事管理の適正化を図る。	栃木県公立小中学校非常勤教育職員派遣要綱に従って、非常勤の職員を配置し、人事管理の適正化を図る。	栃木県公立小中学校非常勤教育職員派遣要綱に従って、非常勤の職員を配置し、人事管理の適正化を図る。	栃木県公立小中学校非常勤教育職員派遣要綱に従って、非常勤の職員を配置し、人事管理の適正化を図る。	現行のとおりとする。
	142					
94	臨時任用に関する こと	栃木県教育委員会臨時的任用教職員の身分取扱要綱に従って、人事管理の適正を図る。	栃木県教育委員会臨時的任用教職員の身分取扱要綱に従って、人事管理の適正を図る。	栃木県教育委員会臨時的任用教職員の身分取扱要綱に従って、人事管理の適正を図る。	栃木県教育委員会臨時的任用教職員の身分取扱要綱に従って、人事管理の適正を図る。	現行のとおりとする。
	143					
95	教育研究会、学年研究会、各種研究会の 指導に関すること	市教育研究会 ・全体研修会は開催していない。 ・主に3部会が活動している。	町教育研究会 ・全体研修会年2回開催。 ・部会は、各部会とも随時、必要に応じて開催。 ・その他必要に応じて他の分野でも研修する。	町教育研究会 ・全体研修会は開催していない。 ・各教科・領域毎に部会があり、各々内容に応じた活動をしている。 ・部会は、各部会とも随時、必要に応じて開催する。	町教育研究会 ・全体研修としての教育講演会を開催(年1回) ・部会は2部会で年間3回開催 事務部会及び養護部会は必要に応じて随時開催	合併後に再編する。
	144					
96	2・3年目研修に関する こと	2・3年目を迎えた教職員に対して研修を実施し、これからの教育を担う優れた人材を育成する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	145					
97	教職員の学校事故に関する こと	校長からの所属職員に関する事故報告を処理し、適切に対応する。	校長からの所属職員に関する事故報告を処理し、適切に対応する。	校長からの所属職員に関する事故報告を処理し、適切に対応する。	校長からの所属職員に関する事故報告を処理し、適切に対応する。	現行のとおりとする。
	146					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
98	校長・教頭・栄養教諭等選考試験の事務に関する事	服務規程に基づき、選考試験に関する事務を行う。	服務規程に基づき、選考試験に関する事務を行う。	服務規程に基づき、選考試験に関する事務を行う。	服務規程に基づき、選考試験に関する事務を行う。	現行のとおりとする。
	148					
99	教職員の加配に関する事	きめ細やかな教科指導や児童生徒指導、特色ある学校運営等のために加配教員を配置する。	きめ細やかな教科指導や児童生徒指導、特色ある学校運営等のために加配教員を配置する。	きめ細やかな教科指導や児童生徒指導、特色ある学校運営等のために加配教員を配置する。	きめ細やかな教科指導や児童生徒指導、特色ある学校運営等のために加配教員を配置する。	現行のとおりとする。
	149					
100	新しい教員人事管理制度に関する事	児童生徒に対する指導が不適切であると思料される教員等に対して、要綱に従って研修を実施する。	児童生徒に対する指導が不適切であると思料される教員等に対して、要綱に従って研修を実施する。	児童生徒に対する指導が不適切であると思料される教員等に対して、要綱に従って研修を実施する。	児童生徒に対する指導が不適切であると思料される教員等に対して、要綱に従って研修を実施する。	現行のとおりとする。
	150					
101	教職員組織・学級編制・主任任命に関する事	学校組織として、県費負担教職員を配置し、校務分掌を定め、児童数に基づいて学級編制を行う。	学校組織として、県費負担教職員を配置し、校務分掌を定め、児童数に基づいて学級編制を行う。	学校組織として、県費負担教職員を配置し、校務分掌を定め、児童数に基づいて学級編制を行う。	学校組織として、県費負担教職員を配置し、校務分掌を定め、児童数に基づいて学級編制を行う。	現行のとおりとする。
	155					
102	児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事	学校教育法施行令に基づき入学期日等の通知、学校の指定を行うとともに、区域外就学等及び外国人の編入学の事務を行う。	学校教育法施行令に基づき入学期日等の通知、学校の指定を行うとともに、区域外就学等及び外国人の編入学の事務を行う。	学校教育法施行令に基づき入学期日等の通知、学校の指定を行うとともに、区域外就学等及び外国人の編入学の事務を行う。	学校教育法施行令に基づき入学期日等の通知、学校の指定を行うとともに、区域外就学等及び外国人の編入学の事務を行う。	合併時に再編する。
	158	栃木市指定の様式を使用	大平町指定の様式を使用	藤岡町指定の様式を使用	都賀町指定の様式を使用	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
103	教職員の給与に関する こと	教職員に関わる給与改定や手当の一部改正等を学校に周知するなど、給与関係全般の事務処理を行う。	教職員に関わる給与改定や手当の一部改正等を学校に周知するなど、給与関係全般の事務処理を行う。	教職員に関わる給与改定や手当の一部改正等を学校に周知するなど、給与関係全般の事務処理を行う。	教職員に関わる給与改定や手当の一部改正等を学校に周知するなど、給与関係全般の事務処理を行う。	現行のとおりとする。
	160					
104	教職員の免許、履歴、免許の更新、免許法認定講習に関する こと	教職員の免許状の所持確認を行うとともに、更新や取得に係る認定講習等の各種手続き並びに指導等を行う。	教職員の免許状の所持確認を行うとともに、更新や取得に係る認定講習等の各種手続き並びに指導等を行う。	教職員の免許状の所持確認を行うとともに、更新や取得に係る認定講習等の各種手続き並びに指導等を行う。	教職員の免許状の所持確認を行うとともに、更新や取得に係る認定講習等の各種手続き並びに指導等を行う。	現行のとおりとする。
	161					
105	グローバル・ドリーム・ビジョン教育推進に関する こと	児童生徒の感性や生きる力を育むため、GDV教育を実施する。 (寺尾地区小中学校)	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	165					
106	学校行事に関する こと	各学校において実施する学校行事について、学校管理規則及び服務規程に基づき、届出の依頼及び承認等の事務を行う。	各学校において実施する学校行事について、学校管理規則及び服務規程に基づき、届出の依頼及び承認等の事務を行う。	各学校において実施する学校行事について、学校管理規則及び服務規程に基づき、届出の依頼及び承認等の事務を行う。	各学校において実施する学校行事について、学校管理規則及び服務規程に基づき、届出の依頼及び承認等の事務を行う。	現行のとおりとする。
	169					
107	児童生徒防犯ブザーに関する こと	市内の全小中学校生に防犯ブザーを貸与し、安全に登下校できるようにする。	新小学一年生に防犯ブザーを配付し、安全に登下校できるようにする。	町内の全小学校生に防犯ブザーを貸与し、安全に登下校できるようにする。	新小学一年生に防犯ブザーを配付し、安全に登下校できるようにする。	合併時に再編する。
	170					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
108	共催・後援名義等の使用許可に関する こと	【申請手続き】 後援名義等の使用の承認に関する内規に基づき、申請受付や承認等の事務を行う。	【申請手続き】 後援名義等の使用の承認に関する規定に基づき、申請受付や承認等の事務を行う。(承認の期間は6月を限度)	【申請手続き】 後援に関わる申請受付や承認等の事務を行う。 (様式任意)	【申請手続き】 後援に関わる申請受付や承認等の事務を行う。 (様式任意)	合併時に再編する。
	171					
109	教育実習受入承認 に関すること	各大学から教育実習生の受入依頼を受けて、受入に関する承認等の事務を行う。	各大学から教育実習生の受入依頼を受けて、受入に関する承認等の事務を行う。	各大学から教育実習生の受入依頼を受けて、受入に関する承認等の事務を行う。	各大学から教育実習生の受入依頼を受けて、受入に関する承認等の事務を行う。	現行のとおりとする。
	172					
110	教科書無償給与事務 に関すること	国が義務教育諸学校の児童生徒の使用する教科書を無償で給与する制度で、給与に関する事務を行う。	国が義務教育諸学校の児童生徒の使用する教科書を無償で給与する制度で、給与に関する事務を行う。	国が義務教育諸学校の児童生徒の使用する教科書を無償で給与する制度で、給与に関する事務を行う。	国が義務教育諸学校の児童生徒の使用する教科書を無償で給与する制度で、給与に関する事務を行う。	現行のとおりとする。
	174					
111	特別支援教育就学 奨励費に関する こと	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を援助する。	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を援助する。	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を援助する。	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を援助する。	現行のとおりとする。
	175					
112	理科教育振興費補助 に関すること	小中学校における理科・算数及び数学教育のための設備を整備充実させることを目的とし、実施している。	小中学校における理科・算数及び数学教育のための設備を整備充実させることを目的とし、実施している。	小中学校における理科・算数及び数学教育のための設備を整備充実させることを目的とし、実施している。	小中学校における理科・算数及び数学教育のための設備を整備充実させることを目的とし、実施している。	現行のとおりとする。
	176					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
113	学校図書館教育に関すること	各学校における学校図書館教育を推進する。 平成20年度図書費予算 15,935千円	各学校における学校図書館教育を推進する。 平成20年度図書費予算 2,950千円	各学校における学校図書館教育を推進する。 平成20年度図書費予算 1,350千円	各学校における学校図書館教育を推進する。 平成20年度図書費予算 1,282千円	合併後に再編する。
	177					
114	地区結核対策委員会に関すること	県南健康福祉センター管内結核対策委員会を置く。	県南健康福祉センター管内結核対策委員会を置く。	県南健康福祉センター管内結核対策委員会を置く。	県南健康福祉センター管内結核対策委員会を置く。	現行のとおりとする。
	182					
115	学校の保健及び環境衛生に関すること	児童生徒の健康増進及び環境衛生の増進を図る。	児童生徒の健康増進及び環境衛生の増進を図る。	児童生徒の健康増進及び環境衛生の増進を図る。	児童生徒の健康増進及び環境衛生の増進を図る。	現行のとおりとする。
	183					
116	学校保健会に関すること	市内全小中高校の相互協力により、学校保健育成の研究・向上を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	186					
117	就学時健康診断業務に関すること	就学予定者の心身の状況を的確に把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行う。	就学予定者の心身の状況を的確に把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行う。	就学予定者の心身の状況を的確に把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行う。	就学予定者の心身の状況を的確に把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行う。	現行のとおりとする。
	187					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
118	養護部会研究会に関すること	各学校の養護教諭の資質の向上や保健事務の円滑化を図る。	各学校の養護教諭の資質の向上や保健事務の円滑化を図る。	各学校の養護教諭の資質の向上や保健事務の円滑化を図る。	各学校の養護教諭の資質の向上や保健事務の円滑化を図る。	現行のとおりとする。
	188					
119	学校給食指導に関すること	学習指導要領に基づき、各小中学校における給食指導を推進する。	学習指導要領に基づき、各小中学校における給食指導を推進する。	学習指導要領に基づき、各小中学校における給食指導を推進する。	学習指導要領に基づき、各小中学校における給食指導を推進する。	現行のとおりとする。
	194					
120	学校給食調理場の維持管理に関すること	児童生徒に安全でおいしい給食を提供するために、学校給食調理場の施設や設備の維持管理を行う。	児童生徒に安全でおいしい給食を提供するために、学校給食調理場の施設や設備の維持管理を行う。	児童生徒に安全でおいしい給食を提供するために、学校給食調理場の施設や設備の維持管理を行う。	児童生徒に安全でおいしい給食を提供するために、学校給食調理場の施設や設備の維持管理を行う。	現行のとおりとする。
	196					
121	学校給食研究会に関する事務	栃木市学校給食研究会を設置し、学校給食の向上発展に必要な事業を行う。	大平町学校給食研究会を設置し、学校給食の向上発展に必要な事業を行う。	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	197					
122	栄養管理及びし好の調査研究に関すること	学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を実施している。	学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を実施している。	学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を実施している。	学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を実施している。	合併後に再編する。
	198					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
123	学校給食の地産地消に関する事	直売部会と協議を進め、身近な産地の旬の食材を取り入れた給食を実施している。	地元で生産された食材を使用している。	道の駅みかもの直売部会と協議を進め、身近な産地の旬の食材を取り入れた給食を実施している。	生出荷直売部会から地場農作物を給食に積極的に活用し、児童生徒への食に関する指導を実施している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	201					
124	学校給食献立研究会に関する事	食育研究会を設置し、献立の作成に関する事業等を行う。	献立作成会議を設置し、献立の作成に関する事業等を行う。	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	202					
125	調理食品の衛生管理に関する事	文部科学省の衛生管理基準に基づき、衛生管理の徹底を図っている。	文部科学省の衛生管理基準に基づき、衛生管理の徹底を図っている。	文部科学省の衛生管理基準に基づき、衛生管理の徹底を図っている。	文部科学省の衛生管理基準に基づき、衛生管理の徹底を図っている。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	204					
126	教職員健康診断業務に関する事	教育委員会及び公立小中学校教職員の健康診断を実施	教育委員会及び公立小中学校教職員の健康診断を実施	教育委員会及び公立小中学校教職員の健康診断を実施	教育委員会及び公立小中学校教職員の健康診断を実施	現行のとおりとする。
	209					
127	歯の衛生週間関係及びむし歯予防に関する事	下都賀郡歯科医師会・下都賀教育事務所等共催の歯の衛生週間に関する行事に協力する。むし歯ゼロ学校巡回指導を実施している。	下都賀郡歯科医師会・下都賀教育事務所等共催の歯の衛生週間に関する行事に協力する。	下都賀郡歯科医師会・下都賀教育事務所等共催の歯の衛生週間に関する行事に協力する。	下都賀郡歯科医師会・下都賀教育事務所等共催の歯の衛生週間に関する行事に協力する。	合併後に再編する。
	210					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
128	学校給食物資の調達に関する事	公会計による支払い 栃木県学校給食会と物資納入契約業者から購入している。	公会計による支払い 栃木県学校給食会と物資納入契約業者から購入している。	私会計による支払い 栃木県学校給食会と物資納入契約業者から購入している。	公会計による支払い 栃木県学校給食会と物資納入契約業者から購入している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	211					
129	学校給食における食物アレルギー対応に関する事	該当なし	該当なし	該当なし	食物アレルギー対応推進委員会を設置し、協議検討マニュアルを策定した。平成20年度から代替食提供を開始した。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	239					

様式 2

## 栃木地区合併協議会への報告（ランクC）

教育部会 スポーツ分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	スポーツ事業の広報に関すること	市のスポーツに関する情報を広く市民に周知する。 ・ホームページ、広報とちぎへの掲載、スポーツ行事一覧表の配布	町のスポーツに関する情報を広く町民に周知する。 ・ホームページ、広報おおひらへの掲載	町のスポーツに関する情報を広く町民に周知する。 ・ホームページ、広報ふじおかへの掲載	町のスポーツに関する情報を広く町民に周知する。 ・ホームページ、つが広報への掲載、スポーツ行事一覧表の配布	栃木市の例により合併時に統合する。
	7					
2	スポーツ大会に関すること	市民の健康保持・増進を図るとともに「市民ひとり1スポーツ」の推進と本市を代表し各種大会に参加する選手の競技力向上及び親睦を図るために、各種スポーツ大会を開催する。	町民の健康保持・増進を図るとともに「町民ひとり1スポーツ」を推進し、各種大会に参加する選手の競技力向上及び親睦を図るために、各種スポーツ大会を開催する。	町民の健康保持・増進を図るとともに「町民ひとり1スポーツ」を推進し、各種大会に参加する選手の競技力向上及び親睦を図るために、各種スポーツ大会を開催する。	町民の健康保持・増進を図るとともに「町民ひとり1スポーツ」を推進し、各種大会に参加する選手の競技力向上及び親睦を図るために、各種スポーツ大会を開催する。	合併後に再編する。
	8					
3	スポーツ少年団に関すること	スポーツを通じて少年の心身の鍛錬を図るとともに、市内スポーツ少年団の健全な育成を図るため体育協会内に設ける。	スポーツを通じて少年の心身の鍛錬を図るとともに、町内スポーツ少年団の健全な育成を図るため体育協会内に設ける。	スポーツを通じて少年の心身の鍛錬を図るとともに、町内スポーツ少年団の健全な育成を図るため体育協会内に設ける。	該当なし	合併時に統合する。
	9					
4	スポーツ振興基金に関すること	スポーツ振興経費の財源に充てる。	該当なし	該当なし	該当なし	新市に引き継ぐ。
	11					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	ニュースポーツの普及に関すること	市民の健康づくり、体力づくりを支援するため、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に参加できるニュースポーツの普及を図る。 ・ニュースポーツの指導	町民の健康づくり、体力づくりを支援するため、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に参加できるニュースポーツの普及を図る。 ・ニュースポーツの指導	町民の健康づくり、体力づくりを支援するため、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に参加できるニュースポーツの普及を図る。 ・ニュースポーツの指導	町民の健康づくり、体力づくりを支援するため、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に参加できるニュースポーツの普及を図る。 ・出前スポーツの開催 ・指導者養成講座の開催	合併後に再編する。
	1 5					
6	スポーツ大会の助成及び後援に関すること	本市のスポーツ振興と競技力向上を目的として、スポーツ大会開催の助成及び後援・共催・推薦を行う。 ・支部体育祭開催の助成	スポーツ大会の後援は状況に応じて実施しているが、助成については実施していない。	スポーツ大会の後援は状況に応じて実施しているが、助成については実施していない。	本町のスポーツの振興と競技力向上を目的に、スポーツ大会助成と共催・後援を行う。 ・各種スポーツ大会を委託事業として共催で実施	合併後に再編する。
	1 6					
7	ウォーキング事業に関すること	自然に親しみながら、市民の健康保持を図るとともに、参加者相互の親睦・交流を深める。 ・市民ウォーキング大会 ・蔵の街ウォーキング大会	該当なし	自然に親しみながら、参加者の健康保持を図るとともに、相互の親睦・交流を深める。 ・渡良瀬遊水地ウォーキング ・三轟山ウォーキング	該当なし	合併後に再編する。
	1 8					
8	スポーツ・レクリエーション大会に関すること	「市民ひとり1スポーツ」の実現及びニュースポーツの普及と市民の健康保持・増進並びに参加者相互の親睦を図るため開催する。 ・市民スポーツ・レクリエーション大会	該当なし	該当なし	「町民ひとり1スポーツ」の実現及びニュースポーツの普及と町民の健康保持・増進並びに参加者相互の親睦を図るため開催する。 ・かがやけふれあいフェスティバル	合併後に再編する。
	2 1					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	県南五市大会(総合、 駅伝、スキー)に関 すること	県南五市(足利市、栃木市、 佐野市、小山市、真岡市)の 親善と競技力向上を目的に、 総合大会、駅伝大会、スキー 大会を開催する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引 き継ぐ。
	2 2					
10	東武日光沿線三市剣 道大会について	東武日光線沿線三市(栃木市、 鹿沼市、日光市)の剣道愛好 者の親睦を図り、剣道の普 及・発展に資する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引 き継ぐ。
	2 4					
11	下都賀地区生涯スポ ーツ推進に関するこ と	下都賀地区2市4町において スポーツ・レクリエーション 活動の普及・啓発・振興を図 るため、研修会、スポーツ・ レクリエーション大会を開催	下都賀地区2市4町において スポーツ・レクリエーション 活動の普及・啓発・振興を図 るため、研修会、スポーツ・ レクリエーション大会を開催	下都賀地区2市4町において スポーツ・レクリエーション 活動の普及・啓発・振興を図 るため、研修会、スポーツ・ レクリエーション大会を開催	下都賀地区2市4町において スポーツ・レクリエーション 活動の普及・啓発・振興を図 るため、研修会、スポーツ・ レクリエーション大会を開催	合併後に統合する。
	2 5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	青年団体の育成・支援に関すること	青年団体の育成を通し、青少年の健全育成を図る。 ・とちぎユースネットワーク ・会員数 14名 ・サンタの宅配便等 ・補助金 30,000円 ・青年団はない。	青年団体の相互協力と各種事業活動を通し、青年の教養、交流、交歓を深め、まちづくりの発展に寄与する。 ・大平町青年団体連絡会 ・加入団体数 4団体 ・成人式開催への協力等 ・補助金 H19年度廃止	該当なし	青年団体の育成を通し、青少年の健全育成を図る。 ・青年団 ・サンタの宅配便等 ・補助金 18,000円	合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。
	19	青少年健全育成を図るため、栃木市青少年問題協議会を構成する関係機関・団体間の連絡調整を図り、青少年対策活動の推進に寄与する ・青少年健全育成助成金 ・模範児童生徒表彰 ・家庭の日普及啓発 ・その他	青少年健全育成を図るため、少年補導員連絡協議会、PTA連合会、町子ども会育成会連絡協議会等の関係者に対し、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・研修会の開催	青少年健全育成を図るため、各関係団体との連絡調整を図り、青少年育成活動の推進に寄与する。	青少年健全育成を図るための青少年問題協議会を構成する関係機関・団体間の連絡調整を図り、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・青少年健全育成助成金 ・模範児童生徒表彰 ・家庭の日普及啓発 ・その他 *平成20年度廃止。	
2	青少年行政の総合企画調整に関すること	青少年健全育成を図るため、栃木市青少年問題協議会を構成する関係機関・団体間の連絡調整を図り、青少年対策活動の推進に寄与する ・青少年健全育成助成金 ・模範児童生徒表彰 ・家庭の日普及啓発 ・その他	青少年健全育成を図るため、少年補導員連絡協議会、PTA連合会、町子ども会育成会連絡協議会等の関係者に対し、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・研修会の開催	青少年健全育成を図るため、各関係団体との連絡調整を図り、青少年育成活動の推進に寄与する。	青少年健全育成を図るための青少年問題協議会を構成する関係機関・団体間の連絡調整を図り、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・青少年健全育成助成金 ・模範児童生徒表彰 ・家庭の日普及啓発 ・その他 *平成20年度廃止。	栃木市の例により合併時に統合する。
	20	青少年健全育成を図るため、栃木市青少年問題協議会を構成する関係機関・団体間の連絡調整を図り、青少年対策活動の推進に寄与する ・青少年健全育成助成金 ・模範児童生徒表彰 ・家庭の日普及啓発 ・その他	青少年健全育成を図るため、少年補導員連絡協議会、PTA連合会、町子ども会育成会連絡協議会等の関係者に対し、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・研修会の開催	青少年健全育成を図るため、各関係団体との連絡調整を図り、青少年育成活動の推進に寄与する。	青少年健全育成を図るための青少年問題協議会を構成する関係機関・団体間の連絡調整を図り、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・青少年健全育成助成金 ・模範児童生徒表彰 ・家庭の日普及啓発 ・その他 *平成20年度廃止。	



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	青年海外協力隊に関すること	JICAボランティアである青年海外協力隊員が居住地又は勤務地の首長に対して表敬訪問を行うもの。	該当なし	JICAボランティアである青年海外協力隊員が居住地又は勤務地の首長に対して表敬訪問を行うもの。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	21	・市長日程調整後、表敬訪問となる。		・町長日程調整後、表敬訪問となる。		
4	立入調査に関すること	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図る。	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図る。	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図る。	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査員 2名</li> <li>・下都賀地区広域立入調査実施委員会</li> <li>・合同調査は年2回</li> <li>・構成団体：栃木市、小山市、下野市、壬生町、都賀町、大平町、岩舟町、藤岡町</li> <li>・市単独立入調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査員 3名</li> <li>・下都賀地区広域立入調査実施委員会</li> <li>・合同調査の年2回のみ</li> <li>・構成団体：栃木市、小山市、下野市、壬生町、都賀町、大平町、岩舟町、藤岡町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査員 2名</li> <li>・下都賀地区広域立入調査実施委員会</li> <li>・合同調査の年2回のみ</li> <li>・構成団体：栃木市、小山市、下野市、壬生町、都賀町、大平町、岩舟町、藤岡町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査員 2名</li> <li>・下都賀地区広域立入調査実施委員会</li> <li>・合同調査は年2回</li> <li>・構成団体：栃木市、小山市、下野市、壬生町、都賀町、大平町、岩舟町、藤岡町</li> <li>・町単独立入調査</li> </ul>	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	下都賀地区青少年育成推進連絡協議会に関すること	<p>地区内における青少年の健全育成をはかるため、県、市、町間の連絡調整を図り、問題の調査研究を行い、青少年対策活動の推進に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数は54名</li> </ul>	<p>地区内における青少年の健全育成をはかるため、県、市、町間の連絡調整を図り、問題の調査研究を行い、青少年対策活動の推進に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数は54名</li> </ul>	<p>地区内における青少年の健全育成をはかるため、県、市、町間の連絡調整を図り、問題の調査研究を行い、青少年対策活動の推進に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数は54名</li> </ul>	<p>地区内における青少年の健全育成をはかるため、県、市、町間の連絡調整を図り、問題の調査研究を行い、青少年対策活動の推進に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数は54名</li> </ul>	<p>現行のとおりとする。</p>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期は2年で再任を妨げない。</li> <li>・社会を明るくする運動</li> <li>・栃木県少年の主張発表下都賀地区大会</li> <li>・下都賀地区立入調査</li> <li>・その他広報、啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期は2年で再任を妨げない。</li> <li>・社会を明るくする運動</li> <li>・栃木県少年の主張発表下都賀地区大会</li> <li>・下都賀地区立入調査</li> <li>・その他広報、啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期は2年で再任を妨げない。</li> <li>・社会を明るくする運動</li> <li>・栃木県少年の主張発表下都賀地区大会</li> <li>・下都賀地区立入調査</li> <li>・その他広報、啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期は2年で再任を妨げない。</li> <li>・社会を明るくする運動</li> <li>・栃木県少年の主張発表下都賀地区大会</li> <li>・下都賀地区立入調査</li> <li>・その他広報、啓発</li> </ul>	
6	生涯学習の推進に関すること	<p>No.8「生涯学習情報の収集・提供・相談に関すること」における事業で推進</p>	<p>No.8「生涯学習情報の収集・提供・相談に関すること」における事業で推進</p> <p>生涯学習推進員設置</p>	<p>町広報紙に情報の掲載</p>	<p>No.8「生涯学習情報の収集・提供・相談に関すること」における事業で推進</p>	<p>合併後に再編する。</p>
	43					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	生涯学習人材バンクに関する こと	生涯学習を支援するため学習ボランティアとして登録し、学びたい市民に紹介。また、講師自らが企画運営を行う自主講座を開講	平成13年度より学校支援ボランティアとして登録を開始	該当なし	学習指導・支援、学校・地域支援、住民生活の支援。すでに活動しているボランティア団体との連携を図り、情報の収集・発信。「人と人をつなぐ」役割	合併後に再編する。
	44					
8	生涯学習情報の収集・提供・相談に関する こと	市民が受講することができる講座や指導者に関する学習情報を、広報紙やホームページ等により提供	町内や近郊で行われる学級や講座などに関する学習機会や人材などの情報を、広報、ケーブルテレビ、インターネット等により提供	町内や近郊で行われる学級や講座などに関する学習機会や人材などの情報を、広報、ケーブルテレビ、インターネット等により提供	町民が受講することができる講座や指導者に関する学習情報や公民館年間行事を、広報紙により提供	合併後に再編する。
	47					
9	県・管内公民館連絡協議会に関する こと	県内公民館相互の連絡を図り、公民館活動の振興発展に寄与	県内公民館相互の連絡を図り、公民館活動の振興発展に寄与	県内公民館相互の連絡を図り、公民館活動の振興発展に寄与	県内公民館相互の連絡を図り、公民館活動の振興発展に寄与	現行のとおりとする。
	56					
10	人を認める心を育む地域づくりに関する こと	他人の良いところを見つけ出し、地域のつながりを深めることを目的とし、「とちぎ宝人」として登録する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	135					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	学校施設（特別教室）開放に関すること	市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、青少年の健全育成並びに地域住民の文化の向上及びスポーツ振興の場として開放する。 （国府北小学校、栃木東中学校、栃木南中学校、寺尾中学校）	大平町立小中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、地域住民の文化の向上及びスポーツの振興の場として開放する。 （大平西小学校）	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	159					
12	市町政情報出前講座に関すること	市役所職員が市民の要望に応じて講師として出向き、市役所の仕事や仕組み、制度などについて講座を開催することにより、市民の学びの場を提供するとともに市民と市役所職員の交流を図る。	自主的な学習会や集会に町職員が講師として出向き、各課の専門的な知識を生かした講話や実習を行なうことにより、町民の町政に対する理解や地域への認識を深める。	該当なし	町役場職員が町民の要望に応じて講師として出向き、役場の仕事や仕組み、制度などについて講座を開催することにより、町民の学びの場を提供するとともに町民と町役場職員の交流を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
	160					
13	市民大学に関すること	「栃木市民学舎 発見の森セミナー」 住民ニーズ・時代に即した講座・講演を行なうことにより、栃木市を中心とする地域住民に学びの場を提供し、身近に充実した学習が行なえる環境を整備する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	161					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	ユネスコ協会 に関すること	栃木ユネスコ協会 ・ユネスコ子ども学校 ・国際交流草の根運動 ・国際理解教育の推進	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に統合する。
	81					
15	科学する心を 育む推進事業 に関すること	小学校3年生から6年生を対象 としたサイエンススクールの開 催(年3回)	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	100					
16	放課後子ども 教室推進事業 に関すること	栃木第五小学校区で実施	大平西小学校区で実施	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	147					
17	学校支援地域 本部事業に関 すること	該当なし	大平町全体の学校区を単位に「学 校支援地域本部」を設置し、地域 全体で学校を支援する。	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	283					
18	人材育成講演 会に関するこ と	該当なし	該当なし	一人ひとりが自ら進んでまちづ くりに参加する気運を高めるた めの講演会の開催	該当なし	合併後に再編する。
	293					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	わくわく野外体験に関する こと	該当なし	小学校4年生から6年生を対象として、自然とのふれあい体験等により、生きる力を育ませる。	該当なし	該当なし	大平町の例により合併時に統合する。
	304					
20	図書館の連絡調整に関する こと	図書館の関係機関及び協力団体等との連絡調整を行う。	図書館の関係機関及び協力団体等との連絡調整を行う。	図書館の関係機関及び協力団体等との連絡調整を行う。	図書館の関係機関及び協力団体等との連絡調整を行う。	合併時に統合する。
	255					
21	利用統計業務に関する こと	図書館システムにより、統計データを登録し、各種統計に必要な情報を抽出・出力する。 (指定管理者の業務)	図書館システムにより、統計データを登録し、各種統計に必要な情報を抽出・出力する。 (指定管理者の業務)	図書館システムにより、統計データを登録し、各種統計に必要な情報を抽出・出力する。	図書館システムにより、統計データを登録し、各種統計に必要な情報を抽出・出力する。	合併時に統合する。
	258					
22	図書館主催事業開催業務に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし広場</li> <li>・特版おはなし広場</li> <li>・幼児読書感想画展</li> <li>・生活を楽しむつどい</li> </ul> (指定管理者の業務)	映画会・人形劇・本のリサイクル市・コンサート・歴史講座・企画展示等 (指定管理者の業務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文学散歩</li> <li>・お楽しみ会</li> <li>・小学生作品展</li> <li>・小学生読書感想画展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会</li> <li>・夏休み体験教室</li> </ul>	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	260					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	図書館広報の業務に関する こと	図書館に関する様々な情報を広く市民に周知し、生涯学習創出の場として有効に利用してもらう。 (指定管理者の業務)	・町広報誌 ・ホームページ ・館内や公共施設等への掲示 (指定管理者の業務)	図書館に関する情報をより多くの町民に積極的に提供し、より多くの利用者に生涯学習として利用してもらう。	図書館に関する様々な情報を広く町民に周知し、生涯学習創出の場として有効に利用してもらう。	合併後に再編する。
	262					
24	図書館研修・ボランティアの受入に関する こと	・研修 ・施設見学 ・ボランティアの受入 (指定管理者の業務)	・研修 ・施設見学 ・ボランティアの受入 (指定管理者の業務)	・研修 ・ボランティアの受入	・研修 ・施設見学 ・ボランティアの受入	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	264					
25	図書資料及び視聴覚資料の貸出・返却業務に関する こと	図書・CD・カセットテープ合わせて1人10点、2週間まで。ビデオテープ(広域の方は貸出不可)は1人2点、1週間まで (指定管理者の業務)。	図書は、必要な冊数2週間 雑誌は、最新号を除く2冊、2週間まで。 ビデオ・CD・カセットテープ3点、DVD1点を2週間まで。 (指定管理者の業務)	図書(紙芝居・雑誌を含む)1人5点、2週間 CD(但し中学生以上の方)1人2点1週間	図書・雑誌・紙芝居は1人5点、2週間まで。 ビデオ・CDは1人2点(中学生以上)1週間まで。	合併後に再編する。
	265					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	予約・リクエスト業務に関する こと	利用者の希望する資料を、図書館が直ちに提供できなかった場合、その希望に応えるためのもの 予約図書の取り置き期間(2週間) (指定管理者の業務)	利用者の希望する資料を、図書館が直ちに提供できなかった場合、その希望に応えるためのもの 予約図書の取り置き期間(1週間) (指定管理者の業務)	利用者の希望する資料を、図書館が直ちに提供できなかった場合、その希望に応えるためのもの 予約図書の取り置き期間(1週間)	利用者の希望する資料を、図書館が直ちに提供できなかった場合、その希望に応えるためのもの 予約図書の取り置き期間(2週間)	合併後に再編する。
	266					
27	レファレンス業務に関する こと	レファレンスは、利用者の質問に対して資料を使い、解決の手伝いをする。 (指定管理者の業務)	レファレンスは、利用者の質問に対して資料を使い、解決の手伝いをする。 (指定管理者の業務)	レファレンスは、利用者の質問に対して、図書館資料と機能を使い、解決の手伝いをする。	レファレンスは、利用者の質問に対して資料を使い、解決の手伝いをする。	現行のとおりとする。
	267					
28	コピーサービス業務に関する こと	図書館資料について、著作権法の規定の範囲内でコピーを有料で行う。 (指定管理者の業務)	図書館資料について、著作権法の規定の範囲内でコピーを有料で行う。	図書館資料について、著作権法の規定の範囲内でコピーを有料で行う。	図書館資料について、著作権法の規定の範囲内でコピーを有料で行う。	合併時に再編する。
	268					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
29	図書資料及び視聴覚資料の選書・登録・整備業務に関すること	出版情報、新刊案内、予約、リクエスト申込書、出版社の案内や見計り等により選書する。 (指定管理者の業務)	出版情報、新刊案内、予約、リクエスト申込書、出版社の案内や見計り等により選書する。 (指定管理者の業務)	新刊案内、出版情報、出版社の案内等により選書する。	出版情報、新刊案内、予約、リクエスト申込書、出版社の案内や見計り等により選書する。	現行のとおりとする。
	269					
30	図書の分類・整備業務に関すること	栃木市図書館装備、整理仕様書に基づき、図書の分類整備を行う。 (指定管理者の業務)	大平町立図書館装備、整理仕様書に基づき、図書の分類整備を行う。 (指定管理者の業務)	分類について、「NDC日本十進分類法・新訂8版」(日本図書館協会発行)を採用	都賀町立図書館装備、整理仕様書に基づき、図書の分類整備を行う。	合併後に再編する。
	270					
31	相互貸借資料の業務に関すること	未所蔵の資料で、絶版、品切れなどにより入手が困難なもの、利用の少ないものなどについて、他の図書館を通じ資料の貸出を依頼 (指定管理者の業務)	未所蔵の資料で、絶版、品切れなどにより入手が困難なもの、利用の少ないものなどについて、他の図書館を通じ資料の貸出を依頼 (指定管理者の業務)	未所蔵の資料は、他の図書館を通じ、資料の貸出を依頼する。	未所蔵の資料で、絶版、品切れなどにより入手が困難なもの、利用の少ないものなどについて、他の図書館を通じ資料の貸出を依頼	現行のとおりとする。
	271					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
32	図書館と学校との連携に関する事	調べ学習など、学校活動を支援する。 (指定管理者の業務)	動く図書館（小中学校への団体貸出）や調べ学習など、学校活動を支援する。 (指定管理者の業務)	調べ学習など、学校活動を支援する。	調べ学習など、学校活動を支援する。	合併後に再編する。
	272					
33	移動図書館車の巡回乗車、貸出・返却管理業務に関する事	移動図書館車により、ステーションを巡回し、資料の貸出を行う。 (指定管理者の業務)	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	274					
34	読書団体に関する事	・読書会 ・読み聞かせボランティア団体 ・麦の会 (指定管理者の業務)	・読書会 ・読み聞かせボランティア (指定管理者の業務)	・読書会 ・読み聞かせボランティアの会	・読み聞かせボランティア団体 ・つが語り部の会 ・図書館友の会	現行のとおりとする。
	276					
35	中央公民館維持管理業務委託に関する事	館の利用者が安全かつ快適な気分で行う。	館の利用者が安全かつ快適な気分で行う。	館の利用者が安全かつ快適な気分で行う。	館の利用者が安全かつ快適な気分で行う。	現行のとおりとする。
	57					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
36	中央公民館施設使用許可に関すること	使用予定日の概ね3か月前から使用許可申請書の提出ができる。	使用予定日の概ね1か月前から申し込み受付し、使用日7日前までに使用許可申請書を提出する。	使用予定日の概ね1か月前から使用許可申請書を提出する。	前月の20日から使用予定日の7日前までに使用許可申請書を提出する。	合併後に再編する。なお、申し込み時期は栃木市の例により合併時に統合する。
	58					
37	中央公民館施設利用状況に関すること	使用回数、使用人数等について毎月作成	使用回数、使用人数等について毎月作成	使用回数、使用人数等について毎月作成	使用回数、使用人数等について毎月作成	合併時に統合する。
	59					
38	中央公民館利用団体(登録)に関すること	利用団体の登録はしていない。減免の取り扱いは使用料減免措置基準に基づき対応している。	減免を希求する自主団体から申請を受け付ける事により、団体の把握と登録により減免の対象としている。	利用団体は、文化関係団体、社会教育関係団体、社会体育関係団体、その他(P T A、単位子ども会育成会)が登録し使用	利用団体が毎年使用料免除申請書を提出。教育委員会が審査。該当する団体に証明書を発行している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	63					
39	中央公民館事業の成果・事業計画書に関すること	毎年作成し、公民館運営審議会等において活用している。	毎年作成し、公民館運営審議会等において活用している。	毎年作成し、公民館運営審議会等において活用している。	毎年作成し、公民館運営審議会等において活用している。	合併後に再編する。
	66					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
40	中央公民館主催事業に関する事	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、各種学級講座を開講する。	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、各種学級講座を開講する。	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、各種学級講座を開講する。	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、各種学級講座を開講する。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	133					
41	中央公民館における各種団体の事務に関する事	社会教育団体の活動を支援する。	社会教育団体の活動を支援する。	社会教育団体の活動を支援する。	社会教育団体の活動を支援する。	現行のとおりとする。
	134					
42	地区公民館主催事業に関する事	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、各種学級講座を開講する。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	322					
43	地区公民館維持管理業務委託に関する事	館の利用者が安全かつ快適な気分で行うことができるよう各種業務委託を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	324					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
44	地区公民館施設利用状況に関すること	公民館の使用回数、使用人数等の調査を毎月作成	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	325					
45	地区公民館だよりに関すること	地区内の事業や各種団体活動のお知らせや報告として広報する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	326					
46	地区公民館における各種団体事務に関すること	社会教育団体の活動を支援する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	327					
47	地区公民館施設使用許可に関すること	使用予定日の概ね3か月前から公民館使用許可申請書の提出が出来る。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	328					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
48	視聴覚教材・機 材の整備充実 に関する事 こと	下都賀地区視聴覚ライブラ リー協議会にて実施	下都賀地区視聴覚ライブラ リー協議会にて実施	下都賀地区視聴覚ライブラ リー協議会にて実施	下都賀地区視聴覚ライブラ リー協議会にて実施	現行のとおり とする。
	45					
49	男女共同参画 推進事業に関 すること	条例・プランに基づき男女共同参 画社会の実現をめざすための事 業を行う。	プランに基づき男女共同参画社 会の実現をめざすための事業を 行う。	第4次町勢振興計画に基づき男 女共同参画推進のための施策を 実施する。	男女共同参画社会を築くため、女 性の学習機会の提供及び学習活 動の支援等を行う。	合併後に再編 する。
	1					
50	男女共同参画 推進体制に関 すること	男女共同参画推進条例に基づく 庁内推進体制 ・男女共同参画推進本部 ・男女共同参画推進本部幹事会 ・とちぎし男女共同参画プラン庁 内推進研究会	おおひら男女共同参画プランに 基づく推進体制	該当なし	該当なし	合併後に再編 する。
	2					
51	男女共同参画 審議会運営に 関すること	男女共同参画審議会の庶務を担 任する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例に より合併時に 統合する。
	4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
52	男女共同参画推進ミニ市民のつどいに関すること	<p>県委嘱の男女共同参画地域推進員と協働して、自治会等に出向き、男女共同参画についての啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H20実績 3会場 (8自治会88名参加)</li> <li>・H3から54会場で実施</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併後に統合する。
	5					
53	男女共同参画推進講演会等事業に関すること	<p>男女共同参画週間に「栃木市男女共同参画推進市民大会」事業を行い、男女共同参画社会の理解を深める機会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H20内容 講演会・パネル展示他</li> <li>・対象者 全市民</li> <li>・事業予算 12千円</li> </ul>	<p>男女共同参画週間に「おおひら男女共同参画のつどい」事業を行い、男女共同参画社会の理解を深める機会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H20内容 寸劇・ワークショップ他</li> <li>・対象者 全町民</li> <li>・事業予算 70千円</li> </ul>	<p>男女共同参画社会実現のため、自から進んで解決してゆく気運を高めるため講演会・講座等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H19内容 講演会他</li> <li>・対象者 全町民</li> <li>・事業予算 50千円</li> </ul>	<p>男女共同参画社会への理解と参加を深めるため、「みんなのつどい」事業を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H20内容 講演会他</li> <li>・対象者 全町民</li> <li>・事業予算 76千円</li> </ul>	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	6					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
54	男女共同参画推進広報紙発行事業に関する事	男女共同参画に対する理解と関心を深め、その一層の推進を図るため広報紙を発行する。また、編集は男女共同参画地域推進員に依頼し、人材育成の場とする。	男女共同参画に対する理解と関心を深め、その一層の推進を図るため広報紙を発行する。また、編集はおおひら男女共同参画をすすめる会に依頼し、人材育成の場とする。	男女共同参画に対する理解と関心を深め、その一層の推進を図るため広報紙を発行する。	該当なし	合併後に再編する。
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回（庁内印刷）</li> <li>・26,300部</li> <li>・広報紙折込による全戸配布</li> <li>・編集委員 6名</li> <li>・H20予算 131千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回（業者印刷）</li> <li>・9,500部</li> <li>・広報紙折込による全戸配布</li> <li>・編集委員 7名</li> <li>・H20予算 570千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回（業者印刷）</li> <li>・5,600部</li> <li>・自治会長に依頼し全世帯配布</li> <li>・編集委員 6名</li> <li>・H20予算 141千円</li> </ul>		
55	男女共同参画に関する相談事業に関する事	男女共同参画に関する意見・相談を受け付け、関係機関と連携し解決に努める。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付内容 男女共同参画についての改善点・性別による権利侵害等について</li> <li>・対象 市内在住・在勤・通学、また市内で活動する方・事業者等</li> </ul>				



No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
56	人材育成事業に関すること	女性・青年の能力開発・人材育成を目的に実施される研修会等の情報提供や事務手続きの支援を行う。 ・次世代人材作り事業会場 宇都宮市・海外研修（H20 はアメリカ） ・日本女性会議 会場 広島市（H20）	女性・青年の能力開発・人材育成を目的に実施される研修会等の情報提供を行う。 ・次世代人材作り事業会場 宇都宮市・海外研修（H20 はアメリカ） ・日本女性会議 会場 広島市（H20）	女性・青年の能力開発・人材育成を目的に実施される研修会等の情報提供を行う。 ・次世代人材作り事業会場 宇都宮市・海外研修（H20 はアメリカ） ・日本女性会議 会場 広島市（H20）	女性・青年の能力開発・人材育成を目的に実施される研修会等の情報提供を行う。 ・次世代人材作り事業会場 宇都宮市・海外研修（H20 はアメリカ） ・県女性教育指導者研修会 ・県男女共同アドバイザー研修会	合併時に再編する。
	9					
57	女性団体等の育成・支援に関すること	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・栃木市女性団体連絡協議会 ・男女共同参画推進自主グループ 5 団体	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・大平町女性団体連絡協議会 ・男女共同参画推進自主グループ 1 団体	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・藤岡町女性団体連絡協議会	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・都賀町女性団体連絡協議会	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 なお、団体等については、合併後、統合するよう働きかける。
	1 1					

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
58	男女共同参画地域推進員に関すること	県から委嘱を受けた男女共同参画地域推進員の活動を支援、また、協働して男女共同参画社会の推進を図る。	県から委嘱を受けた男女共同参画地域推進員は、男女共同参画推進自主グループに所属し活動を行っている。	県から委嘱を受けた男女共同参画地域推進員は、広く地域で活動を行っている。	県から委嘱を受けた男女共同参画地域推進員は、広く地域で活動を行っている。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数 43名</li> <li>・全体会議の運営</li> <li>・協働による啓発活動の実施</li> <li>・情報提供</li> <li>・男女共同参画地域推進員申込書等の県への取次ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数 25名</li> <li>・協働による啓発活動の実施</li> <li>・情報提供</li> <li>・男女共同参画地域推進員申込書等の県への取次ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数 2名</li> <li>・男女共同参画地域推進員申込書等の県への取次ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数 6名</li> <li>・男女共同参画地域推進員申込書等の県への取次ぎ</li> </ul>	
59	とちぎし男女共生大学に関すること	男女共同参画社会の実現に向け、行動する人材育成のため連続講座を開催する。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8回開催（5～9月）</li> <li>・H20受講者数 延281名</li> <li>・運営委員を公募し、講座の運営にあたる。</li> </ul>				

No.	事務事業名	現況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
60	地域女性史の販売に関する こと	平成19年3月に刊行された、地域女性史の販売・管理を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	15					
61	男女共同参画都市宣言記念事業に関する こと	平成20年2月2日に男女共同参画宣言都市となったことを記念して、講演会等の事業を実施する。	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	16					
62	郷土資料収集保管等に関する こと	市内の郷土資料を収集、保存・管理し、文化財の保護・継承を図る。 保管場所：旧公民館等	町内の郷土資料を収集、保存・管理し、文化財の保護・継承を図る。 保管場所：資料館、戸長屋敷	町内の郷土資料を収集、保存・管理し、文化財の保護・継承を図る。 保管場所：資料館収蔵庫、倉庫(プレハブ)	町内の郷土資料を収集、保存・管理し、文化財の保護・継承を図る。 保管場所：資料館	合併後に再編する。
	172					
63	文化財関係刊行物に関する こと	各機関より送付された書籍の活用を円滑に行うため、管理と整理を行う。文化財調査報告書の発送	各機関より送付された書籍の活用を円滑に行うため、管理と整理を行う。	各機関より送付された書籍の活用を円滑に行うため、管理と整理を行う。文化財調査報告書の発送	各機関より送付された書籍の活用を円滑に行うため、管理と整理を行う。	現行のとおりとする。
	182					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
64	埋蔵文化財に関すること	保存・調査について開発事業者と調整を図る。	保存・調査について開発事業者と調整を図る。	保存・調査について開発事業者と調整を図る。	保存・調査について開発事業者と調整を図る。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	183					
65	国・県指定文化財に関すること	文化財が適切に保存・管理されるような措置を講じる。文書等を進達する経由事務を行う。	文化財が適切に保存・管理されるような措置を講じる。文書等を進達する経由事務を行う。	文化財が適切に保存・管理されるような措置を講じる。文書等を進達する経由事務を行う。	文化財が適切に保存・管理されるような措置を講じる。文書等を進達する経由事務を行う。	栃木市の例により合併後に統合する。
	184					
66	文化財愛護団体・郷土史研究団体の育成に関すること	文化財愛護思想の普及のため、栃木市内で活動する文化財愛護団体等に対して、活動の場を提供し、活動を支援する。	該当なし	文化財愛護思想の普及のため、藤岡町内で活動する文化財愛護団体に対して、活動の場を提供し、活動を支援する。	該当なし	合併後に再編する。
	192					
67	文化財保護思想の普及に関すること	文化財について理解を深めるため、文化財に関する資料・情報の提供、総合的な学習への協力などを行う。	文化財について理解を深めるため、文化財に関する資料・情報の提供などを行う。	文化財について理解を深めるため、文化財に関する資料・情報の提供などを行う。	文化財について理解を深めるため、文化財に関する資料・情報の提供などを行う。	合併後に再編する。
	230					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
68	市町史（誌）売 払いに関する こと	『栃木市史』全8巻の販売	『大平町誌』1巻の販売	『藤岡町史』全10巻の販売	『都賀町史』全3巻の販売	合併後に再編 する。
	231					
69	日光杉並木オ ナー制度に関 すること	日光杉並木の杉を1本購入し、そ の運用益を並木保護に活用する 制度	日光杉並木の杉を1本購入し、そ の運用益を並木保護に活用する 制度	日光杉並木の杉を1本購入し、そ の運用益を並木保護に活用する 制度	日光杉並木の杉を1本購入し、そ の運用益を並木保護に活用する 制度	現行のとおり とする。
	233					
70	資料館等に関 すること	栃木市郷土参考館、下野国庁跡資 料館、星野遺跡地層たんけん館、 星野遺跡憩いの森の4施設ある。	大平町歴史民俗資料館、大平町郷 土資料館（白石家戸長屋敷）の2 館がある。	藤岡町歴史民俗資料館がある。	都賀町立歴史民俗資料館が町立 図書館と併設してある。	現行のとおり とする。
	285					
71	資料館等の維 持管理に関す ること	4施設とも警備など管理は業務 委託している。	警備など管理は業務委託してい る。	警備など管理は業務委託してい る。	町立図書館と併設されているの で、図書館の予算内で管理してい る。	合併後に再編 する。
	286					
72	資料閲覧・貸 与・借用・寄託 に関すること	市所蔵資料に関する申請に対応	町所蔵資料に関する申請に対応	資料館所蔵資料に関する申請に 対応 H19実績資料閲 9件 資料貸与3件	町所蔵資料に関する申請に対応	合併後に再編 する。
	288					
73	創作太鼓事業 に関すること	該当なし	該当なし	該当なし	町が創作した「勝道上人太鼓」に より、イベント等へ積極的に参加 し、地域の活性化と文化の向上に 寄与している。	現行のとおり とする。
	238					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
74	文化振興に関する こと	市民の生活や地域に根ざした伝統と文化を後世に継承するとともに、豊かな感性が育まれる市民文化の振興を目指す。	自主的、創造的な芸術文化活動の展開が図れるよう、町民のニーズに即応した事業活動を推進する。	文化施設を核として、生活や地域に根ざした伝統と文化を後世に継承するとともに、町民の自主的、創造的な文化活動を支援する。	先人の遺産を将来に引き継ぎ、郷土の文化を大切にする心豊かな人間性を養うとともに、創造的文化活動を促進し、文化芸術の振興を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
	162					
75	文化団体の育成及び助言に関する こと	市民により組織されている各種の文化団体の活動を育成・助長し、幅の広い文化活動の一層の充実に努める。	町民により組織されている各種の文化団体の活動を育成・助長し、幅の広い文化活動の一層の充実に努める。	町民により組織されている各種の文化団体の活動を育成・助長し、幅の広い文化活動の一層の充実に努める。	町民により組織されている各種の文化団体の活動を育成・助長し、幅の広い文化活動の一層の充実に努める。	現行のとおりとする。
	167					
76	県芸術祭に関する こと	文化芸術の振興を図るため、県芸術祭への参加の周知等を図る。	文化芸術の振興を図るため、県芸術祭への参加の周知等を図る。	該当なし	該当なし	栃木市・大平町の例により合併後に統合する。
	190					
77	美術作品の収集に関する こと	郷土ゆかりの美術作家の作品を中心に、とちぎ蔵の街美術館における、収蔵作品の充実及び集客を図るため展示作品を購入する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	197					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
78	とちぎ蔵の街美術館の展示に関すること	芸術文化の向上及び観光の振興に寄与するため、特別企画展、収蔵品展等を開催する。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	198					
79	文化施設整備に関すること	先人の遺した貴重な資料や歴史的遺産の公開の場として博物館の整備について、調査・研究を行う。	該当なし	歴史民俗資料館の欄に掲載	該当なし	現行のとおりとする。
	202					
80	とちぎ蔵の街美術館の管理・運営に関すること	美術に関する市民の知識及び教養の向上を図るとともに、文化のかおり高いまちづくりのため、美術館の管理運営を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	206					
81	下野国庁まつりに関すること	下野国庁跡などの貴重な地域資源を活かし、地域文化の伝承と地域の活性化を目的に実行委員会を組織して実施している。	該当なし	該当なし	該当なし	他のまつりを含めて合併後に再編する。
	217					
82	下都賀西部ブロック文化協会に関すること	栃木市、壬生町、都賀町、藤岡町、大平町、岩舟町の文化協会、文化団体連絡協議会により組織されている。	栃木市、壬生町、都賀町、藤岡町、大平町、岩舟町の文化協会、文化団体連絡協議会により組織されている。	栃木市、壬生町、都賀町、藤岡町、大平町、岩舟町の文化協会、文化団体連絡協議会により組織されている。	栃木市、壬生町、都賀町、藤岡町、大平町、岩舟町の文化協会、文化団体連絡協議会により組織されている。	現行のとおりとする。
	218					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
83	市民吹奏楽団 に関すること	演奏活動を通じて、本市の芸術文化の向上と市民意識の高揚を図ることを目的に活動している。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	224					
84	納涼祭に関する こと	該当なし	納涼祭実行委員会が主催者となり、8月に町運動公園において開催	該当なし	該当なし	他のまつりを含めて合併後に再編する。
	305					



No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
85	共催事業に関する こと	<p>会館単独事業としては、困難であるものを業者や団体等との共催事業として実施する。 (平成21年度から指定管理者制度へ移行)</p>	<p>ホール単独事業としては困難であるものを業者や団体等との共催事業として実施する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併後に再編する。</p>
	242					
86	栃木〔蔵の街〕 音楽祭開催に 関すること	<p>市民に文化情報発信源として古楽器の良さを知ってもらい、オリジナル楽器への関心を高める。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおりとする。</p>
	244					
87	文化会館運営 管理保守点検 業務委託に関 すること	<p>文化会館の施設等を安全、正常かつ良好な状態に保持するため専門業者に委託する。 (平成21年度から指定管理者制度へ移行)</p>	<p>町民ホールの施設等を安全、正常かつ良好な状態に保持するため専門業者に委託する。</p>	<p>文化会館の施設等を安全、正常かつ良好な状態に保持するため専門業者に委託する。</p>	<p>産業文化会館の施設等を安全、正常かつ良好な状態に保持するため専門業者に委託する。</p>	<p>合併後に再編する。</p>
	246					
88	文化会館自主 事業に関する こと	<p>市民の文化向上を目指し芸術性に優れた催し物を企画、招聘し市民の文化意識の高揚を図る。 (平成21年度から指定管理者制度へ移行)</p>	<p>町民の芸術、文化の振興及び福祉の増進を目的として文化意識の高揚を図る。</p>	<p>町民の芸術、文化の振興を図るため、生の舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。</p>	<p>町民の文化向上を目指し町民の芸術文化を鑑賞する機会を提供し文化意識の高揚を図る。</p>	<p>合併後に再編する。</p>
	248					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
89	文化会館施設 使用許可に関 すること	文化会館食堂、文化会館支線につ いて、使用希望業者に対して行 う。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり とする。
	249					
90	文化会館施設 利用状況に関 すること	会館利用状況の把握をする。 (平成21年度から指定管理者 制度へ移行)	会館利用状況の把握をする。	会館利用状況の把握をする。	会館利用状況の把握をする。	合併後に再編 する。
	250					
91	文化会館催し 物案内・広報に 関すること	催し物案内や広報とちぎへの掲 載チラシポスターケーブルテレ ビなどへの掲載をする。 (平成21年度から指定管理者 制度へ移行)	催し物案内や広報おおひらへの 掲載チラシポスターケーブルテ レビなどへの掲載をする。	催し物案内や広報ふじおかへの 掲載チラシポスターケーブルテ レビなどへの掲載をする。	催し物案内や広報つがへの掲載 チラシポスターケーブルテレビ などへの掲載をする。	合併後に再編 する。
	252					
92	文化会館プレ イガイドに関 すること	近年プレイガイドを使用したイ ベントなし。 (平成21年度から指定管理者 制度へ移行)	町内・5か所 町外・1か所	町内・2か所 町外・4か所	町内・22か所	合併後に再編 する。
	301					